

行政対応特別研究[地理的表示]
研究資料

地理的表示の保護制度について

－EU の地理的表示保護制度と我が国への制度の導入－

研究報告書

平成24年6月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

地理的表示の保護制度について
－ EU の地理的表示保護制度と我が国への制度の導入－

農林水産政策研究所 地理的表示チーム

〔 内藤 恵久
須田 文明
羽子田 知子 〕

1	はじめに	-----	1
	(1) 地理的表示とは		
	(2) 我が国における最近の状況		
	(3) 本研究の目的		
2	国際条約、諸外国制度の概要	-----	3
	(1) TRIPS 協定等条約上の扱い	-----	3
	1) 概況		
	2) TRIPS 協定		
	3) リスボン協定		
	(2) EU 関係	-----	6
	1) 概要		
	2) 登録等の状況		
	3) 対象		
	4) 要件		
	5) 登録の手続き		
	6) 保護の内容		
	7) 管理体制、担保措置		
	8) 商標との関係		
	9) 仏の運用		
	10) 伊における管理の状況		
	11) 支援策		
	12) 規則改正の動き		
	13) EU－韓国 FTA 協定		
(3)	EU 以外の国の状況	-----	27
	1) 概況		
	2) 韓国		
	3) 中国		
	4) アメリカ		

3	効果等	38
(1)	価格上昇等の効果	38
1)	概況	
2)	EUにおける調査	
3)	韓国における調査	
4)	その他	
(2)	市場シェアへの影響(国内、輸出)	42
(3)	農業・農村の六次産業化	44
(4)	その他	44
4	我が国における状況	46
(1)	我が国における地理的表示に関連する制度	46
1)	概況	
2)	不正競争防止法	
3)	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(酒団法)	
4)	商標法(地域団体商標)	
5)	その他(JAS法)	
(2)	ブランド化の取組の実態	55
1)	概況	
2)	個別事例に見る課題等	
3)	地域における地理的表示保護に向けた動き	
4)	その他	
5	保護制度の基本的考え方	62
(1)	特別の保護制度(EU型の保護制度, sui generis)と商標制度による保護	62
(2)	農産物、食品の特徴を踏まえた制度設計	64
6	個別の課題	66
(1)	保護の対象となる地理的表示	66
1)	対象となる製品の範囲	
2)	保護の対象となる地理的表示(地理的表示の定義)	
3)	消極的要件	
(2)	規制内容の明確化	69
1)	保護の内容	
2)	類似製品の範囲	
3)	登録産品を原材料とした産品への登録名称の使用	
4)	小分けする場合の取り扱い	
(3)	申請、登録の手続	71
1)	申請主体	
2)	明細書の内容	
3)	審査基準、審査体制(含む意義申し立て)	
(4)	品質管理の体制	72
1)	明細書適合を確認する主体	

2) 検査計画の策定等	
3) 品質管理の体制がとられないときの措置	
(5) 担保措置	73
1) 行政上の措置 (含む罰則)	
2) 民事上の措置	
(6) 産地表示との関係	73
(7) 商標との関係	74
(8) 特別のマーク	75
(9) 既存名称との関係	75
1) 問題となり得る名称及び一般名称との関係	
2) 経過措置	
(10) 制度運用上の課題	76
7 まとめ	77
参考文献	80
(付論1) 品質等の特徴と地理的原産地の結びつき (link) の判断基準について	82
(付論2) 地理的表示と商標との関係に関する一考察	102
(付論3) フランスにおける地理的表示規則の運用	
ーコントロールを中心にー	122
(付論4) 地理的表示を通じた六次産業化の推進：フランスのバロニエ地方の場合	142

＜資料編＞

1	GI と既存商標との関係に関するパネル(DS174)について	145
2	EU 関係	
	(1) R(EC) 510/2006	150
	〃 (仮訳)	170
	(2) R(EC) 1898/2006	191
	〃 (仮訳)	214
	(3) R(EEC) 2081/92	236
	(4) 加工食品に対する表示ガイドライン	245
3	協定	
	(1) TRIPS 協定 (英文)	247
	〃 (和訳)	263
	(2) リスボン協定 (英文)	277
	〃 (和訳)	286
4	韓国関係	
	(1) 農産物品質管理法 (仮訳・抄)	294
	(2) 農産物品質管理法全部改正法律案 (仮訳・抄)	301
	(3) 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 (抄)	350
5	日本関係	
	(1) 不正競争防止法 (抄)	351
	(2) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (酒団法) 関係	
	①酒団法 (抄)	358
	②地理的表示に関する表示基準を定める件	359
	③酒類の表示における重要基準を定める件	361
	④地理的表示に関する表示基準第2項に規定する国税庁長官が 指定するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を定める件	362
	⑤酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 (抄)	363
	(3) 商標法 (抄)	365
	(4) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS 法) 関係	
	① JAS 法 (抄)	374
	②生鮮食品品質表示基準	378
6	地域における地理的表示保護制度関係	
	有田市原産地呼称管理制度	382

地理的表示の保護制度について

－EUの地理的表示保護制度と我が国への制度の導入－

内藤 恵久，須田 文明，羽子田 知子

1. はじめに

(1) 地理的表示とは

地理的表示 (GI:Geographical Indication)は、原産地の特徴と結びついた特有の品質や社会的評価を備えている産品について、その原産地を特定する表示であり、著名な例としては、パルマハム、ロックフォールチーズ、シャンパンなどがある。これに関する代表的な定義としては、TRIPS 協定で、「ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを特定する表示」と定義されている (TRIPS 協定第 22 条第 1 項)。

また、WIPO (世界知的所有権機関) は、地理的表示を「特定の地理的原産地を持ち、その原産地に基本的に起因する品質、評判又は特性を持つ商品に使用される表示」と定義し、原産地呼称 (AO:Appellation of origin) は「地理的表示の一種」としている。

このように、①商品に特有の品質等の特性があり、②その特性とその商品の地理的原産地が結びついている場合に、③その原産地を特定することとなる表示、が地理的表示と呼ばれることとなる。これは、単に産地を表示する名称ではなく、長年の努力により積み上げられた品質等の特徴とそれに対する信頼が、その名称に化体したものであって、これがその名称を保護するベースになっていると考えられる。

この地理的表示を保護する仕組みについては、フランスの AOC、イタリアの DOC 等、ヨーロッパにおいて長い歴史と実績を有しており、1992 年からは EU 共通の保護制度 (PDO 及び PGI) が運用されている。

(2) 我が国における最近の状況

地理的表示については、我が国において、農林水産物・食品のブランド化推進等の一環としても注目が集まっており、近年、その保護制度の導入に向けた議論の高まりが見られる。

平成 20 年 9 月 19 日に閣議決定された「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」においては、地理的表示を与える制度について、WTO で議論されている地理的表示の導入と合わせ、国内企業等の既存の取組との調整を図った上で整備するとされており、「第 3 期知的財産戦略の基本方針」(平成 21 年 3 月 10 日知的財産戦略本部決定) や「新たな農林

水産省知的財産戦略」(平成 22 年 3 月 1 日農林水産省策定)においても同様の内容が定められている。また、平成 22 年 3 月 30 日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産物に対する表示である地理的表示を支える仕組みについて検討することとされている。

その後、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業の再生推進本部決定)では、「我が国の高品質な農林水産物に対する信用を高め、適切な評価が得られるよう、地理的表示の保護制度を導入する」ことが定められ、これに関する取組方針である「「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針」(平成 23 年 12 月 24 日農林水産省決定)では、「適切な時期に制度を創設できるよう、平成 23 年度中に有識者等による研究会を立ち上げる」とされたところであり、制度創設に向けた検討が具体化しつつある⁽¹⁾。

(3) 本研究の目的

地理的表示の保護制度に関しては、平成 22 年度に、「我が国への地理的表示制度の導入に向けた課題に関する研究」を行い、我が国における地理的表示に関する法制度の検討に資するため、国内外の調査を踏まえ我が国への地理的表示制度の導入に当たっての課題を整理するとともに、制度導入に当たっての法制度的問題を整理し、対処方針を検討した。また、平成 23 年度には、「諸外国における地理的表示の保護制度の運用実態等に係る分析」を行い、我が国に関する地理的表示制度の運用に必要な審査基準等に係る検討に資するため、国内状況及び諸外国における運用実態等を把握、分析した上で、円滑な制度導入に向けた課題を整理した。本報告は、この 2 つの研究、分析をまとめたものである。

なお、地理的表示の保護制度としては、WIPO は、EU のような地理的表示の保護のための特別の(sui generis)制度によるもののほか、団体商標や証明商標の形式による商標法によるもの、不正競争防止法によるもの、消費者保護法によるものなどがあるとしている。本報告では、地理的表示の保護のための特別の法制度を特に念頭に置いて、調査・分析を行っている。

注1 第 1 回の研究会が平成24年3月に開催され、7月中に報告が取りまとめられる予定である。

2. 国際条約、諸外国制度の概要

(1) TRIPS 協定等条約上の扱い

1) 概況

地理的表示の保護に関する国際条約としては、1883 年に締結された「工業所有権の保護に関するパリ条約」、1891 年に締結された「虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定」、1958 年に締結された「原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定」、1994 年に締結された「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」等がある。

パリ条約では、原産地の虚偽表示の取締りを定めるとともに、競争者との製品の混同を生じさせる行為や製品の性質等につき公衆を誤認させるような取引上の表示を禁止している。マドリッド協定においても、虚偽又は誤認を生じさせる原産地表示に対する制裁等が定められている。両者とも、原産地の虚偽表示の取締りを中心とした内容にとどまり、また、原産地表示、地理的表示等に関する定義はない。

一方、リスボン協定では、「原産地名称」の定義を置き、知的所有権国際事務局への登録を通じて、その名称の積極的保護を図るものである。また、TRIPS 協定では、「地理的表示」の定義を置き、一般の品目の地理的表示については誤認を招く表示の使用の防止を、ぶどう酒等の地理的表示についてはさらに手厚い保護を求めるものである。

以下では、地理的表示等の定義をおき、その積極的な保護の内容を含む TRIPS 協定とリスボン協定について詳説する。

2) TRIPS 協定 (Agreement on Trade-Related Aspect of Intellectual Property Right, 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定, 1995.1. 1 発効)

(i) 概要

TRIPS 協定は、貿易に関連する知的所有権に関する協定であり、WTO 設立協定の一部として 1995 年に発効している。この中で、地理的表示は、著作権、商標、特許等と並んで、地理的表示が知的所有権の一つとして取り扱われている(第 2 部第 3 節)。本協定では、地理的表示の明確な定義をおき、その保護の内容を定めており、加盟国数の多さ(153 カ国)と相まって、現在、地理的表示に関する最も普遍的な仕組みとなっている。

(ii) 定義

TRIPS 協定においては、地理的表示について「ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性⁽²⁾が当該商品の地理的原産地に主として (essentially) 帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産地とするこ

とを特定する表示」と定義されている(第 22 条第 1 項)。すなわち、①商品に一定の品質等の特性があり、②その特性とその商品の地理的原産地が結びついている場合に、③その原産地を特定することとなる表示を地理的表示と呼んでいることとなる。ここで、注目される点としては、データ等により客観化がしやすい品質等のほかに、社会的評価という客観的には判断しにくいものも要素として明記している点があり、文言上、社会的評価はあるが確立した品質その他の特徴がないもの(すなわち品質等で他と区別が困難なもの)も対象となり得ることとなっている。

なお、対象は、農林水産物及び食品に限らず、広く商品となっている。また、保護対象は「表示」であるため、名称以外の表示を含むこととなっている。

(iii) 保護の内容

TRIPS 協定の保護内容は、一般の品目と、ぶどう酒及び蒸留酒で保護の程度が異なっている。一般の品目については、「商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用」等⁽³⁾を防止するための法的手段を確保することを、加盟国に対して要求している(第 22 条第 2 項)。原産地の誤認を招く表示を禁止するものなので、例えばパルマハムについては、北海道産パルマ風ハムの表示が許容されることとなる。

一方、ぶどう酒及び蒸留酒については「真正な原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されること」を防止するための法的手段を確保することとされている(第 23 条第 1 項)。このぶどう酒等に関する保護内容は、「追加的保護」と呼ばれる。このため、ぶどう酒に関しては、原産地の誤認を招かない場合であっても表示が禁止され、具体的には山梨産ボルドーワインや、ボルドー風ワインの表示も認められないこととなる。

なお、この追加的保護については、民事上の司法手続きに代えて行政上の措置による実施を確保することができることとされている(第 23 条第 1 項脚注)。これは、TRIPS 協定においては、知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続きを権利者に提供することとされていること(第 42 条)の例外となっている。これにより、我が国においてぶどう酒等の地理的表示に関し規制的手法(酒団法)によってのみ保護し、権利者に対し民事上の法的手続が与えられていないことが正当化されることとなっている。

(iv) 商標等との関係

加盟国は、地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品のものを拒絶し又は無効とすること等とされている(第 22 条第 3 項及び第 23 条第 2 項⁽⁴⁾)。ただし、加盟国において TRIPS 協定の地

地理的表示の保護の規定を適用する日又は当該地理的表示がその原産国において保護される日より前に、善意に出願、登録、取得された商標については、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、商標の登録の適格性、有効性、商標を使用する権利は害されない(第 24 条第 5 項)。これにより、原産国で地理的表示として保護される日より前に出願、登録等された商標には、第 22 条第 3 項及び第 23 条第 2 項は及ばず、当該商標は有効に存在することとなる。なお、これにより、地理的表示と商標が併存することがあり得るが、この場合の両者の関係については、付論 2 を参照。

また、ぶどう酒等の地理的表示に関しては、① 1994 年 4 月 15 日⁽⁴⁾前に少なくとも 10 年間、又は②同日前に善意で継続して使用されてきた表示については、その表示を継続して使用することを防止することを要求するものではないとされている(第 24 条第 4 項)。これにより、追加的保護の対象であるぶどう酒等の地理的表示についても、既に一定期間使用されてきた表示については(真正な産地産のものでなくとも)その継続使用を認めることが可能となっている。

さらに、自国の領域の中で一般名称として通例用いられている用語と同一の地理的表示については、協定の規定の適用は要求されない(第 24 条第 6 項)。これによって、その国で一般名称と判断される用語と同一の地理的表示は、保護しないことができる。

(v) TRIPS 協定改定に関する交渉の状況

現在の WTO 交渉において、EU、スイス、インドなどは、地理的表示の保護に関し、追加的保護の対象を拡大するよう主張している。一方、米、オーストラリア、カナダなどは、現行制度で十分との立場である。この背景には、米等では、EU 等の地理的表示と同一、類似の名称を使用している商品の存在があり、自国産品の競争条件の悪化につながるおそれがあるためと考えられる。現在のところ、両者の対立は激しく、方向性は定まっていない。

3) リスボン協定 (The Lisbon Agreement for the Protection of Appellations of Origin and their International Registration, 原産地名称の保護及び国際登録に関する協定, 1966. 9. 25 発効)

リスボン協定は、ある加盟国で保護され、かつ知的所有権国際事務局(以下「国際事務局」という。)に登録された原産地名称を、他の加盟国でも保護することを内容としている。

リスボン協定上、「原産地名称」は、「ある国、地方又は土地の地理上の名称であって、その国、地方又は土地から生じる生産物を表示するために用いるものをいう。ただし、当該生産物の品質又は特徴が自然的要因及び人的要因を含む当該国、地方又は土地の環境に専ら又は本質的に(exclusively or essentially)由来する場合に限る。」と定義されている(第 2 条第 1 項)。

TRIPS 協定の定義とそれほどの違いはないようにも見えるが、「社会的評価」が明示されていないこと、「自然的要因及び人的要因を含む(地域の)環境」に「専ら又は本質的に由来」することを求めていること等の差がある。つまり、気候、土壌等の自然的要因及びそれに適合した人間の営みという人的要因を備えたその土地の環境が、品質等を生み出しているものを対象としているという点で、TRIPS 協定上定義される地理的表示に比べより限定されたものとなっている。EU の PDO 及び仏の AOC(後述)と同様の内容と考えられる。なお、リスボン協定では原産地「名称」のみを対象としており、この点でも、名称以外の表示を含む TRIPS 協定上の地理的表示とは異なっている。

協定加盟国は、原産国で保護されており、かつ国際事務局に登録されたものを、その領域内で保護することを約束する(第1条第2項)。この保護内容については、生産物の真正な原産地が表示されている場合又は当該名称が翻訳された形で若しくは「kind」、「type」、「imitation」等の語を伴って使用されている場合であっても、権利侵害又は模倣に対して保護が保証される(第3条)。

原産地名称の登録は、加盟国の官庁の請求に応じ、当該国の国内法令に従い当該名称を使用する権利を有する自然人又は法人の名義において、国際事務局が行う(第5条第1項)。登録は加盟国に通知されるとともに、公告される(同条第2項)。通知を受けた加盟国は、通知の受領日から1年以内に、当該国で原産地名称の保護を保証することができないことを宣言できる(同条第3項)。また、通知の日前から、その原産地名称が第3者により使用されていた場合は、第3者に当該使用を終了させるために2年を超えない期間を与えることができる(同条第6項)。

現在の加盟国は、仏、伊等27カ国であり、登録名称数は約900である。保護内容はTRIPS協定の追加的保護と同等の手厚いものであるが、加盟国が少なく、その点で限界がある。

(2) EU 関係

1) 概要

EU においては、EU 連合の成立にあわせ、1992年に、農林水産物及び食品の原産地呼称及び地理的表示の保護に関するEU全体に適用される仕組みが導入された。現在の根拠となる規則は、2006年に定められたR(EC)510/2006(以下「規則」という。)であるが、これは、R(EEC)2081/92を廃止した上で制定されたものである。この制度は、一定の特徴を有する産物の生産振興による農業者・農村の利益向上とともに、消費者選択に資することを目的としており、対象となる産品の品質基準・生産基準等を明細書として定め、公示した上で、その基準に適合した産品についてのみ地理的表示の使用を認めている。また、明細書への適合について第三者機関等が検査を行うことにより、基準が守られていることを保証している。

2) 登録等の状況

2011年3月末現在の登録数は978件となっており、うち保護原産地呼称(PDO)が507、保護地理的表示(PGI)が471となっている(第1表)。品目としては果物・野菜・穀物(263)、チーズ(193)、肉(118)、肉製品(112)といったものが多い。なお、PDOについてはチーズ(166)が特に多くなっている。

国別では、イタリア、フランス、スペイン、ポルトガルといった南ヨーロッパの国々が多くを占めている(第2表)。

第1表 PDO, PGI の分野別登録実績 (2011年3月末現在)

(単位:件、%)

分類	登録 件数	うち主な分野				
		果実、野菜、 穀物(注1)	チーズ	肉	肉製品 (注2)	油脂
PDO	507	109	166	27	30	98
PGI	471	154	27	91	82	14
合計 (全体に占める割合)	978 (100.0)	263 (27.0)	193 (19.6)	118 (12.1)	112 (11.5)	112 (11.6)

資料: EU DOOR database

注1) 生鮮及び加工品

2) 加熱、塩漬、燻製等

第2表 PDO, PGI の国別登録実績 (2011年3月末現在)

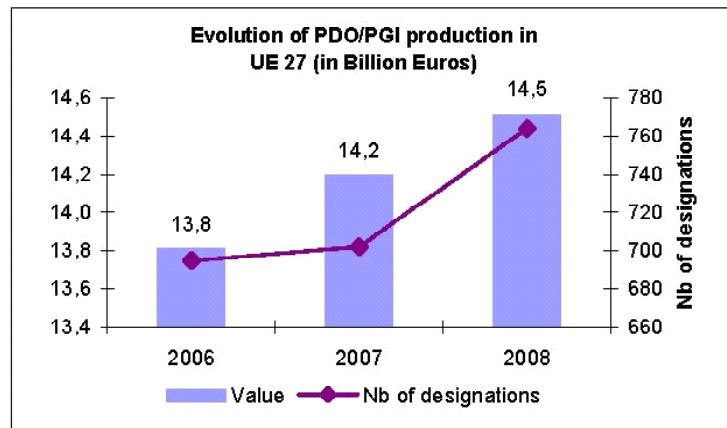
(単位:件、%)

分類	登録 件数	うち主な国(EU)						EU域外
		イタリア	フランス	スペイン	ポルトガル	ギリシャ	ドイツ	
PDO	507	140	81	79	58	65	29	0
PGI	471	83	102	66	58	23	48	(注1)2
合計 (全体に占める割合)	978 (100.0)	223 (22.8)	183 (18.9)	145 (14.9)	116 (12.0)	88 (9.1)	77 (7.9)	2 (0.2)

注1) 中国の"龙口粉丝"(Longkou Fen Si, パスタ)及びコロンビアの"Cafe de Colombia"の2件。

2) この他、域外からの出願で、既に公告されているものがPDOで4件(中国)、PGIで4件(中国2件、インド1件、タイ1件)、公告に至っていないものが、PDOで4件(中国2件、トルコ1件、ベトナム1件)、PGIで5件(中国1件、インド1件、タイ2件、トルコ1件)ある。

PDO/PGIの生産額は2008年で約145億ユーロとなっている(第1図)。生産物全体に占める割合は、チーズでは約8%を占めるなど、少なからぬ割合を占めている(第3表)。



第1図 EU27ヶ国におけるPDO及びPGIの登録の推移等

資料: <http://ec.europa.eu/agriculture/quality/>

第3表 販売額に占める地理的表示製品のシェア

製品	シェア
チーズ(EU) 注1	EU全体の販売額の8%
乾燥ハム(スペイン・2005年) 注2	スペイン国内市場での販売額の8.9% スペイン輸出市場での販売額の3%
オリーブオイル(スペイン・2005年) 注3	スペイン国内市場での販売額の3.7% スペイン輸出市場での販売額の1%弱

注1) 資料: ECニュースレター 2010

2) 資料: PDO および PGI に関する CAP 政策の評価 (London Economics, 2008). スペイン 4 製品のデータ

3) 資料: 同上. スペイン 10 製品のデータ

3) 対象

規則が対象としている産物は、EU 設立条約付属書 I の人間により消費を予定している農産物並びに規則付属書 I にいう食品及び付属書 II に掲げる農産物である(第1条)。ただし、ぶどう酒及び蒸留酒は適用外であり(同条ただし書)、これらは別途 R (EC) 479/2008 及び R (EC) 110/2008 により保護されている。

EU 設立条約付属書では、生きている動物、肉、魚、野菜、果実、油脂、肉等の調整品、砂糖、酢等が規定されている。また、規則付属書 I では、ビール、パン、ケーキ、パスタ、塩等が規定され、付属書 II では、干し草、精油、花及び観賞植物、羊毛、綿等が規定されている。登録可能な産物の分類の一覧は R (EC) 1898/2006(以下「詳細規則」という。)別表 2 に定められている。

対象産物は、おおむね、農林水産物及びその一次加工品となっている。これは、歴史的

経緯に加え、①地理的表示については、地域との結びつきが主要要素であり、農産物及びその一次加工品は、地域との結びつきが強いと考えられること、②農産物等は品質のばらつきも多く、また、外見からその品質、生産工程を知ることが困難であることから、地理的表示制度による品質保証の必要性が高いこと等によるものと考えられる。

4) 要件

(i) 定義(積極的要件)

規則では、原産地呼称(designation of origin)と地理的表示(geographical indication)の2種類の定義がおかれている(規則第2条)。

原産地呼称は、地方、特定の場所、又は例外的に国の名称であって、①当該地方、特定の場所又は国を原産地としていること、②その品質又は特徴が、固有の自然的及び人的要因を備えた特定の地理的環境に専ら又は本質的に(exclusively or essentially)起因していること、③その生産、加工及び調製が当該定義された地理的地域において行われていること、に該当する農産物又は食品を表現するために使用するものとされている(規則第2条第1項(a))。

地理的表示は、地方、特定の場所、又は例外的に国の名称であって、①当該地方、特定の場所又は国を原産地としていること、②当該地理的原産地に起因する固有の品質、評判その他の特徴を有していること、③その生産、加工又は調製が当該定義された地理的地域において行われていること、に該当する農産物又は食品を表現するために使用するものとされている(規則第2条第1項(b))。

この名称については、特定の農産物又は食品を示すために使用されている名称であることが必要であり(詳細規則第3条)、新しく作られた名称は登録できない。ある程度の期間使用されてきた実績が必要と考えられるが、その期間についてEU規則上では明確な規定はない⁽⁶⁾。

なお、原産地呼称及び地理的表示とも、原産地を示す地名⁽⁷⁾とされているが、上記のような条件を満たす農産物又は食品を示す伝統的な地理的又は非地理的名称も、原産地呼称又は地理的表示とみなされる(規則第2条第2項)。この規定により、名称に使用される地域名と実際の生産地が異なる場合や、ギリシャのフェタチーズのように地理的な名称を含まないもの⁽⁸⁾も保護の対象となることとなる。

両者の相違点としては、原産地呼称の場合、品質等がその土地の地理的環境(気候、土壌等)と強く結びついていることが必要で、また、原料生産を含めた生産工程の全てがその土地で行われている必要があるのに対し、地理的表示の場合、評判が確立しているのみでもそれが地理的原産地と結びついていれば対象となり得る定義となっており、また、生産工程のいずれかがその地域で行われていればよい。原産地呼称の方がより地域との結びつきが強いと言える。なお、この生産については、漁獲、採集のようなものも含まれ、漁獲物等も対象とされている⁽⁹⁾。

なお、原材料の産地がその加工地域より広い、又は加工地域とは異なる場合であっても、生産地域の限定、特別な生産条件とその条件遵守のための検査制度の存在があり、かつ、2004 年 5 月 1 日以前に原産国で原産地呼称と認められているものであれば、原産地呼称と取り扱うこととされている(規則第 2 条第 3 項)。この原料は、生きた動物、肉、ミルクに限定されている(詳細規則第 5 条)⁽¹⁰⁾。

この原産地呼称の定義は、フランスの AOC にならったものと考えられ、リスボン協定第 2 条の定義ともほぼ一致している。一方、地理的表示の定義は、TRIPS 協定第 22 条第 1 項の定義ともほぼ一致している。

原産地呼称制度については、「自然的及び人的要素を備えた地理的環境」(気象、土壌等の自然的環境と、それを踏まえて行われる人間の働きかけ)に「専ら又は本質的に(exclusively or essentially) 起因する」「品質又は特徴」を有することが要件の 1 つであり、その土地ならではの品質をもった、他では生産困難な産物ということになる。品質等と地域環境との結びつき(link)を特に重視した要件となっている。

一方、地理的表示の方は、単に、「当該地理的原産地に起因する固有の品質、評判、その他の特徴」を有すればよいこととなっている。この「その他の特徴」は独特のノウハウが想定されているとの説明である。この規定によれば、地理的環境に基本的・本質的に起因する客観的な品質がなくとも、言い換えれば、その土地ならではの品質をもったものではなく、品質的には他地域で生産可能であっても、その地域産の産物の評判が高ければ登録されうることとなる⁽¹¹⁾。ただし、ここは微妙な点であり、保護の対象は、あくまで「specific product」であるとの説明である⁽¹²⁾。この地域と結びついた評判を説明するため、消費者調査の結果や文献での引用が示されることとなる。

なお、品質等の特徴と地域の特徴との結びつき(link)の詳細な内容については、付論 1 を参照されたい。



第 2 図 PDO のマーク



第 3 図 PGI のマーク

なお、出願が EU 加盟国以外の第 3 国に所在する地理的地域に関するものである場合、その名称が原産国において保護されていることも要件となる(規則第 5 条第 9 項)⁽¹³⁾。

(ii) 消極的要件

次のような名称は登録を受けることができない(規則第 3 条)。

ア 一般化している名称

イ 植物又は動物の品種名と抵触し、原産地について誤認を生じさせるおそれのあるもの

ウ 既に登録されている名称と、一部又は全部が同音であり、原産地の誤認につながったり、登録済みの名称と十分な区別ができないもの

エ 既存商標があり、その評判、名声、使用年数を考慮すると、登録名称が産物の独自性に誤認を招くおそれがある場合

このうち、アについては、カマンベール、ゴーダ等⁽¹⁴⁾が一般名称とされているが、必ずしも明確な基準はない。現に、ギリシャのフェタチーズ（PDO）は、登録された後、一般名称であるとのドイツ等の提訴を受け一旦登録が取り消され、その後再登録された後、2005年に欧州司法裁判所において、消費者調査等を踏まえ、ギリシャに特有のものとして PDO の要件を満たすと確認されている。

イについては、品種名と完全に同一の名称は、登録申請前に当該地域以外で商業的に生産されている場合は原則登録できないこと⁽¹⁵⁾、部分的に同一の名称は、当該地域以外で生産されていても消費者の混同がなければ登録されうることが定められている（詳細規則第 3 条第 3 項及び第 4 項）。

また、エについては、既存商標がある場合も、誤認を招かなければ名称の登録が可能となることになる。この場合、商標と登録された地理的名称が併存することとなり、その効力関係について問題が生じる（8）参照）。

5) 登録の手続き

(i) 出願者等

一部例外を除き、生産者又は加工者の団体のみが、自ら生産又は取得する農産物等について登録出願をすることができる（規則第 5 条第 1 項及び第 2 項）。例外としては、一個人又は法人が、出願を希望する唯一の生産者である等の要件を満たす場合が定められている（詳細規則第 2 条）。

登録出願は、(ii) の明細書等を添えて、地理的地域が所在する加盟国に対して行う（規則第 5 条第 3 項及び第 4 項）。EU 加盟国以外の第 3 国の場合は、直接又は当該第 3 国を経由して EU 委に行う（規則第 5 条第 9 項）。

(ii) 出願書類

登録出願には、ア出願集団の名称・住所、イ明細書、ウ明細書の主要事項及び産物と地域のつながりの説明等を示す文書（＝「single document」。詳細規則附属書 I に様式有り）が必要である（規則第 5 条第 3 項）。

明細書には、以下の内容を含む必要がある（規則第 4 条第 2 項）。なお、この明細書に適合する農産物等に保護名称が使用できることとなる（同条第 1 項）。

ア 原産地呼称又は地理的表示を含む農産物等の名称

- イ 農産物等の説明及び物理的、科学的、微生物学的又は感覚的に認知できる特徴
- ウ 地理的地域の定義
- エ 定められた地理的地域を原産地としている証拠
- オ 生産方法（パッキングが限定された地域で行われる必要がある場合は、その内容・理由を含む。）^{(16) (17) (18) (19)}
- カ 原産地呼称の場合は、品質等と地理的環境の連結、地理的表示の場合は品質、評判、その他の特徴と地理的原産地との連結を裏付ける内容
- キ 明細書との適合性を判断する機関等の名称、機能等 等

このように、明細書で、対象産物が備えるべき特徴及び生産方法が明示される。また、地理的原産地との連結を証明することが求められており、原産地呼称の場合、自然的・人的要因を備えた地理的環境が、どのように品質等と連結しているか、地理的表示の場合、特徴と地理的原産地がどう連結しているかを証明することが必要となる。また、定められた地理的地域を原産地としている証拠として、製品・原材料の供給元・量、供給先・量、両者の対応関係等を識別できるようしておくことが求められており（詳細規則第6条）、トレーサビリティの確保が求められることとなっている。

なお、明細書については、技術的な進展を考慮し、また地理的地域を再定義する等のため、一定の手続きの下、変更が可能である（規則第9条）。

（iii） 審査の手続き

出願を受けた地理的地域が所在する加盟国が、まず要件適合の審査を行い（規則第5条第4項）、審査の一環として、国内の異議申立手続きを行う（同条第5項）。加盟国が要件を満たしていると判断すれば、受理を決定し、明細書を公告し、EU委に書類を提出する。この場合、加盟国は国内的な保護や調整期間を設けることができる（同条第6項）。なお、登録出願が第3国に所在する地理的地域に関するものである場合、出願は直接又はその第3国を経由してEU委に行うが、原産国においてその名称が保護されている証明が必要とされる（同条第9項）。

EU委に出願が行われると、12月以内に審査が行われ（規則第6条第1項）、要件が満たされていると判断される場合は、明細書の一部等が公報に公告される（同条第2項）。この公告の日から6月以内に、加盟国若しくは第3国又は利害関係を有する自然人若しくは法人は、異議申立をすることができる（規則第7条第1項及び第2項）。この異議申立については、

- ア 原産地呼称又は地理的表示の定義にあわない場合、
 - イ 4）（ii）イ、ウ及びエの消極要件に該当する場合、
 - ウ 既存商標や、公告日以前少なくとも5年間合法的に販売されている産物の存在を危険にさらす場合、
 - エ 一般名称であることを結論づける詳細な理由を提示している場合
- に限り受理される（規則第7条第3項）。

異議申立がなければ登録が行われ（規則第 7 条第 4 項）、異議申立が受理された場合、利害関係人の協議が行われ、6 月内に合意が成立すれば、登録が行われる。なお、明細書に微細でない修正があれば再審査を要する。合意が成立しなければ、EU 委が決定を行う（同条第 5 項）。決定は広報に公告される。

このように、審査は出願された加盟国において一次的な審査及びその過程での調整（異議申立手続き）が行われ、当該国で登録要件有りと判断された上で、EU 委での最終的な審査が行われる。異議申立が受理されるのは、積極・消極要件に反する場合のみでなく、既存商標や既存商品に大きな影響を与える場合が含まれ、その場合、必要な調整が行われることとなる。

6) 保護の内容

登録された名称は、明細書に合致する農産物等を販売する事業者は誰でも使用することができる（規則第 8 条第 1 項）。登録された名称に基づき販売される共同体を原産地とする農産物等については、「保護原産地呼称」若しくは「保護地理的表示」という表示又はこれらを伴う共同体シンボルがラベルとして表示されなければならない（同条第 2 項）。第 3 国を原産地とするものについてはこの表示及びラベルの使用については任意である（同条第 3 項）。

登録名称は、①登録の対象とされていない産物について直接又は間接に業として使用すること、②名称の悪用、模倣、想起（真の生産地が示されている場合、登録名称が翻訳されている場合、「style」、「type」、「imitation」等の表現が添えられている場合も同様。）、③産物の出所、原産地、種類又は基本的品質に関する①、②以外の虚偽の又は誤認を生ずる表示を付すこと、④その他産物の真の原産地について消費者に誤認を生じさせるおそれのある全ての実施に対し保護される（規則第 13 条第 1 項）。なお、登録名称の中に一般名称が含まれる場合、その一般名称の使用は①、②に該当するとはみなされない（同項）⁽²⁰⁾。

①については、登録名称の登録対象産物以外への使用を禁止するものであるが、その産物が対象産物と類似しているか又はその名称を使用することが登録名称の評判の不当な利用になることが条件とされる。どこまでが類似している産品になるか、また、どこまでが評判の不当な利用となるか等は解釈に委ねられるが、その範囲を確定することは難しい面がある⁽²¹⁾。例えば登録産品を原料の一部に用いた加工品について、どのような場合に登録名称を使用することが許されるかは、判断が難しい場合も多いと考えられる⁽²²⁾。

さらに、②の「名称の悪用、模倣、想起」により、保護範囲が拡張されている。例えば、「Parmigiano-Reggiano」が登録されているが、これに関し「Parmesan」の使用は Parmigiano-Reggiano を「想起」させるとして、第 13 条に抵触することとされている⁽²³⁾。また、「翻訳」した場合も保護範囲に含まれることとされている。このような保護範囲の広さは、商標に比した地理的表示の特徴の一つとなっている。

効力の例外としては、①登録名称と全部又は一部が同一の名称の産物や EU 委による公告前 5 年以上合法的に販売されていた産物の存在を危険にさらすとして異議申し立てが受

理された場合に、5年以内の移行期間を設けられること（規則第13条第3項）、②地理的地域が所在している国で、EU委による公告前に少なくとも5年間名称を使用し、異議申し立てでその旨を言及している場合も5年以内の移行期間を設けられること（同項）、③1993年7月24日⁽²⁴⁾前に25年以上公正に使用されていた等一定の要件⁽²⁵⁾を満たす場所を表示する名称について、登録名称との共存を認めることができること（同条第4項）が規定されている。②の移行期間については、この期間中、その名称での登録名称に係る産物と内容の異なる産物の共存を認め、5年以内に登録名称に係る基準へ統一を図るための経過措置としての期間と考えられる。なお、国内的保護を認める場合は、同様の趣旨から調整期間の設定が可能となっているが（規則第5条第6項）、この調整期間と移行期間を合算して5年を超えることはできない（規則第13条第3項）。また、③の登録名称と非登録名称の共存は、非登録名称に係る産物の原産国を明示することを条件に、最大15年間に限り認められる（同条第4項）。この規定は、同一の地名等があり、それが名称に使用されて同一名称となっている場合等に関する規定と考えられる。

なお、登録名称は一般名称となることはない（規則第13条第2項）。これにより、登録名称が一般化し、地理的表示保護の要件を満たさなくなることを防止している。この点も商標制度と比べた特徴の1つとなっている。

7) 管理体制、担保措置

PDO/PGI産物に関する品質管理については、大別して、PDO/PGI産物として生産される産物の明細書で定められた要件への適合の確認と、偽物など産地・品質要件等を満たさないものに関する市場における規則違反の取締りがある⁽²⁶⁾。前者は主に、公的管理当局（行政）から権限を与えられた第3者機関が担い、後者は公的管理当局が担当することとなっている。

（i）産物の明細書への適合の確保

加盟国には、公的管理を行う管理当局の指定が義務づけられる（規則第10条）。管理当局は国の担当部局とされていることが多いが、スペインなどでは地方自治体が管理当局となっている。

登録名称に係る産物を市場に出す際には、この管理当局又は産物認証団体として機能する管理団体により、事前の明細書遵守の確認が必要である（規則第11条第1項）。管理当局及び管理団体の詳細については、R(EC)882/2004に定められており、管理団体の定義としては、管理当局が管理事務の権限を与えた独立した第3者機関とされている（882/2004第2条第5項）。検査の内容、頻度等が定められた管理計画が策定され、これに基づき第3者機関による検査等が行われる。この明細書遵守の立証に要する費用は生産者の負担である（規則第11条第1項）。

明細書遵守が確保されていない場合は、EU委は登録を抹消する（第12条第1項）。また、利害関係者は抹消を要求できる（同条第2項）。

このように、ア) 明細書が明確に定められ、公示されていること、イ) その明細書への適合について、公的機関又は独立した第3者機関が確認する体制をとっていることが、産物への信頼性を高める上で重要な役割を持っているものと考えられる。

(ii) 偽物等違反に対する対応

違反に対する行政上の措置及び罰則については、他の食品関係法規に関するものとあわせて、R(EC)No882/2004 で定められている。ここでは、管理当局が違反を発見したときに是正措置をとることが求められており、その措置には市場流通の禁止、操業の停止その他の適切な措置が含まれる(第54条)。また、加盟国は法令違反に対する制裁措置のルールを確立することが求められている(第55条)

一方、違反による損害に対する民事上の救済措置(差止請求、損害賠償請求)については、EU 規則には規定されておらず、各国法に委ねられており、必ずしも統一的な措置はとられていない。

なお、違反に対する対応に関しては仏に関する記述も参照のこと。

8) 商標との関係

(i) 原産地呼称又は地理的表示の登録出願後に出願された商標の扱い

登録名称と抵触する商標の登録出願が、欧州委に対する登録名称の出願後になされた場合、規則第13条第1項で禁止される内容に該当するときは、その商標の出願は却下される(規則第14条第1項)。このため、地理的名称の登録が行われた後は、原則これに同一、類似の商標は登録されない。ただし、登録名称に係る明細書に合致する産品にその商標を使用する場合は、規則第13条第1項に抵触せず、商標の登録が可能である⁽²⁷⁾。これにより、登録名称を使用しつつ、商標により、各事業者がその事業者の製品を差別化することが可能となっている。

(ii) 既存商標との関係

登録名称と抵触する商標が既に存在したとしても、登録名が産物の真の独自性について誤認を招くものでない場合は、名称の登録は可能である(規則第3条第4項、4)(ii)を参照)。このため、商標と登録名称の併存があり得ることになる。

一方、登録名称の原産国における保護の日より前又は1996年1月1日より前に、これと抵触する商標が出願、登録等されていた場合、その商標の使用の継続が認められる(規則第14条第2項)。この意味としては、登録名称の使用は商標権者の許諾なくできるとの理解の下⁽²⁸⁾、既存の商標権者は明細書に適合していない産物についてもその商標を継続して使用することができるとしたものである。これは商標権の効力を制限するものであることから、商標権の保護を定めるTRIPS協定との整合性が問われたが、WTO パネルの報告(付論2参照)では、商標権に対する限定的な制限としてTRIPS協定上認められるとの

判断となっている。また、このパネルでの EU 側の主張では、商標権者が単に商標の使用を継続できるということにとどまらず、登録名称の対象である産物以外については、商標権の効力は失われないものとされている。

9) 仏の運用

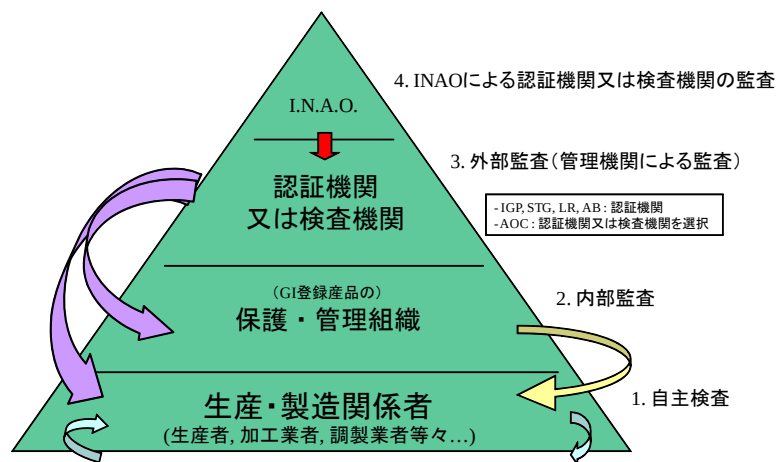
フランスは EU 共通の制度が導入される以前から、原産地呼称の保護の仕組みを整備している⁽²⁹⁾。現在の地理的表示保護のための国内法は、「農産物、木材製品、食品及び水産物の価値向上に関するオルドナンス（2006 年）」により、農事法典及び消費法典を改正して整備されている。保護の種類としては、AOC（統制原産地呼称）と地理的保護表示がある。AOC は基本的に EU 制度の PDO（AOP）と同内容のものであり、農事法典上 EU 制度の適用範囲となる農産物及び食品は、AOP の保護を求めなければならず、この申請が拒絶された場合、AOC としての保護も失効する（農事法典 L641-10 条）。AOC と PDO の関係は、今一つ不明確であるが⁽³⁰⁾、この規定により、AOC は PDO（AOP）に統一されていくものと考えられる。地理的保護表示は EU 制度の PGI である。

品質及び原産地認証表示に関する法的措置の実施を担当するため、INAO（原産地呼称全国機関）が設置されている（農事法典 L642-5 条）。INAO の権限は、原産地呼称等の承認、明細書の変更の提案、保護管理組織の承認⁽³¹⁾、管理計画の同意、管理機関の承認・評価等である。

明細書適合の管理は、INAO の名の下または管理下で、INAO の承認を受けた管理機関（第 3 者機関）により行われる（農事法典 L642-27 条～ 642-33 条）。管理計画については保護管理組織と第 3 者機関の協議により作成され、INAO の同意を受ける⁽³²⁾。

承認を受けないで統制原産地呼称や地理的保護表示を使用すること、不正な表示の使用等は、2 年以下の禁固及び 37,500 ユーロの罰金の対象となる（消費法典 L115-22 条）。

なお、仏における管理の詳細については、付論 3 を参照のこと。



第 4 図 フランスにおける地理的表示制度の管理体制図

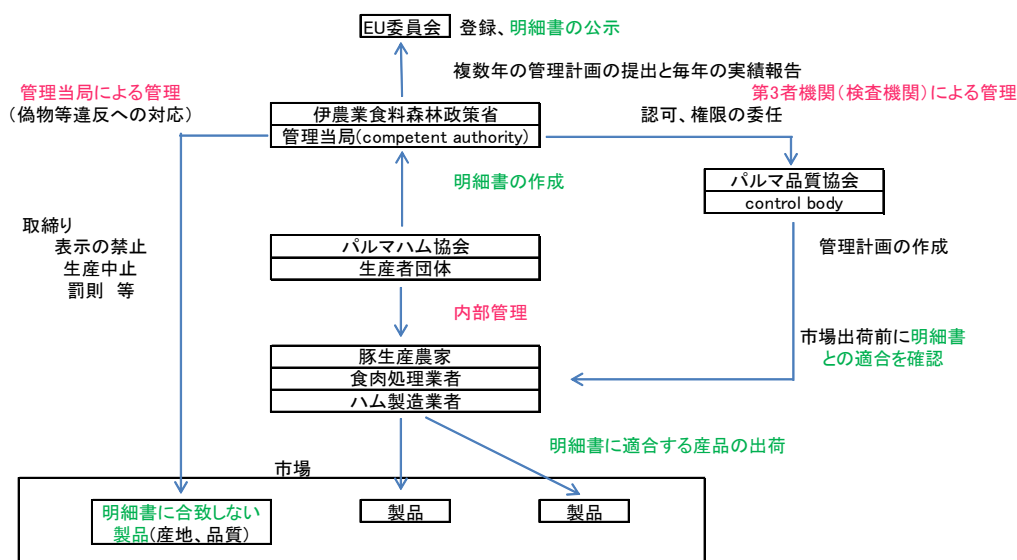
10) 伊における管理の状況

イタリアでは、農業食料森林政策省（MPAAF）が PDO/PGI 制度の管理を担当している。

登録された PDO/PGI の生産者、製造業者、小分け・包装業者等は、MPAAF に指定された検査機関が公表する検査計画に沿った検査を受ける必要がある。また、MPAAF の機関である農産加工品品質保護・不正防止中央監査機関（ICQRF）により、生産者等の行程検査、市販品の検査、指定検査機関に対する監査・監督が行われる。

プロシュート・ディ・パルマ（PDO）を例に、これを図示したものが第5図である。

検査機関は、検査計画の他、検査料金、不適合の場合の措置等について、規定を設け公表している。PGI として登録されている羊肉「アバッキオ・ロマーノ」では、ローマ商工手工業農業会議所（以下「ローマ商工会議所」）が検査機関となっている。これを例に、検査計画の規定項目を見たものが第4表、検査頻度や検査の対象が第5表、検査料金を整理したものが第6表である。



違反に対する管理当局による取締り、検査機関による明細書との適合性の確認を通じて、
地理的表示を付して市場に供給される製品の品質を保証

第5図 プロシュート・ディ・パルマ（伊，PDO）の管理体制

資料：筆者作成

第4表 アバッキオ・ロマーノ（PGI）の検査計画における主な規定項目

○適合性の要件
・子羊の特定と追跡が可能であること
・子羊の種(系統)
・と畜場及び飼育場所の立地
・飼育、精肉、包装方法
・消費者に提供時に必要な特性(色、堅さ等)
・明示及び展示
○コントロール計画
・一般規則
・年間の検査頻度
・コントロール活動(飼養者、精肉業者、小分け・包装業者の各段階)
○一日当たりの生産ロット及びその刻印
○補完的給餌に係る文書
○製品の附属文書
○脂肪分に関する分析証明
○個々の子羊に付するナンバー票(帯票)の交付
○ラベル又は証票の添付
○追跡及び製品の適合性のための検査機関による具体的コントロール
○自己証明及び呼称の付与
○非適合品の処理

資料：アバッキオ・ロマーノの検査計画規程（ローマ商工会議所）

第5表 アバッキオ・ロマーノの確認のための検査頻度・対象等

類型	証明の種類	確認の対象割合	頻度	確認事項
飼養者	登録	申請者全員	初回登録及び登録変更時	飼養場所、遺伝的証明、飼養方法
	管理	登録者の33% 及び前年に管理を受けた登録者の2%	毎年	生産工程、生産者の適合性、製品のトレーサビリティ
精肉業者	登録	申請者全員	初回登録及び登録変更時	設備の場所、要求事項への適合
	管理	登録者全員	毎年	生産工程の規定への適合、製品のトレーサビリティ
小分け、包装業者	登録	申請者全員	初回登録及び登録変更時	業者の適合性と文書管理の完全性、要求事項への適合
	管理	登録者全員	毎年	生産工程の規定への適合、製品のトレーサビリティ
製品(精肉段階)	管理	証明された羊800頭に1体 800頭に達しない場合には、12ヶ月に1回	毎年	屠体の特性(脂肪組成)

資料：アバッキオ・ロマーノの検査計画規程（ローマ商工会議所）

第 6 表 アバッキオ・ロマーノの検査料金

1 登録料

対象者	費目	額 ※	備考
飼養者	加入費	40ユーロ	初年度の年会費を含む
	年会費(2年目以降)	10ユーロ	監視のための検査官の派遣費を含む
	不適合に関連する検査官の派遣費	80ユーロ	
屠畜場(精肉業者)	加入費	100ユーロ	初年度の年会費を含む
	年会費(2年目以降)	100ユーロ	監視のための検査官の派遣費を含む
	不適合に関連する検査官の派遣費	100ユーロ	
小分け・包装業者	加入費	100ユーロ	初年度の年会費を含む
	年会費(2年目以降)	100ユーロ	

2 証明料

固定経費	精肉業者の検査及びサンプリング	70ユーロ	
	分析(屠畜場でサンプリングしたサンプル1個につき)	20ユーロ	
	飼養者	0.25ユーロ	アバッキオ証明1個につき
変動経費	精肉業者	0.35ユーロ	番号の付された帯封ごとのアバッキオ証明1件につき
	小分け・包装業者	0.09ユーロ	番号の付されたロゴによる1包装につき

資料：アバッキオ・ロマーノの検査計画規程（ローマ商工会議所）

注．額にはこれに付加価値税 2 0 % を加算する．

イタリアの地理的表示の公的管理当局である ICQRF は、PDO/PGI 製品のみならず、一般食品、有機食品等食品全般のほか、農薬、肥料の品質に関する管理を行う機関であり、2009 年現在のデータでは、MPAAF 1,577 名の職員のうち、半数以上の 875 名が ICQRF に配置されている。ICQRF は、イタリア各地に出先機関（全土で 18 機関）を設置し、生産者等に対する監督、製品の検査、分析活動を展開している。

生産者等に対する管理（コントロール活動）は、財務警察、軍警察、軍警察の不正食品対策班、森林警察、地域保健所、税関と協力して実施している。管理活動は生産者、製造業者等に対する検査を行い、その過程で、サンプルの抜き取りを行い、物理・化学的分析（場合によっては、官能検査）が行われる。分析検査は、管理活動を補完するものであり、製品の成分や量を確認するとともに、法令や明細書において要求されている事項への適合性の確認を行っている。

ICQRF では、DOCG 等のワイン、PDO 等の地理的表示産品、有機食品については、他の製品と区別して、手厚い管理を行っている。2010 年の ICQRF の活動のうち、PDO/PGI/TSG の地理的表示に対する管理活動の結果をまとめたものが、第 7 表である。

違反例としては、特にチーズや野菜・果樹に違反が多く見られ、明示されていない添加物や認められていない添加物の使用例、規定事項に適合しない製品の不正販売例、チーズ、エキストラバージンオリーブオイルでのトレーサビリティ要件の不適合、品質管理システムへの参加費用不払い例などが見られた。

第 7 表 ICQRF による地理的表示産品に関する管理活動の結果

業者検査	2,465	件
業者の違反率	16	%
製品検査	3,765	件
製品の違反率	12.4	%
サンプル検査	765	件
サンプル検査の違反率	6.7	%
差し押さえ	19	件
差し押さえ額	864,308	ユーロ
違反の公表	16	件
行政当局による通知	543	件

➡

製品検査 (3,765件の内訳)	
チーズ	2,071件
エキストラバージン・オリーブオイル	653件
肉・肉製品	623件
野菜・果樹	255件
酢	114件
その他	49件

資料: ICQRF 活動報告 2010

また、ICQRF では、地理的表示や有機食品の第三者検査機関に対する監督活動（ヴィジランツァ）を行っている。これは、MPAAF が検査機関を認証した際の要件を満たしているか、検査機関の公平性が確保されているか、制度への参加者（希望者）に差別的扱いはないか等をチェック（第 3 者機関の所在地や業者における書類のチェック）を行うものであり、2010 年の実績では、年間に 39 の地理的表示産品の関係の検査機関に対する監督活動を実施した。

1 1) 支援策

EU では、PDO・PGI 制度への支援は、CAP 制度の農村開発政策の枠の中で実施されている。EU ガイドライン（2007 ～ 2013）では、「農業者が生産物の品質を高め、品質保証システムに参加するのを推進するための『高品質の農産物生産と販売促進に対する助成措置』として、例えば、「市場リサーチ及び製品の企画・立案（この中には、PDO や PGI の申請書の作成も含む）に対する助成（最大でコストの 100%を補助）」がメニューとして示されている。実際に、2007 年から 2010 年に域内向けに採択されたプログラムは第 8 表、域外向けに採択されたプログラムは第 9 表のとおりである。

実績のある国はイタリア、フランス、スペイン、ドイツ、ギリシャと偏りが見られる⁽³³⁾⁽³⁴⁾。

第 8 表 EU域内における地理的表示産品のプロモーションに関し採択された
プログラム及び事業額（2007-2010）

(単位:千ユーロ)

年	国	主体	対象	年数	予算総額				ECの 負担割合
					1年目	2年目	3年目	合計	
2007	ギリシャ	Coops Zagora Piliou-Kimis-K Nevrokopi-Crococ	PDO,PGI製品	3	850	1,074	1,041	2,966	50%
	フランス	CNIEL	PDO,PGI,GTS	3	1,197	1,199	1,199	3,596	50%
	イタリア	CONS. SAN DANIELE CONS. GRANA PADANO	PDO,PGI,GTS	3	615	1,177	1,712	3,504	50%
	イタリア	CONS. MELA ALTO ADIGE CONS. TUTELA SPECK ALTO ADIGE CONS.DELLE CANTINE PRODUTTORI ALTOATESINE	PDO,PGI,GTS	3	869	1,564	1,567	4,000	50%
	イタリア	ATI: CONS. TUTELA FORMAGGIO PECORINO TOSCANO, CONS. TUTELA MIELE DELLA LUNIGIANA DOP	PDO,PGI,GTS	3	321	384	339	1,044	50%
2008	イタリア	Consorzio Prosciutto Parma Consorzio Parmigiano-Reggiano	PDO,PGI,TSG	3	1,000	1,000	1,000	3,000	50%
	イタリア	UIV - IVSI	Multi (PDO, PGI, quality wine, table wine)	3	1,182	972	1,112	3,267	50%
2010	フランス	Fraise du Périgord raisins de table du Mont Ventoux l'asperge des sables des Landes kiwis des pays de l'Adour	Fresh fruitand vegetables PDO,PGI,TSG	3	401	401	401	2,407	50%
	スペイン	PDC PRODECASA			401	401	401		
	ドイツ	LVBW Werbe-GmbH	PDO,PGI,TSG	3	395	350	355	1,100	50%
	ギリシャ	KIN PDO/PGI Producers	PDO,PGI,TSG	3	728	1,006	726	2,460	50%
	イタリア	PROSCIUTTO SAN DANIELE GRANA PADANO	PDO,PGI,TSG	3	1,334	1,324	1,302	3,960	50%

資料:EUのプレスリリースから筆者作成

注. イタリアでは、2000 ～ 2006 の農村開発プログラムに基づいて、トスカーナのオリーブオイル生産者組合（Consorzio）の5年間の地理的表示の保護・促進活動に対し、資金提供を行った例や、Mela della Val di Non の組合に対し、農家の管理費用や認証費用を支援した例がある。

また、これに加えて、地方政府や農業省は、申請者が申請書類を作成支援を行ったり、地方政府が会議を開催し、申請者間の見解の相違を解決する手助けをしている例がある。

第 9 表 EU域外における地理的表示産品のプロモーションに関し採択された
プログラム及び事業額（2007-2010）

(単位:千ユーロ)

年	国	主体	対象	年数	予算総額				ECの 負担割合
					1年目	2年目	3年目	合計	
2007	ギリシャ	Coops Zagora Piliou-Kimis-K Nevrokopi-Crococ	PDO,PGI製品	3	850	1,074	1,041	2,966	50%
	フランス	CNIEL	PDO,PGI,GTS	3	1,197	1,199	1,199	3,596	50%
	イタリア	CONS. SAN DANIELE CONS. GRANA PADANO	PDO,PGI,GTS	3	615	1,177	1,712	3,504	50%
	イタリア	CONS. MELA ALTO ADIGE CONS. TUTELA SPECK ALTO ADIGE CONS.DELLE CANTINE PRODUTTORI ALTOATESINE	PDO,PGI,GTS	3	869	1,564	1,567	4,000	50%
	イタリア	ATI: CONS. TUTELA FORMAGGIO PECORINO TOSCANO, CONS. TUTELA MIELE DELLA LUNIGIANA	PDO,PGI,GTS	3	321	384	339	1,044	50%
2008	イタリア	Consorzio Prosciutto Parma Consorzio Parmigiano-Reggiano	PDO,PGI,TSG	3	1,000	1,000	1,000	3,000	50%
	イタリア	UIV - IVSI	Multi (PDO, PGI, quality wine, table wine)	3	1,182	972	1,112	3,267	50%
2010	フランス	Fraise du Périgord raisins de table du Mont Ventoux l'asperge des sables des Landes kiwis des pays de l'Adour	Fresh fruitand vegetables PDO,PGI,TSG	3	401	401	401	2,407	50%
	スペイン	PDC PRODECASA			401	401	401		
	ドイツ	LVBW Werbe-GmbH	PDO,PGI,TSG	3	395	350	355	1,100	50%
	ギリシャ	KIN PDO/PGI Producers	PDO,PGI,TSG	3	728	1,006	726	2,460	50%
	イタリア	PROSCIUTTO SAN DANIELE GRANA PADANO	PDO,PGI,TSG	3	1,334	1,324	1,302	3,960	50%

資料:EUのプレスリリースから筆者作成

１２） 規則改正の動き

EU の品質管理政策に関しては、その法的スキームについて 2010 年 12 月に委員会から新たな提案がなされている。この規則案は、従来の地理的表示保護に関する規則（R（EC）510/2006）及び伝統的産品保護の規則（R（EC）509/2006）を統合し、これに加え、任意の品質用語に関する規定を整備するものである。

この改正は、制度を簡素化し、より透明度を高め、また生産者等の負担を軽減すること等を目的とするものであり、地理的表示に関する部分の主な改正事項としては、

- ① 審査期間、異議申立期間の短縮（審査期間 12 ヶ月→6 ヶ月、異議申立期間 6 ヶ月→2 ヶ月）
- ② 名称の保護内容について、禁止される「悪用、模倣、想起」に関し、サービスについても対象に追加
- ③ 先行商標があっても登録された GI の使用が認められることを明記等があげられる。

第 10 表 現行規則と改正規則案の比較

項目	現行規則の条項	改正規則案の条項	主な変更点等
対象範囲	1①	2①, ②	基本的に同一。フレーバードワインが対象外であることが明記された。
定義	2①, ②, ③	5①, ②	基本的な要素は同一だが、①PGIに本質的という要素が明記されたこと、②「地方等の名称」とされていたのが、「産品を特定する名称」とされたこと、③地理的名称という性格が明記されなくなったこと（従来は要件を満たす農産物等を示す伝統的な非地理的名称がGIとみなされた。）等の差がある。
消極的要件			
一般名称	3①	6①, 3⑥(38②)	基本的に同一
植物又は動物の品種	3②	6②(39)	基本的に同一。ただし、品種名と同一の名称が登録された場合、一定の要件の下、品種名は使用可能であることが定められた。
同音異義語	3③	6③	簡略化されているが基本的には同一か。ただし、登録できない名称の明示はなくなっている。
商標	3④	6④	基本的に同一
明細書	4	7	基本的に同一
出願者	5①, ②	46①, 3②	基本的に同一
出願書類	5③, ⑨	8①	基本的に同一
加盟国での出願手続	5④, ⑤	46②, ③, ④	基本的に同一
暫定的な国内での保護	5⑥	9	国内の暫定的保護期間に関する、調整期間がなくなっている。ただし、暫定的な例外措置を参照。
EU委による審査	6	47	審査期間を12ヶ月以内から6ヶ月以内に短縮。
異議申立て	7①, ②, ③, ⑤	10, 48	異議申立期間について、公告の日から6ヶ月を2ヶ月に短縮。申立要件は基本的に同一。
登録	7④, ⑤, ⑥	11, 49	11②にEUが締約国となっている国際協定に従ってEU内で保護されるGIについて登録できる旨の規定を新設。
名称、シンボル	8	12, (41)	ほぼ同一であるが、PDO,PGIの略語を明示。
明細書の変更	9	50	基本的に同一（詳細規定にある規定の一部を規則で規定）
公的管理	10, 11	33, 34, 35, 36, 37	次のような点が詳細化されている。①明細書との整合性の検証のほか、名称使用の監視を公的管理として明示(33③)、②管理当局から管理機関への事務委任(36)、③管理活動の計画、報告(37)
抹消、取消し	12	51	取消事由として5年以上産物が取引されていないことを追加(51①b)
保護	13①, ②	13	悪用、模倣又は想起の対象がサービスについてまで拡大(13①b)。加盟国による名称の不正利用の防止等のための行政及び司法上の措置を明示(13③)。
暫定的な例外措置	13③, ④, (5⑥)	15	現規則13③第1パラ及び④が15①, ②に対応し、現規則第13③第2パラが新規則案15④に対応か？新規則案15①で暫定期間を15年に延長できる場合の1993年7月24日より前に25年間以上使用されてきたとの要件はなくなっている。また、新規則案15①の暫定期間が認められるのは登録申請者の国以外の国を原産地とする産物に限られているので、申請者の国の産物は、新規則案15④の全ての生産者に産品明細書の遵守を確保させることが一時的に困難な場合の対応期間(移行期間?)としての暫定期間のみが認められ、この場合の期間は10年以下とされている。
商標との関係	14	14	商標とGIが共存する場合、GIの使用も認められることを明示(14②)。
その他		41②	管理上の支援のための出資を規定。

13) EU－韓国 FTA 協定

(i) EU-韓国自由貿易協定における GI に関する規定内容

ア 概要

2011 年 7 月 1 日に発効した EU-韓国自由貿易協定では、GI について、第 10 章の知的所有権の章の中で一節を設けて規定されている (Sub-sectionC, 第 10.18 ～第 10.27)。ここでは、保護の基本的仕組み、保護内容等を定めるとともに、双方が互いに保護すべき品目をリストに明示し、保護の対象とすることとしている。なお、地理的表示の定義は TRIPS 協定第 22 条第 1 項の定義に従ったものとなっており、保護内容は TRIPS 協定第 23 条第 1 項の追加的保護の内容に従ったものとなっている。

当該内容については、地理的表示保護に関する韓国国内法である農産物品質管理法と一定の差異がみられ、このような部分については、EU 側の意向が反映されたものと考えられる。今後協議が予定される日－EU の EPA 交渉を考える際にも、参考となるものと考えられる。

イ 保護の基本的要素

第 10.18 では、まず、EU、韓国双方の法制度 (EU については (EC)No510/2006) 及び (EC)No1234/2007、韓国については農産物品質管理法) が、一定の要素を満たす地理的表示の登録、管理及び保護の制度であると認め合っている⁽³⁵⁾。

この一定の要素については、第 6 項で以下のことが定められており、この要素が GI の登録、管理及び保護の主要部分と両方で合意したと考えることができる。なお、この要素については、一部韓国農産物品質管理法と異なる点があることから (ii) 参照)、特に EU 側として、地理的表示の保護に必要な要素として考えているものと言える。

(ア) それぞれの領域で保護される GI の登録リスト

(イ) ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が、当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、それぞれの国の領域、地域又は地方を原産地であることを特定する地理的表示を確認する行政手続

(ウ) 登録された名称が特定の産品、すなわち、その産品の明細書が定められ、明細書は適正な行政手続によってのみ修正されることとなっているもの、に対応しなければならないことの要求

(エ) 生産に適用される管理規則

(オ) 登録された名称を、対応する明細書に適合する農産物又は食料品を取り扱う全ての事業者が使用できる法的定め

(カ) その名称が知的所有権の形で保護されているかどうかを問わず、その名称の従来からの使用者の正当な利益が考慮されることを保証する異議申立手続

このうち、(イ)の地理的表示の定義については、基本的に TRIPS 協定の定義(第 22 条第 1 項)に従っている。また、(オ)に関連して、協定のこの節で保護される地理的表示については、明細書に適合する製品を取り扱う全ての事業者が使用できることが協定上も明示されている(第 10.20)。

ウ 保護の対象産品

お互いに保護の対象とする産品については、リストに明示することにより特定しており、農産物、食品についてはアネックス A に、ワイン等についてはアネックス B に定められている。農産物、食品については、EU 側が 60 品目、韓国側が 63 品目を定めている⁽³⁶⁾。このリストに定められた農産物及び食品については、第 10 章に定める保護のレベルで相手国で保護される(第 10.18 第 3 項及び第 4 項)。なお、対象産品については、第 10.24 の手続により追加が可能である。

リストに示された産品については、別途の手続なしで保護が認められる。このため、通常の登録で必要とされる異議申立手続が行われないこととなる。

エ 保護内容

保護内容については、第 10.21 第 1 項に定められており、対象となる地理的表示は以下の行為から保護される。

- (ア) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段の使用(第 10.21 第 1 項(a))
- (イ) 真正な原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳され、若しくは音訳された上で使用される場合又は「種類(kind)」、「型(type)」、「様式(style)」、「模造品(imitation)」等の表現を伴う場合においても、産品を特定する地理的表示を当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としない同種の産品に使用すること(第 10.21 第 1 項(b))
- (ウ) パリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用(第 10.21 第 1 項(c))

第 10.21 第 1 項(a)及び(c)は、TRIPS 協定第 22 条第 2 項(a)及び(b)にそれぞれ一致している(原産地の誤認を招かないための一般的な保護等)。また、第 10.21 第 1 項(b)は、TRIPS 協定第 23 条第 1 項の追加的保護の規定とほぼ同内容である(なお、「transcription(音訳)」が明示されている)。このように、保護内容については、TRIPS 協定の追加的保護のレベルまで保護しようとの合意になっている。一方、EU 規則第 13 条にある「悪用、模倣、想起(misuse, imitation, evocation)」は明示されていない。

なお、人名の場合の権利の例外(第 10.21 第 2 項)、同音異義語の場合の取り扱い(第 10.21 第 3 項)、地理的表示が原産国で保護されなくなった場合等の取扱い(第 10.21 第 4 項)

についても定められている。

また、保護の実施については、締約国が、公的当局の適切な介入により自ら主導して行わなければならない（第 10.22）。

オ 商標との関係

商標との関係は、

（ア）地理的表示の保護，すなわち承認の適用の日（the date of application for protection or recognition）の前に，参加国の領域内で出願され，登録され，使用により確立された商標については，その商標の継続使用が認められる（第 10.21 第 5 項）。

（イ）第 10.21 第 1 項の地理的表示保護の内容に抵触する商標について，その出願が地理的表示の保護，すなわち承認の適用の日より後にされているときは，その商標の登録は拒絶され，又は無効とされる（第 10.23 第 1 項）。なお，「地理的表示の保護，すなわち承認の適用の日」とは，当初からリストに載っている製品については協定発効の日，追加された製品については保護（承認）の要求の日とされている（第 10.23 第 2 項）。

（ア）については，「継続使用」が認められることを定めており，EU 規則第 14 条第 2 項とほぼ同一の規定ぶりである。これは，「商標の登録の適格性若しくは有効性又は商標を使用する権利を害するものであってはならない」ことを定める TRIPS 協定第 24 条第 5 項とは規定ぶりが異なる。このため，既存商標があった場合でも，地理的表示の保護を認め，その場合の既存商標の継続使用を認めたものではないかと考えられる。

（イ）については，EU 規則第 14 条第 1 項とほぼ同内容であり，また，TRIPS 協定でもぶどう酒等について定める内容（第 23 条第 2 項及び第 24 条第 5 項）とほぼ同内容である。

カ その他

品目リストの追加，削除等に関し，コンセンサス方式で決定を行う作業グループが設立されることとなっている（第 10.25）。

また，個々の主体が EU 又は韓国の関係法律の下で，登録・保護を受けることは妨げられない（第 10.26）。

（ii） 韓国農産物品質管理法等との関係

ア 農産物品質管理法との関係

FTA 協定で保護の対象としてリストに記載された製品については，農産物品質管理法上の登録手続は取られず，FTA 協定で合意された保護内容は，不正競争防止法により国内的に担保される（イ参照）。

一方，FTA 協定上，EU 側は，農産物品質管理法を一定の要素を満たす地理的表示の登録，管理及び保護の制度であると認めているので，協定の内容と農産物品質管理法の内容

の比較を行うこととする。同法における地理的表示の保護は、EU の要請も踏まえて作成されたものであり、EU の保護の仕組みと多くの共通点があるが、一定の差異もある。このような部分は、EU 制度に整合するよう FTA 協定の内容が定められており、EU 側の意向が感じられる。

協定と農産物品質管理法が整合しない主な部分は以下のとおりである。

(ア) 地理的表示の定義

韓国品質管理法においては、地理的表示については「その特定地域で生産及び加工されたことを示す表示」であることが要件とされており(同法第 2 条第 7 項)、原料生産及び加工ともその地域で行われなければならない点で、EU の PDO に近いものである。一方、協定上の定義はそれよりも広くなっており、例えば原料の生産地がその地域でない場合も対象とされうる定義である。實際上、EU のリストにある産物のうち、例えばパルマハムの原料の生産地はパルマ地方よりも広い地域となっており、また、PGI に該当する品目も対象となっている(例 Salchichon de Vic(スペイン))。

(イ) 地理的表示を使用できる者の範囲

協定では明細書に適合する産品については誰でも名称を使用できることとされているが、農産物品質管理法においては、地理的表示の登録を受けた者(生産者団体等)に地理的表示権が与えられ(同法第 8 条の 2)、この地理的表示権は独占権を有する知的財産権とされている(同法第 2 条第 9 項)。例外的に、地理的表示権は登録対象地域で生産される同一品目の農産物等に使用される場合には権利が及ばないが(同法第 8 条の 2 第 2 項)、明細書に適合する産物を取り扱う全ての事業者がその名称を使えるわけではない。

(ウ) 商標との関係

商標との関係では、協定では、先行商標の継続使用が認められるとの規定であり、先行商標がある場合でも地理的表示の保護があり得ることが前提となる規定である。一方、農産物品質管理法では、先に出願、登録された商標がある場合地理的表示の登録が受けられないことになっており(同法第 8 条第 7 項第 2 号)、扱いに差が見られる。また、協定では、地理的表示が登録された後のこれと抵触する商標の登録を拒絶し、又は無効とする旨が定められている。従来韓国商標法ではこれに関する明示的な規定はなかったが、2011 年に行われた改正により、農産物品質管理法及び水産物品質管理法に基づき登録された地理的表示並びに FTA 協定によって保護する地理的表示と同一・類似の商標は商標登録を受けられない商標として明示された(商標法第 7 条第 1 項第 16 号及び第 17 号)。

第 11 表 FTA 協定と韓国農産物品質管理法の差異

項目	FTA協定の内容	韓国農産物品質管理法の内容
地理的表示の定義	ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が、当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、それぞれの国の領域、地域又は地方を原産地であることを特定する表示	産物の名声、品質その他の特徴が本質的に特定地域の地理的特性に起因する場合に、その産物がその特定地域で生産・製造及び加工されたことを示す表示(加工品の場合原料生産もその地域で行われることが必要)
地理的名称を使用できる者の範囲	明細書に適合する産品については、誰でも表示を使用することが可能	地理的表示の登録を受けた者に対し、独占的使用権。ただし、登録対象地域で生産される同一品目の産物については権利の効力が及ばない。
既存商標との関係	地理的表示の保護の前に出願等された商標については、その継続使用が認められる	先に出願又は登録された商標と同一又は類似の地理的表示は登録が受けられない(先願主義)

資料：筆者整理

注. FTA 協定と EU 規則との差異としては、EU 規則では保護内容に「悪用、想起、模倣」が明示されているのに対し、協定では明示されておらず、FTA 協定の保護内容は TRIPS 協定の追加的保護の水準。

イ 不正競争防止法との関係

FTA 協定で保護の対象としてリストに記載された地理的表示の保護については、不正競争防止法により国内的に担保される。

具体的には、2011 年に行われた不正競争防止法の改正で、一条を設けて、外国と締結した自由貿易協定によって保護する地理的表示に対して、原産地を誤認させる場合だけでなく、真の原産地表示以外に使用する場合、翻訳・音訳して使用する場合、「種類」「様式」等の表現を伴う場合についても、その地理的表示の使用を禁止している（第 3 条の 2）。

（３） EU 以外の国の状況

１） 概況

どのような方法により地理的表示を保護するかについて、諸外国の動向を見ると、大きく独自の（sui generis）保護制度によるものと商標制度の活用によるものがある。

前者は、地理的表示を商標とは異なる知的財産として特別の制度で保護しようとするものであり、EU の保護制度が代表的なものであるが、EU の他約 80 カ国で採用されている。特別の保護制度を取っている国でも、内容は各国により多少異なっており、対象品目は、農産物・食品以外にも、手工芸品、工業製品を含めている国が多く、サービスも対象としている国もある。また、登録制度がない場合（シンガポール等）や保護に必ずしも登録を必要としない場合（インド、マレーシア等）もあり、保護水準についても一定の差が見られる。権利保護については、行政が積極的に行うのではなく、地理的表示を使用できる者の行動に委ねられていることも多い。

一方、アメリカ、カナダ、オーストラリア等は特別の保護制度を設けておらず、商標制

度による保護を指向している。なお、中国、韓国のように、特別の保護制度を設けながら、商標制度においても、地理的表示の定義を設けて明示的に保護を可能としている国もある。

これについて、高橋（2011）は、①独自の制度を設けて保護している国、②商標法により保護すると同時に独自の保護制度によって保護している国、③商標法の特別規定により保護しているが独自の法制度を検討している国、④商標法の特別規定により保護している国に4分類している。

ここでは韓国及び中国の制度の概要、及びアメリカの証明商標制度を取り上げる。

第12表 地理的表示について独自の（sui generis）保護制度を持つ国

地域	農産物・食品の地理的表示について独自の（sui generis）保護制度を持つ国
アジア	中国、インド、インドネシア、北朝鮮、韓国、キルギス、マレーシア、モンゴル、シンガポール、スリランカ、タジキスタン、タイ、ウズベキスタン、ベトナム(14カ国)
中東	イスラエル、ヨルダン、オマーン、カタール(4カ国)
欧州	EU(27カ国)、アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、ブルガリア、カザフスタン、マケドニア、モルドバ、ロシア、セルビア・モンテネグロ、スイス、トルコ、ウクライナ(EU及び16カ国)
北米	なし
中南米	アルゼンチン、バルバドス、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ペルー、セントルシア、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ(22カ国)
オセアニア	なし
アフリカ	アルジェリア、ベニン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、ガボン、ギニア、ギニアビサオ、赤道ギニア、コートジボワール、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ニジェール、セネガル、トーゴ、チュニジア、ジンバブエ(21カ国)
計	EU(27カ国)及び77カ国

資料：O'Connor and Company(2007)「Geographical indications and TRIPs:10 years later A Roadmap for EU GI holders to get protection in other WTO Members」のデータ（EU以外の161カ国の調査）を基に整理したもの。

注．このほか、制度はあるが未施行の国として、パーレーン、クウェート、ガイアナ、ジャマイカ、セントヴィンセント・グレナディン、ニュージーランド、モロッコがある。

2) 韓国

(i) 概況

韓国は EU との基本協力協定に基づき、1996 年に農産物品質管理法を改正し、地理的表示の登録の根拠規定を整備している。2002 年に第 1 号としてポソンの緑茶が登録されており、現在の登録数は農産物 66 品目、林産物 29 品目の計 95 品目となっている（このほか、水産物品質管理法に基づき 9 品目が登録）。なお、2012 年に両法を統合する改正案が成立した（資料 4(2)）。

EU と類似する仕組みであるが、団体に地理的表示権（独占権）を与えているなど、相違点も多い。

一方、商標法においても、地理的表示団体標章の仕組みを設けて、地理的表示を保護し

ている。

(ii) 地理的表示の定義

地理的表示の定義としては「農産物又はその加工品の名声、品質、その他の特徴が本質的に当該地域の地理的特性に起因する場合に当該農産物又はその加工品がその特定地域で生産及び加工されたことを示す表示」とされている（農産物品質管理法第2条第7項。以下特記なき限り条文は同法のことを指す）。水産物関係については、同内容が水産物品質管理法により規定されている。

「地理的特性に本質的に起因する」ことを要件として求めており、また、加工品については原料の生産及び加工が当該地域で行われることが必要としているなど、EU の制度で言えば PDO に近いものである。ここで、加工品の場合、メインの原料の生産及びその加工がその地域で行われることが必要であり、行政の指導としてはなるべくすべての原料についてその地域産のものとするよう指導しているとのことである⁽³⁷⁾。

(iii) 地理的表示の登録手続き

登録を希望する者は、登録申請書及びその附属書類を提出する（第8条第2項）。この提出書類として、生産基準、品質基準、品質管理の方法等が含まれる。

審査は、地理的表示登録審議分科委員会で行われる。委員会のメンバーは、関係機関職員7名、民間（大学の学者、消費者団体代表、農業者団体代表等）10名の計17名である。

申請が可能なのは、原則として生産者、加工業者等の団体であり、生産者等が一人の場合は個人で申請が可能である。団体が、生産者等の加入を禁止したり、困難な加入条件を付けている場合は登録が拒絶される（第8条第7項第6号）。

(iv) 要件の審査

「名声が本質的に当該地域の特性に起因する」か否かの判断については、主観的な部分があり判断が難しいが、歴史的背景や消費者アンケート等により判断されるとのことである。多数の委員が納得できる証明を申請者が提出することが必要である。一定の継続生産も要素として考慮されており、明文の規定はないが、委員会のメンバーの一人は20年を目安に判断しているとの説明である。

申請団体に加盟する生産者の全体に占める割合が小さい場合は申請が拒絶されるが、基準として明確な数値はない。委員会の委員の一人は50%以上が目安と説明している。

(v) 地理的表示権

登録された地理的表示を排他的に使用できる権利を「地理的表示権」として定義している（第2条第9項）。地理的表示の登録を受けた者が地理的表示権を持ち（第8条の2第1項）、登録対象者は基本的に団体なので、団体に加入しないと原則として表示が使えないことになる。ただし、地理的表示権の効力には例外があり、登録対象地域で生産される農

産物又はその加工品に使用する地理的名称等には及ばないこととされる（第 8 条の 2 第 2 項第 4 号）。このため、生産基準等を満たさない農産物にも、地理的名称が使用できるとなっている（ただし、マークは使用不可）。生産基準等を満たさない農産物に名称使用を認めているのは、GI 産品は従来から著名な産品であり、これまでその名称を表示できていた者の利益保護のためとのことである。

地理的表示権は登録者のみが持ち、小分け業者等はその権限を持たない。このため、登録者が小分けされた形のものにマークを付す必要がある。

地理的表示権者に対しては、差止請求権（第 8 条の 4）及び損害賠償請求権（第 8 条の 5）が認められている。損害賠償については、登録事実を知っていることの推定や損害額の推定の措置が講じられている。

（vi） 商標との関係

韓国の商標法では、一般の商標のほか、地理的表示団体標章の仕組みが設けられている。韓国の商標法上、一般の商標については、原則として産地を普通の方法で表示した標章や顕著な地理的名称からなる商標は、商標登録を受けられない。一方、地理的表示団体標章は、地理的表示を内容とするものであり、産地等を表示するものであっても、生産者等により構成される法人が登録を受けられる（韓国商標法第 6 条第 3 項）。権利の効力は、指定商品に関する商標の排他的使用権である。なお、韓国商標法上「地理的表示」は、「その商品の所与の品質、名声又は他の特徴が実質的に特定地域に由来するものである場合に、その特定地域に産出する商品であることを明示する表示」と定義されている。農産物品質管理法の定義が、原料生産についてもその地域で行われることを求めていることに比べ、範囲が広がっており、EU の PGI 及び TRIPS 協定の地理的表示の定義とほぼ同様のものとなっている。

農産物品質管理法に基づく地理的表示と、商標及び地理的表示団体標章との関係については、

ア 地理的表示の登録申請より先に出願され、又は登録された商標（地理的表示団体標章を含む。）と同一又は類似する地理的表示は登録を受けられない（第 8 条第 7 項第 2 号）。商標との抵触を確認するため、農林水産食品部長官は特許庁長官に意見照会しなければならない（同条第 3 項）。

イ 地理的表示権の効力は、地理的表示の登録申請前に登録され、又は登録審査中の商標には及ばない（第 8 条の 2 第 2 項第 2 号）。

アのとおり、商標との間で先願主義が取られている。このような整理になっている以上、イのような状況は生じないとも考えられるが、イは念のため置いている規定であるとの説明である。

また、韓国商標法上、需用者が特定の地域の商品を表示するものと顕著に認識している地理的表示と同一又は類似の商標であって、不当な利益を得ること等のため使用されるものは登録を受けられないこととされており（第 7 条第 1 項第 12 号の 2）、実質上、農産物

品質管理法に基づき地理的表示の登録を受けたものは商標の登録を受けられないとの扱いであった。2011 年の商標法改正で、これに加え、農産物品質管理法によって登録された地理的表示と同一又は類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一又は同一と認識されている商品に使用するものは商標登録を受けられないことが定められた（第 7 条第 1 項第 16 号）。また、地理的表示団体標章権の効力は、地理的表示であってその商品の生産者等が使用するものには及ばないことが定められている（第 51 条第 2 項第 3 号）。

（vii） 管理体制

基準の遵守等の管理については、第一義的には権利者である生産者団体に任される。GI 登録申請の際、管理の方式も内容に含めて申請がされており、これが政府との約束になっているとの説明である。これが守られないときは、是正命令、登録取り消し等の対象となる（第 8 条の 8）。

行政によるチェックは、農産物品質管理院が行う。説明では 4 半期ごとに 1 回以上チェックをしているとのことである。内容は、生産段階の農薬等の使用状況の現地での確認、販売物を購入して品質をチェック等がある。こういうチェックを通じ、例えばみかんで、糖度 11 度以上のものを基準としているときに、そうでないものが地理的表示産品として売られていることが判明すれば、行政処分の対象となり得る。

偽装品の対応も農産物品質管理院の業務だが、実際の事例は多くない。実例としては、ハムアンのスイカで、出荷用の箱が外部に流出したケースがあり、生産者団体及びその箱を入手した違反者を処罰した。

なお、農産物品質管理院のスタッフは約 1,450 人、うち約 1,100 人が特別司法警察官であり取締りを行える。広域市・郡レベルに 9 支院をおき、109 出張所を設置している。

（viii） その他

ア 加工品

地理的表示登録産品を使用した加工品に、地理的表示の名称を使用できるかどうかについては、原料として 100 % 使用しているときのみに名称を使用できるとの説明である。

イ 手数料

申請 1 回につき 10 万ウォン（W）。維持のための手数料はない。

ウ 植物品種名との関係

植物品種名と同一の地理的表示であっても登録可能である。ただし、地理的表示の登録申請前に、種子産業法に基づき登録され、又は出願審査中の品種の名称に対しては地理的表示権は及ばない（第 8 条の 2 第 2 項第 3 号）。

（ix） EU 制度との差異

まず、農産物品質管理法上の地理的表示の定義が、EU 制度に比べ狭くなっており、EU

の PDO と類似のものになっている。

大きな差異の一つは、生産基準、品質基準を満たさないものであっても、その地域で生産されるものであれば、地理的表示の使用が認められている点である。他産地のものは排除できるとはいえ、品質等の基準に適合するもののみが表示を行えるというのが、地理的表示保護の基本的な要素と考えられ、この点では必ずしも十分な制度にはなっていないと思われる⁽³⁸⁾。

また、「地理的表示権」という権利として構成しており、団体に独占権を認める仕組みとなっている。基準に適合する限り誰でも地理的表示が使用できる EU の仕組みと異なり、団体に加入しない限り少なくともマークは使用できないこととなるが、これが適当かは議論の余地があろう。

なお、商標との関係では、地理的表示団体標章が先行してあれば、地理的表示は登録できないとの仕組みになっており、この点も相違点の一つである。

以上のように、韓国の地理的表示保護制度は、①品質保証機能が弱く、むしろマークによる優良製品の認証との性格があること、及び②地理的表示権者に一定の独占を認めることや地域団体標章との関係など商標による保護と類似する性格があること、等の特徴を持つものと考えられる。

3) 中国

(i) 概況

中国における地理的表示の保護の仕組みは、

ア 「商標法」に基づく団体商標又は証明商標によるもの（管理当局は商標局）

イ 「地理的表示製品保護規定」によるもの（管理当局は国家品質管理総局）

ウ 「農産物地理的表示管理規則」によるもの（管理当局は農業部）

が併存している。

このように、中国の法制度は重複構造による保護を認めており、また、管理当局も異なり制度間の調整も図られているとは言い難い。このため、中国において地理的表示を保護するためには、商標登録だけでなく国家品質検査総局による地理的表示製品の認可及び農産物地理的表示の登録が必要であることが指摘されている⁽³⁹⁾。

(ii) 商標法に基づく団体商標及び証明商標

中国商標法第 16 条は、地理的表示について、「ある商品がある地域を産地とし、当該商品の特定の品質、信望又はその他の特徴が主に同地域の自然的要素又は人文的要素によって決定されていることを表す表示」と定義されている。この地理的表示については、証明商標又は団体商標⁽⁴⁰⁾として登録を出願できるとされている（商標法実施条例第 6 条）。この出願に当たっては、使用管理規則の提出が必要であり、使用管理規則には、商標を使用する商品の品質、商標を使用する手続、検査監督制度等を定めなければならない（同条例

第 10 条及び第 11 条)。また、申請を行う団体は商品の品質を監督する能力を備えていなければならない、その団体が有する、又はその委託する機構が有する専門技術者及び専門検査測定設備等の状況の説明によりこれを明らかにすることとされている(同条例第 4 条及び第 5 条)。

地理的表示を証明商標として登録した場合、その商品について当該地理的表示を使用する条件に合致する自然人、法人その他の組織は当該証明商標を使用することを要求することができ、当該証明商標を管理する組織はこれを認めなければならない。団体商標として登録した場合は、当該地理的表示を使用する条件に合致する自然人、法人その他の組織は団体商標を登録した団体等に参加することを要求でき、団体等は会員として受け入れなければならない。参加を要求しない場合も、正当に地理的表示を使用することができ、団体等はこれを禁止する権限を有しない(商標実施条例第 6 条)。団体商標及び証明商標の登録者が有効な管理・制御を行わず、当該商標を使用する商品が使用管理規則の要求に達せず、消費者に損害を与えた場合は、工商行政管理部门が改善を命じ、これに従わなかった場合過料の対象となる(商標実施条例第 21 条)

このように、中国における地理的表示に関する商標による保護については、ほぼ TRIPS 協定の定義と同様の地理的表示に関する定義を置いた上で、地理的表示に関する団体商標及び証明商標に特別の規定を置き、管理規則で決められた品質等の条件に合致するものには商標を使用でき、品質を管理する能力を有する団体によってそのコントロールがなされる仕組みとなっている。

(iii) 地理的表示保護規定による保護

国家品質検査総局により 2005 年に定められた地理的表示品質保護規定による保護である。同規定上、「地理的表示製品」は、「特定の地域から産出され、その備える品質、名声又はその他の特性が本質的に当該産地の自然的要素及び人為的要素によって決定され、審査認可を経てその地名をもって命名される製品」と定義されている。TRIPS 協定と同様の要素を含むが、これにプラスして、「審査認可を経て命名される製品」との要素がある。

申請は人民政府が指定する地理的表示製品保護申請機構又は人民政府が認定する協会及び企業が行う(第 8 条)。産地範囲の確定については地方政府が意見を提出する(第 9 条)。地理的表示製品については、国家基準、地方基準又は管理規範が設定される(第 17 条)。品質検査は省級の品質技術監督部門等が行う(第 19 条)。地理的表示の産地範囲内の生産者が地理的表示製品の製品マークを使用する場合、現地の品質技術監督局等に申請を提出し、審査を経て、かつ国家品質検査総局の審査に合格して登録登記した後に、公告が出される。これにより、専用マークの使用が可能となり、地理的表示製品保護を受けることができる(第 20 条)。無断で地理的表示名称及び専用マークを使用し、又は偽造した場合、製品基準等に合致せずに名称を使用した場合、専用マークに類似し、誤解を生じさせやすい名称若しくは標識等を使用した場合は処分の対象となる(第 21 条)。監督については、各地の品質技術監督局等が基準の合致性等について監督管理を行う(第 22 条)。基準に適

合しない生産等の場合は専用マークの使用登録の抹消が行われる(第 23 条)

(iv) 農産物地理的表示管理規則による保護

標記規則は 2007 年に農業部により制定されている。対象となる農産物は、農業由来の一次産品、すなわち農業活動の中で獲得した植物、動物、微生物及びその製品と定義されている(第 2 条)。また、「農産物地理的表示」は、「農産物が特定の地域を産地とし、商品の品質及び特徴が主に自然生態環境及び歴史人文的要素によって決まり、かつ地域名称により命名された特有の農産物表示」と定義されている。農産物地理的表示は、登録により保護の対象となる(第 3 条)。登録の要件としては、①名称が地域区域名称及び農産物に通用する名称で構成されていること、②産品の独特の品質上の特性又は特定の生産方式があること、③品質及び特色が主に独特の自然生態環境及び人文歴史的要素により決まること、④産品に限定的な生産区域があること等が定められている(第 7 条)。出願者は農産物地理的表示及びその産品を監督・管理する能力等を備える農民専業合作経済組織、業種協会等組織である(第 8 条)。生産者が登録証書保有者に対し地理的表示の使用を申請し、協議書を締結した上で表示を使用する(第 15 条)。県級以上の人民政府農業行政主管部門が、定期的な監督検査を行う(第 18 条)。なお、表示のための共通の標識が定められている(第 14 条)。

4) アメリカ

アメリカには、地理的表示の保護そのものを目的とした制度はない。一方、アメリカは WTO 交渉において、地理的表示は証明商標制度により保護できると主張している。以下は、この証明商標制度の概略について述べる。

米国商標法上、「証明商標」は、①語、名称、記号若しくは図形又はその結合であって、②(ア)その所有者以外の者によって使用されているか、又は(イ)それをその所有者が所有者以外の者に取引上使用させる誠実な意図を有しており、かつ、この章によって設定された主登録簿への登録を出願するものであって、③その目的が当該人の商品若しくはサービスに関する地域的若しくはその他の出所、材料、製造方法、品質、精度若しくはその他の特徴、又はその商品又はサービスについての作業若しくは労働が組合若しくはその他の組織の構成員によって行われたことを証明することにあるもの、とされている。すなわち、権利者が権利者以外の者に使用させる商標で、商品等の地理的出所、品質・製造方法等が一定の水準であること等を証明するものである。アメリカ商標法上、主として地理的に商品を記述するものは登録を受けられないことが原則であるが、この証明商標については、原産地表示である場合も登録が可能である(第 2 条及び第 4 条)。

この証明商標については、登録人が、①商標を管理していないか若しくは正当に管理することができないこと、②その商標が適用されている商品又はサービスの生産若しくは販売に従事していること、③証明行為以外の目的でその商標の使用を許可すること、④その商標が証明する基準若しくは条件を維持している者の商品若しくはサービスを証明するこ

と若しくは引き続き証明することを差別的に拒絶すること、の事情にあるときは取消の対象となる(第 14 条)。ここから、登録者は、商品等の基準等適合性につき管理能力が必要であり、また、基準等を満たす者には証明を拒んではならないことが示されている。

このような内容の商標であるため、アメリカは商品の一定の特徴が原産地に結びついてるときに、その原産地を表示する地理的表示について、証明商標で保護できると主張しているものと考えられる。

注 2 尾島 (1999) は、1990.12 のブラッセル閣僚会合用のテキストでは「…where a given quality or other characteristic on which its reputation is based is essentially attributable to its geographical origin」となっており、確立した品質又はその他の特徴があつて、かつ、名声のあるものだけが保護の対象となり、最終テキストよりも要件が厳しかったことを指摘している。

3 このほかパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用が規定されている。

4 一般の産品については、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る(第 22 条第 3 項ただし書)。ぶどう酒等についてはそのような条件はない(第 23 条第 2 項)。

5 協定署名日

6 伊では 25 年以上の使用実績が必要としている。

7 現在提案されている規則改正案では、「…name which identifies a product」と一定の要件を満たす産物を特定する名称と定義されている。

8 このほか、仏の PDO であるルブション・チーズがある。

9 例えば、仏の Coquille St. Jacques de Cotes d'Armor (アルモー湾のホタテ)

10 例えばパルマハム (PDO) の場合、ハムの生産地はパルマ丘陵地域であるが、原料の豚の生産地はイタリア北部の 10 州となっている。

11 この点、荒木 (2004) はヌガーに関する 1992 年の欧州司法裁判所判決において、「商品が地理的起源に由来する品質を持つておらず且つ他の商品との品質上の相違を客観的に証明できない場合であっても地理的呼称は保護され得る、とする解釈論、-品質中立主義 quality neutral-と称される」が理論構成として示されたことを指摘した上で、規則 2081/92 の地理的表示は「品質中立主義の観点から原産地呼称の保護要件を充足しない呼称をも保護対象とするため設けられた制度と考えられる。」としている。

12 2011.3 EU 担当者による説明。一般のものとは異なるその地域特別のものという説明であり、仮に成分的には同じものが他の地域で作ることが不可能でないとしても、様々な背景からその地域特別の産品として認識されるものであることが必要とのことである。

13 保護の種類は、地理的表示の登録によるもののほか、商標、公的規制によるものでも可とされる (Frank Fay (2009))。

14 公式に決定されたものではないが、チーズでは、カマンベール、ブリー、エダム、ゴーダ、チェダー、エメンタールが一般名称に当たるとされている。

15 このような場合、品種名を変更することにより地理的表示名称の登録が行われることがあるとの指摘がある。例えば、須田 (2011) は、仏のメヌ・アンジュ (PDO, 牛肉) の場合、旧来のメヌ・アンジュという品種名が Rouge des pres という品種名に変更された例を紹介している。

16 製法は、伝統的な製法が基本となるが、申請にあたり一定の統一を図ったり、新しい方法を導入することも行われている (2010.1 仏ブリーチーズに関する調査での聞き取り)。また、製造業者により一定の幅もある。

17 現在の EU 規則の前の規則である EEC 第 2081/92 号の下での案件であるが、イタリアで生産されたパルマハムを、イギリスで薄切り、包装してパルマハムの名称で販売したケースに関し、欧州司法裁判所は、明細書により薄切り・包装を産地で実施することを義務づけることは可能だが、このケースの場合その明細書の内容が周知されていないため、その遵守を要求できないとした (2003 年 パルマハムラベル事件欧州司法裁判所判決)。

- 18 パッキング地域を限定することを正当化する理由としては、品質の確保上の必要性や不正行為の防止等がある。
なお、詳細規則付属書 I では、スライス、すりおろし、パッキング等に関して制限がある場合は、それを正当であるとする理由を明示することを求めている。
- 19 天候等により、場合によって生産基準の一部を満たせなくなることがあらかじめ想定されるときは（例えば、長雨続きで明細書で定める一定期間以上の放牧ができない）、そのような場合における生産基準を定めておくことも可能とされる（2011.3 EU 委担当者からの説明）。
- 20 例えば、カマンベール・ド・ノルマンディが登録されているときに、カマンベールが一般名称であるとする、カマンベール自体を使用することは規則第 13 条第 1 項に反しない。
- 21 パルマハムが登録されている場合、パルマ産ハムとするのも禁止事項に該当するとされる（2010.1 EU 委担当者からの聞き取り）。また、香水に「シャンパン」を使用することも評判の不当な利用とされる（2010.1 仏 INAO の資料による）。どのような場合が不当な利用となるかについては、名称使用の意図、態様等を総合的に判断し、最終的には司法判断によるとの説明である（2011.3 EU 担当者の説明）。
- 22 EU 委は、名称が登録された産品を原料とする加工品についての表示のガイドラインを作成中である（6（3）3）ii）参照）。
- 23 P72 脚注 124 参照
- 24 旧規則（EEC2081/92）の施行日
- 25 要件は、①登録名称と同一の被登録名称が 1993 年 7 月 24 日よりも前少なくとも 25 年間にわたって法的に一貫して公正に使用してきたこと、②その名称を使用する目的が登録名称の評判から利益を得るためではなかったこと、かつ、消費者は産物の真の原産地に関して誤認していなかった又は誤認していなかっただろうことが示されること、③同一名称であることに由来する問題が、名称の登録以前に生じたこと、を全て満たすこととされている。
- 26 新規規則案においては、公的管理として、①明細書との整合性の確保、②保護内容が遵守されることの監視、の 2 つがあることが明確にされている（新規規則案第 33 条第 3 項）。
- 27 2011.3 EU 委担当者の説明によれば、商標の申請の際、登録された地理的表示対象産品の〇〇に使用されるとして申請すればよいとのことである。実際上も、地理的表示対象産品に関し、製造業者ごとの差別化を図るため、商標の登録がされる場合がある。
- 28 現在提案されている改正規則案では、地理的表示の登録前に商標がある場合であっても、地理的表示について使用が認められることが条文上明確にされている（新規規則案第 14 条第 2 項）。
- 29 1919 年原産地呼称法、1935 年ワインについての統制原産地呼称（AOC）法等
- 30 本来、EU 規則に従って、統一的なルールの下、PDO（AOP）の保護を図ることが原則と考えられる。
- 31 保護管理組織は、原産地呼称等の対象となる農産物の保護及び管理を行う組織で、生産者から構成される。明細書を作成し、管理計画の作成に関与し、生産者リストの作成等を行う。
- 32 2010.1 の調査時の聞き取りでは、国の委員会と生産者で作成するとの説明であった。
- 33 当該支援策の利用率は低い。GI 産品の生産者への直接的な生産支援は行われておらず、公的機関としては、特定地域・特定生産者のプロモーションに直接関わることは避ける必要があり、プロモーション支援基金による支援や、一般的な PGI/PDO 制度全体の普及・振興の活動を中心としているとの EU 担当者の説明であった（2011.03）。
- 34 EU 加盟国に対して行った調査によると、ハンガリーとスウェーデンを除き、地理的表示産品の生産・販売促進のために、何らかの支援をしていると回答があった（London Economics (2008)）。しかしながら、第 8 表及び第 9 表でも同様の傾向が見られたように、支援の方法には国によって大きな差があり、概して南ヨーロッパの方が厚い。
- 35 第 10.18 の対象は、農産物、食品及びワインであり、第 10.19 に定めるアロマタイズドワイン及びスピリッツは含まれていない。ただし、第 10.18 に基づくリストであるアネックス 10-A にはワインは含まれず、第 10.19 に基づく 10-B に記載されている。
- 36 ワイン、アロマタイズドワイン、蒸留酒については、EU 側が 102 品目、韓国側が 1 品目を定めている。
- 37 2010.8 韓国農林食品安全部担当者等からの聞き取りによる。以下、韓国の項の聞取内容は、この際の調査内容

によっている。

- 38 農林水産食品部担当課長からは、将来的には団体に加盟していない生産者は地理的表示が使えないようにしていきたいとの発言があった。
- 39 中国における団体商標・証明商標(ジェトロ北京センター，平成 21 年度特許庁委託事業)P24。なお，本項に記載した中国の制度の概要については基本的にこの報告書の内容に依っている。
- 40 商標法上，「団体商標」は，団体，協会又はその他の組織名で登録し，同組織構成員の商業活動の使用に供し，使用者の当該組織における構成員資格を表示する商標と，「証明商標」は，特定の商品又はサービスに対して監督能力を有する組織が管理しており，当該組織以外の単位又は個人がその商品又はサービスについて使用し，当該商品又はサービスの原産地，原料，製造方法，品質又はその他の特別な品質を証明する商標と定義されている(商標法第 3 条)。

3. 効果等

(1) 価格上昇等の効果

1) 概況

地理的表示産品となることによる効果としては、まず、価格上昇効果が上げられる。これは、偽物・基準以下のものが排除されるとともに、明細書の公表等を通じて消費者に情報が伝達され、情報の非対称性が一定程度解消されること、また第3者機関による検査等を通じた信頼感の向上などが要因として考えられる⁽⁴¹⁾。また、地理的表示対象産品として差別化されることにより、一般品と切り離された特別のマーケットで価格が形成されると考えることもできる。

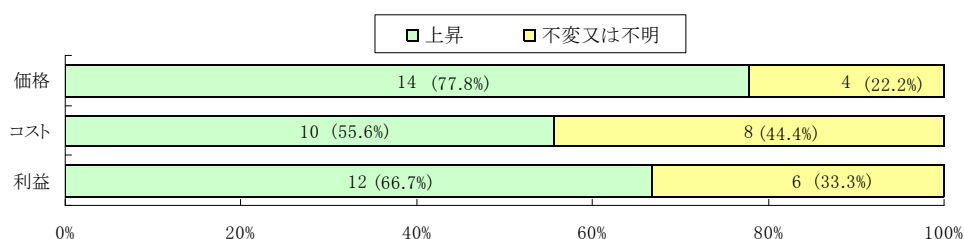
一方、生産基準を遵守するための係増し経費や検査コスト等により、費用も上昇することが多いが、EU等の調査では多くのケースで収益の上昇が見られる。

2) EUにおける調査

(i) 価格や収益性に及ぼす影響

2008年にLondon EconomicsがEUの補助により実施した地理的表示制度に関する評価によると、EU域内10カ国・18品目のPDO、PGIを対象とした調査によれば、PDO、PGIの登録のない同等の品質を備えた食品との比較で、より高い価格で取引されているものが14品目、価格に変化のないものが4品目であった。価格差は5%程度のものから300%まで様々である。一方、PDO、PGIに要求される生産方法を満たすために必要なコストや検査・認証に係るコスト等により生産コストが上昇する品目も多く（18品目中10品目）、価格差が利益にそのまま反映されるわけではないが、18品目中12品目で差引の利益が改善されており、農業者にとって一定のメリットがあることが示されている（第6図）。

また、この評価書に先立ち、O'Connor（2006）らが行った研究によると、第13表のような価格上昇の例が見られている。



第6図 一般産品に比べた場合のPDO/PGI製品18品の価格・コスト・利益の状況

資料：London Economics (2008)

第 13 表 PDO・PGI 製品価格等への効果の例

PDO／PGI産品	国	効果
カステルッチョのレンズ豆	イタリア	一般のレンズ豆の7～8倍のプレミアム
ラツィオのアーティチョーク	イタリア	競合品に対して1.5～2倍の価格
地理的表示のチーズ	フランス	一般品に対して+3ユーロ/kg
トスカーノ・オリーブオイル	イタリア	20%のプレミアム
ブレス鶏	フランス	一般品の4倍の価格
コンテチーズ仕向け牛乳	フランス	10%のプレミアム

資料：O' Connor and Company（2006）

さらに、EU の調査によると、チェダーチーズとエダムチーズの例では、PDO で 100 % の、PGI で 55%の価格上昇効果があることが明らかになっている（第 14 表）。

第 14 表 チェダーチーズとエダムチーズの市販価格における
PDO・PGI の価格上昇効果

年	一般品の 市場価格	PDO製品		PGI製品	
		付加価値	価格上昇率	付加価値	価格上昇率
2005	3.09	3.13	101.15	1.73	56.02
2006	2.86	3.12	109.26	1.72	60.11
2007	3.34	3.00	89.71	1.63	48.69
平均(2005～2007)	3.10	3.08	100.04	1.69	54.94

資料：EU 委員会 (2010)

注．チェダーチーズとエダムチーズの価格を平均したもの。

（ii） サプライチェーンにおける利益の分配

（i）で述べたように、PDO・PGI により、最終的な小売価格の上昇や利益の向上が見られているが、この小売価格の各段階への配分を見たものが、第 15 表である。これは、サプライチェーンにおける価格等の詳細なデータが入手できたブレス鶏 (Volaille de Bresse：仏、PDO)、トスカーノ (Toscana：伊のオリーブオイル、PGI)、ノン溪谷のりんご (Mela Val di Non：伊、PDO) の 3 品目について、小売価格に占める農家、加工業者、流通業者の配分を計算し、同等の品質を備えた食品と比較したものであるが、いずれの品目でも小売価格の上昇が見られるとともに、農家手取りの割合が 6 ～ 12 % 向上している。価格上昇のメリットが、主として農家手取りの向上に役立っている例があることが窺える⁽⁴²⁾。

第 15 表 サプライチェーンにおける小売価格の配分（GI 製品と一般製品の比較）

PDO/PGI産品 （）内は対照品	農家	加工業者	流通	価格（総額）
Volaille de Bresse （商標付き鶏肉）	35% (28%)	40% (46%)	25% (26%)	12ユーロ/kg (3.25ユーロ/kg)
Toscana （原産地を限定しない エキストラバージンオリーブオイル）	46-53% (37-47%)	47-54% (53-63%)		9.6ユーロ/750cc瓶 (6.05ユーロ/750cc瓶)
Mela Val di Non （トレンティーノ州のリンゴ）	50% (38%)	10% (12%)	40% (50%)	1.75ユーロ/kg箱入り (1.35ユーロ/kg箱入り)

資料：London Economics（2008）

(iii) 韓国における調査

りんごを対象とした調査により、GI 製品と非 GI 製品では 5 ～ 15 % の価格差があることが示されている。この調査は、同一産地、同一品質のものの価格差を調査しており、GI 登録の効果を直接的に現すものとなっていると考えられる（第 16 表）。

また、農産物価格が低下する局面において、GI 製品は非 GI 製品に比べ価格減少程度が少ないことが示されている。これは、消費者の GI 製品に対するロイヤルティを高める効果を示していると思われる（第 7 図）。

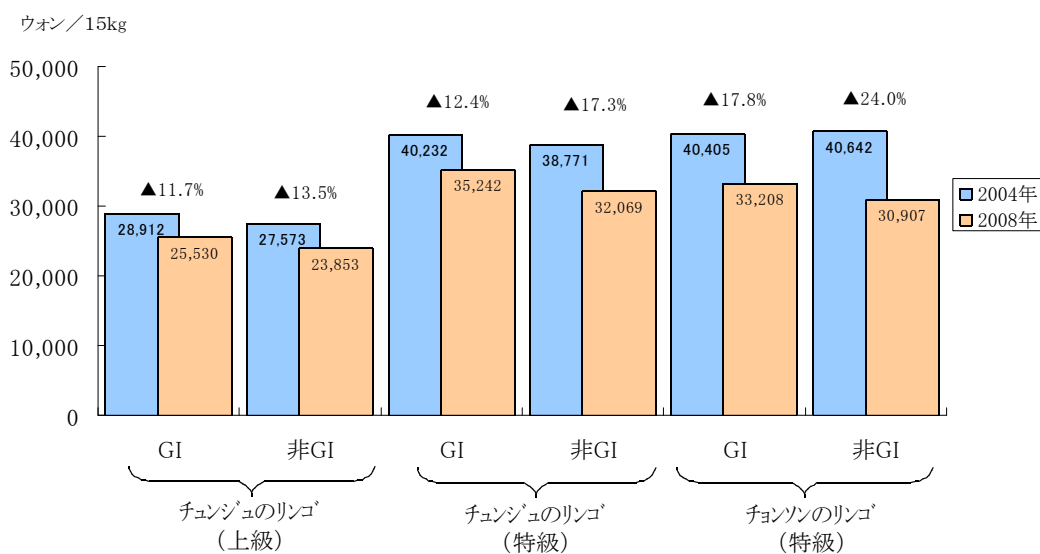
第 16 表 韓国のリンゴ価格（GI, 非GI品の比較）

	チュンジュのリンゴ（上級）			チュンジュのリンゴ（特級）			チョンソンのリンゴ（特級）		
	GI	非GI	GI/非GI	GI	非GI	GI/非GI	GI	非GI	GI/非GI
価格(2006年～2007年平均)	27,583	26,148	1.05	38,378	34,905	1.10	36,268	31,524	1.15

（単位：ウォン／15kg、%）

資料：GS&J Institute（2010.4）

注．価格は可楽市場競り価格の 2007 年 9 月～2008 年 8 月の平均。



第 7 図 韓国のリンゴ価格低下局面における価格低下率の差

資料：GS&J Institute (2010.4)

このほか、トウモロコシ、トウガラシ、シイタケでもG I 登録されたものと登録されていないものに価格差があることが明らかとなっている（第 17 表）。

第 17 表 韓国のトウモロコシ等の価格(GI, 非GI品の比較)

(単位:ウォン/kg、%)								
トウモロコシ(2007年～2008年平均)			トウガラシ(2006～2008年平均)			シイタケ(2007～2008年)		
GI	非GI	GI/非GI	GI	非GI	GI/非GI	GI	非GI	GI/非GI
893	680	1.31	2,118	1,933	1.10	3,904	3,724	1.05

資料：GS&J Institute(2010.)

(iv) その他

① 伊 オリーブオイルの事例

イタリアのエクストラ・ヴァージン・オリーブオイルについて、PDO 登録された製品と PDO/PGI 登録されていない製品とでは、3 ～ 4.5 倍の価格差が生じているとする調査事例がある（第 18 表）。

第 18 表 イタリアのオリーブオイル価格（2009 年）

(単位:ユーロ/Kg)		
非PDO・PGI製品		2.5
P D O	Veneto	11.6
	Garda	11.2
	Riviera Ligure	10.2
	Umbria	7.4

資料：ISME（伊農業調査研究情報局）調べ

② 仏 チーズ(AOC)

仏のチーズ（AOC）に関する価格上昇効果について、生産者直売では AOC 取得による価格差はあまり見られず、量販店段階で価格差が見られるとのデータが示されている。ここでは、AOC の利点は、量販店を通じてより遠くまで販路を拡張できることであり、いわば、地理的表示はその技術的仕様とトレーサビリティを通じて本来の地理的環境を脱却するための「旅券」のような役割を果たすことができる（須田（2010））ことが指摘されている。地理的表示制度は、一種の品質保証の仕組みであり、消費者が生産者に近く情報を得やすい場合よりも、むしろ消費者が生産者から遠い場合にこそ、制度の有利性が発揮されるものと考えられる。

第 19 表 フランス産チーズの農場出荷価格

	(ユーロ/個)			
	農場直売	野外市場	卸	量販店
Rocamadour AOC	0.49	0.55	0.43	0.43
Cabecou	0.47	0.57	0.4	0.36

注: Rocamadour AOC (農業者が山羊乳生産からチーズの熟成までを一貫生産)
Cabecou (Rocamadour と同一カテゴリ製品)

(2) 市場シェアへの影響 (国内, 輸出)

2008 年の EU における PDO・PGI 産品市場は、卸売価格で 145 億ユーロ、小売価格で 210 億ユーロ規模であり、その内訳は、チーズ (56 億ユーロ)、肉類 (37 億ユーロ)、ビール (24 億ユーロ)、野菜・フルーツ (9 億ユーロ) 等と続いている。

また、前述の London Economics の評価において調査対象とした産品では、以下のような市場シェアの拡大への影響が観察されている。

第 20 表 市場シェアの拡大への影響の例

(国内市場)

PDO/PGI産品	効果
Mela Val di Non	1997年から2007年までに売上高が52百万ユーロから132百万ユーロに拡大(過去2年間に渡って12%の拡大)。ほとんどが国内向け
Toscana	スーパーマーケットにおける売上げが増加。 その結果、イタリアのオリーブオイル及びトスカーナ州産のオリーブオイル生産量に占めるトスカーノの割合が上昇

(海外市場)

PDO/PGI産品	効果
Toscana	輸出量が1998年の520kgから2006年の1755kgに増加。シェアは同期間に50%から65%まで拡大
Jamon de Teruel	輸出品におけるシェアが5年間で0%から5%に拡大
Volaille de Bresse	輸出品におけるシェアが1998年の5%から2006年の7.5%に拡大

資料: London Economics (2008)

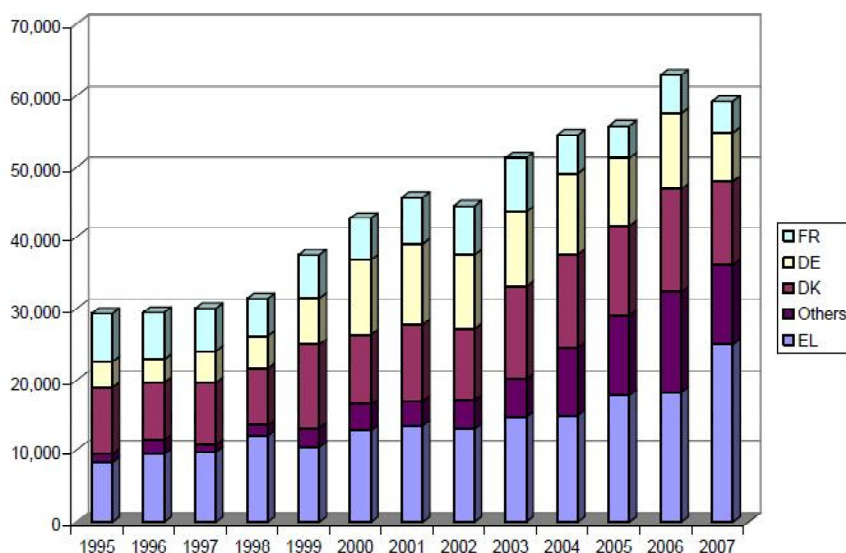
地理的表示対象産品は、一定の生産・品質基準を備えた一種のブランド品であり、輸出市場においても有利性を発揮する。EU 委員会の調査によれば、2005 から 2007 年までに EU の地理的表示産品の輸出は、数量ベースで 9 %、価格ベースで 17 %の増加をしている。

また、EU は、WTO の協議において地理的表示保護の水準の向上を図ろうとするとともに、2 国間協定で、戦略的に地理的表示制度の拡大を追求している。例えば、韓国との FTA

協定においても、EU 制度と同等の保護の内容を定めるとともに、相互の保護品目リストを定めている（2（2）13参照）。また、中国との間で見られるように、相互に相手国の地理的表示産品を保護しようとする動きもある。これらの動きは、相手国での EU 産品の有利性確保を目的としたものと考えられる。

なお、共通の基盤を持つ地理的表示制度が諸外国に広がることにより、保護制度を持つある一国で保護された地理的産品が、同様の内容の保護制度を持つ他国でも保護されることが容易となると考えられる。アジア各国においても、韓国、中国、インド、タイ等が地理的表示の独自の保護制度を導入している。我が国で地理的表示保護制度が導入された場合、単に日本で登録された産品であるというだけでなく、これらの国で地理的表示の保護を求めることが容易になると考えられ、優れた品質を持つ我が国の農林水産物等の名称の保護を通じて、当該国市場での有利性を確保することが期待される。

PDO や PGI は新しい市場へのチャンネルにアクセスするための鍵として、遠隔地や輸出市場では、消費者の品質保証された製品選択に資するものとしての効果があるとされるが、PDO、PGI として登録されたことによる国内及び輸出市場のシェアに対する効果の測定は、定量的な評価に耐えるデータの蓄積や公表が不十分であることもあり、関係者の主観的な評価とならざるを得ない。その中で、ギリシャのフェタチーズは、PDO としての登録が一度取り消された後、2002 年に再度登録され、ギリシャ産以外のチーズに「フェタ」の名称を引き続き使用できるという移行期間が 2007 年に終了したという事例であるが、貿易データを見ると、2007 年に「フェタ及び角状白チーズ」に占めるギリシャのシェアが大幅に増加しており、輸出市場における PDO の効果として今後の推移が注目される。



第 8 図 EU15 カ国におけるフェタ及び角状白チーズの生産国別輸入量（トン）

資料：London Economics（2008）

注：FR:フランス、DE:ドイツ、DK:デンマーク、EL:ギリシャ

(3) 農業・農村の六次産業化

(1) とも関連するが、地理的表示として登録されることにより、他の製品との差別化が図られることとなる。これによって、①直接販売等販売面における有利性の確保、②登録産品が加工品の場合、生産から加工までを通じた一体的な価値の創造、提供、③地理的表示対象産品を原料とした加工品(非地理的表示産品)についての波及効果⁽⁴³⁾、等が期待され、地理的表示は、農産物等の生産を基に、その加工・販売を一体的に行う農業の6次産業化に資するものである。例えば、ノン溪谷のりんご(伊, PDO)では、当該産品を用いたりんごチップス、リキュール等の新製品を開発するとともに、食育等にも取り組み、地域活性化が図られている⁽⁴⁴⁾。

さらには、地理的表示産品を核としたイベントの開催、料理の提供や生産地見学を含めた観光との連携、他の産品や背景となる自然・歴史等を含めた地域全体のブランド力の向上等によって、地域活性化の核となることも期待される。例えば、仏ボーフォールチーズのPDO登録により、地域の知名度が向上し、農家民泊等のグリーンツーリズムが盛んになるなど農村振興が図られている事例がある⁽⁴⁵⁾。また、仏バロニエ地方において、ニヨンのオリーブ(AOC)を中心に、ヤギチーズ(ピコドン, AOC)やラベンダーオイル等の地方特産品、さらにはオリーブの段々畑、ラベンダー畑といった景観イメージに基づくツーリズムサービスを統合することで、これらの財・サービス全体の高付加価値化が図られている(付論4)⁽⁴⁶⁾。

(4) その他

地理的表示はその定義上「原産地」を示す表示であるため、その地域での生産が必須とされる。このため、伝統的な生産地から遠くに生産地を移転することは困難となる。これによって地域に根ざした産物のその地域での生産継続が保障されることとなり、ひいては、当該地域の雇用確保や文化の維持にも役立つこととなる⁽⁴⁷⁾。

また、地理的表示産品を特徴付ける伝統的な製法等により、通常の産品に比べ人手がかり、雇用を拡大する効果も見られる。

第21表 PDO産品の雇用創出効果

(10万リットル当たりの乳の生産及びチーズ製造に係る直接雇用数)

チーズ	サン・ネクテル	ロックフォール	コンテ	フランス平均
直接雇用数(人)	2.8	7.1	1.5	0.76

資料：CANAOL(2009)

さらに、地理的表示産品は、地域の特異性を反映した産品の品質等の特異性を重視したものであり、自然環境等の特異性が大きい条件不利地域にはなじみやすい制度である。島、高山地帯等の特殊な環境を活かし、特徴を持った産物が生産されている例は多くあり、地

理的表示の登録実績も多い⁽⁴⁸⁾。このような地域は生産コスト面では不利な地域であるが、地理的表示制度を活用して差別化・有利販売を行うことが有効な振興方策となる。この意味で条件不利地域対策としての役割も期待される。

注 41 ただし、(2) の EU における調査によれば、PDO 又は PGI を知っている者は消費者の 8 % に過ぎず、また、知っている者と答えた者であっても、その内容まで知ってる者は多くない (PDO 及び PGI が、特定地域での生産、管理団体による証明、明細書に従った生産という要件を満たすものであることを知っている者は、PDO 又は PGI を知っている者と答えた者のうち、それぞれ 51 %, 42%, 35 % となっている。)。

42 利益の向上が PDO、PGI として登録されたことのみによるものとは限らないとされている。例えば、ジャージー・ロイヤル・ポテト (英国) については、販促活動と品質管理が果たした役割のが大きいと関係者は考えており、リューベックのマジパン (ドイツ)、シュプレーヴァルトのきゅうり (ドイツ)、ノン溪谷のりんごなどでは、従来から品質の優れたものとして広く知られていたことによるところも大きいと考えられている。

43 夕張メロンの場合、夕張メロンゼリーなど関連菓子の市場が数百億にも達しているのに、その工場の多くが夕張市以外に立地しており、著名な地理的ブランドを活かせなかった例として説明されているが (事例で学ぶ！地域ブランドの成功法則 33)、この活用が図られれば大きな効果があるものと考えられる。

44 2010.1 伊 Qualivita 財団からの聞き取り

45 国土交通省報告書 (2010)。

46 詳しくは、須田 (2012) を参照のこと

47 伊シエナの伝統的菓子 (PGI 申請中) の製造メーカーが多国籍企業に買収され、工場の移転が検討されたが、生産地を移転した場合 PGI としての名称を名乗れなくなることから、移転が断念された事例がある (2010.1 伊 Qualivita 財団からの聞き取り)。

48 例えば、英ジャージー島のロイヤルジャージーポテト

4. 我が国における状況

(1) 我が国における地理的表示に関連する制度

1) 概況

我が国では、TRIPS 協定に対応するため、不正競争防止法に基づき、原産地を誤認させるような表示を不正競争として禁止している。また、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき、ぶどう酒、焼酎等の酒についての地理的表示を保護しており、保護内容としては、真正な原産地が表示される場合や、「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴う場合も当該地理的表示の使用を禁止している(追加的保護に対応)。なお、地域ブランドの商標による保護として、地域団体商標の制度が設けられている。

2) 不正競争防止法

(i) 制度概要

不正競争防止法においては、事業者間の公正な競争等を確保するため、不正競争を規制しているが、この「不正競争」として、商品にその商品の原産地、品質等について誤認させるような表示をし、又はその表示した商品を譲渡等すること(原産地等誤認惹起行為、第2条第1項第13号)等が定められている。

この原産地表示にはいわゆる原産地名称(地理的表示)を含むと解されているが、真正な原産地を併せて表示する場合や、～式、～風等の語をつけて使用する場合は、基本的に原産地の誤認を生じさせるものではないと解されている。ただし、後者については表示から期待される品質を誤認させるものとして、原産地等誤認惹起行為に該当する場合があります。

また、ある表示が他人の商品等の表示として需用者の間に広く認識されている場合、その表示を使用すること等についても不正競争とされる(商品主体混同行為、第2条第1項第1号)。このため、地理的表示が、ある者の商品を表示するものとして広く認識されているときは、その表示の使用は商品主体混同行為となりうる。

この不正競争については、不正競争により営業上の利益を侵害される者に対する差止請求権(第3条)が規定されるとともに、不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者に対する損害賠償義務(第4条)、損害額の推定等の損害賠償請求を容易にする措置(第5条～第9条)が講じられている。

また、不正の目的をもって原産地等誤認惹起行為をした者及び(不正の目的が無くとも)虚偽表示をした者については、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科(法人は3億円以下の罰金)の対象となる(第21条第2項、第22条第1項)。

なお、この制度は、地理的表示に関し原産地を誤認させるような表示を禁ずる TRIPS

協定第 22 条を国内的に担保する役割を果たしている。

このほか、不正競争防止法以外の公正な競争を確保するための表示規制で、地理的表示に関連するものとして、不当景品類及び不当表示防止法や私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等がある。前者においては、一般消費者に対し、商品等の品質、規格その他の内容について実際のもの又は競争事業者のものより著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害すると認められる表示等が不当な表示として禁止される。後者では、自己の供給する商品等が実際のもの又は競争者のものより著しく優良であると顧客に誤認させることにより、不当に誘引することが、不公正な取引方法の一つである「ぎまんの客誘引」として禁止される。

(ii) 問題点

不正競争防止法は、原産地等誤認惹起行為等の禁止を通じ、地理的表示の保護に資するものである。しかしどのような表示が禁止される表示となるかは解釈によることとなるため、必ずしもその範囲が明確でない⁽⁴⁹⁾。また、産地を併記した場合や、～風等の語を用いた場合は原則として不正競争とならないなど、必ずしも十分な地理的表示の保護とはなっていない。また、その商品の品質の水準そのものは問うていないため、消費者としてその商品がどのような品質のものであるかを知る手法とはならないこととなる。

また、損害賠償の請求を行う場合は、加害者が原産地等誤認行為を行ったことの立証では不十分で、損害の発生及び原産地等誤認行為と損害発生の因果関係等を証明する必要がある。損害賠償を通じて是正を図ることは必ずしも容易でないものと考えられる。

3) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒団法）

(i) 制度概要

酒団法においては、財務大臣は、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質等の表示について、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができることとされている（第 86 条の 6 第 1 項）。この基準を遵守しない者に対しては、指示、公表（同条第 3 項及び第 4 項）を行うことができ、重要な基準について指示に従わない者に対しては命令を行うことができる（第 86 条の 7）。この命令に違反した者は 50 万円以下の罰金の対象となる（第 98 条第 2 号）。

地理的表示に関しては、地理的表示に関する表示基準を定める件（平成 6 年国税庁告示第 4 号）が定められており、ここでは、「世界貿易機関の加盟国のぶどう酒及び産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用されることが禁止されている地理的表示」に加え、「日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示」及び「清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示」について、当該産地以

外の地域を産地とするぶどう酒等について使用してはならないことが定められている。これに関しては、真正の産地が表示される場合や「種類」、「型」、「模造品」等の表現を伴う場合も同様とされる。ただし、ぶどう酒等を特定する世界貿易機関の他の加盟国の特定の地理的表示を平成6年4月15日以前少なくとも10年間又は同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてぶどう酒等について継続して使用していた場合は、この規制の例外とされる⁽⁵⁰⁾。

なお、この地理的表示に関する基準については第86条の7の重要基準とされており⁽⁵¹⁾、基準違反の場合、指示・命令の対象となることとなる。

国税庁長官が指定する産地としては、焼酎について、壱岐、球磨、琉球、薩摩の4産地が、清酒について白山の1産地が指定されている（地理的表示に関する表示基準第2項に規定する国税庁長官が指定するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を定める件（平成7年国税庁告示第6号））。さらに、指定は組合等の申請に基づき行うことや指定産地を表示する場合に従うべき製法の基準等が、国税庁長官通達⁽⁵²⁾により定められている。

なお、この制度はぶどう酒等の地理的表示に関し追加的保護を定める TRIPS 協定第23条の規定を国内的に担保する役割を果たしている。

（ii） 問題点等

法目的からいって、対象物は酒に限定され、幅広く地理的表示を保護する仕組みとはなり得ない。また、地理的表示を行うことのできる商品の内容（例：米こうじ及び〇〇地域の地下水使用）は通達で示されており、当該通達で定められた基準の内容と異なるその地域産の商品に地理的表示を付したとしても、是正の対象となるか疑問がある。

さらに、是正措置は指示、命令、命令違反に対する罰則等行政上の措置に限られ、差止請求等の民事上の措置は講じられていない。

4） 商標法（地域団体商標）

（i） 制度概要

商標制度においては、原則として「その商品の産地、販売地、品質、原材料、・・・・・・を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」や「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」等は登録を受けられないこととされている（第3条第1項第3号及び第6号）。このため、地域の名称と商品の名称のみからなる商標は、その商標が使用された結果「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識できるもの（同条第2項）」、すなわち全国レベルの識別性を獲得したような著名性を有するもの（夕張メロン等⁽⁵³⁾）を除き、商標登録を受けることができないこととなっていた。これは、識別力の乏しいものを商標として認めることは適当でなく、また、産地名等については商品の流通上必要で、一私人に独占を認めることが適当でないためとされている。なお、このような名称と図形等を併せた商標は、図形等により識別力

を有することとなるため登録が可能であり、多くの地域ブランドが図形等を伴う形で登録されてきた。

これに対し、発展段階にある地域ブランド保護の観点から、以下のような要件を満たすものについて、需要者に広く認識されているという周知性があれば、全国的に著名という程度に達しないものであっても商標の登録を認める「地域団体商標」が平成 17 年の改正で設けられた（第 7 条の 2）。

ア その商標が、（ア）地域の名称＋商品等の普通名称（例：○○りんご）、（イ）地域の名称＋商品等の慣用名称（例：○○焼）、（ウ）（ア）又は（イ）＋産地等を表示する際に慣用的に付される文字（本場○○織、○○産みかん）のいずれかであること

イ 商標権取得者が、事業協同組合その他特別の法律により設立された組合で、当該法律で不当に構成員たる資格を有する者の加入を制限してはならないことが定められているものであること

ウ その商標が使用された結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需用者の間に広く認識されていること（運用としては、全国的な認識は必要としないが、隣接都道府県に及ぶ程度の認識が必要とされる。）

ここで、地域の名称とは、商品の産地又は役務の提供の場所その他これに準ずる程度に当該商品等と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称とされており（第 7 条の 2 第 2 項）、商品の産地のほか、商品の原材料の産地（例：奥多摩の粘土を原材料として生産される「奥多摩瓦」）、商品の製法の由来地（例：多摩地域に由来する製法により生産された「本場多摩紬」）等も地域の名称として認められることとなっている。

また、イの要件については、この商標が本来一私人に独占させるべき内容でないため、加入を希望すれば加入が認められ商標が利用できることとなる組合のみを権利主体とし、構成員に許諾なしで地域団体商標の使用権を認めた（第 31 条の 2 第 1 項）ものと考えられる⁽⁵⁴⁾。

ウの「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務」が指定商品（役務）となるものとされており、地域の名称が産地であれば、「○○産の△△（商品名）」が指定商品になるものとされている。このため、商品一般やその加工品を指定商品にすることはできない。例えば、○○りんごであれば、「りんご」一般や「りんごジュース」等を指定商品にすることはできないこととなる。

商標権取得の手続き、権利内容等は、基本的に一般の商標権と同様であるが、譲渡ができないこととされていること（第 24 条の 2 第 4 項）、地域団体商標の出願前からその商標を使用していた者に対して広く先使用権が認められること（第 32 条の 2）等の特別の規定が置かれている。

指定商品についての登録商標の使用が権利侵害になるのはもちろんであるが、指定商品についての登録商標と類似する商標の使用や指定商品と類似する商品についての登録商標又はこれと類似する商標の使用が権利侵害とみなされ（第 37 条）、権利侵害に対しては差止請求権が認められ（第 36 条）、権利侵害による損害賠償については 損害額の推定等損

害賠償を容易にする措置が講じられている（第 38 条，第 39 条）。商標権を侵害した者は，10 年以下の懲役若しくは 1 千万円以下の罰金又はその併科（法人は 3 億円以下の罰金）の，侵害とみなされる行為を行った者は，5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はその併科（法人は 3 億円以下の罰金）の対象となる（第 78 条，第 78 条の 2，第 82 条）。

2012 年 3 月末現在の申請件数は 1,013 件（うち農林水産物・食品 671 件），登録件数は 499 件となっている。登録件数の半数以上は，農産物・食品である（第 22 表）。

第 22 表 地域団体商標登録の内訳（2012 年 3 月末現在）

（単位：件，％）

野菜・ 米・花	果物	茶	肉	水産 物	その 他食 品	小計	酒	工業 製品	温泉	その 他	計
51	32	13	41	35	70	242	11	181	37	8	479

資料：特許庁ホームページより筆者集計

注．「市川のなし」及び「市川の梨」のように同一品目を指すものは，1 と数えている．また，同一商標で 2 区分以上に登録されているものも 1 と数えている．このため，計が登録件数(499)と異なる．

（ii） 地理的表示保護に活用する場合の問題点等

地域団体商標制度は，商標権の設定により地域ブランドの保護を図ろうとするものであり，権利者以外の者が地域団体商標又はこれと類似する商標を使用した時点で権利侵害として差し止め請求や損害賠償請求が可能となり，損害額の推定等の規定により損害賠償請求が容易となる等利点も大きい。

一方，「地理的表示」の対象となる産品は，基本的には，その地域に住む者の長期にわたる努力で優良な品質のものが確立され，その品質等について消費者の信頼を得たものが多い。このため，その保護に当たっては，品質等に対する消費者の信頼に応えられる制度とすることが望ましく，このような仕組みとしてこそ消費者の評価，価格も上昇することとなる。また，特定の者のみの努力により名声が確立した場合を除き，当該産品に対する信頼は地域の共有財産であり，その地域で一定基準以上のものを作れば誰でもその名称を使用可能であることが望ましいものと考えられ，また，このように考えた方が地域農業全体の振興及び消費者利益の面でメリットが大きい。このような観点から見た場合，地域団体商標制度を地理的表示の保護に活用していく場合には，以下のような問題点が生じうると考えられる。この点に関し，斎藤（2011）は，地域団体商標について，EU の原産地呼称制度と比較して，供給範囲や地域との緊密性，品質管理や技術体系，歴史・文化などの諸点について，品質管理の水準を向上させるための厳格性を欠き，ブランド価値をイメージで説明しようとするため，長期的な経済効果を引き出しにくいことを指摘している。

ア 品質等の特性と地理的原産地の実質的な結びつきを要件とするものではないこと

地域団体商標の登録においては，商標に含まれる地域名は，その商品の産地であれば足り，品質等の特性と地理的原産地との実質的な結びつきを要件とはしていない。また，地

域名は、商品と密接な関連性を有することが必要であるが、商品の産地のみならず、製品の原料の産地、製法の由来地でもよいこととなっており、地域とのつながりは地理的表示と比べ緩いものとなっている。このように、地域団体商標は、原産地との実質的なつながりを要件とする EU の制度や TRIPS 協定上の地理的表示とは異なるものである。

アーカー（1994）は、ブランド・エクイティの構成要素として、ブランド連想をあげ、ブランドに結びつく様々な要素の重要性を指摘した。また、地域ブランド成立のためには、地域との関連性や背景としての物語性が必要であり、こだわり（地域へのこだわり、つくりにかたへのこだわり、品種へのこだわり、歴史へのこだわり等）が不可欠と指摘されているが⁽⁵⁵⁾、地域団体商標制度自体には、そのような内容を発信していく仕組みは設けられていないと言える。この点、自然的・人的な地理的環境が生み出す品質等の特徴や歴史的評価を重視し、これを明細書に明記・公示する EU の地理的表示保護の仕組みとは異なっている。

イ 生産基準、品質基準等の基準を定めることや、その基準の遵守を確保する方策が制度化されていないこと

地域団体商標では、保護の要件として特定の品質等を要求しておらず、品質基準や生産基準を定めることは求められていない⁽⁵⁶⁾。このため、組合が適切な内部規定を定めて管理しなければ、品質等の確保はされず、また、内部規定を定めた場合であってもその内容が外部に明らかにされる仕組みとはなっていない。さらに、基準の設定が必須でないので、当然のこととなるが、品質基準等を外部機関による検査等で担保する仕組みも設けられていない。実態としても、地理的表示・地名等に係る商標の保護に関する調査研究報告書（2011）によれば、地域団体商標の出願人に対するアンケート調査結果として、商標の使用規則があるとする者の割合は、40.0 %にとどまっており、また、あると答えた者のうち、使用規則の遵守について監視する体制があると答えた者の割合は 66.2 %に過ぎない⁽⁵⁷⁾。

これは、明細書で品質基準、生産基準等を定め、それを公示し、その内容の遵守を検査等によって担保することにより消費者に品質等の保証を行う、EU の地理的保護の仕組みとは大きく異なっている。このため、地域団体商標制度において、ブランド力の向上は、商標権者の取組に基本的に委ねられていることとなる⁽⁵⁸⁾。

ウ 権利を取得できる者が組合に限られ、組合に独占権が与えられていること

地域団体商標を取得できる要件として、組合がその構成員に使用させる商標につき「自己又は構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして広く認識されている」ことが必要なため、商品の生産者が、一つの組合にまもらないときは（又は関係組合が全て共同で申請しなければ）登録を受けることができない。このような場合としては、（ア）組合加入者以外にその名称を使用している者が多い場合⁽⁵⁹⁾、（イ）その産品にかかわる者が、農業者、加工業者など幅広い者となっており、適切な組合を設立することが難しい場合⁽⁶⁰⁾、（ウ）代表的な生産者が本家争いをしていて、一つの組合にまとまりにくい場合等が考え

られる。また、商品の生産者が一人又はごく少数の場合も、適切な組合を構成できるかの問題があり⁽⁶¹⁾、このような場合も対応が難しいものと考えられる。

一方、地域団体商標が登録された場合は、商標権者である組合が独占的使用権を有することとなる。しかしながら、地域ブランドは、一つの主体の取組のみにより確立したものではなく、その地域で生産等を行う無数の者の長年にわたる取組により成立してきた、いわば地域共有の財産というべきものも多いと考えられる⁽⁶²⁾。このような場合に、特定の組合に独占権を認めることの正当性の問題とともに、以下のような問題が生ずるおそれがある。

- (ア) 先使用権が認められているとはいえ、組合に加入せずに当該商品を生産している者に不利益となりかねないこと、
- (イ) 今後、地域団体商標に係る商品を生産したい者に対し、実質上組合への加入を強制することになること、
- (ウ) 組合の構成員について、規模等で加入資格を限定することは可能であり、一部の者が排除されうること、
- (エ) 例えば農協が権利者であったときに、農協系以外の販売業者がいる場合に、その事業者が地域団体商標を使用するには、農協の許諾が必要になるが、場合によっては農協以外の販売ルートを閉め出す効果を持ちかねないこと

EU の地理的表示保護制度においては、品質基準、生産基準等を定めた明細書に適合する商品を流通させる者は、誰でも、その地理的表示を使用することが可能である。一主体に独占させることが適当でない地理的表示については、このような仕組みをとる方が、社会全体の厚生上も望ましいものと考えられる。本来真正品として販売できるものを閉め出すこととすれば、地域農業全体の振興を図る上で、また消費者利益の上で問題が生じることとなる。この問題に関し、林（2008）は、米の地域団体商標について、農協という一出荷団体に商標権という強い権利を独占させることは、流通自由化の障壁となりかねないこと等を考慮すると米の銘柄を地域団体商標として一団体に権利を与えることは難しく、登録される場合は、生産者から最終消費者が購入する段階まで一貫して農協が管理を行っているとは認められなければならないと指摘しているが、このような状況は米に限られず、また農産物流通の最終段階まで農協が管理しているという状況は、実態上あまりないものと考えられる。

エ 権利の範囲

(ア) 類似する商品等の範囲

商標権の効果は、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用の権利を占有することである（第 25 条）。また、指定商品に類似する商品についての登録商標又はこれに類似する商標の使用等は、商標権を侵害する行為とみなされる（第 37 条）。

ここで、地域団体商標においては、例えば「〇〇牛」という地域団体商標についての指定商品は、牛肉一般ではなく〇〇産の牛肉と限定的に定めることとされている。これは、

地域団体商標が地域と商品との密接関連性を要件としているため、密接な関連性を有する商品以外の商品に使用される時は商品の品質に誤認を生じさせるおそれがあるからとされている⁽⁶³⁾。このため、〇〇産以外の牛肉や、牛肉の加工品、さらにはレストランでの牛肉の料理の提供などへの使用は、第 37 条の適用の問題となり、これらが商標権を侵害する行為に該当するかは解釈に委ねられることとなる⁽⁶⁴⁾。いずれにせよ、通常の商標に比べ、権利範囲は限定的である⁽⁶⁵⁾。

(イ) 先使用权

地域団体商標については、地域の名称及び商品（役務）名からなる商標であり、本来誰でも使用可能とされていたものであることから、先使用权に関する要件が緩和されている。具体的には、通常の商標であれば商標登録出願前から不正競争の目的でなく同一又は類似の商標を利用した結果、当該商標が周知となっている場合に先使用权が認められている（商標法第 32 条）。これに対し、地域団体商標については、この周知性の要件はなく、地域団体商標の出願前から商標を利用していた者（業務を承継した者を含む。）は、継続してその地域団体商標を利用できることとされている（同法第 32 条の 2）。この規定は、地域団体商標の権利者である団体に属さない者の利益を尊重する観点からは必要な規定と考えられるが、当該名称で販売される商品の品質確保の観点からは問題が生ずる。例えば、権利者たる団体が、品質・生産基準を設けてその基準に適合したもののみをその名称で販売することによってブランド管理しようとしても、団体に属さない先使用者はその基準に縛られないことになり、同一名称で品質等の異なる産品が販売されることとなる。これはブランドの確立・維持の観点からは問題が大きい⁽⁶⁶⁾。実例としても、長野県の地域団体商標を取得した柿の事例では、品質基準が定められているものの、その基準を満たさない産品が先使用者である事業者により販売され、産品の評価を下げている例がある。

(ウ) 商標権の及ばない商標

商標権の効力は、商品の普通名称、産地等を普通に用いられる方法で表示する商標等には及ばないこととされている（商標法第 26 条第 1 項第 2 号等）⁽⁶⁷⁾。このため、〇〇牛が地域団体商標として登録されていたとしても、〇〇地域で生産された牛肉であれば、「〇〇産牛肉」の表示は権利者及びその構成員でなくとも使用可能と考えられる⁽⁶⁸⁾。加えて、田村（2007）は、地域団体商標の趣旨を、産地等偽装表示行為規制を定型化したととらえる考えに立ち、ブランド名をその地域の事業者が用いる限り、同号が適用されるとする。これは、単にその地域で生産されたというだけでなく、品質、生産基準にあったもののみ地理的表示を認めるという考え方からは問題を生じうる仕組みである。

(エ) 流通过程における効力

大箱に地域団体商標が表示されて出荷された産品を、小分けして商標を使用して販売する場合に、権利者の許諾を必要とするかの問題がある。これに関し、平 6.2. 24 大阪地裁判決（判例時報 1522 号 139 頁）においては、真正品を小分けしたものに登録商標と類似の商標を付して販売した案件につき、商標権侵害としており、基本的に権利者の許諾を要することとなるものと考えられる。しかし、農産物販売の実態からみると、例えば、りん

ご、肉類のように流通過程で小分け（ばら売り）、切断等が行われるものも多く、このようなものまで全て権利の範囲内とすれば円滑な取引に支障を生ずるおそれがある⁽⁶⁹⁾。

（iii） 証明商標

我が国の現行の商標制度においては、アメリカの制度の項で述べたような証明商標の仕組みはないが、これに関し、特許庁の産業財産権制度問題研究事業の一環として、商標制度による地理的表示の積極的保護の可能性等を検討するため、研究が行われている⁽⁷⁰⁾。この研究の報告書においては、地理的表示の保護を目的として証明商標制度を導入すべきか否かについては国内外のニーズを踏まえた検討が必要であるとした上で、現行の地域団体商標制度の保護の対象と地理的表示の比較検討を踏まえた上で、仮に証明商標制度を導入することとした場合の制度設計のあり方について検討が行われている。この検討の中で、特に重要かつ難しい論点として「識別性」の要件をどのように考えるかがあげられており、証明商標が証明に係る商品・役務とそれ以外の商品・役務を識別する機能に着目して、現行商標法第3条第2項に代わる規定を設けて、第3条第1項第3号乃至第6号にかかわらず商標登録を受け得るような措置が必要ではないかとの方向で検討がなされたものの、今後さらなる検討が必要とされている。また、証明商標による品質保証機能を担保するための手当に関しては、証明商標の主体要件や使用規則に関して、出願段階で特許庁が審査をするのは困難を伴うものと考えられ、比較的容易と思われる実態と外形的な要素との不整合を除いて、原則事後的なチェック（異議申立て、取消審判等）に委ねる方が効率的との意見が示されている。この点においては、品質保証機能を重視し、品質等の基準やその担保方法についてまで十分な審査等を行う EU 型の地理的表示保護制度とは異なる方向が示唆されている。

5） その他（JAS 法）

JAS 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）においては、日本農林規格（JAS 規格）の制定・格付け及び品質表示基準の制定等の措置が講じられている。

このうち、JAS 規格については、目的規定に「適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図る」とされていることに現れているように、基本的に、全国一律の望ましい「規格」を制定し、その規格を普及させ、品質の統一を図っていくとするものである。このような点で、地域ごとの独特の品質等を備えた産物、すなわち一般のものとは異なる特異な産物を保護しようとする地理的表示保護制度とは、目的がかなり異なっている⁽⁷¹⁾。

一方、JAS 規格の中には、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林水産物について制定される規格（特定 JAS）があり（第2条第3項第2号及び第4項）⁽⁷²⁾、一定の生産の方法の基準を満たすものについてのみ表示を認める点で、地理的表示保護制度との共通点がある。しかし、前述のような JAS 規格の目的から、地域独自の

品質等を持つ産物に特化した規格の制定は考えにくい。また、JAS 規格の格付を受けるかどうかは任意であり、格付を受けないものであっても、JAS マークが付せないにとどまり、名称使用の制限の効果を持つものではない。

なお、特定 JAS のうち、その規格で定める名称が他の農林物資にも用いられ、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがある指定農林物資に関しては、JAS 規格の格付の表示がないものについては、その名称を使用してはならないこととされている（第 19 条第 15）。現在、この対象としては、有機農産物及び有機加工食品が指定されている。この仕組みによれば、一定の基準を満たさないものに対する名称使用制限が可能となるが、地理的表示保護の仕組みとして考えた場合、前述のような全国一律的な JAS 規格の性格のほか、一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるといえるかどうかの問題がある。

次に品質表示基準については、農林水産物資の品質に関する表示について、①名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項、②表示の方法その他表示に関して製造業者等が遵守すべき事項について基準を定めるものである（第 19 条の 13）。この基準違反については、指示、措置命令、命令違反に対する罰則（原産地表示違反については、命令を待たずに虚偽表示自体が罰則の対象）の措置が講じられている（第 19 条の 14、第 23 条の 2、第 24 条第 8 号）。酒団法の表示基準と同様の仕組みであり、この表示基準により地理的表示の保護を図る余地はありうるものと考えられる。しかしながら、法律上、地理的表示の保護が明確にならないことに加え、製法基準・品質基準等を広く明示することが難しいこと、基準への適合を担保する検査等の措置が講じられていないこと、民事上の措置がないこと等の問題点があり、地理的表示の十分な保護とならないものと考えられる。

（２） ブランド化の取組の実態

１） 概況

我が国では、地域の特徴を活かした様々な産品、いわゆる地域ブランド産品が生産されている。平成 16 年度地域伝統食品地理的呼称制度調査によれば、地域名を冠した地域ブランド産品（農林水産物、食品）として、全国で 548 の例（うち生鮮品 306、加工品 242）が挙げられている。また、地域団体商標として登録されている農林水産物・食品は、平成 24 年 3 月末現在で 242 件となっている。

２） 個別事例にみる課題等

本研究においては、地理的表示制度導入の参考とするため、具体的な産品の調査を行った。そこで得られた制度導入に当たっての課題等は以下のとおりである。

（い） 地理的表示制度の必要性を裏付ける事例

鹿児島県の「かごしま黒豚」⁽⁷³⁾については、生産者協議会が、餌にサツマイモを一定量混入すること等の生産基準・品質基準を定め、これを満たす黒豚にのみ、「かごしま黒豚」の表示を認めている（県が、かごしま黒豚につき図形入りで商標を取得済みであり、基準を満たすもののみに商標使用を許諾している。）。しかし、この基準を満たして生産される黒豚は、鹿児島の黒豚の約半数に過ぎない。一方、消費者は必ずしも基準を守ったものであるかどうか十分認識できずに購入しているのが実態である。基準を満たさない黒豚の存在もあって、必ずしも十分な価格評価がされておらず、県、生産者協議会としては、基準を守れる者のみに生産を限定し、評価を上げたいとの意向を持っている。一方、かごしま黒豚の生産は農協系のみならず行われていること等から、組合を権利主体として地域団体商標を取得することは難しい状況である。

このような状況下においては、「かごしま黒豚」の生産基準、品質基準を明定・公示し、その基準を満たさない黒豚には「かごしま黒豚」の表示を認めないことが、鹿児島黒豚の生産振興及び消費者の利益にかなうものと考えられる。

（ii）対象製品の範囲等についての関係者の意見相違

愛知県の「八丁味噌」⁽⁷⁴⁾については、歴史的には岡崎市八帖町にある2社が、伝統的製法によって製造してきた、赤褐色の独特の味わいを持つ長期熟成の豆味噌である。しかし、生産ノウハウは周辺地域にも拡大し、岡崎市以外の愛知県で生産される味噌についても八丁味噌と名乗っている実態がある。伝統的生産者である2社とその他の生産者では、品質、生産地域、生産方法等に意見の相違が見られる（このため、地域団体商標が取得できていない。）。このような製品について地理的表示の対象範囲の確定する場合、行政のみによる審査でよい（例えば、外部有識者を入れた審議会のようなものを要するかどうか）検討することが必要と考えられる。

（iii）生産地域と地理的表示に使用される地域との乖離

北海道の「利尻昆布」は、「リシリコンブ」という種名と一致するという問題のほか（（vii）の問題）、生産地域が、利尻地域だけでなく、稚内、紋別等広範にわたるという問題がある。さらに、利尻地域産と他地域産のものでは品質差が見られるとも言われている。

また、愛知県の「守口漬け」⁽⁷⁵⁾は、守口大根に由来する名称であるが、この「守口」は大阪の地名であり、現在の生産地との関連はない。

地理的表示に含まれる地域名と実際の生産地域の乖離をどの程度まで認めるかは、運用上問題となりうる。

（iv）地域名を含まない名称

秋田県の「いぶりがっこ」⁽⁷⁶⁾は独特の風味、食感を有する漬物であり、地域とのつながりも認められるが、名称に地名を含んでいない。同様に秋田県の「しょっつる」は、ハタハタ等の小魚で作られる魚醤であり、秋田地域独特のものとなっているが、名称に地名

を含んでいない。これら地域名を含まない名称の保護を認めるかは、制度設計上の問題となる。

(v) 生産基準等が周知不足と考えられる例

北海道の「白老牛」については、生産、品質の基準は制定されているものの、素牛が黒毛和種で協議会が認める地域産(現在は北海道産)であること、白老町が最終飼養地でかつ肥育期間の最長を占めること、肉質が3以上で歩留まり等級がA又はBであること等の内容にとどまっている。また、その内容の十分な周知もされていない。このためもあってか、他の同等品質の黒毛和種との特段の価格差が認められない。

一方、銘柄牛の中には、兵庫県の「神戸牛⁽⁷⁷⁾」のように、素牛、生産地、生産者、肉質等級等について厳格な規定を設けるとともに、十分な周知、トレーサビリティの確保が行われているものもある。地理的表示として登録するに当たっては、一定の明確な生産基準、品質基準の設定が必要になるものと思われる。

(vi) 地理的表示と一般名称(普通名称)との関係

「八丁味噌」(前出)については、製造2社のうち1社が行った「合資会社八丁味噌」の商標出願の拒絶に関し争われた事案について、「八丁味噌」は愛知県岡崎市を主産地とする豆味噌の一種を指称する普通名称であり、取引上の識別性を有しないため、当該商標は何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標であると言わざるを得ないとした判決がある(東京高裁、平成元年(行ケ)112号)。ただしこの判決においては「岡崎市を主産地とする豆味噌の一種」を指称する普通名称と言っており、生産地域を問わずあるタイプの豆味噌を八丁味噌と言っているわけではなく、2社のどちらかを指す識別性は有していないと言っているに過ぎないとも考えられる。

地理的表示の要件審査に当たって、一般名称であるかどうかの判断は、その製品と同タイプのものがどの地域で作られてもその名称で呼ばれると一般的に認められるものか、あるいは、特定の地域で生産されると認識されるものかによって判断されることが適切と考えられる。このような観点からは、八丁味噌については、一般的には岡崎又は愛知県産の味噌と認識されていると考えられるので、地理的表示の保護要件上は一般名称と考える必要はないように思われる。なお、林(2008)、八丁味噌についての地域団体商標の登録要件審査に関し、一度裁判で普通名称として判断された事案ではあるが、地域団体商標制度という新たな視点で考えると、その裁判例と事情が異なってくると指摘している。

なお、仮に「八丁味噌」が一般名称だとしても、かつて(江戸時代)使用されていた「三河八丁味噌」等による登録は可能と考えられる。

(vii) 地理的表示と品種名の合致

岐阜県の「堂上蜂屋柿」は、美濃加茂市旧蜂屋町を中心として生産される大ぶりで糖度の高い干し柿である。伝統的な生産ノウハウにより他とは異なる品質があり、歴史的にも

著名な産品となっている。しかし、「堂上蜂屋柿」は柿の品種名と一致しており、その生産地も美濃加茂市以外に広がっている。このような場合に品種名と同一名称の地理的表示の登録を認めると、産品の流通上混乱を生ずるおそれがある。このため、「堂上蜂屋柿」としての登録を認めず、例えば「美濃堂上蜂屋柿」との登録とするのか(EU制度並び)、
「堂上蜂屋柿」としての登録を認めた上で品種名としての表示には効力が及ばないとするのか(韓国制度並び)等の対応が必要と考えられる。

(viii) 当該名称としての普及度の低さ

鹿児島県の「鹿児島黒酢⁽⁷⁸⁾」については、福山地区の寒暖の差の少ない発酵に適した温暖な気候と、豊富な地下水、土中の微生物を生かした、露天での壺による長期醗酵・熟成という伝統的な製法で作られており、香気、まろやかな酸味、独特の色(褐色又は黒褐色)などの特徴を有する。また、約 200 年の歴史を有するなど、地理的表示産品の典型例と考えられる。しかし、当該産品は、「鹿児島黒酢」のほか、単に「黒酢」、「天然つぼづくり米酢」、「アマン」等の名称で呼ばれており、必ずしも「鹿児島黒酢」がその産品を示す代表的な名称ではない。このような場合でも「鹿児島黒酢」の名称を登録して良いのかの問題がある。なお、「鹿児島黒酢」を登録しても、「黒酢」等の名称使用は制限されないので、特に問題はないと考えることも可能ではある。

3) 地域における地理的表示保護に向けた動き

(i) 有田市原産地呼称管理制度

和歌山県有田市は、平成 22 年 4 月に、より高い品質の農産物及び農産物加工品を提供していくことで生産情報を消費者に開示し、消費者の信頼を得ながら地域の振興を図ることを目的とした「有田市原産地呼称管理制度要綱」を制定している⁽⁷⁹⁾。本要綱上、対象はみかんに限られていないが、まず、みかんについて認定基準等が定められ、平成 22 年産のみかんから認定が行われている(平成 22 年産は 42 品目、23 年産は 41 品を認定)。平成 24 年からは、みかんジュースの認定も開始されている。

この制度においては、品目別の委員会が設定され、その委員会で認定基準が制定され、公表される。認定基準の内容は、生産地、生産方法、出荷形態のほか、官能審査(糖度、酸度、味など)が含まれており、有田みかんのうち高品質なものを認定・管理する仕組みとなっている⁽⁸⁰⁾。認定されたものについては、「有田市原産地呼称管理委員会認定」の表示がなされる。なお、事務局は有田市となっている。

以上のように、本制度は、地理的名称そのものを保護するものではなく⁽⁸¹⁾、高品質なものを公的に認定し、その品質を保証しようとするものであるが、生産基準、品質基準を定め、公示し、その基準に合致することを保証して消費者の信頼を得るという点で、地理的表示の保護制度と同様の趣旨を有するものとなっている。

(ii) 長野県原産地呼称管理制度

長野県は、平成 14 年に「長野県原産地呼称管理制度」を創設しており、自治体主導の原産地呼称管理制度の先駆けとなった⁽⁸²⁾⁽⁸³⁾。有田市の原産地呼称管理制度はこの長野県の制度にならったものであり、基本的な仕組みは同様である。現在、ワイン、シードル、日本酒、焼酎、米が対象となっており、平成 24 年 2 月 6 日現在で 3,144 品が認定されている。

4) その他

我が国の地域ブランドには、行政主導で振興が図られてきたものも多い。このようなものについては、生産地は県全域、市全域等とされていることが多く、必ずしも、地理的環境（土壌、気候等）を踏まえて生産地域が決定されているわけではない。3) の有田市及び長野県の原産地呼称管理制度も、基本的に行政区域全域を対象として優れた産物に認証を与える仕組みとなっている。

一方、地理的表示、特に原産地呼称については、その地域の自然的要因（土壌、気候等）とそれを踏まえて行われる人間の働きかけという人的要因を備えた地理的環境が品質等に結びついていることが、その中心的な考え方となっている。

このような点で、日本の地理的ブランド製品に関し、生産地域及び地域と品質等の結びつきをどのように確定していくか、運用面の審査基準等について、具体的に検討しておく必要がある。なお、この点については、付論 1 を参照のこと。

注 49 これに関連し、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 13 号でも規制しうる産地等の誤認行為を、特許庁の事前審査を介在させることで定型化し、権利行使を容易としたのが地域団体商標の登録制度であるとする見解がある（田村（2007））。

50 本規定は、TRIPS 協定第 24 条第 4 項に対応するものと考えられるが、同項は、「加盟国の国民又は居住者が、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する他の加盟国の特定する地理的表示を(a)1994 年 4 月 15 日前の少なくとも 10 年間又は(b)同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてある商品又はサービスに継続して使用してきた場合には、当該加盟国に対し当該国民又は居住者が当該地理的表示を同一の又は関連する商品又はサービスについて継続かつ同様に使用することを防止することを要求するものではない」と規定しており、A 国の国民等が B 国のぶどう酒等の地理的表示を A 国で継続使用していた場合に、A 国はその国民等の継続使用を禁止することを求められないことを定めている。一方、酒団法による表示基準では、文言上は B 国の地理的表示を B 国で継続して使用していた場合を定めているように読める。

51 酒類の表示の基準における重要基準を定める件(平成 15 年国税庁告示第 15 号)

52 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈等解釈通達（平成 11 年 6 月 25 日国税庁長官通達）

53 このほか、前沢牛、信州味噌、三輪素麺等がある。

54 「平成 17 年商標法の一部改正 産業財産権法の解説」では、以下のように説明している。

地域団体商標として登録される・・・商標は、本来、地域における商品の生産者や役務の提供者等が広く使用を欲するものであり、一事業者による独占に適さない等の理由から第 3 条第 1 項各号に該当するとして登録が認められなかったものであることから、その商標登録を認めるに当たっては、可能な限り、商標の使用を欲する事業者が当該商標を使用することができるようにすべきである。こうしたことから、地域団体商標においては、出願人たる団体の設立根拠法において構成員資格を有する者の団体への加入を不当に妨げてはならないとの義務が規

定されていることを主体要件の一つとし、当該商標の使用を欲する事業者が団体の構成員となって使用する途が妨げられないよう措置した。

- 55 「農林水産物・食品の地域ブランドの確立に向けて（地域ブランドワーキンググループ報告書）」、「事例で学ぶ！地域ブランドの成功法則 33」等
- 56 地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員は、当該組合等の定めるところにより、登録商標の使用をする権利を有することとされており（商標法第 31 条の 2 第 1 項）、組合が品質基準等を定めれば、その範囲内で構成員に商標を使用させることは可能である。ただし、このような基準を定めることは制度上必須の要件ではない。
- 57 斎藤（2011）は、地域団体商標を取得する産地が増加したが、ブランド管理まで発展するケースは少ないことを指摘している。
- 58 「地理的表示・地名等に係る商標の保護に関する調査研究報告書」（2011. 2,（財）知的財産研究所）によれば、地域団体商標の出願人に対するアンケート調査結果として、地域団体商標制度において不十分な点について「地域団体商標を取得しても商品役務の品質の優良性について需用者に効果的にアピールできない」との回答が 37.6 %に達している。
- 59 組合及び組合構成員以外の者でその名称を使用している者が多く、地域団体商標の登録が認められなかったものがある（ひるぜん大根、近江米）
- 60 かごしま黒豚の場合、生産者協議会の会員は、生産者としては、各農協に加入する生産者、農協に加入していない生産者（グループ）、各食肉加工業者系列の生産者等があり、販売業者としては、農協系統、食肉加工業者等が存在する。このような者が農協及び事業協同組合を設立して共同で権利取得をすることは不可能ではないと考えられるものの、このような場合に複数の組合を設立して権利主体となることは實際上難しいものと考えられる。
- 61 例えば、事業協同組合の場合、設立には 4 人以上の者が必要とされる（中小企業等協同組合法第 24 条）。
- 62 一方、「夕張メロン」の例のように、組合の取組により名声が高まり、生産管理も組合で完結しているような場合は、組合に独占的な権利が与えられる正当性は高いものと考えられる。
- 63 「平成 17 年商標法の一部改正 産業財産権法の解説」
- 64 当該地域以外で生産された商品に当該産地名を付すことは、不正競争防止法、景表法、JAS 法等との関係で問題になり得ることは、また別途の問題としてある。
- 65 青木博文（2008）は、この指定商品の範囲の狭さのほか、先使用権に関する要件緩和、後発的な登録無効事由の存在等から、通常の商標権に比べ必ずしも安定的な権利とは言い難いことを指摘している。また、青木博通（2008）も通常の商標権に比べ、権利が不安定なことを指摘している。
- 66 地域団体商標の出願者に対するアンケート調査では、地域団体商標制度で不十分な点として、「先使用者を排除できない」との回答が 49.6 %を占め、不十分な点の第 1 位となっている（「地理的表示・地名等に係る商標の保護に関する調査研究報告書」）。
- 67 「平成 17 年商標法の一部改正 産業財産権法の解説」では、以下のような理由から、地域団体商標についても第 26 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定の適用を認めることとしたと説明している。
地域団体商標として登録される地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標は、当該地域において当該商品の生産・販売、役務の提供等を行うものが広く使用を欲する商標であり一事業者による独占に適さないとの理由で原則的に登録を認めないこととされていたものである。このため、地域団体商標が登録されたことにより、同種の商品を扱う者が商品の産地や原材料名等の取引上必要な表示を全く付せなくなれば、これらの者の営業活動が過度に制約されるおそれがあり、地域団体商標に係る商標権の効力が他の事業者による取引上必要な表示に対して過度に及ばないようにする必要がある。
- 68 この点、EU 制度においては、産地を記載する場合も禁止の対象となり得る。一方、韓国の制度においては、地理的表示権の効力はその地域で生産される産品に使用する地理的表示には及ばない（農産物品質管理法第 8 条の 2 第 2 項第 4 号）。
- 69 EU における取扱いとして、現在の EU 規則（EC No510 / 2006）の前の保護規則である EEC 第 2081/92 号の下での案件であるが、イタリアで生産されたパルマハムを、イギリスで薄切り、包装してパルマハムの名称で販売

したケースに関し、欧州司法裁判所は、明細書により薄切り・包装を産地で実施することを義務づけることは可能だが、このケースの場合その明細書の内容が周知されていないため、その遵守を要求できないとした（2003 年 パルマハムラベル事件欧州司法裁判所判決）。現行規則第 4 条では、明細書の内容に「品質を守り、又は原産地若しくは管理を保証するために、限定された地理的地域で包装しなければならないと決定しその理由を示した場合には、包装に関する情報」を含められることを明記している。農産物の場合、このような形で、必要な範囲に限り小分け等も規制の対象となるよう明確化する仕組みが望ましいと考えられる。

なお、韓国の制度においては、地理的表示権は権利者のみが持ち、小分けする者が地理的表示を付すことは認められていない。

70 「地理的表示・地名等に係る商標の保護に関する調査研究報告」

71 例えば、黒酢に関しては、醸造酢の日本農林規格の中で品質等の基準が定められているが、全国一般の黒酢を前提としたものであり、「鹿児島黒酢」の、野外に置かれた壺による長期熟成による独特の品質といった特性は導入されていない。

72 熟成ハム類、手延べ干しめん、地鶏肉、有機農産物等で規格が制定されている。また、例えば地鶏肉の中には、阿波尾鳥（徳島）のように地域独特の地鶏が含まれるが、制定されている規格は、それに特化した規格ではなく、日本全国の地鶏に共通の規格となっている。

73 産品概要は付論 1 の資料参照

74 産品概要は付論 1 の資料参照

75 産品概要は付論 1 の資料参照

76 産品概要は付論 1 の資料参照

77 産品概要は付論 1 の資料参照

78 産品概要は付論 1 の資料参照

79 <http://www.city.arida.lg.jp/kikaku/gennsanntikoshou.html>（アクセス日 2012. 3. 14）

80 「有田みかん」は地域団体商標の登録がされており、有田市を含む有田地域産のみかんに使用されている。

81 また、地域の土壌、気候等の環境と品質等とのつながりがそれほど前面に出ておらず、行政区域を単位とした取組となっている。

82 <http://www.pref.nagano.lg.jp/nousei/nousei/aoc/seido20120423.pdf>（アクセス日 2012. 6. 14）

83 このほか、佐賀県が純米酒、焼酎を対象に原産地呼称管理制度を設けている。

5. 保護制度の基本的考え方

(1) 特別の保護制度 (EU 型の保護制度, sui generis) と商標制度による保護

地理的表示を保護する方法については、2の(3)の1)で述べたとおり、大きく特別の(sui generis)保護制度によるものと商標制度の活用によるものがある。

特別の保護制度は、地理的表示を商標とは別の知的財産として保護するために設けられた特別の保護制度である。内容は各国により多少の差があるため、代表的な EU の制度で考えると、一定の品質等の特徴があり、その特性と産品の原産地が結びついている場合に、その原産地を特定する表示を地理的表示として定義し、登録によって、その地理的表示を保護する仕組みとしている。この登録の際の審査及び基準との適合性の確保措置等を通じて、地理的表示を付して販売される産品が、一定の品質等を持った産品であることを確保する仕組みとなっている。商標制度と異なり、特定の者に独占権を与えるのではなく、基準に適合する物については名称使用ができる仕組みとしている。また、行政が、監視等によって、地理的表示が保護されることを確保するため、積極的な役割を果たしている。

一方、商標制度の活用によるものは、証明商標や団体商標の形で地名を含む商標の登録を認める場合(米国等)や、地理的表示に関する定義を特別に設けて対応する場合(中国等)がある。本来、商標制度では、産地等のみを表す商標は、識別性の観点等から登録できないのが原則とされている。これに対し、出所、品質等を証明するため使用される商標(証明商標)や団体又は団体構成員の商品等を識別するため使用される商標(団体商標)の場合は、産地を表すものであっても登録と可能とする特例を設けたり、あるいは、地理的表示に関する特別規定を置いて登録を可能とすることによって、地理的表示の保護を図るものである。ただし、地理的表示に関する定義を置く場合を別にして、証明商標等の一類型として地理的表示に係る商標も登録が可能となるに過ぎず、一定の品質等の特性と地域との結びつきが登録の要件とされているわけではないので、地理的表示そのものを保護する仕組みではないとも言える。我が国の地域団体商標制度も、このような文脈でとらえられる。なお、商標制度を活用する場合、品質等の確保や偽物に対する対応は、基本的に権利者である商標権者が行うこととなる。

独自の保護制度 (EU の仕組み) と地域団体商標の大きな違いは、ア. 地理的表示の場合、明細書に生産基準、品質基準等が定められるのに対し、地域団体商標は基準を定めることは必須でないこと、イ. 地理的表示の場合、基準への適合性を担保するため、第3者機関等によりチェックが行われ、その遵守等について行政も積極的に関与していくこと、があげられる。このように、地理的表示は、商品の品質を保証するという点を重視した仕組みとなっている。また、ウ. 地理的表示の場合、基準に適合する商品については誰でも表示を使用できるのに対し、地域団体商標の場合、権利者たる組合及びその構成員のみが商標を使用できる点も大きな差異である。

証明商標の場合、証明する内容(使用規則)が定められ、商標を管理する者(＝商標権

者)が使用許可を通じて内容を管理することとされているため、製造方法や品質の証明を行うことができる。また、商標権者は証明を拒めないこととされているので、証明内容に該当する者は、その商標を使用できることとなる。このような点で、証明する内容を地理的表示の内容とすれば、証明商標制度は EU 型の地理的表示制度と類似する機能を果たすこととなる。

しかしながら、証明商標の登録に当たっても、商品の品質等の特性が原産地と結びついているかという地理的表示の要件(品質等の他との差異、地域の適正性、結びつきの内容等)が厳密に審査されるわけではなく、証明する内容は商標権者に基本的に任されている。この品質保証機能の差が、EU 型の地理的表示保護制度との違いとなる。すなわち、地理的表示保護制度の場合、産品の他と異なる品質等(社会的評価を元に保護する場合であっても、その評判の元になっている産品の特性)があり、その内容の適正性を確認した上で、これを公的な関与の下で保証する仕組みである。一方、証明商標制度による場合は、地理的表示を対象にすることもできるが、審査に当たってその内容の適切性まで踏み込むことは行われず、また内容の保証は商標権者に委ねられている。このような差は、偽物等違反に対する対応にも差となって現れており、商標においては基本的に権利者が対応するのに対し、地理的表示の場合は行政が積極的に関与している。

なお、商標の場合、その品質等の内容を周知するのも権利者であり、ブランド力向上のためには権利者の多大な努力が必要とされる。一方、地理的表示は、品質等一定の特性を公示するとともに、第3者機関の検査等を通じ外部にも納得できる形で品質等を保証する仕組みであり、制度自体に消費者の信頼性を向上させる仕組みが備わっていると言える。さらには、PDO/PGI といった共通マークの設定や、行政の積極的 PR により、GI 全体に対する認知度が高められている。このため、生産者のブランド力向上にかける努力は比較的小さくても足りるものと考えられる。

EU の地理的表示制度、地域団体商標制度、証明商標制度(米国)の比較は、第 23 表のとおりである。

第 23 表 EU の地理的表示制度、地域団体商標制度、証明商標制度(米国)の比較

	EUの保護制度	地域団体商標	証明商標
対象	商品の品質等の特性が、原産地と結びついている場合に、原産地を特定することとなる表示	地域の名称+商品の名称等からなる商標で、組合又はその構成員の業務に係る商品等を表示するものとして広く認識されたもの	権利者以外に使用される商標で、商品等の出所、材料、製造方法、品質等を証明するもの
保護要件(一部)	産品の特徴と原産地(自然的、人的要因を備えた環境)との結びつきを重視し、これを実質的に審査	産品と地域名の密接関連性(ただし原産地であれば足りる)、商標としての需用者の広い認識	申請者が証明を的確に行える能力を有すること
保護内容	登録産品(明細書を満たすもの)以外のものに対する名称使用の禁止。真正な産地を表示する場合、翻訳された場合、「style」「type」等の表現を伴う場合も禁止。その産物を喚起させる場合等も禁止。	指定商品及び及びこれと類似する商品への登録商標及びこれと類似する商標の使用が権利侵害	同左
権利者	特定の個人、団体を権利者とするものではない	構成員たる資格を有する者の加入を拒めない組合	商標を管理する能力のある者
名称を使用できる者	明細書の基準を満たすものについては、誰でも使用可	権利者たる組合及びその構成員	権利者から証明を受けた者(権利者は証明を拒めない)
基準の設定	明細書に生産地、生産基準、品質基準等を定め、行政が公示	保護の必須要件ではない(組合は基準を定めうる。)	使用規則を定めることが必要
基準との適合性の確保	明細書への適合について行政又は独立した第3者機関がチェック	組合の内部的コントロール	商標の使用許可を通じて管理
違反(偽装品)に対する対応	基準を満たさないものについて行政による取締り(真正な生産者による差し止め等も可能)	原則権利者が対応	原則権利者が対応
存続期間	無期限(保護要件を満たす限り永続)	10年、更新可能	期限あり、更新可能
その他	登録名称は一般名称となることはない		

資料：筆者作成

(2) 農産物、食品の特徴を踏まえた制度設計

農林水産物、食品の特徴として、①特に我が国では、小規模で多数の生産者により生産が行われていること、②品質面でのばらつきが大きく、また、外観から品質や生産工程がわかりにくいこと、③その産品の名声は特定の者により形成されたものではなく、多数の無名のものにより歴史的に形成されたものが多いこと、等があげられる。また、農産物等のブランド化に当たっては、その背景、物語性の重要性が指摘される⁽⁸⁴⁾。

企業のブランドのように、産品が一の者により生産されている場合は、一定の品質を確保しない場合、売上げの減少等によりその効果が自らに帰せられるため、その生産者自らによる品質確保が期待しうる。一方、多数の者により生産が行われている場合、他者の努

力にただ乗りし、粗悪な物を販売する者の発生するおそれがあり、この場合、産品全体の評価の低下を招くこととなる。このため、小規模で多数の生産者から生産される農林水産物等にあつては、一定の品質等の基準の設定とその確保の仕組みが重要となる。また、これは、上記②の特徴からも必要である。従つて、EU 制度で設けられているとおり、基準の設定と登録時の審査、及び地理的表示を付された産品が基準に適合することを確保する仕組みが重要と考えられる。特に、地理的表示産品の場合、品質のみならず生産プロセスに特徴があるものも多く、このプロセスが適切に行われることを確保する仕組みは不可欠と考えられる。

この品質保証の仕組みを整えることによって、品質が保証され、適切な情報が提供され、消費者の信頼・評価が高まることにより、価格が上昇し、生産者の利益につながることであり、生産者、消費者双方の利益に資することとなる。具体的には、①生産基準、品質基準、地域とのつながり等を定めた明細書を策定し、その明示をすること、及び②基準遵守を保証する仕組み（第三者機関による検査等）を構築することが必要と考えられる。

また、この明細書を定めることは、その産物のこだわり（品質、地域、歴史等に対するこだわり）を、制度に位置づけられた形で明示できることとなり、産品に物語性を与えることとなることから、ブランド確立の手助けとなることも期待される。

さらに、上記③の特徴を踏まえ、また、制度構築の利益を一主体の利益のみでなく、全体の利益（地域農業生産全体への利益、消費者の利益）につなげていくためには、基準を守る者については広く名称使用を認めることが必要と考えられる⁽⁸⁵⁾

保護の実効性確保の面では、小規模の生産者が多いことから、権利者に委ねることでは十分実効性が図られないおそれが強く、監視、取締り等について行政が積極的な役割を果たすことが期待される。この点でも、実効性担保が権利者に基本的に委ねられる商標制度よりも、行政の役割の大きい特別の保護制度の方が適合的と考えられる。

また、一つ一つの産品についてはそれほど知名度の高くないものも含まれることから、地理的表示産品全体としての知名度、信頼度を上げるための、共通のマーク・シンボルといったものも効果的と考えられる。

以上のことから、農林水産物、食品の地理的表示保護のためには、EU 類似の特別の保護制度を構築すべきと考えられる。

注 84 4（１）４（ii）アの地域団体商標を地理的表示保護に活用する場合の問題点を参照

85 4（１）４（ii）ウの地域団体商標を地理的表示保護に活用する場合の問題点を参照

6. 個別の課題

制度構築上の基本的な考え方は5で示したとおりであるが、制度設計上問題となり得る個別の課題について以下で整理した。

(1) 保護の対象となる地理的表示

1) 対象となる製品の範囲

まず、農林水産物、食品に限定するのか、工業製品を含む商品全般を対象にするのかの問題がある。これに関し、EUの仕組みでは、対象は一定の *agricultural products* と *foodstuffs* であり、おおむね農林水産物及びその一次加工品が対象とされている。地理的表示は、地域との結びつきが主要な要素であり、農林水産物及びその一次加工品は地域との結びつきが強いと思われるとともに、工業製品に比べ品質の差が大きく、また多くの生産者により生産されることから、基準策定の必要性が高いことが背景にあるものと考えられる。韓国の農産物品質管理法においても対象は農産物及びその加工品である。

しかしながら、地理的表示の対象は農産物、食品に限られるものではない。実際、TRIPS協定、リスボン協定においても、対象物は農産物、食品に限られず全商品が対象となっている。独自の保護制度を取る国の制度を見ても、手工芸品、工業製品等も対象としている国が多い。なお、我が国の地域団体商標においては、農林水産物・食品が登録数の約半数を占めるものの、「江戸切子」、「輪島塗」等の伝統産品等も数多く登録されている。

農産物及び食品以外の商品を地理的表示の保護の対象とするかは、実態を踏まえた必要性やWTO交渉の状況などを踏まえる必要があると思われるが、まずは、農業政策との関連性等から、特に必要性が高い農産物及び食品を念頭に検討を行うことが適当ではないかと考えられる。

次に、農林水産物及び食品とした場合でも、加工度の高いもの（菓子等）、料理（〇〇ラーメン等）、食品でないもの（炭等）、酒等の扱いが問題となり得る。このうち、酒はワイン、焼酎等地理的表示の対象となるものも多く、制度から除外する積極的理由はないと考えられる。ただ、酒については、現在の酒団法に基づく制度との関係をどうするかの問題があるが、同法に基づく保護よりも新たに導入する地理的表示保護の保護内容等の方が充実するものと考えられ、この点からも対象とするかどうかについて十分検討する必要がある。いずれにせよ、これを対象とするかどうかについては関係省との調整が必要と考えられる。

加工度の高いものについては、菓子等必要性の高いと考えられるものがあり、特に排除する必要はないと考えられる⁽⁸⁶⁾。料理については、〇〇ラーメン等が典型であるが、料理の提供ならば商品ではなくサービスに該当するという問題のほか、その土地以外で作られても、独特の製法、味のものはその名称で呼ばれることが多いものと考えられる。このた

め、産品の原産地を特定する表示である GI には該当しないことが多いものと考えられる。ただし、この点については、「地域との結びつき」という登録要件の問題として考えればよいとも考えられ、あえて、明示的に対象外にする必要はないとも考えられる。なお、EU 制度のように、外縁部については政令等で明示的に対象となるものを定めておくことも一方法と考えられる。

食品でないものについても、炭等地域とのつながりが強い農林水産物の一次加工品⁽⁸⁷⁾であれば特に排除する必要はないものと考えられる⁽⁸⁸⁾。ただし、その外縁部については、例えば政令で特定するなどして明確化しておくことが必要と考えられる。

2) 保護の対象となる地理的表示(地理的表示の定義)

(i) 基本的な考え方

保護の対象とする地理的表示については、比較的要件の緩やかな TRIPS 協定の地理的表示にならう考え方と、地理的とのつながりがより強い原産地呼称(リスボン協定の定義や仏の AOC のようなもの)とする考え方があり得る。TRIPS 協定との整合性や、EU 制度においても PDO 及び PGI を設けて TRIPS 協定の地理的表示と同様の範囲まで保護していることを考えれば、TRIPS 協定の定義(「ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを特定する表示」)を基本とすることが適当と考えられる。

ただし、EU 制度の PDO 及び PGI のように、より地域との結びつきの強い(例えば原料についてもその地域産であることが必要となる)ものと比較的結びつきが緩やかなものの 2 類型を設けることは考えられる。EU の実績を見ても PDO の方が価格面で高い評価を得ていること、原料までその土地産のものであることが明確となり消費者により適切な情報が伝わることなど、2 類型を設けることには一定のメリットがあると考えられる。一方、EU においても、地理的表示保護の歴史の長い国を除き、消費者の PDO と PGI の違いに対する評価は顕著でないことから⁽⁸⁹⁾、地理的表示制度についてなじみのない我が国において、2 種類の制度が有効かについては考慮を要するものと考えられる。また、我が国の実態を見ると、PDO に該当するものが必ずしも多くないこと(付論 1 参照)にも留意が必要である。最終的には政策判断の問題と考えられる。

なお、TRIPS 協定上、地理的表示といった場合、名称のみならず、マーク等による表示を含むこととなる。この扱いも要検討であるが、基本的には名称として定義すればよいのではないかと考えられる⁽⁹⁰⁾。

(ii) 名称

基本的に、ある商品を指す名称で、地理的名称が含まれるものが対象となる。原産地が特定できればよいので、地理的名称は、現在の地域名に限られず過去に存在した地域名で

も差し支えないものと考えられる。

問題となるのは、①名称に使用される地域名と実際の生産地域が乖離する場合、②地理的名称を含まない場合である。EU における運用や、地理的表示が「原産地を特定する表示」であることを考えると、その名称によって原産地が特定される限り、保護を認めても差し支えないものと考えられる。具体的には、①の場合は名称に使用される地域名以外の地域で生産されたものを含めて、その名称で呼ばれることが定着している場合、②の場合はその非地理的な名称によって原産地を特定できる場合(例えば「いぶりがっこ」の場合の秋田の一部地方)は、登録を可能とすることが適当ではないかと考えられる。

また、地理的表示については、特定の名称で一定の品質等を持った産品が長年流通し、品質等がその名称と密接不可分に結びついていることが、名称保護の基礎となっていると考えられることから、登録に当たって新たに名称を作ることとは認められず、その産品を流通させるために一定期間使われてきた名称であることが必要と考えられる。EU の運用も同様である⁽⁹¹⁾。

(iii) 特徴及び地域とのつながり

登録対象産品の特徴と地理的地域の間には、つながり、因果関係が必要である。この関係性が、適切な生産地域を確定する上でも鍵となる。原則としては、味、香り、外観、成分等科学的に説明できる特徴や、官能的に説明できる特徴が、原産地の自然的、人的要因による環境に起因していることが必要となる。ただし、「社会的評価」のみでも登録が可能とする場合、その評価は困難な面があるが、消費者意識の調査等により判断していくものと思われる。いずれにせよ、運用に当たっての基準の設定が必要になるものと考えられる。なお、この点の詳細については付論 1 を参照のこと。

3) 消極的要件

地理的表示が、①一般名称(讃岐うどん等)であったり、②植物又は動物の品種名と一致したり、③商標と一致したりする場合の扱いが問題となる。

一般名称となっている場合は、当然登録を認めるべきではない。その名称は、ある特定の地域産の産品を指すものではなくなっているからである。ただ、何が一般名称かは議論の余地がある(4(2)2)(vi)及び本節(10)を参照)。地理的表示の保護の要件を考えるに当たって、一般名称であるか否かの判断は、それがどの地域で作られてもその名称で呼ばれると一般的に認められるものか、あるいは、特定の地域で生産されると認識されるものかにより判断されることが適当と考えられるが、この判断には、消費者調査や専門家の意見を要する場合があると思われる。なお、TRIPS 協定では、一般名称として自国の領域において通例として用いられている用語と同一の地理的表示については、協定上の保護を適用しないことができるとの規定がある(第 24 条第 6 項)。この考え方を踏まえれば、我が国以外の国で地理的表示として保護されている名称であっても、我が国においては、一般名称であるとして地理的表示としての保護を認めないこととする余地がある。外国か

らの出願について、考慮を要する部分と思われる。

名称が、植物又は動物の品種名と一致する場合は、流通上の混乱を避ける観点等から、基本的には登録を認めないべきと考えられる（４（２）２）（iii）及び（vii）参照）。ただし、その地域のみでの生産が確保されている場合（育成者権に基づき生産地域が制限されている場合、地鶏などで種雛の提供がその地域のみで制限されている場合等）等は、登録を認めても混乱はないものと考えられ、考慮が必要と思われる⁽⁹²⁾。EU 制度においては、原則登録を認めないものの、登録申請前に当該地域以外で商業的に生産されていなければ登録が可能となっている（詳細規則第 3 条）。一方、品種名を一部に使った名称は、特に混乱を招くものではなく登録可能と考える⁽⁹³⁾。

商標との関係は 8 を参照のこと。

（２） 規制内容の明確化

１） 保護の内容

基本的に、TRIPS 協定の追加的保護の内容や EU 制度における保護内容も参考に、これらと同等の積極的な保護内容とすべきと考えられる。具体的には、明細書（生産地域、生産基準、品質基準等）を満たす製品について地理的表示の使用を認め、これを満たさない製品には使用を認めないとの内容が基本となると考えられる。これに関しては、TRIPS 協定の追加的保護の内容も踏まえ、真正な原産地が表示される場合、翻訳して使用される場合、「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合も同様に禁止すべきと考えられる。

この場合、使用が禁止される範囲は、制度目的の達成のため必要な範囲に限定することが適当と考えられ、EU 制度や我が国商標法を踏まえれば、①同一又は類似の製品への使用、又は②登録名称の評判の不当な利用になる使用とすることが考えられる。ただ、②の評判の不当な利用については、その内容、規定ぶりについてさらに検討を要する。また、①については類似製品の範囲（後述の 2）参照）、②に関連して登録産品を原材料とした産品に関する登録名称の使用（後述の 3）参照）等が問題となる。

なお、EU の制度にならえば、名称の悪用、模倣、想起（evocation）といった場合も保護対象に含むことを明示することとなる。EU はこの広い保護を重視しているが⁽⁹⁴⁾、特に想起の内容はどの範囲まで含まれるか明確ではない⁽⁹⁵⁾。TRIPS 協定が定める、翻訳や「型」等を伴う場合を超えて、想起等を一般的に規定する必要があるかなど、権利内容を具体的にどう定めるかについては、制度化に当たり、慎重な検討を要すると思われる。

２） 類似製品の範囲

類似製品の範囲については、商標における「類似商品・役務審査基準」や EU 制度の運用実態を踏まえ、運用面で明確化していくことが望ましいと考えられる。

なお、商標審査基準では、商品の類似を判断するに際しては、①生産部門が一致するか

どうか、②販売部門が一致するかどうか、③原材料及び品質が一致するかどうか、④用途が一致するかどうか、⑤需用者の範囲が一致するかどうか、⑥完成品と部品との関係にあるかどうか、の基準を総合的に判断するものとされ、この場合、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとされている。類似商品・役務審査基準では、具体的に類似と考えられる商品の範囲が定められている⁽⁹⁶⁾。

3) 登録産品を原材料とした産品への登録名称の使用

(i) JAS 法に基づく品質表示基準

JAS 法に基づく「加工食品品質表示基準(平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号)」においては、特定の原産地のも等使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、その原材料の使用割合を付記することとされている(ただし、使用割合が 100 % の場合は割合の表示を省略可)。地理的表示対象産品を原材料に使用しそれを表示する場合も、この規定に該当するものと思われる。この規程に従えば、地理的表示対象産品を少量使用している場合であっても、その使用割合を付記すれば、当該地理的表示対象産品を使用している旨の表示が認められることとなる。

(ii) EU 委のガイドライン

登録産品を原材料とした産品への登録名称の使用に関しては、現在、EU 委から、次のような内容のガイドラインが提案されている⁽⁹⁷⁾⁽⁹⁸⁾。

ア PDO/PGI として登録された名称は食品の材料リストに含めることができる。

イ PDO/PGI として登録された名称は、次の条件の下、食品の流通名や表示、ラベル等に使用できる。

(ア) その食品が PDO/PGI の原材料と部分的・全体的に置き換えられる他の類似の原材料を含んでいないこと(例えば、ロックフォールチーズの場合、ブルーチーズは類似産品)。

(イ) その原材料が、その食品に本質的な特徴を与えるため十分な量使用されていること(ただし、そのパーセンテージはその原材料により異なり一律に示すことは困難)

(ウ) 原材料の使用割合のパーセンテージが、理想的には、流通名やその付近、又は材料リストの中に示されるべきこと。

ウ 登録名と一緒に使用される用語、シンボル等は、その食品自体が PDO/PGI でないことを明らかにした上で使用されるべきである。

エ PDO/PGI の原材料と類似の原材料が含まれている場合、PDO/PGI として登録された名称は、他の類似の原材料と同じルールの下、原材料リストにのみ言及されるべきである。

(iii) 考え方

地理的表示登録産品の評判に便乗した商品が売られることは、地理的表示登録産品の評判を低下させ、農業者及び消費者に不利益が及ぶこととなると考えられる⁽⁹⁹⁾。現在、加工食品品質表示基準により一定の規制が行われているが、地理的表示を製品名に使用する場合は地理的表示産品以外の代替品を使用していないこと、その加工品自体は地理的表示産品でないことを明らかにすることなど EU のガイドラインの方がより厳しいものとなっている。現行ルール以上の基準が必要か検討する必要があるものと考えられる。

なお、生鮮品を加工仕向けにする場合、品質基準を満たさない低品質品を加工に回す場合もあるものと考えられる。このような場合、加工に仕向けられるものは明細書に適合せず、地理的表示産品でないことになってしまうとの問題があるが、このような場合、明細書に加工仕向けの基準を別途設けることを可能とすることも一案かと考えられる。

4) 小分けする場合の取り扱い

農産物等の流通実態を踏まえれば、小分けを行った場合も、基準に適合する限り小分けした者が地理的表示を使用できるとすることが適当ではないかと考えられる（EU 制度類似）。ただし、EU においては、一般的にトレーサビリティが求められているほか、地理的表示対象品目について、明細書において、定められた地理的地域を原産地としている証拠が求められており、特にトレーサビリティの確保が求められている。トレーサビリティが確保されていない場合、その小分けされた産物が基準に適合しているかを判断することが難しくなるとの問題があり、小分けを行う場合は購入先等の記帳を義務づける（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律で求められている程度のトレーサビリティ）こと、又はあらかじめ定められた者のみ小分けができることとすること等を要件とすることも検討する必要がある⁽¹⁰⁰⁾。なお、トレーサビリティの確保は、小分けに当たってのみならず、産地が特定される地理的表示産品として販売する以上、必要な事項として検討することも必要と考えられる。

また、EU 制度同様、必要性がある場合は小分けも一定地域内に限定することを明細書で定めうるようしておくことは必要ではないかと考えられる。

(3) 申請、登録の手続

1) 申請主体

申請に当たっては、生産地域、生産基準、品質基準等を内容とする明細書を作成して行うことが必要となる。このため、登録を申請できるのは、生産者がごく少ない等の例外的場合を除き、その地域の生産者を代表しうる生産者の団体とすべきである。なお、このような趣旨からは、必ずしも法人格を有する者のみではなく、協議会のようなものでも良いのではないかと考えられる。

2) 明細書の内容

明細書には、名称、製品の品質、社会的評価その他の特性等の説明、生産地域、生産地域と製品の特性とのつながり、明細書との適合性の担保方法（検査主体等）を記載することが必要と考えられる。

3) 審査基準、審査体制（含む異議申し立て）

申請された内容が、地理的表示保護の積極的要件、消極的要件から登録可能かを判断する必要があるが、特に、生産地域の範囲、生産基準、品質基準などについては関係人の意見が大きく異なることがあることも予想される（例えば、4（2）2）（ii）の八丁味噌）。このような場合、申請された明細書に対する異議申立て手続の中で調整を行うこととなると考えられるが、最終的には、その名称で呼ばれる製品を一般の消費者等がどう認識しているか、製品の特性と結びつきが認められる地域の範囲はどこまでか、製品に不可欠と考えられる品質、製法は何か等を客観的に判断することが必要と考えられる。この判断に当たって、行政のみによる判断でよいのか、又は、消費者、専門家等から構成される審議会的なものの意見を聞くべきかはさらに検討を要すると思われる^{(101) (102)}。

なお、審査については、内容に踏み込んだ専門的な見地からの判断が必要であり、行政として新たな体制整備が必要と考えられる。

（4） 品質管理の体制

1) 明細書適合を確認する主体

製品の品質等を保証し、消費者等の評価を上げる機能を重視した場合、明細書適合の確認は、EU の制度と同様、生産者団体とは別の独立した第 3 者機関、又は公的主体で行うことが望ましいと考えられる⁽¹⁰³⁾。

一方、独立した第 3 者機関での確認とした場合、検査費用等の負担が比較的大きくなることが予想される。このため、韓国制度のように生産者団体（又は生産者を中心とし行政等が加わった協議会のようなもの）が行う方法も考えられる⁽¹⁰⁴⁾。

どのような仕組みとするかは、実態や実現可能性、効果等を総合的に勘案した政策的な判断の問題と思われるが、より地理的表示の保護の特徴、メリットを出すためには、独立した第 3 者機関による方が望ましいと思われる。

2) 検査計画の策定等

検査計画については、その内容及び頻度等について行政が一定の基準を示した上で、これに適合するよう、申請を行った生産者団体又は、検査を行う管理団体が策定することが望ましいと考えられる。この計画については、申請の際、申請書類として添付するとともに、その変更時（又は毎年）提出を求め、行政がチェックすること等により、適格性を確保することが望ましいと考えられる。

3) 品質管理の体制がとられないときの措置

検査計画が適切に作成されず、また検査計画に従った検査が行われていないときなど、当該製品の品質管理の体制がとられないと判断される場合は、是正命令等の是正措置をとり、それでも改善されない場合は、登録の取消を行うべきである。

(5) 担保措置

1) 行政上の措置（含む罰則）

地理的表示制度は行政が関与した形で製品の品質等を保証していく仕組みであり、明細書に適合しない製品がある場合は、行政が是正命令等を行い、その命令が守られない場合は罰則で担保することが適当と考えられる⁽¹⁰⁵⁾。この場合、生産地域は明細書に適合しているが、たまたま生産基準や品質基準を満たさなかった場合と、そもそも生産地域が異なる場合（明らかな偽物）があり得る。後者の場合、JAS 法で原産地表示違反を直罰にしていることを踏まえると（第 23 条の 2）、命令の措置を経ずに直罰とすることも考え得る。

なお、この違反に対する対応のための体制整備が必要と考えられるが、明細書適合の判断には専門的知識が必要であることを踏まえ、地域ごと（農政事務所等）で行うのか、本省が直接行うかは検討を要する。

2) 民事上の措置

制度の実効性を担保し、真正な製品の生産者の保護を充実するため、明細書に適合しない製品により損害を受けた者に対し、①差止請求権、②損害賠償請求権を明示的に認めることが考えられる。

本項で前提としている地理的表示保護においては、必ずしも生産者に「〇〇権」といったものが与えられるものではないが、

- ① 特に〇〇権といったものが規定されていない不正競争防止法において、不正競争によって営業上の利益を侵害された者に対し、差し止め請求権及び損害賠償請求権を認めていること（同法第 3 条、第 4 条等）⁽¹⁰⁶⁾。
 - ② TRIPS 協定においては、地理的表示も知的所有権の一つとされ、同協定上、知的所有権には民事上の司法手続を権利者に提供する（第 42 条）こととされていること。
- 等から、このような民事上の措置を規定することは十分ありうるものと考えられる。

(6) 産地表示との関係

JAS 法に基づく「生鮮食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 514 号）」においては、生鮮食品について、原産地を表示することとされ、この原産地に関しては、国産品の農産物については都道府県名（市町村名その他一般に知られている地名も可）を記載することとされている。また加工食品については、「加工食品品質表示基準」において、一物品目について原料原産地を記載することとされている。

このため、特に生鮮食品について、地理的表示保護のための規制と品質表示基準上の義務とがバッティングすることが生じうる。例えば、仮に「山形さくらんぼ」が地理的表示として登録された場合、「山形産さくらんぼ」「さくらんぼ（山形産）」等の表示が規制の対象となり得るかの問題である。これに関し、EU 制度では、このような産地表示も認めず、地理的表示に使用されている地域名とは異なるレベルの地域名（例えば地理的表示に係る地域その地域を含む州名）を記載させるとの説明であった^{(107) (108)}。

しかし、消費者利益の保護のために必要なものとして義務づけられる規制についてまで、地理的表示の保護が優先するとすることは適当とは考えられず、法令に基づき産地を記載する場合は地理的表示保護の例外とすることが適当と考えられる。ただし、品質表示基準において、地理的表示との紛れが起こることのないよう、適正な表示方法を定める（又は地理的表示保護制度において、規則の例外となる表示方法に要件をかける）ことが適当ではないかと考えられる。

（７） 商標との関係

商標との関係については、付論 2 を参照されたい。

結論的なことのみを記せば、まず、地理的表示が先に出願・保護されている場合は、基準に適合する産品についてのみ、その地理的表示の使用が認められることになるため、当該地理的表示を含む商標で、地理的表示登録の際定められた産地、基準に適合しない産品に関して使用するものの登録を拒絶すべきと考えられる。

一方、既存商標がある場合に地理的表示の保護を認めるかについては、先行優先の考え方をとることも考えられる。しかしながら、地理的表示及びその保護制度の特徴を踏まえれば、以下のような理由から、商標と地理的表示の関係は、先行したものが必ず優先するという方式をとらず、その商標に係る商品と混同のおそれ強い場合は登録を認めず、そうでない場合は可能とする EU 類似の方式が望ましいのではないかと考えられる。

- ① 地理的表示は、一定の品質を持つ産品の原産地を特定する表示であり、商標権の効力の例外とされる記述的用語の公正な使用と同様の機能をもつものであること。
- ② 先行優先の考え方を厳格に適用することは、真正な原産地の産品についてその原産地を示す名称（＝地理的表示）を名乗ることを禁ずることとなり、かえって不公正な結果をもたらしかねないこと。
- ③ 地理的表示を使用できる産品は、特定された地域で生産され、かつ一定の品質等の基準を満たすものに限られ、その要件及び基準への適合について行政等のチェックが行われるものに限られること。このため、地理的表示を使用できる産物は非常に限定されることから、既存商標と地理的表示の併存を認めても、既存商標の権利の侵害は限定された範囲にとどまること。
- ④ 地理的表示の保護は特定の個人、団体に独占的な権利を与えるものではなく、その意味で、独占権同士の調整の問題ではないこと

いずれにせよ、本問題については、商標担当部局との十分な調整が必要な事項と思われる。

る。

(8) 特別のマーク

EU 制度においては、PDO,PGI それぞれに特別の共通マークを定めており、EU を原産地とする産品については、PDO,PGI という表示及びそのマークを使用することが義務づけられている。

我が国においても、①個々の産品としては必ずしも著名でないものがある中で、一定の基準を満たす地理的表示産品であることを明確にし、消費者の信頼度を上げる効果、②地域団体商標等と地理的表示が重複した場合の区別、③トレーサビリティシステムの未整備に対する補完、等の観点から、マークを定めその使用を義務づける方が望ましいのではないかと考えられる。

一方、小分けをした場合にマークの使用を義務づけるのか、また、小分けした者が自由にマークを貼付して良いのかはさらに検討を要する⁽¹⁰⁹⁾。

(9) 既存名称との関係

1) 問題となり得る名称及び一般名称との関係

地理的表示の保護の関係で問題となり得る名称として、「カマンベールチーズ」「パルメザンチーズ」等がある⁽¹¹⁰⁾。

この関係では、まず、その名称が一般名称であるかどうかの問題となり、一般名称であればその名称の使用は可能である⁽¹¹¹⁾。このような名称のうち、カマンベール、ブリー、エダム、ゴーダ、チェダー、エメンタールは一般名称であるとされており、これに関し EU で実際に登録されている表示も「Camembert de Normandie」「Gouda Holland」等と、カマンベールやゴーダにさらに地名を冠したものとなっている。

パルメザンチーズについては、EU で登録されている名称は「Parmigiano-Reggiano」であるが、「Parmesan」の使用は、EU 規則第 13 条第 1 項(b)の「想起」に該当すると判断されている（欧州司法裁判所 2008.2. 26 判決⁽¹¹²⁾）。この考え方に従えば「パルメザン」は一般名称ではなく、その使用が禁止されることとなる。一方、我が国ではアメリカ産のパルメザンチーズが一般的に流通しており、(1) 3) で触れたように、我が国では一般名称化していると考え余地はある。

ある名称が一般名称であるか否かについては、EU と米豪等とで考え方に差があるものと考えられ、情報収集の上、我が国としての運用面での取り扱いを定めていく必要がある。

2) 経過措置

TRIPS 協定においては、追加的保護に関し、加盟国の国民又は居住者が、ぶどう酒等の地理的表示を(a)1994 年 4 月 15 日前の少なくとも 10 年間、又は(b)同日前に善意で継続して使用していた場合は、その使用を禁止することを加盟国に求めないとしている（第 24

条第4項)。これを受けて、酒団法に基づく表示基準で同様の規定が置かれている。

一方、EU 規則においては、名称の公告前少なくとも 5 年間継続してその名称を使用し販売を行っている場合等に、異議申立てを前提として、5 年以内の移行期間を設けることができる（第 13 条第 3 項）。また、1993 年 7 月 24 日前に 25 年以上公正に使用されていた等一定の要件を満たす名称について、最大 15 年間、非登録名称と登録名称との共存を認めることができることとされている（同条第 4 項）（2（2）6）参照）。この場合、非登録名称の使用には、その原産国が明示されなければならない。

従来からその名称で販売していた事業者の利益を尊重する観点からは、TRIPS 協定第 24 条第 4 項を参考に、制度創設前少なくとも 10 年、又は制度創設前に善意でその名称を使用していた場合は、原産地を明示することなどを要件とした上で、その名称の継続使用を認めるとすること等の措置をとることが考えられる。この場合、期間を一定期間に限るか否かは検討を要する。

国内農業への影響及び対外的配慮（EU 及び輸入国）を見極めた上で判断すべき問題と考えられる。

なお、この経過措置については、原産地の異なる製品について、登録される地理的表示と同一・類似の名称が使用されている場合の扱いを念頭に置いている。一方、原産地を同じくする製品であって、定められた明細書を満たしていない製品に関して、名称の継続的な使用を認めることは、明細書該当のチェックを通じた地理的表示の品質保証機能を減殺し、生産者・消費者双方のデメリットにつながることから、EU 制度のように基準に適合させるための一定の移行期間を設定することはありうるものの、永続的に名称の使用を認めることについては慎重であるべきと考えられる。

（10） 制度運用上の課題

個別の地理的表示の登録に当たっては、明細書の作成が必要になるが、この作成に関し、生産地域、品質等の基準、生産の基準を定めるとともに、品質等と地域とのつながりを説明することが必要となる。生産地域の確定や、品質・生産基準を巡っては、生産者の間で意見の相違が生じるケースも多いと考えられ（前出、八丁味噌などの例）、この合意形成を円滑に進めることが必要となる。この合意形成のためには、行政等が、支援・調整を行うことも有効と考えられ、個別ケースの状況に応じ対応を検討することが望ましいと思われる。

一方、地理的表示は消費者の信頼を守るものでもあることから、単に関係者の間で合意がとればよいわけではなく、登録に当たっては、明細書の内容が、消費者に認識されている内容と齟齬がないことが必要とされる。このため、あらかじめ運用の基準を明確にしておくほか、具体的な事例の審査に当たっては、専門家、消費者等の視点を入れた審査が必要と考えられる。

また、登録後の地理的表示対象産物の品質管理を行うため、第3者機関がチェックを行う体制を取る場合は、そのための体制整備を行うとともに、第3者機関のチェックが的確

になされるよう、行政として適切な監督を行う必要がある。

さらに、地理的表示の登録だけでは、農業振興、地域振興の効果は期待されず、地理的表示登録を活かして積極的なマーケティング活動を行っていくことが必要とされる。これは一義的には各生産者、生産者団体の努力によることとなるが、EUにおける支援策等も参考に、行政が、地理的表示産品全体の知名度向上やモデル的なプロモーション活動の支援等を行っていくことも重要と考えられる。

7. まとめ

6までで述べたとおり、地理的表示の保護制度はEUを中心に既に多くの国で整備されており、これまで行われた調査によれば、価格上昇に一定の効果をあげ、農家手取りを増やす効果をあげている。また、それだけでなく、その産品を核とした加工、販売等の一体的取組（六次産業化）や観光まで含めた地域活性化に役立っているケースも見られ、さらに、輸出市場での有利性確保も期待されるものとなっている。

一方、我が国では、地域団体商標制度等によって、地域ブランド保護が図られているが、消費者に品質を保証し、ブランド価値を高める等の観点で必ずしも十分でない部分がある。この点、EU型の地理的表示保護制度は、基準を定め、その基準に適合していることを担保することにより、消費者の評価を高め、それがその農産物の評価を上げることにつながる仕組みであり、農業者の利益と消費者の利益双方に資するものと言える。

このように考えれば、わが国にもEU型の地理的表示保護制度を導入すべきと考えられる。この際、5で述べたとおり、制度による品質保証機能が重要と考えられ、具体的には、品質等の基準の順守が確保されるような仕組み（基準の公示と検査体制）と、基準を順守する者はだれでも名称を使用できる仕組みとすることが重要と考えられる。ただし、制度創設に当たっては、6で述べたような論点に配慮し、混乱が生じないよう制度設計をすべきである。

地理的表示を適切に保護する仕組みを設けることによって、農産物等のブランド化が図られ、農業振興・地域振興に資するとともに、消費者の利益につながることを期待するものである。

注 86 EU 制度では、ビール、パン、ケーキ、パスタ等を対象としている。

87 例えば、紀州備長炭等が考えられる。

88 EU 制度では、干し草、精油、花及び観賞植物、羊毛等を対象としている。

89 「EU SYSTEM FOR GEOGRAPHICAL INDICATIONS FOR AGRICULTURAL PRODUCTS AND FOODSTUFF」においては、EUを通じてみると消費者の PDO と PGI の違いに対する評価はあまり顕著ではないが、地理的表示保護制度の歴史の長い国では顕著であることが指摘されている。このため、両者の価格面での差も生じているものと考えられる。

90 EU 制度においては、PGI についても「the name of region,・・・」と、名称として定義されており、表示については保護内容として規定されている（第 13 条第 1 項）。

91 「EU SYSTEM FOR GEOGRAPHICAL INDICATIONS FOR AGRICULTURAL PRODUCTS AND FOODSTUFF」

92 長野県の「市田柿」のように、品種名と考えられるが地域団体商標の登録を受けているものもあることを踏まえれば、登録を認めない具体的内容についてはさらに検討を要するものと考えられる。

- 93 例えば、「堂上蜂屋柿」の場合、「美濃（の）堂上蜂屋柿」は登録可能と考えられる。
- 94 この拡張された保護が GI 保護制度の特徴の一つとなっている（2011.3 EU 委担当者の説明）。
- 95 EU－韓国 FTA 協定では、この悪用、模倣、想起は明示されていない。
- 96 例えば、乳製品として、牛乳、クリーム、チーズ、乳酸飲料、乳酸菌飲料、バター、発酵乳、粉乳（乳幼児用のものを除く。）、やぎ乳、羊乳、練乳があげられているほか、バターはマーガリンに類似するとされている。
- 97 このほか、PDO/PGI の明細書には、原則として、これを原材料とする他の食品のラベルへの登録名称の使用に関する条項を含めるべきでないことについても提案されている。
- 98 韓国では、原料として地理的表示産品を 100 % 使用した場合のみ登録名称を使用することが許されるのである。
- 99 「事例で学ぶ地域ブランドの成功法則 33」では、原料のマンゴーのうち宮崎マンゴーの使用割合が 5 % のみである「宮崎マンゴープリン」の例が、「横取りビジネス」として取り上げられており、購入した顧客の満足度やイメージを低下させ、宮崎マンゴー農家や菓子製造業者が本来得るべきである売上げや利益を目減りさせるものであると指摘されている。
- 100 JAS 法においては、小分け業者はあらかじめ登録認定機関の認定を受けて JAS マークを付することができる（第 15 条）。
- 101 EU 制度では審議会的なものは設けられていないが、例えば仏では、内容の確定に当たり INAO（原産地呼称全国機関）がかなり重要な役割を果たしている。韓国では学者、消費者、生産者等からなる委員会が設置されている。
- 102 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律においては、日本農林規格を定めるときは農林物資規格調査会の議決を経なければならない（第 7 条第 5 項）、品質表示基準を定めるときは消費者委員会の意見を聴かなければならない（第 19 条の 13 第 5 項）こととされている。
- 103 平成 17 年改正前の JAS 法においては、現行制度にある登録認定機関の認定を受けて製造業者等が行う格付けのほか、都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター又は登録格付機関が行う格付けが定められていた（改正前の第 14 条）。独立した第 3 者機関又は公的主体で行う場合は、この仕組みに類似したものとすると予想される。
- 104 生産者団体が確認を行うとしても、現行 JAS 法のようにその確認能力について専門機関の確認を受ける方法をとることは考え得る。
- 105 酒団法においては、基準を遵守すべき旨の指示（第 86 条の 6 第 3 項）を経て、遵守命令が行われ（第 86 条の 7）、その命令違反が 50 万円以下の罰金の対象となっている。JAS 法の品質表示基準の場合、表示に関する指示（第 19 条の 14 第 1 項及び第 2 項）を経て、措置命令が行われ（同条第 4 項）、その命令違反が 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（法人の場合 1 億円以下の罰金）の対象となる（第 24 条及び第 29 条）。ただし、原産地表示違反は、命令を待たず、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金の対象となる（第 23 条の 2）。
- 106 平成 10 年改正前の種苗法においても、規制法の形をとっていたが、品種登録者に差止請求権及び損害賠償請求権を認めていた。
- 107 2010.1 EU 委担当者からの聞き取り
- 108 韓国においては、地理的表示権の効力は産地表示には及ばない。また、我が国の地域団体商標の効力も、産地の表示には及ばない（商標法第 26 条第 1 項第 2 号）。
- 109 JAS 法においては、小分け業者はあらかじめ登録認定機関の認定を受けて JAS マークを付することができる（第 15 条）。
- 110 「平成 16 年度地域伝統食品地理的呼称制度調査報告書」では、諸外国の地理的呼称、地理的表示品目や地名を付けて流通している製品の例として、カマンベールチーズ 19 品目、モッツァレラチーズ 2 品目、チェダーチーズ 3 品目。ブルーチーズ 1 品目、エダムチーズ 2 品目、パルメザンチーズ 1 品目のほか、44 品目の例示がされている。
- 111 EU 制度においても、登録名称の中に一般名称が含まれている場合、その一般名称を使用することは禁止されない（第 13 条第 1 項）。

112 ドイツ国内でイタリア産でないチーズが Parmesan との名称で販売されていたケースについて、欧州司法裁判所は「名称同士が音声的にも視覚的にも類似し、かつ製品の外観が類似している場合には、Parmesan の名称を用いれば PDO である Parmigiano Reggiano を想起させることとなる」と判示し、ドイツ政府に改善を求める欧州委員会の主張を認めた。

[参考文献等]

- 青木博文(2008)「地理的表示の保護と商標制度」『法学会雑誌』第 49 巻第 1 号、首都大学東京都市教養学部法学系。
- 青木博通(2008)「地域団体商標制度の基本構造と侵害判断基準」『知財研フォーラム』第 72 号、(財)知的財産研究所。
- 荒木雅也(2004)「EC における地理的表示保護」『高崎経済大学論集』第 47 巻第 2 号、高崎経済大学。
- 小野昌延 編(2007)『新・注解 不正競争防止法』上巻、青林書院 (pp600、614、617)。
- 岸本喜樹朗・斎藤修編著(2011)『ブランドづくりと地域のブランド化ーブランド理論による地域再生戦略』、農林統計協会
- 国土交通省(2010)『食と景観による地域振興に関する調査支援業務報告書』。
- 須田文明(2010)「フランスにおける地理的表示産品の高付加価値化ーレギュレーション理論及びコンヴェンション理論の展望から」『フードシステム研究』第 17 巻第 3 号、日本フードシステム学会。
- 須田文明(2011)「美食的イメージを支える制度ーフランス AOC の場合」『食料と安全』第 9 巻第 9 号、全国瑞穂食糧検査協会。
- 須田文明(2012)「地理的表示と 6 次産業化ーフランスのパロニエ地方の事例からー」『Techno Innovation』第 81 号、(社)農林水産先端技術産業振興センター。
- 高橋悌二(2010)「地理的表示における各国の法的対応と日本の課題」『法律時報』第 82 巻第 8 号、日本評論社。
- 田中章雄(2008)『事例で学ぶ! 地域ブランドの成功法則 33』、光文社。
- 田村善之(2007)「知財立国下における商標法の改正とその理論的な含意ー地域団体商標と小売商標の導入の理論的分析ー」『ジュリスト』1326 号、有斐閣。
- (財)知的財産研究所(2011)『地理的表示・地名等に係る商標の保護に関する調査研究報告書』。
- デービッド・A・アーカー(1994)『ブランド・エクイティ戦略』、陶山計介・中田善啓・尾崎久仁博・小林哲訳、ダイヤモンド社。
- 特許庁総務部総務課制度改正審議室編(2005)『平成 17 年商標法の一部改正 産業財産権法の解説』、発明協会
- 農林水産省知的財産戦略本部専門家会議地域ブランドワーキング・グループ(2008)『農林水産物・食品の地域ブランドの確立に向けて (地域ブランドワーキンググループ報告書)』。
- 林二郎(2008)「地域団体商標制度」『知財研フォーラム』第 72 号、(財)知的財産研究所。
- UFJ 総合研究所(2005)『平成 16 年度地域伝統食品地理的呼称制度調査報告書』。

DOOR

<http://ec.europa.eu/agriculture/quality/door/list.html;jsessionid=pL0hLqLXhNmFQyF11b24mY3t9dJQPflg3xbL2YphGT4k6zdWn34!-370879141?locale=en>

European Commission (2010) "Commission Staff Working Paper, Impact Assessment on Geographical Indications, Accompanying document to the Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on agricultural product quality schemes"

Frank Fay (2009) "EU SYSTEM FOR GEOGRAPHICAL INDICATIONS FOR AGRICULTURAL PRODUCTS AND FOODSTUFF", *WORLDWIDE SYMPOSIUM ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS (WIPO/GEO/SOF/09/4)*, WIPO。

GUIDE TO APPLICANTS FOR COMPLETION OF THE SINGLE DOCUMENT

(http://ec.europa.eu/agriculture/quality/schemes/guides/guide-for-applicants_en.pdf (アクセス日 : 2012 年 6 月 14 日))

London Economics (2008) "Evaluation of the CAP policy on protected designations of origin (PDO) and protected geographical indicators (PGI)" 。

O' Connor and Company, (2006) "Examples of GIs as a development tool with supply to local markets and international markets, mimeo."

付論 1 品質等の特徴と地理的原産地の結びつき（link）の判断基準について

内藤 恵久

地理的表示対象製品の品質等の特徴と地理的原産地との結びつき（link）は、登録審査に当たって最も重要な要素の一つである。ここでは、EU 委員会作成の、各国担当者向けのガイドや申請者向けのガイド^(付 1-1)を基に、運用の基準を明らかにすることとする。

さらに、登録済みの具体的製品について、link がどのように規定されているかについて整理することにより、具体的な運用実態について明らかにすることとする。

1. 運用基準

ガイドから読み取れる運用基準は以下のとおりである。なお、評判に基づく PGI の場合、link を裏付ける 3 要素（①地域の特異性、②製品の特異性、③①と②の間の link）を整然と区別することが難しいためか、それぞれの要素において同じような説明が見られる。

（1） link を裏付ける要素

link を裏付ける要素には、①地域の特異性、②製品の特異性、③①と②の間の link（結びつき）の要素があり、この 3 要素が首尾一貫し、link が因果関係のあるものでなければならない。

（2） 地域の特異性

link に関する部分には、link に関連する地域の特異性のみが記述され、判断される。要素としては、①気候、土壌条件、その他の自然的要素と、②伝統的技術、生産方法、ノウハウ、その他の人的要因がある。①には地形、気候、土壌、降雨、土地の向き、高度等が含まれる。説明は正確に行う必要があり、例えば、単に降雨量が多い等の説明ではなく、平均降雨量を示すべきである。②の技術等については特別なものである必要があり、一般的なものでは不十分である。

評判に基づく PGI の申請の場合、その評判が何に基づいており、それがその地理的地域とどう結びついているかを示す。

（3） 製品の特異性

何がその製品を他の類似製品と比べて特別のものとしているかを説明する。link に関しては、（2）の地域の特異性の要素により生じる産物の特異性のみが記述され、判断される。地理的地域やノウハウと関連しない特徴や評判と関係ない特徴は含めない。

評判に基づく PGI の場合、評判のある製品の特異性を説明し、その特異性と評判が結びついていることを説明するとともに、評判を正当化する正確な情報及び要素を引用する。

新聞、雑誌の引用は link を説明する適切な手法になり得る。

(4) link (結びつき)

(2) の地域の特異性と (3) の産品の特異性の結びつきについて具体的な理由を示す。地域の要素が、どのように、どの程度産品の特徴に影響しているか説明する。説明は、必ずしも科学的な研究に基づく必要はなく、生産者における経験的な観察による説明も可能である。しかし、因果関係を示さずに、地理的地域のユニークな特徴と産品の特別な品質を示すだけでは不十分である。

PDO については、品質又は特性が、環境(地域の生産者のノウハウを含む。)に 100 % 帰せられるか、又は本質的に帰せられる場合に、link として受け入れ可能である。PDO の場合、評判のみでは link として不十分である。

専ら帰せられる (exclusive な) 関係性を示す典型例は、産物の品質や特徴を決定する要因が、その地域だけに存在することである。植物や動物の品種がその地域で特徴を最大限発揮することや、牧草地の種類や、ノウハウなどによっても説明できる。品質に強く影響するがその地理的地域のみに存在することが証明されない場合は、本質的な (essential な) link と考える。

PGI については、link は専ら又は本質的なものである必要はなく、その地理的地域の条件に帰せられる link であればよい。評判に基づく PGI については、評判が名前に結びついており、地理的地域に帰せられるものであることを説明する。これは、受賞歴、専門書や専門雑誌での言及、料理書での特別な記述等の要素により説明しうる。評判については、産物の初期の頃の歴史的な評判のみでなく、現在も存在することが必要である。

2. 運用実態

具体的な登録産品について、明細書の要点を記した single document において記載されている link の内容を整理した上で、これを基に共通の要素を整理すると以下のとおりとなる。なお、具体的産品は、EU の GI に関するデータベースである DOOR において、代表的な 4 つの産品分類について、産品分類ごとに、原則として登録が最近のものから 8 品目を選択した。

(1) 肉

1) PDO の場合

PDO の場合、原産地の環境の特殊性が強調されており、この環境と強く結びついたノウハウ、生産技術が要素とされていることが、ほぼ共通の特徴となっている。ノウハウ等については、特に厳しい環境(島や孤立した谷の環境等)を克服する技術とされていることが多い。また、この環境に適合する固有品種の採用が要素とされることも多い。例えば、

水分保持力の乏しい土壌、小雨から来るやせた牧草地を克服するため、特別の品種の選択と飼養ノウハウが使われている例(Maine-Anjou)、孤立した谷の気候で高度ごとに違う、しかし豊かでない植生の下、これを最大限利用する飼養技術により、この環境に適合する固有種の生産が行われている例(Barges-Gavarie)等である。

その地域産の餌を与えることも共通の要素である。単にその地域産というだけでなく、その土地独特の餌であることが強調されることも多い。例えば、やせた特殊な牧草(Maine-Anjou)、タンパク質、ビタミン、ミネラルに富むラップランドの様々な自然の植物(Lapin Poron Linha)、自生する樫のドングリ(Carne de Porco Alentejano)等である。

第1表 PDO 製品(肉)の品質等の特徴と地理的原産地との結びつき(link)の例

名称	国名	産品分類	リンクの概要	リンクの要素					
				土壌	気候	その他地域特性	ノウハウ等人的要素	地域産の特別の餌	品種
Maine-Anjou	仏	牛肉	水分保持力の低い土壌と夏期のごく小雨の気候により、やせた独特の牧草地となり、これに適合する品種の選択と飼育ノウハウが特徴を生み出している。	○	○		○	○ (独特の牧草)	△
Lapin Poron Liha	フィンランド	トナカイ肉	ラップランドの特徴的気候、風土の下放牧され、タンパク質、ビタミン、ミネラルに富む多様な餌が独特の特徴を生み出している。		○	○ (ラップランド)	○	○	
Isle of Man Manx Loaghtan Lamb	英	羊肉	島の独特の環境に1000年以上かけて適合した固有種の利用、特徴的な島の植生、環境に適合した伝統的技術が特徴を生み出している。	○	○	○(島)	○	○ (改良されていない牧草)	○
Bareges-Gavarnie	仏	羊肉	孤立した谷の気候で高度ごとに異なる植生を最大限利用する飼養技術、環境に適合した固有種の利用が独特の特徴を生み出している。		○	○(谷)	○	○	○
Carne de Bisaro Transmontano	ポルトガル	豚肉	固有の品種の利用、気候、土地産の餌(特にクリ)等の伝統的飼養技術が独特の特徴を生み出している。		○		○	○(クリ)	○
Carne de Porco Alentejano	ポルトガル	豚肉	樫の森が多く、このドングリを餌とする飼養技術が独特の特徴を生み出す。			○ (樫の木の多い地域)	○	○(ドングリ)	△
Carne Cachena da Peneda	ポルトガル	牛肉	急峻な山岳地帯できわめて多雨、低ph、低リンの土壌条件等の下での牧草が、特別の特徴を生み出している。	○	○	○ (急峻な山岳地域)	○	○(独特の牧草)	△
Taureau de Camargue	仏	牛肉	低湿地に完全に適合した地方種の利用、戸外での飼養等の飼育技術が独特の特徴を生み出している。		○	○ (低湿地)	○	△(注1)	○

資料：DOOR database より筆者整理。

注1) 単にその地域産の餌であり特段の特徴の記述のないものは△とした。

2) 地域固有種は○、その地域に適合した特別の品種の選択は△とした。

2) PGI の場合

PGI の場合、地域の環境の特殊性は必ずしも明示されていない。伝統的ノウハウを要素とするものが多いが、そのノウハウは地域環境と密接に結びついているとまでは言えず、良品質の産物を生み出すために伝統的に行われてきた技術であることが多い。例えば、太

りをよくし高品質産品を生産する技術(Oie d'Anjou), 異種の交配技術(Genisse Fleur d'Aubrac) 等である。その土地産の餌を与えていることはそれほど強調されていない。というよりも, PDO の場合その土地産の餌を与えていることを要素としているのが一般的なため, その要素を満たさないものが PGI になっているものと考えられる。

飼育ノウハウ等と品質等との関係が記載されず, 社会的評価があるということを強調したものもある(Abbachio Romano 等)。このような場合, 消費者調査の結果(Bayerisches Rindfleisch/Rindfleisch aus Bayern), 受賞歴や料理書, レストランメニュー等での言及(Pintadean de la Drome), 歴史的な文書での言及(Abbachio Romano)等により, 社会的評価が説明されている。

第2表 PGI 製品(肉)の品質等の特徴と地理的原産地との結びつき(link)の例

名称	国名	産品分類	リンクの概要	リンクの要素							備考
				土壌	気候	その他 地域特性	ノウハウ	地域産の 特別の餌	品種	社会的評価の説明	
Bayerisches Rindfleisch	独	牛肉	その地域での数百年の生産の伝統と重要性が, 農業者を専門家にしている。消費者調査で高い評価。				△ (どう技術か明確にされていない)		伝統的品種 (複数)	消費者調査(複数), 地方の料理における重要性	65%が上質品と認識 (全ドイツ対象)
Oie d'Anjou	仏	ガチョウ肉	地域環境に適した古くからの技術に影響された生産技術(太りをよくする技術)が胸肉の太りの良い品質を生み出している。				○				
Agneau du Perigord	仏	羊肉	品種の選択, 餌やりの方法等の生産ノウハウが品質を生み出している。19世紀から生産が盛んで, 20世紀初頭の料理書に記載。多くのレストランメニューで本産品に言及。				○			料理書への記載, レストランメニューでの言及	
Genisse Fleur d'Aubrac	仏	牛肉	高度により異なる土壌, 気候に適した放牧のノウハウ, 2品種の交配技術等により品質が生み出されている。印刷物等により明らかな評価あり。	○	○	○ (高度差)	○		特定2品種の交配 (Aubrac×Charolais)	受賞歴, 印刷物での言及	
Porc de Franche-Comte	仏	豚肉	酪農及びチーズ製造が盛んな地域であり, その副産物の乳清を餌に使用する飼育方法が品質を生み出している。				○	○(乳清)			
Pintadeau de la Drome	仏	ホロホロ鳥肉	数々の受賞歴, 地域の料理における重要な位置づけ, 料理ガイドへの記述などの評価が確立している。				△ (他で見られない飼育法とあるが, 品質との関係は不明確)			受賞歴, 料理本での言及, 消費者調査	75%~85%の消費者が認知
Abbachio Romano	伊	羊肉	古代から数多くの文献で言及されるなど評価が確立している。地域の料理や祭りと深く結びついている。							歴史的言及	
Boruf de Bazas	仏	牛肉	13世紀から現在まで地域の祭りと結びつき, 著名である。						地方種 (2品種及びその交配)	祭り結びついた評判	

注. 地域特性が記載してあっても, 特徴との関係が明らかにされていないものは○としていない。また, 単に良品種
の選択と考えられるものも特記していない。

3) 両者の比較

上に述べたように, PDO の場合, 地域環境の特殊性とそれに適合したノウハウが強調されることが多く, また, 地域環境が反映した地域産の餌を与えることは共通の要素となっている。一方, PGI の場合, 地域環境の特殊性は強調されず, 一定の評価を得ていることが要素として重視されている。

(2) 肉製品

1) PDO の場合

PDO の場合、EU 規則上、原則として原料についてもその地域で生産されることが必要である。この原料については、単にその地域で生産されるというのみでなく、その土地の餌の利用など地域環境を活かした生産がされ、原料自体が特別な特徴を持っていることが多い (Presunto do Alentejo 等)。また、伝統的な製品の製造ノウハウも重要な要素であり、内容面では、単に良質品を生産するノウハウということではなく、地域環境に適合した上で製品特徴を生み出すノウハウとなっている (Jamon de Teruel 等)。原料生産から製品製造にわたって、地域の自然的環境を活かし、それに適合した人的な要素 (ノウハウ) があわさって、製品の独特の特徴が生み出されているものが PDO として登録されているものと考えられる。

第3表 PDO 製品 (肉製品) の品質等の特徴と地理的原産地との結びつき (link) の例

名称	国名	産品分類	リンクの概要	リンクの要素						
				土壌	気候	その他 地域特性	ノウハウ	特別な 原料	その他	原料産地と 加工地
Lapin Poron kuivaliha	フィンランド	干トナカイ 肉	数百年にわたる伝統的ノウハウがあり、また冬の寒暖差が大きいことが独特の香りを生み出している。		○	○ (トナカイが 生育する 特別な地域)	○	○		一致
Los Pedroches	スペイン	ハム (豚)	トキワガシの豊富な地域で、そのドングリを食べて放牧された豚の特徴及び高所で乾燥・冷涼な気候での生産ノウハウが特徴を生み出している。		○	○ (トキワガシの 植生、高度)	○	○		一致
Crudo di Cuneo	伊	ハム (豚)	豚生産に適した霧の少ない気候、地域産の餌、タンパク質分解を助ける伝統的ノウハウ、熟成に最適な山風等が特徴を生み出している。		○	○(山風)	○	○		一致
Jamon de Teruel	スペイン	ハム (豚)	大部分がその地域産の餌で飼養された原料の豚と、高地の乾燥・冷涼な気候下での生産ノウハウが特徴を生み出している。		○	○(高度)	○	○		ほぼ一致 (豚:州全域、 加工:州の高度 800m以上の町)
Presunto do Alentejo	ポルトガル	ハム (豚)	やせた土地、夏期暑く乾燥し、冬期寒く乾燥した気候が、トキワガシ等のプランテーションを促進させ、これに適合した放し飼いの豚生産システム(ドングリの餌)が原料の豚肉に特徴を与え、また、気候条件を活かした生産ノウハウが製品の特徴を生み出している。	○	○	○(植生)	○	○		一致
Prosciutto di Parma	伊	生ハム (豚)	優れた豚生産と、オリーブと松の間を吹き抜けてくる風を利用した乾燥(香りを与える)などの伝統的ノウハウが特徴を生み出している。		○	○ (オリーブと 松の地帯を 吹く風)	○	○		原料産地 の方が相当広い
Szegedi szalami	ハンガリー	サラミ (豚)	豚生産に適した気候があり、また川沿いの湿気の多い気候、130年以上前から維持されてきた微生物群等が特徴を生み出している。		○		○	○	○ (維持されて きた微生物 群)	原料産地 の方が相当広い
Sopressa Vicentina	伊	ソーセージ (豚)	地場産の穀物、乳清を餌とする豚生産のノウハウ、発酵に適した湿度、温度が特徴を生み出している。		○		○	○		一致

2) PGI の場合

PGI の場合、調査した事例では原料生産地が PGI 製品の生産地域(加工地域)と異なるものとなっている。このためもあってか、原料の内容についてそれほど詳しい内容は記され

ておらず、また link の要素として土壌、気候等の自然的環境をあげるものが少ない。一方、伝統的製造ノウハウを link の内容としてあげるものが多いが、必ずしも自然環境に適合しそれを活かしたノウハウに限られるものではなく、良品質の製品が生産できる伝統的なノウハウとなっているものが多い。また、評判を強調しているものも多く、基本的に評判のみを link の内容としているものもある (Gottinger Feldkieker)。この評判については、消費者調査や書物での言及により説明しているものが多い。

第4表 PGI 製品（肉製品）の品質等の特徴と地理的原産地との結びつき (link) の例

名称	国名	产品分类	リンクの概要	リンクの要素						備考
				気候	その他 地域特性	ノウハウ	原料生産地 との一致	特別な 原料	評判	
Gottinger Feldkieker	ドイツ	干ソーセージ(豚)	消費者調査で58%がその内容を知っており、伝統的地域産品として味わい、香り、形等が特別のものと認識されている。			(特段の記載なし)	不一致	△	歴史、消費者調査	
Prosciutto Amatriciano	伊	生ハム(豚)	伝統的製法のノウハウが製品の特徴(水分量少なく、タンパク質多く、香りがよい)を生み出している。			○	不一致	△		
saucisson de l'Ardeche	仏	ソーセージ(豚)	山が多く、孤立した地域で伝統的に伝えられてきたノウハウが特徴を生み出している。		山が多く孤立した土地	○	不一致	△		
Porchetta di Ariccia	伊	豚全体の加工品	伝統的ノウハウが特徴を生み出している。また、Porchetta di Ariccia Fair と結びついて有名である。			○	不一致	△	フェアとの結びつき	
Chorizo de Catimbalos	スペイン	ソーセージ(豚)	原料肉の配合割合等のノウハウ、地域の乾燥・熟成に適した気候が特徴を生み出している。評判について多くの言及がある。	○	○(高度)	○	不一致	△	書物での言及	
Traditional Cumberland Sausage	英	ソーセージ(豚)	伝統的なノウハウが特徴を生み出している。地域の著名な料理になっている。			○	不一致		地域の料理として著名	歴史的な発祥が記されているが(ドイツ人坑夫とともに導入)、linkになり得るものなのか疑問
Chosco de Tineo	スペイン	スモークソーセージ(豚)	歴史的に著名			△ (どうい う内容か 明確では ない)	不一致		書物での言及など	歴史的な発展の状況などが記載してあるがlinkになり得るものなのか疑問
Hofer Rindfleischwurst	ドイツ	ソーセージ(牛、豚)	地域独特のレシピと技術により50年以上にわたり生産されてきた。受賞歴もあり著名。			○	不一致		受賞歴	

3) 両者の比較

肉製品の場合、地域産の原料(肉)を使用しているかどうかは PDO と PGI との決定的な差である(ただし、一部地域外の原料を使用している場合も、EU 規則上の例外的要件に該当すれば PDO になり得る。)。また、PDO の場合、その原料は単にその地域産のものということにとどまらず、特定の地域環境を反映した地域独特の特徴を持ったものであることが強調されている。一方、PGI の場合は、その土地の伝統的ノウハウにより良品質な製品が生産されていることが重視されている。

(3) チーズ

1) PDO の場合

PDO の場合、共通して、原料乳が特別の特徴を持ったその産地産のものであることが、要素としてあげられている。すなわち、その地域の土壌、気候等の自然的背景により牧草等の餌が特徴を持っており、その特徴が乳に特別の性格を与え、これがチーズの品質等に影響しているとの説明になっている。また、これに加えて、地域固有種の使用(Quesco de Flor de Guia)や地域で生産されてきた菌の使用(Piave)等によって、地域との関係を説明しているものもある。

第5表 PDO 製品（チーズ）の品質等の特徴と地理的原産地との結びつき（link）の例

名称	国名	産品分類	リンクの概要	リンクの要素							備考
				土壌	気候	その他 地域 特性	ノウハウ	原料 産地 との 一致	特別の 原料	その他	
Formaggella del Luinese	伊	チーズ (ヤギ)	特有の気候、酸性の土壌が特有の植生を生み出し、それを餌とするヤギの乳を通じてチーズに独特の香りを生み出す。地域の伝統的な生産ノウハウで生産されている。	○	○		○	一致	○		
Piacentinu Ennese	伊	チーズ (羊)	特有の土壌と気候が香りの良い牧草や良質のサフラン生産につながり、これがチーズの香り等の特徴を生み出している。	○	○		○	一致	○ (乳の他、サ フラン)		
Vastedda della valle del Belice	伊	チーズ (羊)	天然と栽培された牧草のミックス、独特の微生物層、伝統的な羊及びチーズ生産の技術等が製品の特徴を生み出している。	○	○		○	一致	△		
Queso de Flor de Guia	スペイン	チーズ (主に羊)	環境にあった固有種の利用、豊富で種類の多い牧草、伝統的生産技術、使用されるカルドン(野生アーティーチョーク)等が製品の特徴を生み出している。		○		○	一致	○	固有種 の利用	
Maconnais	仏	チーズ (ヤギ)	石灰質の牧草地からの牧草が原料乳に特徴を与え、伝統的ノウハウと様々な気候の下での熟成が特徴を生み出している。	○	○		○	一致	○		
Piave	伊	チーズ (牛)	山岳地帯で生産される高脂肪、高タンパクの乳、乳に香りを与える独特の植生、地域で培養されてきた菌、伝統的ノウハウ等が製品の特徴を生み出している。		○	○ (山岳 地帯)	○	一致	○	地域で 培養され てきた菌	受賞歴
Provolone del Monaco	伊	チーズ (牛)	環境に適した種の、高脂肪・高タンパクで香りの良い乳と生産ノウハウが製品の特徴を生み出している。		○		○	一致	○	環境に 適した 種の使用	
Aizua-Ulloa	スペイン	チーズ (牛)	牧草地に理想的な土壌、気候の下、小規模農家により良質な乳が安定的に生産され、これを活かした生産ノウハウにより特徴ある製品が生み出されている。	○	○		○	一致	○		

2) PGI の場合

PGI の場合、原料乳は地域外のものでも良いとされているものが多い。このため、土壌、気候等の自然的要因は link の内容とされていないものが多い。地域の伝統的ノウハウにより独特の品質等が生み出されているとの説明になっているものが多いが、基本的に評判のみで link を説明しているものもある (Olomoucke Tvaruzky)。

3) 両者の比較

チーズの場合、地域産の原料を使用しているか否かが決定的な差である。また、この場合、PDO については、肉製品と同様、原料自体が地域独特の特徴をもつものであることが強調されている。

第 6 表 PGI 製品（チーズ）の品質等の特徴と地理的原産地との結びつき（link）の例

名称	国名	产品分类	リンクの概要	リンクの要素						
				気候	その他地域特性	ノウハウ	原料生産地との一致	特別な原料	その他	評判
Zazrivsky korbacik	スロバキア	スチールドチーズ	特別な製品の形状と評判と歴史がある。地域イベントと結びついて著名である。			○	不一致			書物での言及、地域イベント
Tekovsky salamovy syr	スロバキア	チーズ	チーズでは一般的でない特別な形状（サラミ状）と評判を有する。			○	不一致			受賞歴
Gouda Holland	オランダ	チーズ	オランダの気候、地形が酪農に適している。消費者調査で、ゴータとオランダの関係が強く認識され、また消費者の半数がゴータはオランダのみで作られていると認識している。	○	○（平坦な地形）		一致（ただし国全域）			消費者調査
Edam Holland	オランダ	チーズ	オランダの気候、地形が酪農に適している。消費者調査で、エダムとオランダの関係が強く認識され、また消費者の半数がエダムはオランダのみで作られていると認識している。	○	○（平坦な地形）		一致（ただし国全域）			消費者調査
Hessischer Handkase, Hessischer Handkas	ドイツ	チーズ	地域の伝統的ノウハウが高い品質を生み出しており、また地域の料理として有名。			○	不一致			地域の料理で有名
Olomoucke tvaruzky	チェコ	チーズ	受賞歴があり、消費者調査でも4位。ウェブサイト、料理書、旅行ガイド等で多く言及され、著名である。				不一致			受賞歴、料理書等での言及
Canestrato di Moliterno	伊	チーズ（羊及びヤギ）	良質な原料乳、製造ノウハウ（とりわけ熟成ノウハウ）、熟成に適した気候が特徴を生み出している。国際的評価もある。	○		○	一致	△	環境に適した、この地を原産地とする種の使用	
Nieheimer Kase	ドイツ	チーズ	伝統的製造技術により製造されている地域特産物であり、古くから書籍等でも言及されている。			○	不一致			書籍等での言及

(4) 果物、野菜、穀物

1) PDO の場合

PDO の場合、土壌、気候等の自然的に特異な地域特性が強調されており、その自然環境が独特の品質を生み出すと説明されることが多い。生産ノウハウについても要素として記載されていることが多いが、加工品であり特別な製造ノウハウがあるもの（Fichi di Cosenza 等）を除き、それほど特別なものとは思われない。ただし、高度や傾斜など自然環境の特異性が大きいものが多いため、その自然環境を克服するノウハウが意識されているように思われる。

第7表 PDO 製品（果物、野菜、穀物）の品質等の特徴と地理的原産地との結びつき（link）の例

名称	国名	産品分類	リンクの概要	リンクの要素						備考
				土壌	気候	その他地域特性	ノウハウ	独自品種（※2）	評判	
Fichi di Cosenza	伊	干いちじく	良質の土壌がイチジクに最適であり、夏の風がソフトな干しイチジクの特徴を生み出す。また、伝統的な高い生産技術がある。	○	○		○			
Guanxi Mi You（※1）	中国	みかん	アジア亜熱帯モンスーンの山岳地帯で、日照も多い気候、肥沃な土壌、生産ノウハウ等が甘酸っぱくビタミンに富む特徴を生み出している。	○	○	○（山岳地帯）	○			
Shaanxi ping guo（※1）	中国	りんご	肥沃な土壌、高所での豊富な光量、生産技術等がいろ、糖度、酸度、ビタミン等に優れた品質を生み出している。	○	○	○（高地）	○			5品種中1品種はフジ
Firiki Piliou（※1）	ギリシャ	りんご	穏やかで夏期冷涼、日照の多い気候、傾斜地で排水の良い肥沃な土壌、（傾斜地で機械が使えないため）手仕事で行われる生産技術等が優れた品質を生み出している。	○	○	○（傾斜地）	○			
Farina di castagne della Lunigiana	伊	栗から作られた粉	栗生産に適した夏期冷涼な気候や土壌、灌漑システム、伝統的製造技術等が特徴（甘さなど）を生み出している。	○	○	○（高所）	○	○		その地域で作られてきた9品種
Pera de Lleida	スペイン	西洋ナシ	高温小雨多照の気候と土壌条件が糖度の高さや皮の色の特徴を生み出し、高度や緯度が丸い形を生み出している。	○	○	○（高度、緯度）				
Fagioli Bianchi di Rotonda	伊	インゲン豆	窒素が多く、カルシウムの少ない土壌、穏やかで多雨な気候、生産技術等がタンパク質多く、外皮の割合の少ない特徴を生み出している。	○	○		○		地域の料理、テレビ番組での紹介	
Arancia di Ribera	伊	オレンジ	柑橘栽培に適する土壌、地中海性気候、灌漑システム、改良されてきた生産技術等が糖度の高い品質を生み出している。	○	○	○（地形）	○		歴史的評判	

注 1) 原語表記は省略した。

2) 地域の固有種等の場合は○としたが、単に品種名の特定のみの場合は印を付けていない。

2) PGI の場合

PGI の場合、加工品であってその原料の生産地が地域外にあるものは別にして、link の要素について PDO とそれほど決定的な差は読み取れない。生鮮農産品であれば、その土地の土壌、気候等の自然的要因に当然影響されており、それが品質等に影響すると思われるため、PDO との差は相対的なものと思われる。ただ、印象としては、産品の特徴の特異性が際立っており、その地域ならではのものという性格が強いものや単に栽培適地というだけでなく高度や傾斜など独特の地域特性があるものなどが PDO になっており、一方、良品質のものが一定期間生産されその評判が確立しているものが PGI となっているように思われる。

第8表 PGI 製品（果物、野菜、穀物）の品質等の特徴と地理的原産地との結びつき（link）の例

名称	国名	産品分類	linkの概要	linkの要素					備考
				土壌	気候	ノウハウ	独自品種 （※2）	評判	
Gonci kajszibarack	ハンガリー	アンズ	冷涼な気候が遅い熟期をもたらしている。また冬期寒冷な気候が春期の霜害を最小限にしている。また書物での言及や受賞歴がある。		○			古くからの書物での言及、受賞歴	9品種
Fagiolo Cuneo	伊	インゲン豆及びインゲン豆類似種	理想的土壌条件、冷涼な気候、日照の多さ、昼夜の寒暖差、伝統的な生産方法等が特徴（高鉄分、高タンパク）を生み出している。	○	○	○			9品種
Lixian Ma Shan Yao （※1）	中国	ヤマイモ	砂地の土壌、モンスーン性の暖かい気候、適当な降雨量、伝統的な生産技術等が特徴を生み出している。	○	○	○		歴史的評判	
Stafida Ilias（※1）	ギリシャ	小粒の種なし干しぶどう	カリ、腐植土の多い土壌、早期収穫に適した気候、生産ノウハウ等が特徴を生み出している。	○	○	○	○	歴史的評価、輸出実績	
Magiun de prune Topoloveni	ルーマニア	プラムのペースト	独自の製造ノウハウにより評判が高く、各種メディアに取り上げられ、受賞歴もある。			○		メディアでの言及、受賞歴	
Limone di Siracusa	伊	レモン	肥沃な土壌、穏やかな気候、豊富な水量、限られた地域で生産される品種の特性等がジュース分が多く、形が良く、周年収穫できる特徴を生み出している。	○	○		○		
Carota Novella di Ispica	伊	ニンジン	肥沃な土壌、冬期温暖で日照が多い気候等が甘く栄養分の高い特徴を生み出している。	○	○				
Melon de la Mancha	スペイン	メロン	肥沃ではないが排水よくミネラルに富む土壌、日照多く乾燥した気候等が特徴（糖度の高さ等）を生み出している。	○	○				

注1）原語表記は省略した。

2）地域の固有種等の場合は○としたが、単に品種名の特定のみの場合は印を付けていない。

3）両者の比較

産品の特徴の特異性や地域環境の特異性の程度、すなわち地域とのつながりの程度により、PDO と PGI が区別されているように思われるが、PGI の項で述べたように両者の差は相対的なものとなっている。

3. PDO 及び PGI の要件に関する考察

PDO の場合、その特徴が専ら又は本質的に地理的環境に帰せられるという強いつながりが必要とされる。このため、実際の運用実態を見ても、特徴を生み出す地域環境の特殊性が強調され、その環境に適合したノウハウ、その環境から生み出される餌、その環境に適合した固有種の使用などによって、品質等の特徴と地理的環境との強いつながりが説明されている。

一方、PGI については、それほどの強いつながりは必要とされていない。特に、専ら評判によって link を裏付けている場合、環境の特殊性や特別の品質といった面は強調され

ておらず、アンケート調査や書籍の引用等によってその製品が高く評価されていることを示すにとどまるものもある。このように、特別の地理的環境に裏付けられた特定の品質がない場合でも、評判があれば保護が認められることについて、荒木(2004)はヌガーに関する1992年の欧州司法裁判所判決において、「商品が地理的起源に由来する品質を持っておらず且つ他の商品との品質上の相違を客観的に証明できない場合であっても地理的呼称は保護され得る、とする解釈論、一品質中立主義 quality neutral と称される一」が理論構成として示されたことを指摘した上で、規則2081/92の地理的表示は「品質中立主義の観点から原産地呼称の保護要件を充足しない呼称をも保護対象とするため設けられた制度と考えられる。」としている。ただし、EU委員会担当者の説明では、保護の対象はあくまで「specific product」であり、その地域特別の産品として認識されることが必要とのことである。この点をどう理解するかだが、その産品について、顧客に知覚される品質があることを要件としているととらえることが可能ではないかと考えられる。アーカー(1994)によれば、知覚品質は客観的品質とは異なり、ある製品又はサービスの意図された目的に関して代替品と比べた、全体的な品質ないし優位性についての顧客の知覚とされる。客観的な品質について、データ上等で差を明確に示せなくとも、知覚される品質としては他と区別されうることとなる。この知覚品質が地理的原産地と結びついている場合は、仮に客観的な品質の差を示せない場合も、PGIとして保護が可能となっていると考えられる。実際の運用において、アンケート調査等によって地理的原産地と結びついた知覚品質があることを示している例が多いように思われる。

4. 我が国産品への当てはめ

以上述べたように、PDOについては品質等の特徴と地理的環境の強いつながりが必要とされる。具体的には、肉では、地域環境の特殊性、それに適合した生産ノウハウ、地域産の餌の給餌等が共通の要素となっており、これが独特の品質を生み出しているとの説明となっている。我が国には、銘柄牛、銘柄豚が多く存在するが、その生産地域はある行政区画全域とされることが多く、地理的環境の特殊性、共通性等を踏まえた生産地域の設定となっていないものが多い。また、餌はその地域産のものでないことが多い。例えば、著名な銘柄牛である神戸牛についても、兵庫県で代々育成されてきた但馬牛の使用、生産ノウハウ等地域とのつながりは認められるものの、生産地域は兵庫県全域となっており、その自然環境と産品の特徴とが密接に関連しているとは言い難い。餌もその地域産のものではなく、この点でも地域とのつながりを説明することが難しい。また、著名な銘柄豚であるかごしま黒豚についても、代々鹿児島で育成されてきた種(系統)の使用や生産ノウハウ等地域とのつながりは認められるが、生産地域は鹿児島県全域となっており、その自然環境と産品の特徴とが密接に関連しているとは言い難い。餌もその地域産のものとは定められておらず、この点でも地域とのつながりを説明することが難しい。このため、EUの

運用実態に照らせば、我が国の銘柄牛、銘柄豚の多くは、PDO には該当せず、PGI の要件を満たすかどうかの判断をすることになると考えられる^(付 1-2)。

加工品については、肉製品及びチーズの例を見ると、原料(肉、乳)がその地域産であることに加えて、その土地産の餌を使用した生産などを通じて、原料についても地域環境と関連した特別の特徴を持っていることが多い。我が国の地域ブランドである加工品の代表的なものとして味噌があげられるが、仙台味噌、八丁味噌等著名なものも、原料はその地域産ではないことから、PDO には該当しない。PDO に該当しうるものとして、地域産の特徴ある野菜を使用した漬け物(例：守口漬け)、その地域特産の漁獲物を利用した水産加工品(例:しょっつる)等があげられよう。

生鮮の野菜、果物については、EU の運用実態を見ると、PDO、PGI ともその産品に適した地理的環境を活かして特別な品質の産品が生産されている場合となっており、その差は相対的なものである。環境の特殊性や産品の特異性が大きい場合に PDO としているものと考えられる。我が国産品を見ても、例えば、急傾斜地を活用し、それに合わせた生産ノウハウによって、高品質みかんが生産されている有田みかんなど、PDO に該当しうる産品も多いと考えられる。ただし、どこで PDO と PGI の区別するかについては、その差が相対的なものであるため、判断に困難な点も予想されることから、運用方針を統一しておく必要があるものと考えられる。

一方、PGI については、それほど強い関連は必要とされない。加工品の場合は、その原料は製品の生産地以外からのものでも可である。また、地理的原産地と関連する評判のみでも登録が可能であり、この評判はアンケート調査の結果等で説明されている。我が国の産品についてもこのような要件に該当するものは多い。ただし、特に評判に基づく link (結びつき) の場合、特定の自然的な環境に基礎づけられた特定の品質がないため、生産地域をどの範囲にすべきか、どの品質のものを地理的表示の対象産物とするかについて、問題が生じる場合がある。例えば、ある限定された地域で生産されていた産品が、その周辺の地域でも生産されるようになり、元々の産品と若干品質に差があるような場合、生産地域や対象産品をどう限定するかが問題となる(例:八丁味噌)。このような場合の範囲の確定のためには、専門家、消費者等からなる中立的な審査会的な機関での議論も有効な手法になると思われる。

(付論 1－別添) 我が国産品についての link について

1. 神戸牛・神戸肉

(1) 歴史

但馬牛としては約 1200 年の歴史があると言われ、約 700 年前に書かれた「国牛十図」にも記述がある。神戸ビーフとしては、1868 年の神戸港開港とともに国際的になり、1983 年の神戸肉流通推進協議会の発足により定義の明確化が行われている。

(2) 産品の特徴

但馬牛のうち、4 等級以上、脂肪交雑 BMS 値 6 以上の未経産牛、去勢牛を神戸牛と言っている。脂肪が筋肉に細かく入り込んでいる最高級の霜降り肉であり、とろけるようなまろやかさがある。オレイン酸、イノシン酸の数値も他の肉に比べ有意な差がある。なお、但馬牛は、兵庫県有の種雄牛のみを歴代にわたり交配した但馬牛を素牛にして、登録生産者が兵庫県内で飼養管理し、県内の食肉センターに出荷した生後 28 ヶ月令以上 60 ヶ月令以下の雌牛、去勢牛とされている。

(3) 地域の特徴との link

兵庫県内で長年育成されてきた但馬牛を素牛としていること、地域と結びついた高い社会的評価があることなど、地域との link が認められる。一方、生産ノウハウは、地域共通のものがあるわけではなく各生産者に委ねられていること、餌は当該地域産のものではないこと、生産地域は兵庫県全域であり地域環境の特異性は大きくないこと等、地域の自然環境等と産品の特徴との関係については、EU の PDO ほどの密接関連性は認めにくい。

2. かごしま黒豚

(1) 歴史

約 400 年前に当時の藩主が沖縄から移入し、風土と密着して飼育されてきた。戦後、生産効率の良い白豚生産に押され、一時はほぼ消滅に近くなったが、県の振興方策や黒豚生産者協議会の設立等もあって、現在、鹿児島県の黒豚出荷頭数は約 43 万頭と県豚出荷頭数の約 2 割を占め、そのうち黒豚生産者協議会の定める基準に適合するものが約半数となっている。

(2) 産品の特徴

肉質は、光沢と弾力に富み、繊維が細かく柔らかい。また、脂肪の溶ける温度が高くべ

とつかないこと、アミノ酸の含有率が高いこと等の特徴も有する。

これは、黒豚（バークシャー種）の特徴によるところもあると思われるが、生産効率よりも肉質等を重視して県内で改良されてきた血統の利用、餌としてサツマイモを一定程度与える生産ノウハウ等によるところも大きいと思われる。なお、黒豚生産者協議会では、県育成の血統の使用、餌の内容等に基準を設けており、この基準に適合するもののみについて、県が所有する「かごしま黒豚」の商標（図形入り商標）の使用が認められている。なお、基準を満たすものは鹿児島県産黒豚の約半数である。

（３） 地域の特徴との link

（２）のとおり肉質の特徴があり、この特徴と地域の気候風土に適合して改良、飼育されてきた血統の使用や、餌の配合等の生産ノウハウが結びついていると考えられるため、地域との link を認めることができる。また、産品として確立した評判があり、これは、書物での引用や多くの料理店で特にかごしま黒豚を明記して提供されていることなどで説明が可能である。

ただし、餌は地域産のものとは定められておらず、また、生産地域は県全域であるため、地域の自然環境等と産品の特徴との関係については、EU の PDO ほどの密接関連性は認めにくい。

３． 八丁味噌

（１） 産品の歴史

愛知県岡崎市八帖町で八丁味噌の製造を行う２社が製造を開始したのは江戸初期といわれ、300 年以上の歴史を有する。当地が東海道と矢作川の水運の交わる交通の要所であり、原料（三河大豆、吉良の塩等）の調達に好都合だったこと、高温多湿な気候で米味噌の製造に向かない地域であり、水分量の少ない豆味噌の製造に向いていたこと等から、この地で独特の特徴を持った豆味噌の製造が発展してきたものと考えられる。

現在、岡崎の２社以外の愛知県のメーカーも、自社の豆味噌を八丁味噌として販売している実態が見られる。

（２） 製品の特徴

原料に米、麦等を用いず、大豆、塩のみで製造される豆味噌である。色は濃い赤褐色。旨み成分に富み、多少の酸味、渋み、苦味がある濃厚な風味である。

岡崎の２社は、これに加えて、

- ① 大豆麹が大玉であり、２夏２冬熟成させる長期熟成であること
- ② 水分量が少なく（通常の豆味噌 44 ～ 5 %，八丁味噌 40 % 程度）大豆の旨みが凝縮し

ていること

- ③ 長年にわたり蔵内に住み着いてきた乳酸菌や酵母の働きにより独特の風味があること
- ④ 木桶仕込みの天然醸造であること

等の特徴を挙げており、岡崎の２社以外の豆味噌とは異なる特徴を持つと主張している。

なお、麴を大玉にするのは、高温多湿な気候下において雑菌の繁殖を抑えるためであり、大玉なため麴カビが少なくなることから長期熟成が必要になっている。また、熟成期間を長く取るため、水分量は少なめで、少ない水分量を全体に均質化させるため、重しを重くし、玉石を積み上げる製法となっている。さらに、この重さのため、木桶はあまり大きくできず直径６尺（６トン入り）の桶が使用される。このように、気候風土と密接に結びついた製造ノウハウが維持されてきている。

一方、愛知県味噌溜醤油工業組合は、岡崎の２社以外も八丁味噌を製造しており、製法等にそれほど差はないとしている。ただし、必ずしもどのような品質のもの、製法のものを八丁味噌というか、組合内に統一した考え方があるわけではない。当該組合の構成員の１社（豊田市）では、２年を超える熟成の、本桶仕込みの豆味噌を八丁味噌として取り扱っているとのことである。ただし、水分量については、近年の消費者の嗜好に合わせ、岡崎の２社より高く、このため重しとなる石は平積みで積み上げることはしていない。また、この社は、厳しい社内基準を設けたと説明しており、これよりも緩い基準で八丁味噌として扱っている社もあると思われる。

（３） 地域の特徴

八丁味噌の製造が開始された地域は、川に囲まれ、特に高温多湿な地域であったが、現在、河川の改修等が行われ、その地域だけが特に特別の気候風土を有するわけではない。ただし、発祥地を含めて、愛知県が高温多湿な気候風土で、豆味噌の製造に適しているということは言えると考えられる。

（４） 地域の特徴との link

まず、八丁味噌という産品の特異性をどのように考えるかが問題となる。岡崎の２社の主張は、気候風土を踏まえた伝統的製法から生み出される特徴（風味、水分量等）をあげており、元々はこのような特徴を持ったものが「八丁味噌」と呼ばれていたものと考えられる^(付 1-3)。ただし、現在これ以外のものが八丁味噌との名前で売られている実態があり^(付 1-4)、現時点で、どのようなものを八丁味噌の特徴と考えるか、専門家、消費者の意識等も踏まえて確定することがまず必要と考えられる。ただし、単なる豆味噌の特徴では、地理的表示としての保護の対象とはなり得ない。

link については、岡崎の２社の主張するものを八丁味噌と考えた場合、地域の気候風土に根ざした伝統的製法ノウハウがあり、また、書物等で言及された確立した評判もあるため、PGI としての link を認めることは容易と考えられる。なお、原料の大豆は大部分が外国産であるため、PDO とはなり得ない。一方、愛知県組合の主張するものを八丁味噌と

考える場合は、どのような製法を地域の伝統的製法というか、愛知県産の八丁味噌として確立した評判があるか等をさらに検証することが必要と考えられる。

なお、以上のような点を中立的、客観的に検証するためには、専門家、消費者等からなる中立的な審査会での審査等の手法を検討することが必要ではないかと考えられる。

4. しょつつる

(1) 歴史

秋田地方で伝統的に製造されている魚醤の一種。

(2) 産品の特徴

小魚と塩を長期熟成して製造した魚醤。原料の魚は、伝統的なハタハタのほか、イワシ、サンマ等が用いられる。ただし、原料はハタハタのみを用いるもの、ハタハタ以外の魚を用いるものなど様々であり、熟成期間も1年～3年以上と製造者によりかなり異なる。独特の風味を有し、しょつつる鍋の調味料としても有名。なお、製造業者は5社。

(3) 地域の特徴との link

秋田県産の小魚を使用し、伝統的な製法により製造されており、これが独特の特徴を生み出している。地域の伝統的な調味料として、著名である。なお、ハタハタのみを原料とするM社の産品は、日本スローフード協会から「味の箱船」の認定を受けている。

(4) その他

産品名に地名を含まないが、しょつつると言えば秋田産の魚醤を指すものとして認識されており、原産地を特定する名称と考えられる。EU の制度ではこのような名称も保護の対象とされており、我が国において、このようなものも地理的表示として認めて良いのか検討が必要と考えられる。

5. 鹿児島黒酢

(1) 歴史

200 年ほど前の江戸時代から、鹿児島県霧島市福山町一帯で、陶製の壺を使用して伝統的製法で作られている。

(2) 産品の特徴

露天に並べた壺を使い（壺畑）、米麴、蒸米、地下水のみで製造される。原料の糖化、アルコール発酵、酢酸発酵が同一の容器内で行われる複合発酵により製造され、この製法は世界的にも類を見ないものである。発酵、熟成期間は1～3年。

主成分の酢酸のほか、他種類の有機酸を含み、特有の香味、まろやかな酸味、独特の色（褐色又は黒褐色）などの特徴を持つ。また人体への機能性が報告されている。なお、製造業者は7社。

（3）地域の特徴との link

福山町は錦江湾の奥に位置し、3方を丘に囲まれた南向きの地形であり、冬は暖かく、夏は海風で比較的涼しい気候である。この寒暖の差の大きい温暖な気候が発酵に適しており、地域に伝統的に伝わる製法である壺を用いた天然発酵が行われている。

また、3方の丘からの豊富で良質な伏流水がわき出している。なお、歴史的には米の集積地で原料調達が可能であったことも、この地で製造が始まった要因の一つである。現在、原料の米は鹿児島産を原則としている（外国産は使用せず。）。なお、伝統的な黒酢として、全国的にも著名である。

以上のように、地域環境との密接なつながりが認められるが、原料の産地等についてさらに検証が必要と考えられる。

6. 守口漬け

（1）歴史

現在守口大根と呼ばれている細根大根は、江戸時代から美濃国長良川沿いで栽培されてきた。明治期に、名古屋で現在の守口漬けの基本となる製法（何回も酒粕、味噌粕に漬け換える製法）が開発され、これに用いられる大根が、守口大根と呼ばれることとなった。戦後、愛知県扶桑町でも大根生産が開始され、現在は岐阜県岐阜市と愛知県扶桑町の2地域のみが産地となっている。守口漬けの生産は尾張地区で行われてきている。

一方、江戸時代、河内国守口村付近で細根大根が生産され、当時これが守口大根と呼ばれていたが、現在大阪での産地はない。

（2）産品の特徴

細く長い独特の形状の守口大根を、酒粕及び味噌粕で二回以上漬け換えて奈良漬けにしたものであり、繊維が固く長いため、奈良漬けにした場合歯切れの良い特徴を持つ。各社により製造方法は一定の幅があり、味も異なる。

（3）地域の特徴との link

長良川・木曽川流域の砂地の土壌が、独特の特徴を持つ守口大根の生産に適しており、他の砂地土壌で生産しても同様の品質のものが生産できず、一定の品質のものが生産できるのは、岐阜県及び愛知県の一部地域のみとなっている。

また、この守口大根については、長年にわたりこの地で選抜され、性質が特定されてきた品種である。さらに、守口漬の製造技術は、この地の伝統的に伝わる製法である。このように、品質等の特徴と地域の密接なつながりがあり、また原料生産地域と漬け物生産地域がほぼ一致しているため、PDO として要件を検討することが可能と考えられる。

(4) その他

守口漬の「守口」は、原料である守口大根からきており、当該地域を指す地名ではない(元々大阪の地名)。一方、「守口漬」という名称は、当地域で生産される一定の特徴を持った漬け物を指す名称と認識される。EU の制度ではこのような名称も保護の対象とされており、我が国において、このようなものも地理的表示として認めて良いのか検討が必要と考えられる。

7. いぶりがっこ

(1) 歴史

古くから農家の保存食として作られていたもの。起源は室町時代ともいわれる。

(2) 産品の特徴

生の大根をつるし、榎、桜の木で3日ほど燻製をした後、40日程度以上漬け込む。燻製をすることによる独特の風味、香りがある。またぱりぱりとした食感がある。

(3) 地域の特徴との link

秋田地方(中央、山側の地域)では晩秋から冬にかけて、降雪などにより、大根の外干しに適さない気候となっている。このため、かつては、いろりの上で大根をいぶして乾燥させ、それを漬け物にしたことで、独特の風味等が生み出されている。現在でも、榎、桜等で燻製をしてから漬けるという伝統的製法により生産が行われている。

また、原料となる大根も秋田産のものが使われている。ただし、必ずしも、漬け物生産地と大根生産地が一致しているわけではない。

(4) その他

「いぶりがっこ」には、地域を示す名称は含まれていないが、一般的に秋田地域の独特の漬け物を指すと認識されている。EU の制度ではこのような名称も保護の対象とされて

おり、我が国において、このようなものも地理的表示として認めて良いのか検討が必要と考えられる。

なお、「秋田いぶりがっこ」として、地域団体商標の登録申請が行われているが、その名称での周知性がないこと等を理由として、登録が拒絶されている。

8. 有田みかん

(1) 歴史

諸説あるが、16 世紀後半に熊本から導入され生産が開始されたとするものが多い。17 世紀以降、江戸に出荷が盛んにされた。その後温州みかんへ品種が転換され、全国トップの生産量となっている。

(2) 産品の特徴

柑橘栽培に適した環境と栽培技術により、高品質なみかんが生産されている。皮がむけやすく袋が薄いなどの特徴を有する。温州みかん生産量の約 10 %を占め、確立した評価を得ている。なお平成 16 年～ 20 年の 5 年間の平均単価は全国平均に比べ約 10 %高くなっている。

(3) 地域の特徴との link

黒潮の影響による温暖な気候、適度な降水量、土壌等が柑橘栽培に適している。また、傾斜地が生産の中心であり、排水、日照等の条件に優れ良品質生産が可能な石垣階段畑での生産となっている。このように、気候、土壌、傾斜地等の自然的条件と、これに合わせた石垣階段畑での生産ノウハウが、高品質な産品を生み出しており、地域との強いつながりが認められる。また、歴史的にも高い社会的評価を有する。

9. 泉州水なす

(1) 歴史

江戸時代初期から栽培されている。

(2) 産品の特徴

あくが少なく、表皮が薄く、手で絞ると水が絞れるほど水分量が多い。生でも食せる。浅漬けが有名である。

（３） 地域の特徴との link

泉州地域の堆積土壌での生産によってその特徴が発揮されており，他地域で生産しても同等の品質が得られない。泉州地域で長年生産されてきた在来種が使用されている。また，傷つきやすい果実を傷つけないため，特徴のある生産管理手法がとられている。

このように，地域環境との密接なつながりが認められる。

注 付 1-1 これらの文書については法的拘束力はないものであることに注意を要する。

付 1-2 銘柄牛，銘柄豚の中には，その地域産の餌（牧草，飼料米等）を食べていることを差別化のポイントの 1 つとしているものも出てきており，このような取組は注目される。

付 1-3 広辞苑（第 5 版）では，八丁味噌について，「愛知県岡崎市八丁（現八帖町）から産出されはじめた味噌。大豆と塩を原料とした暗褐色の固いから味噌で旨みと渋みに特徴がある。岡崎味噌。」とされている。

付 1-4 小泉武夫著「うまいもの漫遊記」（中経文庫）では，岡崎市と隣接する豊田市産の味噌を「八丁味噌」として紹介している。

付論 2 地理的表示と商標との関係に関する一考察

内藤 恵久

1. はじめに

(1) はじめに

「地理的表示」の内容については、TRIPS 協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の定義が代表的なものと考えられるが、同協定では、「ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを特定する表示」と定義されている。すなわち、①商品に一定の品質等の特性があり、②その特性とその商品の地理的原産地が結びついている場合に、③その原産地を特定することとなる表示を地理的表示と呼んでおり、シャンパン、パルマハム等が代表的なものである。

この地理的表示については、TRIPS 協定上は、一般の商品についてはその商品の地理的原産地を誤認させるような表示が禁止されることになっている。一方、ぶどう酒及び蒸留酒については、真正な原産地が表示される場合や、種類、型、様式、模造品等の表現を伴う場合も、真正な産地以外の産地を原産地とする商品に使用することが禁止されることとなっている(追加的保護)。

TRIPS 協定においては、どのような保護の方式を取るかについて規定されておらず、その保護方法は各国によって異なっている。WIPO(世界知的所有権機関)は、地理的表示保護の方式として、特別の法によるもの、団体商標又は証明商標の形での商標法によるもの、不正競争防止法によるもの、消費者保護法によるもの等があるとしている。

また、高橋は、各国の保護制度について、①独自の(sui generis)保護制度を設けて保護している国、②商標法に保護すると同時に独自の保護制度によって保護している国、③商法の特別規定により保護しているが、独自の保護制度を検討している国、④商標法の特別規定により保護している国の4つに分類している(高橋(2011))。

地理的表示を独自の制度により保護する場合、地理的表示と同様に商品の出所を示すため使用される商標との間で、例えば既に存在する商標と同一・類似の地理的表示の登録を認めるかなど、その登録、効力関係等について問題が生じる場合がある。本稿では、地理的表示を独自の制度で保護した場合に生じうる商標との関係に関する問題を整理するとともに、どのような関係整理の方策が望ましいのかを分析することとする。

(2) EUの地理的表示保護制度

地理的表示の独自の保護制度として代表的なものが、EUの保護制度である。EUにお

いては、農産物、食品全般及びぶどう酒等について、地理的表示の登録制度が設けられており、農産物及び食品に関しては、農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則第 510 / 2006 号（以下「規則という。」）が定められている。この規則においては、地理的原産地とのつながりが強い「保護原産地呼称（PDO）」と比較的緩やかな「保護地理的表示（PGI）」の二つの仕組みが設けられている。PDO では、（原料）生産、加工、調製の全ての行程が定められた地域で行われること、品質等の特徴がその土地の地理的環境に専ら又は本質的に起因していること等が要件とされている。このため、チーズ等の加工品であれば、その原料についても当該地域で生産されることが必要となる。一方、PGI では生産、加工、調製のいずれかがその土地で行われればよく、また、その地域に起因する品質、評判等の特徴を有すればよい。PDO、PGI とも、登録の申請に当たって、生産地域、生産基準、品質基準等を定めた明細書が作成され、原産国及び EU 委員会での審査、異議申立手続き等を経て登録が行われる。名称の登録が行われると、明細書を満たさない産物で、登録対象産物と類似の産物に登録名称を使用することや、類似の産物でなくとも登録名称の評判の不当な利用になるような使用をすることが禁止される。また、名称の悪用、模倣、想起と考えられる場合や、真正な原産地が表示される場合、種類、型、様式、模造品等の表現を伴う場合も禁止内容に含まれる。一方、明細書の基準を満たす産品については、誰でも登録名称の使用が可能である。なお、産品が明細書を満たしているかどうかについては、第 3 者機関又は公的管理当局のチェックが行われる。

本稿では、基本的には、EU の制度に代表される、以下のような要素をもつ、独自の保護制度（*sui generis*）としての地理的表示保護制度を前提に、商標との関係について考察を行うこととする。

- ① 一定の品質等の特性があり、その特徴と地域との関連性がある場合に、原産地を示すものを保護の対象とするものであること。
- ② 地理的表示の要件に適合するものが登録されることによって、その地理的表示の保護が開始すること。
- ③ 地理的表示を使用できる産品についての生産基準、品質基準等が定められ、その内容について登録に当たって審査が行われること。また、その基準に適合しているかどうかについて、公的主体が関与した形で管理が行われること。
- ④ 基準に適合しない産品に対して地理的表示の使用が禁止され、この禁止内容には、真正な産地が表示される場合や種類、型、様式、模造品等の表現を伴う場合も含まれること。一方、基準に合致する産品であれば誰でもその地理的表示を使用できること。

（３） 商標制度との類似点、相違点

商標は自己の商品・役務と他の商品・役務とを識別する標識であり、商品や役務の出所を示す標章である。商標と地理的表示は、商品の取引のため使用される標章であり、その出所を示す機能を有すること、商品の品質を保証する機能を有すること等の共通点を有する。

しかしながら、商標の場合の品質を保証する機能は、同一の商標が付されている商品は同一の品質を有していることが期待されるというものであり、ある産物が一定の品質基準をクリアしていることを保証するものではない。品質の内容やそれをどう管理していくかは、商標権者の取組に委ねられる。一方、地理的表示の保護制度においては、登録時にその産物が備えるべき一定の品質等について審査を行うとともに、公的主体が関与した形で品質管理を行うことによって、制度的にその産物が一定の品質等を有することを保証している。

また、商標の場合、その権利は特定の者（個人又は法人）に与えられるものである。その特定の権利者が独占的にその商標を使用する権利を有する仕組みであり、その権利保護や商標の対象となる商品の品質管理については、基本的に権利者によって行われる。一方、地理的表示保護の場合、その基準に合致する産物については誰でもその名称を使用することが可能である。その地域で基準に従い生産を行う者全体の利益、さらにはその流通に関わる者、消費者を含めた利益を保護するものであると言える。また、産物の品質管理や保護内容に違反する行為の取締りなどに関し、行政が大きく関与している。

このように、①一定の品質等の特徴をもつのもののみを対象とし、その品質等を制度的に保証するものであること、②特定の者の権利を保護するのではなく、その地域で基準に従い生産を行う者全体の利益を保護するものであること、が商標制度と比較して地理的表示制度の大きな特徴といえる。

なお、地理的表示はある産物の原産地を特定することとなる表示であるが、商標制度の場合、商品の産地、販売地等を表示すると認識される商標は原則として登録できない。これは、産地等のみを示す商標は基本的に自他商品の識別力を有しないとの理由のほか、産地名等は商品の流通上必要で特定の者に独占を認めることが適当でない（独占適応性がない）ためとされている。ただし、長年商標を使用した結果、識別性を獲得した場合は登録が可能となる。また、米国商標法などに見られるように、団体商標や証明商標として登録が可能とされている場合がある。

（４） 問題の所在

（３）のとおり、産地を表示すると認識される地名は商標登録できないため、通常「地名+商品名」等の商標は登録されないが、その地名が産地と認識されない場合や使用により識別性を獲得した場合は登録が可能なほか、団体商標や証明商標として登録が可能な場合がある。

このため、「地名+商品名」等の名称が、一方では地理的表示として保護の対象とされ、一方では商標として保護の対象とされることがあり得る。このような場合に、それぞれ保護を認めるか、また、保護を認めたとした場合、両者が併存したときの効力関係をどう考えるかが問題となる。名称が競合した場合、両者がともに商標としての保護を求めているときは、先に出願した方が優先されるとする先願主義により処理されることとなるが、独自の制度としての地理的表示保護と商標制度は、その趣旨、内容等に差異があるため、必

ずしもこのような整理とはなっていない。

地理的表示と商標の関係については、その出願又は登録の前後関係により、①地理的表示が先に出願等されている場合、又は②商標が先に出願等されている場合の2つのケースがあり、それぞれのケースごとに、後から出願等された商標又は地理的表示の登録を認めるか否か、登録を認めた場合その効力関係をどのように取り扱うかの問題がある。

以下、場合を分けて、既存各制度における扱いを整理した上で検討を行う。

2. 地理的表示が先に出願等されている場合

(1) 各制度等での扱い

1) TRIPS 協定

TRIPS 協定では、ぶどう酒等を対象とした地理的表示に関し、保護される地理的表示を含み、又はその地理的表示から構成される商標の登録であって、原産地を異にするぶどう酒等についてのものを拒絶し又は無効とすることとされている(第23条第2項)。ただし、当該地理的表示が原産国において保護される日^(付 2-1)前に、商標が善意で、出願され、登録され、又は取得された場合には、商標の登録の適格性、有効性又は商標を利用する権利は害されないこととされている(第24条第5項)。すなわち、地理的表示が、原産国において保護された以後は、これを含む商標で地理的表示の原産地と異なる同一の産品に使用するものは、拒絶され又は無効とされることになる^(付 2-2)。

2) EU 規則

EU 規則では、第13条第1項で定める地理的表示の保護に抵触する商標で、同一の種類の産物に関するものの登録出願が、欧州委員会に対する地理的表示の登録名称の出願後になされた場合は、その出願は却下し、これに反して登録された商標は無効とすることとされている(第14条第1項)。このため、欧州委に対する地理的表示の出願後は、この地理的表示を含む商標、想起させるような商標等であって、同種の産物に使用するものは、地理的表示登録産物に使用するものを除き、拒絶され又は無効とされることとなる。EU 規則においては、品質基準、生産基準等を明細書に定め、これに適合するもののみに地理的表示の使用を認めることから、TRIPS 協定と異なり、単に真正な原産地の産物ということだけでなく、明細書の基準を満たす登録対象産物に使用するものでないと、商標の登録は認められないこととされている。

地理的表示が登録された後に、商標が登録されるケースとして想定されるのは、地理的表示対象産物を生産している個別企業が、その企業のロゴとともに地理的表示を使用した商標を登録する場合などである。この場合の効力関係としては、その企業ロゴ等及び地理的表示からなる商標はその企業しか使用できないが、企業ロゴのない地理的表示自体は、

明細書を満たすものであれば誰でも使用できることとなる。このような商標を認めることによって、地理的表示対象産品の間での差別化を図ることが可能となる。

なお、企業ロゴ等を含まない地理的表示の名称それ自体の商標登録は、一般の商標としては基本的に認められておらず、共同団体商標としての登録は可能であるがその効力は地理的表示を使用する権利を持つ者には及ばないこととされている^(付 2-3)。

3) 商標法（日本）

我が国商標法においては、第4条第1項第17号において、「日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章」又は「世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されているもの」を有する商標であって、「当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用するもの」が商標登録を受けられない商標として明示されている。この特許庁が指定する産地については、酒税の保全及び酒類業組合に関する法律（以下「酒団法」という。）に基づき地理的表示として保護されている蒸留酒（焼酎）の産地（壱岐等4産地）が指定されているため、我が国又はWTO加盟国で保護されているぶどう酒等の地理的表示に係る標章を含む商標で、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒等に使用する商標が登録を受けられないこととなる。ここで、酒団法に基づき保護される地理的表示及びEU等の地理的表示については、製法の基準（使用する原料等）等が定められており、この基準に適合したもののみ、その地理的表示を使用できることとされているが、商標法では、産地が真正なものであれば、商標登録は認められることとなっている。この点で、地理的表示に係る産品と商標に係る産品の内容に齟齬が生じうる^(付 2-4)。

この商標法第4条第1項第17号の規定は、TRIPS協定第23条第2項に対応するものである。産地、品質等について誤認を生ずるおそれがある商標については、第4条第1項第16号に該当し、登録を拒絶することが可能であるが、産地・品質等を誤認するとは言えないような場合（例えば山梨産ボルドーワイン）は、拒絶できないため、TRIPS協定を踏まえて明示されたものと説明されている。

なお、我が国のぶどう酒、蒸留酒もこの商標法の規定の対象とされているが、清酒は対象とされていない。一方、酒団法においては清酒の地理的表示も保護されることとなっており^(付 2-5)、清酒の地理的表示が保護された後に、産地が異なる清酒について当該地理的表示を含む商標が出願された場合に、どう扱われるかは問題とはなる。

地理的表示の保護の後、それと同様の名称について商標の登録が認められた具体的なケースとして、球磨焼酎（地理的表示:球磨^(付 2-6)、地域団体商標:球磨焼酎^(付 2-7)）、琉球泡盛（地理的表示:琉球^(付 2-8)、地域団体商標:琉球泡盛^(付 2-9)）の事例がある。この場合の効力関係について特段の規定はないので、酒団法に基づく地理的表示の基準に適合するもののみについて（地理的表示保護の効果）、地域団体商標の商標権者及びその構成員のみが（地域団体商標の効果）、その表示を使用できることになるものと考えられる。酒の場合、酒造メ

一カーは限定されており、メーカーは通常組合に加入していると考えられることから問題が少ないと考えられるが、基準に適合するものであれば誰でも地理的表示を使えることを地理的表示の基本的な性格と考えれば、その性格には反する内容となっている。

4) その他

韓国商標法においては、顕著な地理的名称等のみからなる標章^(付 2-10)は、地理的表示団体標章としての登録を除き原則として登録を受けられず(同法第3条第1項第3号及び第3項)、また、需要者が特定の地域の商品を表示するものであると顕著に認識している地理的表示と同一又は類似の商標であって、不当な利益を得ること、又はその地理的表示の適法の使用に損害を負わせること等のため使用されるものは登録を受けられない(同法第7条第1項第12号の2)ことが定められていたが、既に登録された地理的表示がある場合に商標登録ができないことは明確にはされていなかった。2011年に行われた商標法改正において、農産物品質管理法によって登録された地理的表示と同一又は類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一又は同一と認識されている商品に使用するものは商標登録を受けられないことが明示された(同法第7条第1項第16号)。このため、規定上は、登録された地理的表示と同一・類似の商標は、例外なくその地理的表示の対象とされる商品については商標登録できないこととなっている。なお、地理的表示団体標章の効力は、地理的表示であって、その商品の生産等の営業を行う者が使用するものには及ばないこととされている(同法第51条第2項第3号)。

第1表 地理的表示が先に出願されている場合等の扱い

	EU規則	TRIPS協定 (ぶどう酒等の場合)	日本(商標法)	韓国
地理的表示出願後等の商標登録の可否	EU委への地理的表示の出願後にされた商標出願は却下	地理的表示が原産国で保護される日以後に出願等された商標は登録拒絶	保護されているぶどう酒等の地理的表示を有する商標は登録拒絶	地理的表示の登録後に 出願された商標は登録拒絶
登録不可とされる商標	地理的表示保護の内容に抵触する場合(原産地が異なる場合に加え、明細書を満たさないものに使用する場合も含む。)	保護される地理的表示を含み、又はその地理的表示から構成される商標で、原産地を異にするぶどう酒についてのもの	保護されている地理的表示を含む商標で、その産地以外の地域を産地とするものに使用するもの	登録された地理的表示と同一・類似で、同一・同一と認識される商品に使用するもの
商標登録が可能な場合	原産地が同一、かつ明細書の基準を満たす場合	原産地が同一な場合	原産地が同一な場合	

(2) 考察

本稿で前提とする地理的表示の保護の内容は、一定の産地で生産される一定の基準に合う商品以外には、その地理的表示の使用を認めないというものである。仮に、このような禁止規定に該当する名称について商標登録が認められたとしても、その商標の使用は、地理的表示の保護内容として禁止されることとなる。従って、地理的表示が保護された後は、

当該地理的表示を含む商標で、地理的表示登録の際定められた産地、基準に適合しない産品に関して使用するものは商標の登録を拒絶すべきと考えられる。我が国においても、このような地理的表示保護の制度が設けられた場合には、その旨を商標法上明確にすべきと考えられる。なお、現行商標法第4条第1項第17号は、ぶどう酒等について、地理的表示産品と異なる地域を原産地とするものに使用する場合を拒絶理由として定めているが、これは基準の設定が制度上明示されていない TRIPS 協定への対応のため設けられた規定であり、我が国の地理的表示保護制度が基準に適合するもののみについて地理的表示を認める仕組みとなった場合は、EU 制度と同様、基準に適合しない産品に使用する場合を拒絶事由とすべきと考えられる。

一方、地理的表示の基準に適合する産物に使用する商標で、地理的表示を一部に含むもの（地理的表示に生産者ごとの名称や図形等を伴う形での商標）の登録は、認められるべきである。これは、基準に適合する地理的表示対象産品の中で、生産者ごとの差別化を図ること等の目的で行われるものと考えられる。これによって、地理的表示対象産物間で差別化を可能とし、さらに良品質なものの生産を促すことにつながるとともに、消費者選択にも資することとなる。

ただし、図形等を伴わず、地理的表示そのものが登録される場合は別途の考慮が必要である。既に述べた球磨焼酎の例で、「球磨」という地理的表示が指定された後に、地域団体商標として「球磨焼酎」が登録されているが、この場合、商標の独占的効力から商標の権利者（及びその構成員）のみが名称を使用できることとなり、基準に合う産品については誰でも地理的表示を使えるとする、地理的表示の保護の基本的考え方にはそぐわないこととなるからである。

地理的表示が登録され、その基準に合う以上誰でもその表示を使用することが可能であるとの制度を設けたのにもかかわらず、それが特定の者に独占されることは適當ではないと考えられる。このため、ア地理的表示（及び一般的な商品名）のみからなる商標は登録しないこととする、イ商標の効力は地理的表示に及ばないこととするなどの対応を取ることが考えられる。

なお、EU の場合、共同団体商標の効力は地理的表示に及ばないことが明示されている^(付 2-11)ため、仮に共同団体商標の登録がされたとしてもこのような問題は生じないこととなっている。

3. 商標が先に出願等されている場合

(1) 各制度等での扱い

1) TRIPS 協定

TRIPS 協定では、地理的表示が原産国において保護される日の前^(付 2-12)に、商標が善意

で、出願され、登録され、又は取得された場合には、商標の登録の適格性、有効性又は商標を利用する権利は害されないこととされている（第 24 条第 5 項）。ただし、この規定からは、商標が先に出願等されていた場合、地理的表示の登録が可能であるかどうか^(付 2-13)、また地理的表示が登録された場合の効力関係がどうなるかについては、必ずしも明確ではない。

この規定に関し、EU の地理的表示保護を巡るパネル報告（DS174）（別添を参照）においては、米国は、本規定は、地理的表示保護より前に出願等された商標の権利者に対し、これと抵触する地理的表示についても使用を防止する権限を与えるものであると主張した。一方、EU 委は商標の権利者の権利を、地理的表示について一部制限する意味を含む（即ち地理的表示が保護されれば先行商標があつたとしても商標権者の許諾なく地理的表示の使用が可能である。）と主張した。パネルは両者の意見とも否定しており（詳細は別添）、TRIPS 協定第 24 条第 5 項は、既存商標について、地理的表示に関し排他的権利を及ぼすことを確保することまでは求めていると解された。このため、TRIPS 協定の地理的表示と商標の関係に関する規定は、先行優先の原則を取っているとは言えない。ただし、同協定第 16 条及び第 17 条（商標権の効力及び例外）との関係には問題が残る（後述の 2）を参照）。なお、商標の有効性等が害されないのは、あくまで、商標の権利者が善意である場合に限られていることにも注意を要する。

2) EU 規則

EU 規則上、既存商標がある場合、商標の評判、名声及び使用年数を考慮して、地理的表示の登録名が、産物の真の独自性に関して消費者の誤認を招くかもしれない場合には、そのような地理的表示の登録はできないとされている（第 3 条第 4 項）。著名な商標があり、消費者の認知が高く、これと同一の地理的表示を登録した場合誤認を招きかねない場合は登録を認めないとするものである。逆に言えば、地理的表示を登録しても、産物の独自性について誤認のおそれがないとき、すなわち商標に係る産品と地理的表示に係る産品が区別して消費者に認識されるときは、地理的表示の登録が認められることとなる^(付 2-14)。

^(付 2-15)。

地理的表示の登録が認められ、商標と地理的表示が併存した場合の効力関係については、原産国における地理的表示保護の日^(付 2-16)に、善意で出願され、登録され、使用が確立された商標については、地理的表示の登録にかかわらず、商標の使用継続が認められることとされている（第 14 条第 2 項）。この規定については、登録された地理的表示の基準を満たす産物については、商標権者の許諾がなくとも、その地理的表示の使用ができることを当然の前提としている^(付 2-17)。この商標権の一部制限を正当化する理由として、GI が特別で限定的な種類の知的所有権であることがあげられている^(付 2-18)。一方、地理的表示を使用できる者以外に対する商標権者の排他的権利は影響を受けない^(付 2-19)。

EU の保護制度については、1999 年にアメリカ及びオーストラリアから TRIPS 協定に違反しているとの申立があり、2005 年にパネル報告がなされている（DS174）。この論争の

主要な論点の 1 つが、商標と地理的表示の関係であり、アメリカ等の主張は、EU の仕組みが既存商標の権利を侵害し TRIPS 協定違反であるというものであった。パネルは、結論として、EU の制度が既存商標の所有者の権利を一部侵害し、これは TRIPS 協定第 16 条第 1 項に反するが、同協定第 17 条により認められる商標権の一部制限として正当化されるとした。この理由付けとして、①地理的表示が使用されるのは明細書に従い特定の地域で生産される産物に限られること等から制限は限定的であること、②異議申立手続や商標権者の継続使用を認めていること等から商標権者の正当な利益を考慮していること、③ TRIPS 協定第 17 条で例外が認められる場合として例示されている「記述上の用語の公正な利用」と地理的表示の記述的機能に類似性があること等があげられている(詳細は別添)。

このパネル報告の結論に従えば、地理的表示の登録によって、既存商標の排他的権利を一部制限したとしても、地理的表示制度の趣旨目的に沿った一定の制限的な内容である限り、同協定第 17 条に基づき正当化されることとなる。

なお、このパネル報告の内容については、Delphine Marie-Vivien 及び Erik Thevenod-Mottet は、パネルは地理的表示全体について商標とは独立の知的所有権と認めており、先願主義の理論で、後から申請された地理的表示の保護(登録)を禁止することはできないとしていると評している(Delphine Marie-Vivien 及び Erik Thevenod-Mottet (2010))。

3) 日本

酒団法に基づくぶどう酒等の地理的表示の保護については、先行する商標との関係について特段の規定はおかれておらず、制度上、登録商標と同一・類似の地理的表示についても酒団法に基づく保護が可能と考えられる。ただし、酒団法に基づく地理的表示保護は、地理的表示の要件に適合する産品に関し積極的に地理的表示を使用する権利を与えるものではないことから、仮に抵触する先行商標がある場合は、地理的表示の使用に関し商標権者の許諾が必要になると考えられる。一方、酒団法に基づく地理的表示保護の前から既使用されていた名称の継続使用については、平成 6 年 4 月 15 日前の少なくとも 10 年間又は同日前に善意で使用されてきた名称について定められている^(付 2-20)のみなので、仮に同日以後に我が国である商標が登録され、その後これと抵触する地理的表示が WTO 加盟国で保護(登録)された場合、酒団法に基づく告示の規定上は、当該商標の継続使用ができないことになる。この点については、TRIPS 協定第 24 条第 5 項との関係に関し、必ずしも十分な整理がされていないのではないかと考えられる。

4) その他

韓国の地理的表示保護制度では、地理的表示の登録により、登録を受けた者に対し、その地理的表示を排他的に使用できる「地理的表示権」が与えられることとなっている(農産物品質管理法第 8 条の 2 第 1 項)。この登録に当たっては、地理的表示の登録申請より前に出願され、又は登録された他人の商標(地理的表示団体標章^(付 2-21)を含む。)と同一又は類似する地理的表示は登録を受けられないこととされている(同法第 8 条第 7 項第 2

号)。EU 制度と異なり先願主義が取られているが、これは、韓国の地理的表示の場合、権利者のみが使用できる排他的権利として構成されており、商標権と地理的表示権という排他権を持つ権利同士の調整であることも影響しているのではないかと考えられる。なお、地理的表示の登録が受けられないのは「他人の」商標と同一又は類似の場合なので、例えば地理的表示団体標章の権利者が併せて地理的表示の登録を受けることは可能と考えられる。

なお、EU－韓国自由貿易協定においては、地理的表示の保護の日前に、出願・登録等された商標については、その商標の継続使用が認められることとなっている（同協定第10.21 第5項）。これは、既存商標がある場合であっても、同自由貿易協定により地理的表示の保護がされうるものが前提となるものと考えられ、この場合の効力関係についてはEU 規則同様「継続使用が認められる。」となっているので、商標権者の許諾無く地理的表示が使用できる一方、商標の継続利用が認められることになるものと考えられる。これは、韓国の国内法である農産物品質管理法における上述の整理とは異なっている。

第2表 商標が先に出願等されている場合の扱い

	EU規則	TRIPS協定	日本(酒団法)	韓国
商標出願等後の地理的表示保護の可否	商標の評判等から商品の同一性について消費者の誤認を招く場合は登録不可。それ以外は可能	可能と解される(地理的表示が保護される前に出願等された商標の効力に関する規定有り)	規定なし	先願の商標と同一又は類似のものは保護不可 (韓国－EUのFTA協定では、このような規定はない。)
既存商用と地理的表示が併存した場合の効力関係	地理的表示は商標権者の許諾なく使用可能。既存商標は継続使用可能(パネル報告で示されたところによれば、地理的表示以外に対する商標の排他的権利は影響を受けない。)	商標の適格性、有効性又は商標を利用する権利は害されない。(パネル報告によれば、地理的表示について商標の排他的権利を及ぼすことまでを求めたものではなく、協定第17条により商標の権利を一部制限して商標権者の許諾なく地理的表示の使用を認めることは可能。)	既存商標との調整規定がないため、仮に地理的表示が保護された場合、告示の規定上は、商標権者のみが地理的表示の基準に合うものについて名称の使用が可能	併存なし (韓国－EUのFTA協定は、EU規則と同内容)

(2) 考察

既存商標が存在する場合に、地理的表示の登録を認めるかどうかについては、これまで述べたように TRIPS 協定等から一定の結論が導かれるものではなく、我が国の状況等も踏まえた総合的判断になるものと考えられる。

これに関して、高倉（1999）は、EU の制度について商標との間の「異常な不均衡」を指摘し、地理的表示と商標を等しく扱うことが必要であり、先行優先の原則（first in time, first in right）を調整の原則としたいとする。また、国際商標協会（INTA）は、商標と地理的表示の関係は、「first in time, first in right」の原則により解決されるべきとする（INTA（1997））。

一方、Francis Fay（2010）は、地理的表示が原産地と結びついた表示であり、かつ、その登録の要件が厳格であることや、商標制度における記述的用語に関する例外のルールとの類似性に触れて、EU の仕組みを擁護している。また、デイブ・ガンジー（2006）は、「Kobe

Beef」商標の登録に関するケーススタディを通じて、商標と地理的表示の抵触に対する解決法として「先願主義」を用いることが不公正な結果をもたらしうることを指摘し、商標法において製品の説明を目的とした特定の用語の「公正な使用」を認めている結果として、商標と地理的表示の併存が認められるのであり、パネル報告書の結論がこの問題の解決策になり得ることを提案している。

思うに、地理的表示及びその保護制度の特徴を踏まえれば、以下のような理由から、商標と地理的表示の関係は、先行したものが必ず優先するという方式をとらず、EU 制度と同様の方式をとることも可能ではないかと考えられる。

- ① 地理的表示は、一定の品質を持つ産品の原産地を特定する表示であり、商標権の効力の例外とされる記述的用語の公正な使用と同様の機能をもつものであること。また、地名が原則として商標登録されないのは、識別性の問題の他、本来独占するのが適当でないことによるものであり、仮に商標登録が認められた場合であっても、地名を使用する以上ある程度の制限に服させることは必ずしも不合理ではないこと。この際、地理的表示については、登録により保護される以前から、長年伝統的に使用されてきた名称であることも考慮する必要があること。
- ② デイブ・ガンジーが、イタリアのパルマハムや我が国の神戸牛の例を引いて指摘しているとおり^(付 2-22)、先願主義を厳格に適用することは、真正な原産地の産品についてその原産地を示す名称（＝地理的表示）を名乗ることを禁ずることとなり、かえって不公正な結果をもたらしかねないこと。
- ③ 地理的表示を使用できる産品は、特定された地域で生産され、かつ一定の品質等の基準を満たすものに限られ、その要件及び基準への適合について行政等のチェックが行われるものに限られること。このため、地理的表示を使用できる産物は非常に限定されることから、既存商標と地理的表示の併存を認めても、既存商標の権利の侵害は限定された範囲にとどまること。
- ④ 地理的表示の保護は特定の者に独占的な権利を与えるものではなく、その意味で、独占権同士の調整の問題ではないこと

以上のような点を総合的に判断すれば、既存商標がある場合の地理的表示の登録については、その商標に係る商品と混同のおそれが強い場合は登録を認めず、そうでない場合は可能とする EU 類似の方式が望ましいのではないかと考えられる。

このような方式をとる場合、地理的表示の登録を認める趣旨からいって、地理的表示の基準に適合する産物については商標権者の許諾無く地理的表示を使用できるとすることが必要であるが、一方、商標の継続使用を認めることは当然であり、また、地理的表示対象産品以外の産品に対する商標の排他的効力は影響を受けないものと整理することが適当と思われる。また、地理的表示の登録に当たっては、異議申立手続を設け、既存商標に係る商品との混同のおそれが強い場合には登録がされないことを手続面で担保することも必要である。

また、両者に係る産物について誤認を招かない工夫が必要であり、EU で行われている

ように^(付 2-23)、地理的表示対象産物を流通させるときに特別のマークの添付を義務づけることも有効と考えられる。

なお、具体的にどのような場合に登録を認めないことになるかだが、パネルでも問題となったチェコの「Budejovicke Pivo」の登録申請があった場合を考えると、アメリカ産ビールに対する著名な既存商標である「Budweiser^(付 2-24)」との関係が問題になり得る。この地理的表示の基になった地名は「Ceske Budejovice」であるが、ドイツ語表記は「Budweis」であり、ここで生産されるビールはドイツ語表記では「Budweiser」と呼ばれる。このような場合に、アメリカ産ビールについての「Budweiser」と産物の同一性に誤認が生ずるかであるが、一方はチェコ語表記であり、また共通部分は「Bud」に限られること等から、商標権侵害を巡って争われた裁判結果等^(付 2-25)も踏まえれば、誤認を生じさせるものではないと理解して良いと考えられる。しかし、(EU でも「Budejovicke Pivo」として登録されているため想定しにくい、)「Budweiser」がチェコのビールの地理的表示として申請された場合は、特段の理由がない限り、誤認のおそれが強いと判断される可能性が高いと考えられる。

また、例えば、商標の一部に「パルメザン」「Parmesan」を使用した商標^(付 2-26)が登録されているが、この場合、識別力のある図形又は文字との組み合わせで登録されており、図形等の部分が商標の要部と考えられることから、地理的表示として「Parmigiano-Reggiano」を登録しても誤認は生じないものと考えられる^(付 2-27)。

なお、我が国の場合、地理的表示に該当しうる名称が、既に多く地域団体商標として登録されているという EU とは異なる状況がある。この関係については、地理的表示の登録の申請を、EU と同様、生産者による団体のみが行えることとすれば、実態上、地理的表示の登録がされるのは商標権者たる組合が地理的表示の登録の申請をする場合に限られることから、問題が生ずるような商標と地理的表示の併存は起こらないものと考えられる

^(付 2-28)。

4. 終わりに

地理的表示と商標は、双方とも農林水産物・食品のブランド化に大きな役割を果たすものと思われ、それぞれの特徴を踏まえた活用が図られるとともに、制度面でもその役割を十分に発揮できるような仕組みを整えておくことが重要と考えられる。

本稿では、地理的表示と商標が重複した場合の関係を考察したが、この問題を検討する際には、地理的表示及びその保護の特徴に配慮することが必要と考えられる。すなわち、特定された地域で生産され、定められた基準に適合するものにしか使えないこと、その基準に適合すれば誰でもその地理的表示が使用できること、原産地と特徴を特定する表示という点で記述的な表示と同様の性格を持つこと、登録前に長年その名称が使用されてきたことが常態であること等を踏まえれば、既存商標があったとしても、地理的表示の登録を

認め、商標権者の利益に配慮しつつその効果は適切に管理された地理的表示には及ばないとする方向での整理をすることが、生産者、消費者を含めた社会全体の利益にかなうものと考えられる。

地理的表示の保護制度については、我が国においては今後その詳細な制度設計が検討されていくこととなるが、商標との関係整理についても1つの大きな論点になると考えられる。この対応を含め、創設される制度が社会全体に大きく役立つ内容となることを期待したい。

(付論 2－別添) GI と既存商標との関係に関するパネル(DS174)について

1 概要

EU の地理的表示制度については、アメリカ及びオーストラリアから TRIPS 協定に違反していること等を理由に、パネルの設置要請が行われ、2005 年 4 月に報告書の採択が行われている (DS174)。この論争の主な論点は、EU の仕組みが、① EU 以外の WTO 加盟国に内国民待遇を与えていないのではないか、② 既存商標の権利を侵害し TRIPS 協定違反ではないか、の 2 点である。

内国民待遇の論点については、パネルは、① 第 3 国が EU と同等の GI の保護システムを採用し、EU の GI に保護を与えていないと、その国の GI は EU で登録を受けられないこと、② 登録の申請等は政府経由で提出する必要がある、またその政府は EU と同様の検査システムを備える必要があること、から内国民待遇違反であるとした。この結果を受けて、EU は制度改正を行っている (R(EC)510/2006。係争の対象となったものは、R(EEC)2981/92)。

既存商標との関係の論点については、パネルは、EU の制度が既存商標の所有者の権利を一部侵害し、これは TRIPS 協定第 16 条第 1 項に反するが、同協定第 17 条により認められる商標の一部制限として正当化されるとした。

ここでは、GI の保護と既存商標との関係に絞って、パネルの内容の分析を行うこととする。なお、2 以降で記述する EU 規則の条項は旧規則 (R(EEC)2081/92) のものであるが、商標との関係に関連する内容は、基本的に現行規則と同内容である。

2 論点及びパネルの判断

(1) 論点の概要

米は、EU 規則が、TRIPS 協定第 16 条第 1 項に違反していると主張している。この理由として、EU 規則が、既存の商標の権利者に対し、商標と混同のおそれを引き起こす GI の使用を防止できることを確保していないことをあげている。

これに対し、EU 委は、① EU 規則第 14 条第 3 項により、商標と混同のおそれのある GI の登録が防止されること、② TRIPS 協定第 24 条第 5 項は GI と既存の商標の併存を認めており、この条項は商標権の一部制限を認めるものであること、③ TRIPS 協定第 24 条第 3 項により既存の商標と GI の併存が要求されていること、④ いずれにせよ、EU 規則第 14 条第 2 項は TRIPS 協定第 17 条に基づく限定的な例外として正当化されること、との理由を挙げて反論している。

(2) EU 規則第 14 条第 3 項について

EU 規則第 14 条第 3 項により、既存商標と混同のおそれを引き起こす GI の登録が防止されるという主張に関して、パネルは、

- ① 規則第 14 条第 3 項は、製品の真の同一性に関して消費者に誤認を与えやすい場合のみ登録できないとしていること (7.559)
- ② 規則第 14 条第 3 項は、既存の商標の評判、名声及びそれが使用された期間に照らして登録を禁止しており、少なくとも、名声がなく、知られておらず、使用されていない商標には適用されないこと (7.560)
- ③ 規則第 14 条第 3 項は、混同のおそれといった言葉を使用しておらず、登録が消費者を誤認させるという規則第 14 条の基準は、混同のおそれを引き起こす使用を防止する商標権よりも狭い状況に適用されること (7.561)
- ④ 商標の登録基準によっても、既存商標との混同のリスクは完全には取り除かれず、また規則第 14 条が問題となるのは保護の適格性を満たした商標が前提であること (7.565)
- ⑤ GI の使用が既存商標を侵害している全ての場合に、規則第 14 条第 3 項に基づき登録の無効を求めることが可能とは証明されないこと (7.567)
- ⑥ GI の使用が既存商標との混同のおそれを引き起こすことがありうることを前提に、GI の登録を行った事例があること (7.572-7.574)

等の理由から、EU 規則第 14 条第 3 項は、ある商標が第 14 条第 2 項の適用を受け権利を制限されることとなる状況が発生することを全て防止できるわけではないということについて、アメリカが一応の証明を行い、EU 委がこれに反論できなかったとした (7.575)。

(3) TRIPS 協定第 24 条第 5 項について

パネルは、TRIPS 協定が、加盟国に対し GI の使用に対しても商標の所有者の権利を行使可能とすることを要求しているかを判断するため、まず、同協定第 16 条第 1 項により与えられた商標の所有者の権利の内容について検討し、その後同協定第 24 条第 5 項がその権利を制限する権限を与えているかどうかを検討している (7.597)。

まず、TRIPS 協定第 16 条第 1 項について、パネルは、商標の所有者の権利について、排他的な権利であることが必要であること、すなわち、全ての第 3 者による承諾のない使用を防止できる権利が商標の所有者にのみ与えられているとした上で (7.602)、この排他的権利について、同協定第 16 条第 1 項では GI に関する制限は何もなく、第 3 者が GI の保護に従って標識を利用するかどうかにかかわらず行使しようとしている (7.603)。

次に TRIPS 協定第 24 条第 5 項について、パネルは、

- ① 第 24 条第 5 項の「商標を利用する権利」という言葉は、EU 委が主張するような、商標を使用する追加的な権利を付与するものではなく、権利が地理的表示に関する措置により影響を受けないことを規定するものである (7.610)。
- ② 第 24 条第 5 項は、GI の保護(商標の登録を拒否し、無効化する義務及び一定の使用を防止する法的手段を確保する義務)に対する例外である (7.614, 7.615 等)。

③ 第 24 条第 5 項では、「存在する既存の権利」という言葉を用いておらず、「登録の適格性及び有効性」という言葉を用いているので、アメリカの主張するような、一定の使用を防止する権利を確保しているわけではない(7.617)。また、TRIPS 協定上明示的に与えられている商標の所有者の排他的な権利を制限することについては何も触れておらず、EU 委の主張するような商標の所有者の権利を制限することが含まれているとは解せない(7.618)。すなわち、第 24 条第 5 項は、混同を招く使用を防止する権利を意味するのでもなく、混同を招く使用を防止する権利の制限を意味するものでもない(7.619)。

としている。

この結果、パネルは、

- ① TRIPS 協定第 16 条の下で、加盟国は GI としての使用を含めて一定の(標識の)使用に対する商標の所有者の権利を行使可能とする義務がある
 - ② EU 規則は規則第 14 条第 2 項が適用される商標の所有者の権利を制限している
 - ③ これに関し TRIPS 協定第 24 条第 5 項の適用はなく、この権利を制限する権限は与えられていない
- との結論に達している(7.625)。

(4) TRIPS 協定第 24 条第 3 項について

TRIPS 協定第 24 条第 3 項について、パネルは、次のように判断している。

- ① 第 24 条第 3 項は、協定第 2 部第 3 節の実施において適用されるものであり、第 2 節にある商標の所有者の権利には適用にならない(7.632)。
- ② 第 24 条第 3 項が、加盟国の保護制度の維持を求めているものだとする、ア．制度の保護水準の高かった加盟国は他の加盟国と同様の水準に変更することができず、また、EU 委が行った保護水準を引き下げる改正の事実とも矛盾する(7.634)、イ．将来にわたり、例外が増大することとなる根源的なものとなるが、その明示的な文言がない(システムとしての例外を定める協定第 14 条第 4 項では、システムを明示し、ある条件下で、選択制の仕組みのものとして規定されている。)(7.635)。したがって、第 24 条第 3 項は(システムとしての維持を求めるものではなく)、1995 年 1 月 1 日以前に保護されていた個別の GI についての保護の状態の維持を意味するが、この EU 規則の下で同日以前に GI は登録されていなかった(7.636)。

この理解の下、パネルは、第 24 条第 3 項は適用にならないと結論づけている(7.637)。

(5) TRIPS 協定第 17 条について

パネルは、第 17 条を満たすためには、①例外が限定的であること、及び②商標の所有者及び第 3 者の正当な利益を考慮するとの条件に合致することが必要であるとした上で、例外の例示となっている「記述上の文言の公正な使用」は、この解釈をする上での指針と

なるとしている(7.648)。

そして、まず、「限定的な例外」については、

- ① 例示としてあげられている「記述上の用語の公正な利用」が解釈の指針となるが、この場合において、利益を受ける第3者の数には制限がなく、対象となる商品やサービスの量にも制限がない(7.654)。
- ② 規則により権利が制限される対象は、明細書に従い特定の地域で生産された產品に限られる。量の制限はないが、「記述上の文言の公正な使用」の場合と同様、これは限定的な例外にならないということを意味しない。(7.655)
- ③ 権利が制限される対象者は、GIの登録内容に従いGIを使用する者に限られる(7.656)
- ④ 権利が制限される標識は、GIとして登録された表示に限られる(7.657)。
- ⑤ 混同のおそれが比較的高い場合は、登録への反対手続きが可能で、これにより例外が単純に適用されるわけではない(7.658)
- ⑥ 混同を防止する商標の所有者の権利は、登録内容(産地、明細)に従った登録簿に記載されたGIの表示の使用に関するものを除き影響されず、アメリカが主張するように商標の所有者の権利を消滅させるものではない(7.659)。

等の理由から、パネルはEU規則がTRIPS協定17条の「限定的な例外」とであると認めた(7.661)。

次に、第17条の「商標の使用者及び第3者の正当な利益を考慮する」という条件については、次のように判断している。

まず、商標の所有者の正当な利益について検討し、

- ① 正当な利益と考えられる商標の識別性を維持することにつき、規則第7条第4項や第14条第3項により一定の考慮がされている(7.665, 7.666)。
- ② これらが適用とならない場合、識別性が影響を受ける可能性があるが、協定第17条が混同のおそれを引き起こす使用を防止する権利に対する例外を認める条文として、ある程度の混同のおそれは認められることを前提にしていると考えられることから、これが第17条の適用にとって致命的なものとはならない(7.670)。
- ③ 第17条の「考慮する」との要件は、協定第13条等で規定されている「利益を不合理に害すること」よりは低い基準である(7.671)

等の理由から、パネルは、規則によって導入された例外は商標の所有者の正当な利益を考慮していると判断しており、また、これは、600以上のGIのうち4つの例外を除き、混同のおそれを引き起こす方法で使われるものを特定できなかったことで確認(補強)されるとした(7.674)。

次に、第3者の正当な利益の確保について、パネルは、まず第3者として消費者について検討し、規則第14条第3項で、登録が產品の真の同一性に消費者に誤認を与えやすい場合には登録が拒否されることを定めており、その適用においても消費者の正当な利益を考慮して判断されているとした(7.677, 7.678)

さらに第3者としてGIの使用者について検討し、

- ① 協定第17条に例示としてあげられている「記述上の用語の公正な利用」は解釈の指針となるが、この例示は一定の条件の下一定の用語が使用可能であるべきとの公共政策と関連している。この例示の記述的機能は、GIの記述的機能と似ており、その産品を示すために地名を用いることについてのGIの使用者の利益が正当である裏付けになる(7.683)。
- ② GIは地域等の名称であって農産物等を表現するために使用され、また原産地、品質等の条件もあり、さらにEUの表示規制等に従うものであること等の要素は、GIの使用者の利益が正当である裏付けになる(7.684)。
- ③ EU規則はGI使用者の正当な利益を考慮するだけでなく、法的権利を与えている(7.685)

等の理由から、パネルは、EU規則によって導入された例外は協定第17条の意味で第3者の正当な利益を考慮していると判断している(7.686)。

この結果、パネルは商標の所有者の権利に対するEU規則による例外は、TRIPS協定第17条により正当化されるとした(7.687)。

(6) 結論

以上の検討の結果、パネルは、EU規則はTRIPS協定第16条第1項に反するが、TRIPS協定第17条により正当化されると結論づけている。また、TRIPS協定第24条第3項及び第5項は適用とならないことにも言及している。(7.688)

注 付2-1 又は加盟国においてTRIPS協定の地理的表示の規定を適用する日

付2-2 これに対し、ぶどう酒等以外の一般の産品については、地理的表示の原産地と異なる産品に使用するので、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に、商標が拒絶され又は無効とされることとされている(第22条第3項)

付2-3 EU商標理事会規則上、商品の種類、原産地等のみからなる商標は、使用の結果識別性を有しない限り登録できない(第7条)。共同団体商標については、このような商標でも登録できるが、地理上の名称を使用する権利を有する第3者には対抗できない(第64条)。

付2-4 基準を満たさないものは、品質に誤認を生ずるおそれがあるものとして、商標法第4条第1項第16号に該当すると考えれば、齟齬は生じない

付2-5 「白山」が保護の対象とされている。

付2-6 1995年6月指定

付2-7 2007年1月登録、商標登録番号5016452号

付2-8 1995年6月指定

付2-9 2006年12月登録、商標登録番号5009176号

付2-10 地理的表示を内容とするもので、生産者等の団体が登録を受けられる。

付2-11 EU商標理事会規則第64条

付2-12 又は加盟国に対し地理的表示の節の規定を適用する日の前

付2-13 文言上、地理的表示の保護の前に、商標が出願、登録等された場合の規定であるので、商標の出願・登録後でも、地理的表示の保護は可能なことを前提にしていると考えられる。

付 2-14 これに関し、高倉は、商標が後願の場合は商標が拒絶又は無効とされるのに対し、「異常な不均衡」と評している。(高倉 [4])

付 2-15 ただし、EU 商標理事会規則上、商品若しくはサービスの種類、品質、・・・原産地・・・又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある標識若しくは表示のみからなる商標は、使用の結果識別性を獲得していない限り登録できない(第 7 条)。一方、共同団体商標については、このような商標でも登録できるが、この場合、その団体商標の所有者に第 3 者がそのような標識若しくは表示を誠実な慣行に従って取引上使用することを禁止する権利を与えるものではなく、特に地理上の名称を使用する権利を有する第 3 者に対しては主張ができないこととされている(第 64 条)。このように、地理的表示に該当しうる標識又は表示が共同団体商標以外の商標として登録される余地は少なく、また共同団体商標として登録された場合はその効力は登録された地理的表示に及ばないことが明確にされており、地理的表示と商標が衝突するケースは希なものとなっている。

付 2-16 又は 1996 年 1 月 1 日 (TRIPS 協定適用日)前

付 2-17 2010 年に提案された規則改正案では、地理的表示の使用が認められることが明記されている(改正規則案第 14 条第 2 項)。

付 2-18 2011.3 EU 委担当者による説明

付 2-19 パネル報告 (DS174) 7.659 項

付 2-20 TRIPS 協定第 24 条第 4 項に相当

付 2-21 地理的表示を内容とするもので、生産者等の団体が登録を受けられる。

付 2-22 イタリアのパルマハムに関するアメリカでの商標登録が、当初先行商標の存在を理由に拒絶されたことや、我が国の「神戸牛」が米国、豪州等で商標出願され、このような商標が登録された場合正当な生産者も含めて神戸牛を使用できなくなることを指摘している(デイブ・ガンジー [8])。

付 2-23 EU 規則第 14 条第 2 項

付 2-24 商標登録番号 403923 号等

付 2-25 「Budejovicky Budvar」等と「Budweiser」の類似性を否定(東京高判平成 15.7.30、平成 14 年(ネ)第 5791 号)。Budweiser 商標を巡る紛争については、西口 [9] や木元 [10] に詳しい。

付 2-26 例えばクラフト社の商標(商標登録番号第 1903505 号)

付 2-27 一方、Parmigiano-Reggiano が地理的表示として登録された後、それ以外のチーズに対する「パルメザン」の使用が誤認を招くかは別途の問題としてある。

付 2-28 仮に、地域団体商標取得後に、商標を維持したまま地理的表示保護の申請をする場合は、同一産物についての申請になると考えられることから、産物の同一性には誤認を招かないものと思われる(ただし、基準に適合しているかどうかの点が残るが、ここに差が生ずる場合は地理的表示産品であることを示すマークの有無により区別が可能と考えられる。)。このような対応を組合が選択することは少ないと考えられるが、地域外の者に対する商標の排他権を維持しつつ、地理的表示保護制度の品質保証機能や、行政の役割に期待する場合は考えられ、このような可能性をあえて排除する必要はないように思われる。

[参考文献]

[1] WIPO http://www.wipo.int/geo_indications/en/about.html#protec

[2] 高橋悌二 (2010)「地理的表示における各国の法的対応と日本の課題」『法律時報』第 82 巻第 8 号、日本評論社、pp59～65。

[3] 小野昌延 編(2005)『注釈 商標法 (新版)』上巻、青林書房、pp439～。

[4] 高倉成男 (1999)「地理的表示の国際的保護」『知財研フォーラム』第 40 号、(財)知的財産研究所。

[5] Delphine Marie-Vivien 及び Erik Thevenod-Mottet、高橋悌二訳 (2010)「WTO 紛争処理機関の決定の地理的表示の国際保護に及ぼす影響」、のびゆく農業 988 号、(財)農政調査委員会

[6] INTA (1997) “Protection of Geographical Indication and Trademarks”

<http://www.inta.org/Advocacy/Pages/ProtectionofGeographicalIndicationsandTrademarks.aspx> (アクセス日 2012 年 6 月 11 日)

[7] Francis Fay (2010) “ Geographical indications in EU policy”

http://www.ecta.eu/IMG/pdf/fay_final_full_text-2.pdf (アクセス日 2012 年 6 月 11 日)

[8] デイブ・ガンジー (2006) 「団体商標としての地理的表示保護－その可能性と陥穿－」『特許庁委託平成 17 年度 産業財産権研究推進事業報告書』、(財) 知的財産研究所

[9] 西口博之 (2011) 「地理的表示と商標権－ブドパー対バドワイザーのグローバル紛争－」『知財プリズム』第 9 巻第 113 号、(財) 経済産業調査会。

[10] 木元富夫 (2009) 「バドワイザー商標紛争の経緯と現在」『生駒経済論叢』第 7 巻第 1 号、近畿大学経済学会

[11] 米谷三以 (2006) 「EC の農産品及び食品の商標及び地理的表示の保護」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (2005 年度版)』経済産業省

(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/pdf/ds/panelreport/2005/kometani.pdf アクセス日 2012 年 6 月 11 日)

付論3 フランスにおける地理的表示規則の運用 ーコントロールを中心にー

須田 文明

1. 産品の高付加価値化政策の目標

フランスにおける農産物と食品の品質および原産地の保護政策の目標は、1999年7月9日の農業基本法の第75条以下によって規定され、またその後、措置の全体が、2006年1月5日の農業基本法によって規定されている^(付 3-1)。その第73条は、農産物、森林産品、食品の高付加価値化の公的方法を三つのカテゴリに分類している。品質識別表示もしくは原産地の表示、価値を高める valorisant 表示、製品認証アプローチである。この法律は INAO の権限を増大させ、INAO が品質および原産地の識別表示全体について法的措置の実施を担うことになったのである。さらに2006年3月20日の欧州規則の発布後に、新たな措置が科せられることになった。すなわち2006年12月7日のオルドナンス no.2006-1547 が高付加価値化記号の統一を行い、これが INAO を再編し、品質および原産地の識別表示全体の管理を INAO に与えたのである。

より詳しく見てみることにしよう。2006年12月7日のオルドナンスは、農産物、林産物食品および海産物が、農事法典により規定された条件で、また共同体規則との矛盾がないとき、以下のカテゴリに属する高付加価値化方法を受けることができることを規定している。

- ・ 品質および原産地の識別表示。ラベルルージュが高級品質を保証し、原産地呼称および IGP, STG が原産地もしくは伝統と関連した品質を保証する。「有機農業」は環境的品質を保証する。
- ・ 付加価値 valorisant 表示：「山岳」表示、農場産品もしくは「農場の産品」、「地ワイン」、海外県の「地方 pays の製品」
- ・ 製品の認証アプローチ

(農事法典 L.640-1 から L.641-24)

また同オルドナンスは、製品の高付加価値化政策の目標を以下のように規定している。製品の高付加価値化政策の原則は今日、農事法典の L.640-1 条により定義されている。この条文の規定によると、農産物および林産物、海産物の品質および原産地の領域において実施されている政策は、次のような目標に応えなければならない。

- ・ 消費者への情報提供を強化し、また彼らの期待を満たすために、製品の多様性および、その特徴の同定、その生産方法、その原産地の同定を促進すること。
- ・ 市場の明確なセグメント化により、農業部門、水産部門、林産物部門の発展を強化し、製品の品質を向上させること。

- ・地域において農業生産，林産物生産，食品生産を定着させ，とりわけ条件不利地帯において，ノウハウおよび産地の高付加価値化により，経済活動の維持を保証すること。
- ・農産物，林産物，食品の高付加価値化の成果を，生産者，加工業者，流通企業の間で均衡的に配分すること。

2. INAO の一般的権限

このオルドナンスは INAO に対して，品質および原産地の制度運営の役割を与えている。INAO を構成している委員会に与えられた権利は，農業職能団体に重要な権限を与えることを目的とし，運営とコントロールという二つの機能を切断している。INAO は，4 つの全国委員会 *comites*（ワインとスピリッツ，牛乳および食品，PGI およびラベルルージュ，STG，さらに有機農業）を代表する常設委員会 *conseil* と，「認可およびコントロール委員会 CAC」とから構成される。

全国委員会は，彼らが代表する領域において，INAO に付与された権限を実施する。全国委員会は，職能団体代表および行政代表，とりわけ消費者の代表を保証する有識者代表からなる。オルドナンスは，全国委員会は必要とあれば，州委員会を持つことができることを規定しており，こうして，産地レベルでの呼称の分権的管理を重要視している。さらに，オルドナンスは仕様書作成が ODG に付与されることを規定している。要するにこのオルドナンスは全国委員会に対して以下の権利を認めている。すなわち，SIQO の製品の承認，仕様書修正の提案。またこの承認を受けるための最小限の要請の定義。ODG の承認申請について，意見を述べること。自らの権限に属する製品の表示と提示に関する措置について意見を述べること。製品の品質および特徴を改善することができる措置を提案すること，である (Isla, A., Wallet, (2009))。

理論上は，全国委員会の構成は，それがステークホルダーの多様なカテゴリ（生産者，科学者，行政，消費者）を含んでいるいじょう，公益の表明にかなった活動と意見をもたらすことになる。

また CAC の設置が，INAO 運営の重要なイノベーションをなしている。つまり意思決定の公共性の明示化と拡大という方向に進んでいる。それは，この領域における権利付与を，全国会議から，自律的，種別的機構へと移動させるのである。CAC の任務はコントロール機関の認可について意見を述べ，この機関により作成されたコントロール・検査プランについて意見を述べることである^(付 3-2)。

INAO は，農事法典 L.640-2 の 1 に掲げられている品質および原産地の識別表示 SIQO に関する規則措置の実施を担う国の公的行政機関である。かかるものとして，INAO は以下を権限として有している。

- ・品質および原産地の識別表示を受けることのできる製品の承認と，その仕様書の修正を提案すること。

- ・品質および原産地の識別表示を受ける製品の保護運営を保証する機関の承認を表明すること。
- ・コントロールの一般的原則を定義し、コントロールプランおよび検査プランを認可すること。
- ・コントロール機関の認可を表明し、その評価を保証すること。
- ・仕様書の遵守のコントロールを確保し、場合によっては、その違反を罰する措置を執ること。
- ・その権限に属する製品のそれぞれの表示および提示に関する措置について意見を述べること。
- ・品質および原産地の識別表示に関するすべての問題について勧告を求められること。またあるフィリエールにおけるある表示の良好な運用ないしその振興、その高付加価値化に資するあらゆる措置を提案すること。
- ・フランスおよび外国における品質および原産地の識別表示の保護と振興に資すること。

(農事法典 L.642-5)

3. 保護運営機関 ODG による手続き

手続きは、ODG にまかされており、これが仕様書の作成を行う。次いで、仕様書の遵守のコントロールは、認証機関もしくは検査機関と呼ばれる第三者機関に委ねられる。

(農事法典, L.642-17, L.642-27 以下)

以下、保護運営機関 ODG から説明しよう (Dictionaire permanente Entreprise agricole, 2010)。

(1) 保護運営機関 ODG

1) ODG の目的

ODG の名称は、ラベルルージュもしくは原産地呼称, IGP, STG を受ける製品の保護と運営を保証するための法人格をもった機関に与えられる。同一の機関は、複数の製品の運営と管理を保証することができる (農事法典 L.642-17)。

2) ODG の承認

ODG の資格の承認申請は、INAO に対してなされる。申請書類は以下を含む。

- ・地位、場合によっては、内部規則を含む
- ・品質および原産地識別表示を受ける製品の指定
- ・オペレータの代表性と、当該製品についてのオペレータの様々なカテゴリの代表の均

衡した性格を評価できるような情報

- ・組織および、法律により定義されているミッションに資する手段に関する情報
(農事法典 R.642-33)

ODG の承認は、当該の産品について権限のある全国委員会の意見を聞いた後に INAO の所長により決定される。

3) 承認された ODG の任務

ODG は、テロワールと地域的伝統、ノウハウ、およびこれらから生まれた製品の保全と活用の公益に資する。品質および原産地の識別表示を受けるそれぞれの産品について、ODG は以下を行う。

- ・仕様書案を作成し、とりわけオペレータに対して規定している内部コントロールを実施することで、コントロールプラン、検査プランの実施に参画する。
- ・オペレータのアップデート化を行い、これを定期的にコントロール機関と INAO に送付する。
- ・名称および製品、テロワールの保護活動に参画し、製品の高付加価値化に参画し、部門の統計データ作成に参画する。
- ・関連した全国委員会の決定を実施する。

さて、新しい規則により、生産者は表示を受けるためには、ODG に加盟しなければならず(農事法典 L.642-3)、このことが旧規則との決定的な違いの一つをなしている。ODG に加盟していない生産者はこの呼称の使用からも排除されることになり、以前の法律では、仕様書を遵守しない生産者のみが排除されていたのである。2006 年の改革に際して、生産者どうしがライバル関係にあるような地域では、生産者の ODG への加盟を義務づける改革への反対が噴出したという(Marie-Vivien, (2010))。

またフランスにおいてとられた ODG への加盟の義務づけが、欧州規則 510/2006 の第 8 条「登録された表示は、対応する仕様書に適合する食品を販売するすべてのオペレータにより使用することができる」という条項に抵触するという批判もある。さらに、フランスにおいて、オペレータの能力について事前に認定 *habilitation* を必要とさせていることもまた、欧州規則に抵触するという批判もあり得よう。欧州規則は単に、仕様書への製品の適合の検証を規定しているに過ぎないからであり、フランスにおけるオペレータの認可は、手続きの開始以前に、呼称の使用条件を作り出しまっているのである。

また ODG が仕様書を作成し、コントロール機関と協調して、コントロールプランもしくは検査プランの作成と実施に参画することになる。

(2) 高付加価値化表示の認可条件の定義とコントロール

1) 仕様書の目的

仕様書は、認可条件と製品の認証の条件の遵守を保証すること、宣誓した義務を制定す

ること、生産および加工、包装のすべての段階に登場するすべての人々に対して、記帳させること、を目的とする。それぞれの品質および原産地表示について一つの仕様書が作成される(農事法典 L.642-1)。

コントロールプランもしくは検査プランは、仕様書と関連づけられる。このプランは、オペレータ自身の活動について彼らにより実施される自己コントロールと、ODG の責任で行われる内部コントロールを含む。またこれは、コントロール機関により実施される外部コントロールを含む。とりわけ、自主コントロールと内部コントロールについて行われる外部コントロールを含む。コントロールプランは、オペレータが、仕様書の要請を満たすことができる能力を承認する認可の発行方法を規定している(農事法典 L.642-2,および R.642-39)。

品質および原産地の識別表示の使用は、ODG によるオペレータの同定(オペレータの資格認定のために)、INAO により認可されたコントロールプランの遵守、実施されたコントロールに服する(農事法典 L.642-3)。

品質原産地識別表示を受けるそれぞれの製品について、コントロールプランないし検査プラン、およびコントロール機関(認証機関及び検査機関)が INAO のホームページ上で公開される(農事法典 R.642-40)。

2) オペレータの定義

オペレータという名称は、品質原産地表示 SIQO を受ける製品の生産もしくは加工、調整に実際に関与するすべての人に与えられる。オペレータはすべて、保護管理機関の加盟員である(ただし、この機関が承認された業種間組織である場合を除く)(L.642-3)。フランスにおいて 2006 年の改革によって、かつての規則で「生産者」と呼ばれたタームがオペレータというタームに置き換えられた。このことは欧州規則 510/2006 を踏まえており、旧来の欧州規則が生産者と加工業者というタームを使っていたのに対して、オペレータ概念を使用しているのである(第 10 条のコントロールに関する条項を参照)。

3) 仕様書の遵守、コントロール機関の選択

管理保護機関 ODG は仕様書のコントロールを行う機関を選択する。この機関は、仕様書の良い遵守を確認し、これを INAO に通知することができるよう、能力と不偏不党、独立を保証することができなければならない。

もしこの機関がすでに認可されていない場合、コントロール機関は、それが以下を実施しようとするには、INAO の認可を得なければならない。

- ・ラベルルージュないし、原産地呼称、STG, IGP, 有機農産物認証を受ける製品の認証活動。
- ・このコントロール方法を受けること選んだ原産地呼称を受ける製品の検査活動。

INAO になされる認可申請書は活動および、表示、産品カテゴリについて詳述する。最初の認可は 4 年間についてなされる。この期間を経て後、コントロール機関の申請に基づ

いて、5年ごとに認可が更新される。

4) コントロール機関の義務

コントロール機関は、コントロールプランもしくは検査プランを INAO に送付する。それはまた INAO の所長に対して毎年、その運営報告書を送付する。コントロール機関はまた、認証もしくは検査についての自らの一般的条件を記述した文書、また ODG、コントロールされたオペレータ、認証ないし検査の対象となった産品を記述した文書を公にしなければならない(R.642-46 以下)。

5) 仕様書遵守のコントロール

品質原産地表示 SIQO を受ける産品の仕様書の遵守のコントロールは、コントロールプランもしくは検査プランに基づいて実施される。

仕様書の遵守のコントロールの必要性のために係るあらゆる費用は、オペレータにより負担される（コントロールが認証機関によるものであろうと、検査機関と INAO によるものであろうと）。

6) 認証機関

認証機関は、ラベルルージュもしくは IGP, STG, 有機農業, 場合によっては、原産地呼称受ける製品の品種を保証することを任務としている。(農事法典 L.642-28)

認証機関は、認証の付与および維持、拡張を決定する。それはまた、仕様書への違反を罰する措置を執り、オペレータに対して、観察を生み出すことを可能とさせた後に、認証の中断ないし撤回を表明する。認証機関は、品質および原産地の識別表示を受けることができる製品の承認を提案し、その仕様書の修正を提案する。それはまた、品質原産地表示を受ける産品の ODG の承認を表明する。(農事法典 L.6402-30)

認証機関は、それぞれの仕様書について、コントロールプランを作成し、このプランが、仕様書違反を罰則する措置のリストを含む。「有機農業」を受ける製品に関する場合を除いて、コントロールプランは、当該の ODG と協調して作成される。(農事法典 L.642-29, R.642-53 ~ R.642-56)

4. コントロールの実際

さて、欧州規則 510/2006 は公権力によるコントロールから民間認証機関によるそれへと道筋をつけ、フランスもこうした方向を辿ることになった。中立で独立した第三者機関によりなされるコントロールは、地理的表示保護制度からの国家の一定程度の退却を示していよう (Marie-Vivien, (2010))。

この欧州規則は、公的コントロールという概念を導入し(第 10 条)、加盟国は、公的コ

ントロールを組織化するために、その権限ある監督官庁を指定する。フランスでは INAO がこれにあたる。この規定の目的は、国家の下で、AOP/IGP のコントロールの一般的枠組みを維持することであり、仕様書の技術的コントロールは加盟国の裁量に任されている。また第 11 条は、仕様書のコントロールについて規定しており、このコントロールが国家の権限ある官庁によるか、あるいは製品の認証機関として活動するコントロール機関(公的権威がコントロールの特定の任務を委任する独立第三者機関で、EN45011,ISO/CE165 規格で認定されている)による。

2006 年のフランスの改革は、第三者へのコントロールの委任であった。

フランスのコントロールは、以下の二つに分けることができる。

①権限ある官庁による上位のコントロール

INAO が、欧州規則に合致した権限官庁 *autorite competent* であり、以下に規定するマクロレベルのコントロールを担う。

- ・コントロール機関（認証機関及び検査機関）の認可 *agrement*
- ・コントロール機関により作成されたコントロールプランを、認定コントロール委員会 CAC が認可
- ・コントロール機関が検査機関である場合、コントロール機関により確認された違反の罰則の適用
- ・コントロール機関の監督

INAO は CAC を有しており、これが、(コントロール原則を決定する) 公的コントロールを運営している。

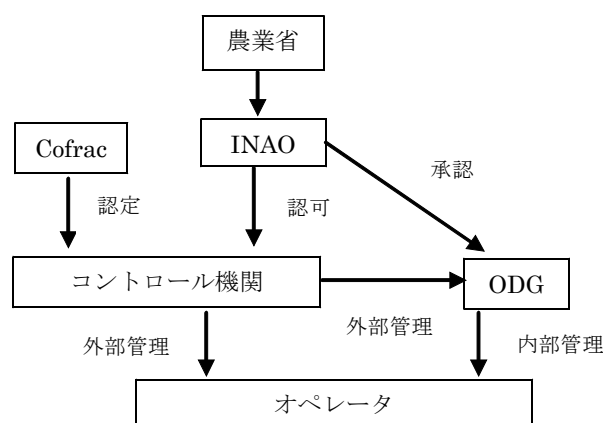
②第三者機関によるミクロレベルのコントロール

コントロール機関は、認証機関もしくは検査機関である。認証機関は IGP もしくは AOC の認証を保証することを任務とする。これは、それぞれの仕様書について、コントロールプランを作成し、ODG とともにコントロールプランを作成する。ODG が仕様書のコントロールを担う機関を選択する。コントロールプランは、自らの活動に関するオペレータにより実施される自主コントロール、ODG の責任の下で行われる内部コントロールを含む。そのうえプランは、コントロール機関により実施される外部コントロールを示し、違反を罰する措置のリストを含む。最後にそれは、仕様書の要請を満たすためのオペレータの能力 *aptitude* を承認する認定 *habilitation* の発行の様式を規定している。認証機関はコントロールプランを INAO の CAC (INAO のコントロール原則を定義する責任を有する) に送付し、ついで、ODG にこれを送付し、これが、オペレータにこれを伝える。認証機関は、認証の付与、維持、撤回について、決定する。仕様書への違反を罰し、オペレータに対して、レポートを作成させた後に、認証の中止か、撤回を通告する。認証機関は、AOC/IGP を使用する権利をオペレータに喪失させた決定について、7 日間以内に INAO にこれを伝える。仕様書遵守のコントロールに必要な費用のすべては、オペレータの負担でまかなわ

れる（農事法典 L.642-27）。

ところで AOC/IGP について改革は、オペレータの認定義務を設定した。それは、AOCIGP を生産するオペレータの性向を承認することである（仕様書を遵守することができる生産要素を有しているか、という意味で）。暫定的に CAC は、すでに取り組んでいる、ODG と認められているすべてのオペレータは認定の免除を受けることを決めている。

上述のことを図示すれば以下のようなものである。



第 1 図 原産地表示の保護システム

出典：Tidiane, 2007, p.56

なお、規則は経済危機に引き継ぐ措置を規定している。すなわち例外的に、また市場での、もしくは部門での深刻な経済危機の状況においては、農業省、消費省、場合によって財務省は、INAO の意見を聞いた後に、一定の期間、当該の品質原産地表示製品の生産条件を修正する有効な措置を執ることができる。（農事法典 L.642-4）

5. 国内付加価値表示の保護

製品の付加価値表示の保護は、不正防止規則の適用により保証される。品質の種別的表示への存在の場合に適用される罰則は消費法典により規定されている。

不正防止部局が、すべての検証を行い、ラベルおよびその他の付加価値表示に関する措置の良好な適用を監視するために権限を持っている。違反は、不正防止 *repressif* 裁判所に告訴される（農事法典 L.643-1 以下）。

付加価値表示への損害は、消費法典 L.115-19 から L.115-26 に規定され、刑法により処罰される。これらの違反は、禁固 2 年および 37,500 ユーロの罰金に処せられる。

6. 共同体の保護を受ける表示

以下、共同体の保護を受ける表示のフランス国内での申請方法などについて、簡潔に示しておこう。

①申請者に必要とされる要件

団体のみが、AOP,PGI,STG の登録申請を行うことができる。

②申請場所、申請書の構成

フランスでは、AOP、IGP,STG にかかるすべての申請は INAO になされる。申請書類は以下を含まなければならない。

- ・製品の正確な表示
- ・当該の表示を受ける製品の ODG の承認申請
- ・仕様書（65 を参照）
- ・当該の製品カテゴリについてすでに認可されているコントロール機関の名称、もしくはこのコントロール機関の認可申請
(農事法典 R.641-12)

③仕様書もしくは仕様書案の内容

仕様書は、製品の特殊性を記述し、生産および加工、場合によっては包装条件を定義し、(もしそれがあつたら、異なつたオペレーションが行われる場所を正確に示し)、コントロールされるべき主要なポイント、評価方法について示す。(農事法典 R.641-11, R.641-12)

④反対の国内手続きの開示

AOP,IGP,STG の承認申請は、全国委員会の意見を聞いた後に、INAO 所長により組織される 2 ヶ月間の国内反対手続きに付される。

この手続きの開示およびその目的その期間の公示は官報に掲載される。仕様書案は INAO のサイトでも閲覧できる。

⑤反対の検討

理由を付した反対は、書面にて INAO に送付され、これは、2 ヶ月を経た後に、理由を付した意見を述べる。

反対が、当該の名称に関わる場合、反対者は、使用の条件、先使用、この名称で販売されている量、場合によってはすでに実施されている種別的な投資、その実施日、この投資のために得られた補助金などについて正確に示すこと。

反対が、商標登録により与えられた先使用权に基づいている場合、INAO が工業所有権機関 INPI に意見を求める。INPI が 2 ヶ月の後に理由を付した意見を述べる。

⑥ 共同体登録への反対

欧州連合官報への表示の公示の日から 6 ヶ月後に、すべての加盟国ないし第三国、正統な利害を有し、加盟国に事務所を持つ、もしくは居住し、第三国で登録を申請している者をのぞく、自然人法人は、理由を付した表明の委員会への提出により、当該の登録に反対することができる。

⑦ AOP,IGP の登録の効果

AOP,IGP として登録された表示は、すべての加盟国で承認される。登録により、この表示の所有者は、すべての加盟国において、濫用的な商業的使用、詐称、製品の産地に関する誤った表示、製品の真の原産地に関して公衆を誤認させるあらゆる実践を禁じさせることができる。

(欧州規則 510/2006, 13 条,14 条)

⑧ 保護された表示のフランスでの不正確なもしくは不正な使用

フランスでは、AOP,IGP, STG への不正確な、もしくは不正なすべての言及が、不正な原産地呼称の表示と見なされる。それは、消費法典 L.115-22 により処罰され、禁固と罰金を科せられる。

7. コントロールプランについて

以下では、特にコントロールプランに的を絞って、詳細に論じておくことにしよう(以下の記述は Tidiane, 2007 による)。

なお、ここでは AOC 産品を事例に説明しておく。

コントロールプランは、オペレータの能力認定 *habilitation* プランとサーベイランス(監視)プラン、(非適合が見つかった場合の)修正プランを含む。AOC 産品の特徴に適したコントロールプランの作成にとって考慮すべき主要な原則は以下の通りである。

- ・製品の精緻化において役割を演じている、また製品の特異性に対して影響を持つすべてのオペレータを(カテゴリごとに)同定し、考慮する。
- ・能力認定 *habilitation* プランは、サプライチェーンに参入する能力があることを申請するために、評価されるべきすべての点を提示しなければならない(規則を満たしていることも含めて)、これはすべてのオペレータに該当する。さらにこのプランは、評価に関連した文書と、この評価の責任機関を記述しなければならない。
- ・サーベイランスプランは、AOC 産品のオリジナリティを示さなければならない、つま

りその地理的原産地，地方的で公正で，コンスタントな慣行（その特異性の定義に参画し，最終製品の特徴を示している）を示さなければならない。

- ・サーベイランスプランは一般的な規則上の要請を含んではない（特異性に影響をもつような要請を除いて）。
- ・修正プランは罰則における度合いを提示し，非適合の分類を定義し，それぞれのタイプの欠点（再犯の場合を含む）について定義しなければならない。
- ・修正プランは目的とされる価値の水準で，可能な範囲を考慮しなければならない。

（１） AOC 管理計画作成のための一般的アプローチ

１） 能力認定プラン

能力認定の目的は，生産条件に参入したいと望むすべてのオペレータについて，以下を行う能力を評価することである。

- ・デクレにおいて，また現在のコントロールプランにおいて規定されている要請を満たしていること。
- ・その参入に際しての予めの要請を遵守していること。

資格認定は，AOC サプライチェーンに参入することを望むすべての新規オペレータについて体系的に実施されなければならない。

古参のオペレータについては，調査によって，もしくは INAO または認証機関 OC による承認を通じて ODG によって，遡っての評価がなされることができよう。もしくは別のやり方で，「古いオペレータ」が，「能力ある」と想定されることもできようし，サーベイランスプランが，その能力を確認することもある。

資格認定は，デクレ（仕様書）のあらゆる要請（明示的，もしくは暗黙の）の遵守のコントロールを考慮しなければならない。

第 1 表 能力認定プラン

評価すべき点	目標の価値	評価手法	添付文書	評価責任機関
デクレの要請の全体 (暗黙, 明示的)	オペレータに適用 されるデクレと規則 に規定	評価すべき点に 応じて (監査, 文 書, 立ち入り検査 等)	手続き, 登録, 定式等	検査機関 OI の意見の後に INAO による承認を伴う ODG, もしくは OC による承認 を伴う ODG

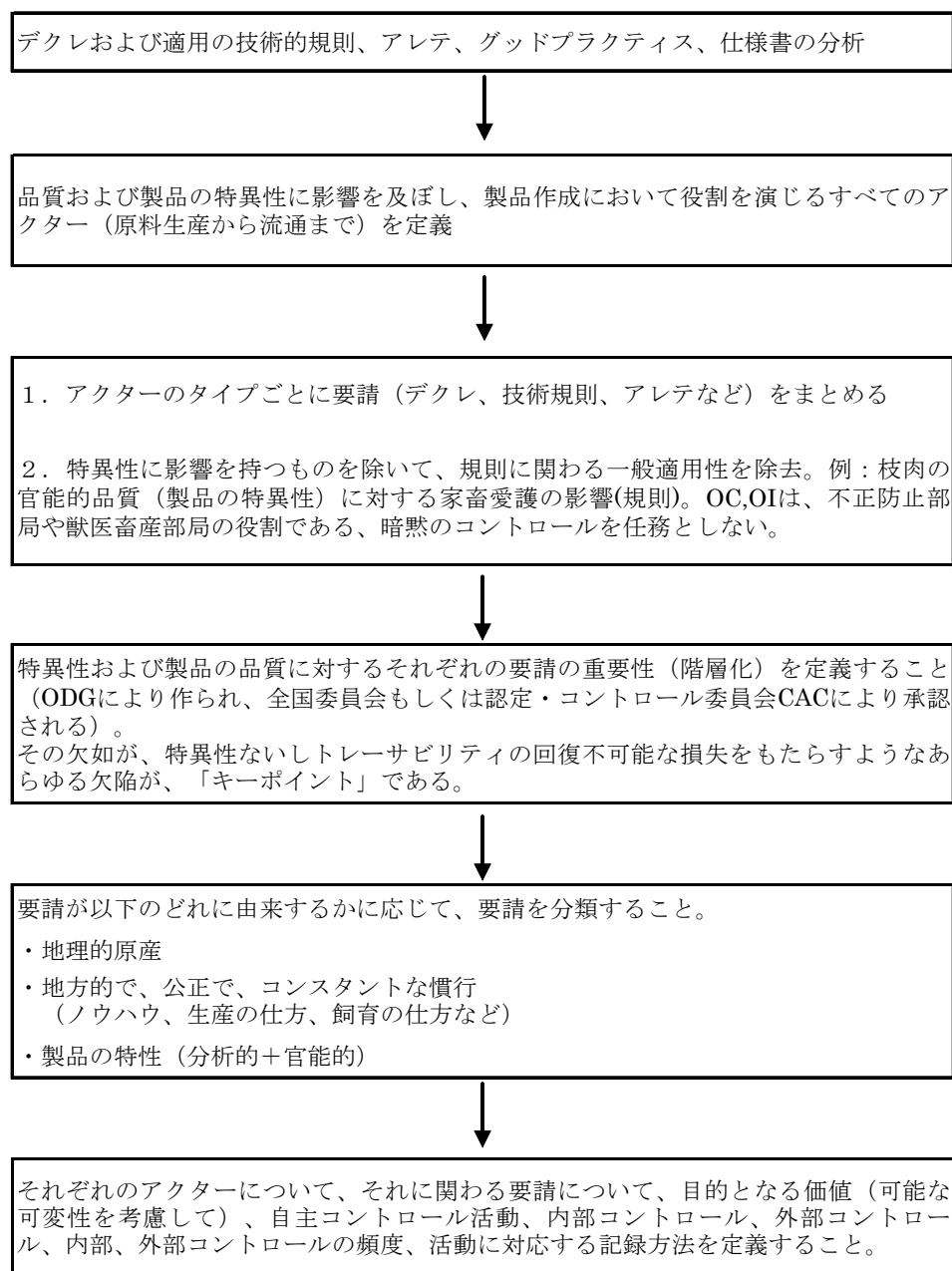
出典：Tidiane, (2007)

２） サーベイランスプラン

サーベイランスプランは，生産条件と製品特性を含んでいる。サーベイランスプランの作成のための行動は以下のものである。

(i) 生産条件

まず、生産条件に係る流れについてフローチャートを示しておこう



第2図 サーベイランスプランのフローチャート

出典：Tidiane, (2007)

(ii) 官能試験

官能試験は、AOC 製品の認可において強調されるポイントである。この試験は製品の特性に応じて多様な形態をとる。製品に応じて、審査員たちの官能的記憶が嗅覚、味覚視覚、触覚（テクスチャー、柔らかさなど）の感覚を通じて解釈される。試飲試食試験をも

つ產品（ワインやチーズなど）もあれば、試飲試食のない產品もある（精肉、牧草など）。

①試飲試食の試験のある產品

「客観的な」官能試験の実施は能力と透明性という二つの要請を必要とする。

（a）能力

この概念は、審判員による製品の深い知識と、製品がタイプに属すると識別する感覚的能力を強調している。この概念は、誰が評価委員会のメンバーになれるのか、という問題を提起する。この問いに答えるためには、候補者についての基準を記述した手続きが存在しなければならない（年齢、資格、活動など）。

- ・まず、同僚たちにより承認された、サプライチェーンのすべての職業人がいる。彼らは、製品を熟知し、日常的にこれを生産し、チェーン全体を活性化させている。彼らは一般的に ODG により提案される。
- ・AOC 地帯に由来する人々であり、彼らはその評判、その家族史、その活動、その文化、製品へのその知識などにより正当化される。

次いで、評価委員に提案された人や、その製品に対する知識を正当化する人々は、官能的な身体能力を正当化するために、官能適性試験にパスしなければならない（例えば差別化のテスト）。というのも、彼らは非常に優秀な職業人ではあっても、あまりよい嗅覚や触覚、味覚を持っていないかもしれないからである。ODG により提案され、OC ないし INAO により承認された手続きが、こうしたテストと、これらのテストを担う機関を定義しなければならない。こうした機関は、ODG から独立していなければならない。こうした適性証明が発行されなければならない。選抜された審査員は、定期的に再評価されなければならない。次いで、選抜されたすべての審査員は ODG により組織された、製品特性やボキャブラリー、採点表に関する訓練を受けなければならない。

（b）透明性

透明性は、すべての手続きが定義されること、独立した外部の観察者が、すべてが、記述されていたように行われたことを証明することを前提している。試飲試食試験がコントロール機関により組織されることが望ましい（2006 年の農業基本法の適用のデクレにより規定されていたように）。

そのためには、ODG により記述され、OC により承認された手続きが標本抽出を定義し、つまり標本およびロットの概念を定義し、対象を定義しなければならない（規模、形態など）、標本抽出方法（ISO 規格か、それとも別か）。標本抽出は OC により実施されなければならない。

ついで、ODG により記述され、OC により承認された手続きが、匿名化＝ブラインド化規則（コード化、番号付け、形態、評価委員会に提示される標本の規模など）を定義するであろう。またブラインド化は OC により実施されなければならない。最後に、ODG により記述される手続きが官能試験の条件（パネルの構成、定足数、認可決定規則など）

を定義しなければならない。こうした手続きは OC により承認されなければならない。

選抜された評価委員のリストは OC に送付され、これが、自らが組織する官能評価試験のために、委員を召喚する。

②試飲のない製品

最も重要な点は、能力と透明性である。

(a) 能力

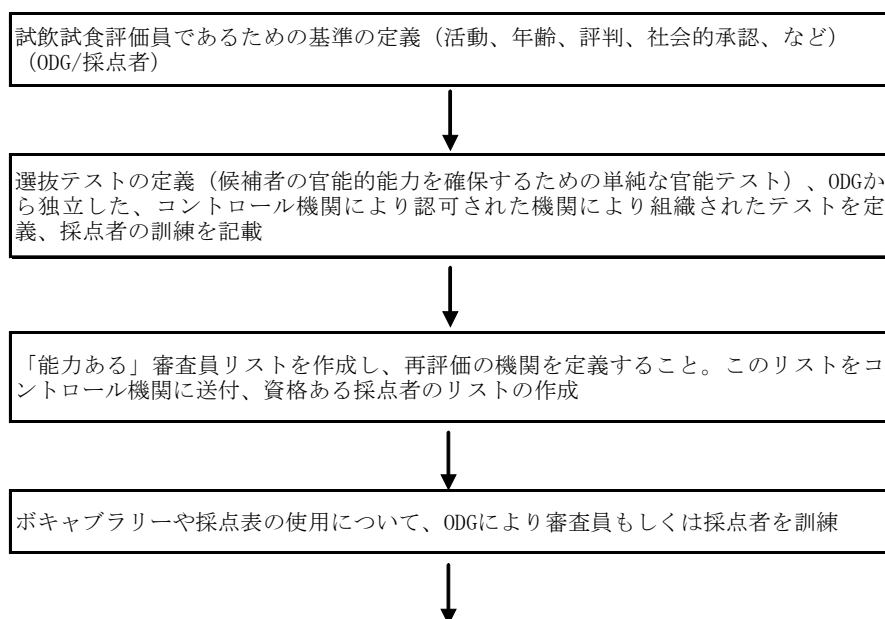
手続きは、審査員の選抜基準（資格、活動、年齢など）を記載しなければならない。ODG は感覚試験への適性試験を定義しなければならない、これは、独立機関により実施される。それはまた「適正のある」と申告される採点者の訓練を確保しなければならない。採点の基準と表がデクレに定義される。採点者は基準の活用を照らして訓練される。手続きは訓練について記述しなければならない。

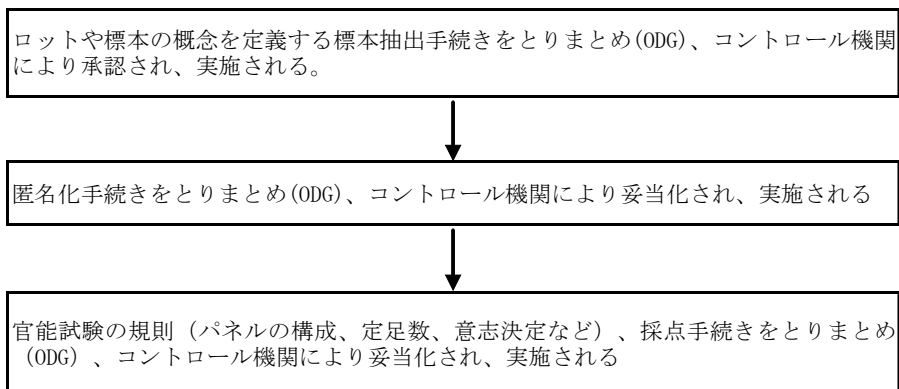
認定された審査員リストが作成され、コントロール機関に送付されなければならない。

(b) 透明性

製品もしくは標本は、審査員に提示される際にはブラインドでなければならない。ODG により記述された手続きは、ブラインド化規則を記載しなければならない（例：酪農家の記載無しの表示によりブラインド化された枝肉）。コントロール機関は検査される製品の匿名性を確保しなければならない。ODG は手続きの中に製品認可決定規則を記載しなければならない。コントロール機関は手続きを妥当化し、これらの規則の遵守を監視することになる。

以下、官能試験の手続きのフローチャートを図示しておこう。





第3図 官能試験のフローチャート

出典：Tidiane, (2007)

(iii) AOC のサーベイランスプランの構造

以下の表は AOC 産品を事例にサーベイランスプランの内容を示してある。

第2表 サーベイランスプランの構造

コントロールの基準	目標価値	方法論と頻度		
		自主コントロール (オペレータ)	内部コントロール(ODG)	外部コントロール (OG/OC)
地理的原産地				
原産地の基準全体（オペレータに関して）	AOC 地帯での地域、活動等	地域で存在、地域での活動展開、由来の確保	視覚や文書によるコントロール	視覚や文書によるコントロール
地方的、忠実で、コンスタントな慣行				
特徴的な実践と、品質に資する実践の全体（オペレータ）	デクレの中で規定（仕様書）	地方的で忠実で、コンスタントな慣行との適合性確保	基準に応じて（文書コントロール、視覚、分析、計算、監査など）	基準に応じて（文書コントロール、視覚、分析、計算、監査など）
製品特性				
物理化学的特徴	デクレのデータ（仕様書）	製品の自己評価を組織化する（分析）	標本抽出手続き、匿名化手続き、内部で分析	手続きの分析・承認、標本抽出、匿名化、分析結果のコントロール
官能的特徴	デクレのデータ	製品の自己評価、採点者の形態	審査員選抜、採点者の格付け、標本抽出手続き、官能試験手続き（パネル構成、定足数、審議手続き）、採点表、内部テスト	手続きの分析と承認、標本抽出、匿名化、標本、審査員の召還、官能試験の実施、採点者の格付けのコントロール

出典：Tidiane, (2007)

3) 修正プラン

修正プランはコントロール機関によって異なるが、検査機関の場合、INAOにより適用される罰則システムを定義することができる。修正プランの作成は、次の段階を経る。

(i) 非適合のタイプの定義

状況の現実を考慮するために、罰則における度合いをつけること、つまり非適合の様々なレベルのグラデーションをつけるべきである。三つの分類が、オペレータの非適合の多様なタイプを考慮することができるように思われる。つまりオペレータは微少な欠点もしくは中くらいに重大な欠陥、もしくはきわめて重大な欠陥を持つことがあり得るのである。

第3表 非適合

分類	内容
m	軽微な非適合
M	重大な非適合
G	深刻な非適合

出典：Tidiane, (2007)

(ii) 非適合の定義

非適合を階層化するためには、これを定義しなければならない。非適合の定義として以下が提案される。

軽微(m)：その欠陥があるからといって、「トレーサビリティ」および「特異性」の消失をもたらすわけではないような欠陥にかかわる。

重大(M)：その欠陥が以下を引き起こすような、仕様書のすべてのポイントに関わる。

- ・「トレーサビリティ」の消失をもたらすが、一時的であり、修復可能。
- ・禁止事項を破ったからと言って、特異性の消失をもたらさない。
- ・製品の品質への損害
- ・動物愛護や環境への損害

深刻(G)：その欠陥が、特異性ないしトレーサビリティについて回復しがたい損失を与えるようなすべての「決定的なポイント」に関わり、また・あるいは官能試験の審査委員会の好意的ならざる意見を受けた製品に関わる。

(iii) 非適合リストの作成

このリストは、それぞれのAOCについてOIにより確認された非適合の分類を即座に総覧し決定するためのINAOにとっての道具となるであろう。このリストは、オペレータの下で確認される非適合の履歴や、予見可能な非適合によって作成されるであろう。このリストは、新たな非適合の追加によって定期的に（期間について定義されるべき）見直されることになる。以下の表はロックフォールチーズの酪農家を事例にした非適合リス

トを示してある。

第4表 オペレータのタイプごとの非適合のリスト

非適合の内容	分類
例：酪農家の能力適性の申告書がない	G
例：非適合飼料のストック条件	M
例：作業日誌のつけ忘れ	m

出典：Tidiane, (2007)

(iv) 罰則の基準

それぞれのタイプの非適合について罰則のパネルを定義し、再犯の場合の罰則（もっとも厳しくあるべき）を定義しなければならない。再犯という概念はきわめて深刻である。というのも、同一の理由について、同一の非適合を引き続き二度見いだすことは困難であるからである。この点を考慮して、再犯の概念を定義しなければならない。

(v) 再犯の定義

再犯とは、前回のコントロールに引き続いて、即座に修正活動が実施されていないことである（正当な理由なく）。もしくは、それは、同じような意見に引き続いて、官能試験の審査委員会の好意的ならざる意見を二度にわたり受けることである。

第5表 罰則の基準

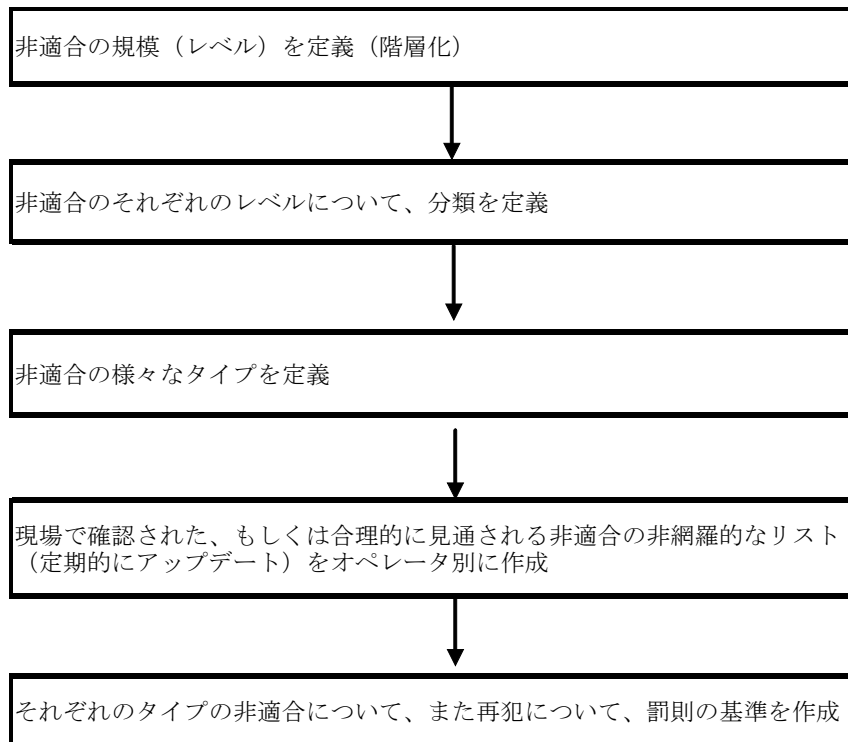
分類	罰則	再犯の罰則	再犯に引き継ぐ再犯の罰則
m	警告＋修正行動要請（期限を限った実施）	修正行動、実施証明＋オペレータの負担による補完的コントロール	適性申告書の無効化
M	修正行動要請（実施の時間的遅れを伴う）＋オペレータの負担による補完的コントロール	修正行動要請（実施の時間的遅れを伴う）＋追加的コントロール	適性申告書の無効化
G	当該のロットもしくは製品の格下げ	ロットの格下げ＋オペレータの負担による追加的コントロール	適性申告書の無効化、もしくは一定期間の中止

出典：Tidiane, (2007)

注：補完的コントロール：非適合のポイントについてのコントロール

追加的コントロール：コントロールされるべきポイントすべてについてのコントロール

以下は、修正プランの作成のフローチャートを示している。



第 4 図 修正プランの作成のフローチャート

出典：Tidiane, (2007)

4) 具体例の紹介

以下では、コントロールされるべき主要な点とその評価方法について、二つの例を示しておこう。

第 6 表 AOC Ch â taigne d' Ardc è he (アルデシュのクリ)

生産条件		
コントロールされる点	基準の価値	評価方法
生産方法の立地	AOC地帯でのすべての生産方法（クリの生産から調整まで）	文書，視覚
栗園の立地	INAOにより作成されたリストで同定される栗園	文書
品種と間作	・ ハイブリッドは不可。認められている65在来種に属すること。 ・ 間作は以下に限られる：木イチゴ類もしくは手入れされた草地	文書，視覚
生栗の選別と防虫	規定されている技術により実施される（例外を除く）	文書，視覚
乾燥の期限，加熱殺菌	・ 収穫後，1月31日前までに乾燥 ・ 加熱殺菌：コーティングの添加物および溶液なし。	文書，視覚

製品の特徴		
生栗		
コントロールされる点	基準となる価値	評価手法
栗の外観	虫食い、もしくは外傷を示す実は10%まで	官能試験
官能的品質	AOCへの適合性	
加工品		
湿度	丸ごと、破碎、粉の乾燥栗：湿度10%未満 ピュレー：乾燥重量の割合(24%プラスマイナス2%)	分析試験
官能的品質	AOCへの適合性	官能試験

出典：Tidiane, (2007)

第7表 AOC Maine Anjou（牛肉）

コントロールされる点	基準となる価値	評価手法
地理的地帯	地理的地帯（オペレータの立地）で生まれ、飼育され、と畜された家畜	文書でのコントロール
家畜品種	Rouge des pres品種:品種41番の両親に由来する品種。父親は、UPRAのハードブックに登録された雄牛	文書
飼育条件	同一の経営で生まれ、飼育された家畜。家畜群の構成、拡充、遺伝的改良の場合、以下の条件で若い家畜の購入可能。 ・12ヶ月以上経営で、継続的に存在する雌牛（仕上げを含む）。 ・遅くとも12ヶ月齢で、経営で継続的に存在する雄牛（経営で仕上げがなされる）。	文書
家畜の年齢	経産牛で10歳未満の雌牛、30ヶ月以上の去勢雄牛	文書
家畜群の飼料	・経営の草地全体（永年、一時的）の考慮。 ・0.7ha/24月以上の去勢雄牛 ・1ha/子牛を連れた雌牛（雌牛＋未經産牛）、繁殖用雌馬とその連れ、もしくは6頭の雌羊とその連れ、10頭の山羊とその連れ ・家畜は、少なくとも3月15日から11月15日まで放牧	文書、視覚によるコントロール
仕上げfinitionの期間	と畜以前に2ヶ月以上	文書
仕上げ期間における飼料	・少なくとも主要な原料の最初の三つについて、その同定を可能とする一つの形の元で、流通している炭水化物、タンパク質捕捉飼料。 ・家畜の重量の0.5%に等しい1日の量。 ・サイレージ飼料禁止	文書、視覚
生体での適合性	家畜は筋肥大を示してはならない	視覚
後部クォータの熟成	と畜場で、骨付きで4日以上	文書
官能的品質	・EUROPカタログの肥育分類で、3ないし4 ・外部と内部の脂肪分の配分、柔らかさ、色の分析	文書、視覚、官能試験
表示	・枝肉および切断肉は、以下を正確に示す表示を伴う ・AOCの呼称名 ・「と畜の日付と小売りのその間の成熟時間が9日以上」という表示 ・もしくは、真空sous vide包装では「と畜と小売りの時間は10日以上」という表示	文書、視覚

出典：Tidiane, (2007)

(付 3-1) 以下の記述は Dictionnaire permanente Entreprise agricole (2010) による。

(付 3-2) コントロール機関には、認証機関と検査機関とが存在し、コントロールプランが認証機関により発行されるのに対して、検査プランは検査機関により発行される。認証機関はコントロール結果について調書を作成し、罰則を言い渡すことができるのに対し、検査機関は調書を作成し、これを INAO 地方部局に報告し、INAO が罰則を言い渡す。

[引用文献]

Dictionnaire permanente Entreprise agricole (2010), Label et signes de valorisation des produits

Isla, A., Wallet, F. (2009) "Innovations institutionnelles dans les dispositifs d'indications géographiques et intégration des principes de développement durable ", REM, no.225-226, pp.9-35

Marie-Vivien, D. (2010) "*Le Droit des Indications Géographiques en Inde : Un Pays de l'Ancien Monde face aux Droits Français, Communautaire et International.*", These, EHESS

T. Tidiane, (2007) "Methodologie generale de redaction de plans de controle adaptes aux Indications Géographiques (AOP/IGP)"

付論 4 地理的表示を通じた六次産業化の推進：フランスのバロニエ 地方の場合

須田 文明

地理的表示を通じた農産物の高付加価値化の方法は多様である⁽¹⁾。例えばワインのボージョレのように、単一の AOC 製品の輸出振興によって地域経済を活性化させることができる。この場合、ボージョレという地理的表示がいわば、「パスポート」の役目を果たして、世界各国にこのワインを輸出することを可能とするのである。ところがその「ヌーヴォー」の成功から、ボージョレ地帯は、ブドウ・ワイン生産のモノカルチャー化が進み、その反省もふまえて、2007 年以降、ワインツーリズム振興が試みられるようになっていく。

他方で、ニヨン地方は全く異なった地域経済振興戦略がとられている。その中心的な産品はニヨンのオリーブ(AOC=PDO)である。これは 1994 年に初めて AOC を取得したが、その後、多くの AOC ないし PDO 産品がフランスのみならず欧州で誕生し、2007 年時点で、フランス国内で 8 つの AOC、欧州全体では地理的表示 PDO のオリーブオイルは 90 を数えるようになっている。このように地理的表示産品内部での競争が激化している中で、なおニヨンのオリーブオイルはその高価格を維持している。

第 1 表：オリーブオイルの価格（ユーロ/リットル）

標準品	Haute Provence	Baux de Provence	Nyons
5.8	17.0	19.0	20.4

出典：Pecqueur, 2011

こうしたニヨンのオリーブオイルがなお高価格を維持している背景には、この産品が「味の景勝地 SRG」産品として認定されていることに示されるように、産品だけでなく、その景観の観点から高く評価され、多くの旅行者を呼び込むことに成功していることがある。またこのオリーブ産品を中心に、地域のヤギチーズ（ピコドン AOC）やラベンダーオイル、AOC ワイン、地ワインなどの地方の特産品とならんで、いわば「バスケット」を形成していると考えられる。これらの産品がお互いを高付加価値化し合っているのである。そこでは地域的品質の「準レント」が形成されていると考えられるのである。このような地域的品質は、バロニエ地方の農家民宿の高い宿泊料金にも示されている。2003 年に 400 人のバロニエ地方の農家民宿宿泊者を対象に行われたアンケートによれば、ニヨン地域の農家民宿の平均料金は、ドローーム県の同クラスのその中でも、最も高いのであった（1 週間 334 ユーロ）。また農家民宿の三つの属性（快適さ、レジャーへのアクセス、自然環境）のうち、自然環境に最も高い評価を与えている宿泊客ほど、地域特産品を購入する傾

向があることが明らかになった(Moalla, Mollard, 2011)。

さらにこうした地方的品質の「準レント」の構築には、地域公共財を構成している地域的景観のなかでのツーリスト的消費という、消費者による積極的な関与が不可欠である。またこうした地域的公共財を構成するにさいして民間と公共団体とのパートナーシップが重要な役割を演じている。例えばニヨンのオリーブ生産者組合は 1994 年に「オリーブの道」という、段々畑と風車などの景観を取り入れて景観整備を行っており、またワインとオリーブ、果物、ハム、ヤギチーズの生産者からなる NPO は、欧州農村振興基金のリーダープログラムを活用して、生産者直売所及び農家レストラン、民宿との連携を図っている。こうしたツーリズムサービスが、財・サービスからなるバスケットの構築において決定的な役割を演じ、地域産品という物質的資源のみならず、イメージという非物質的資源からなる地域資源の高付加価値化を可能としているのである。

フランスのバロニエ地方で明らかにされた地理的表示産品とツーリズムとの連携は、我が国における地理的表示による 6 次産業化の振興に示唆を与えてくれよう。

注 1 本稿は須田(2012)の要約である。

[参考文献等]

Moalla, M., Mollard, A. (2011) "Le rôle des cognitions environnementales dans la valorisation économique des produits et services touristiques", *Géographie, économie, société*, vol.13, pp.165-188

Pecqueur, H. (2011) Valorisation de l'offre territoriale des Baronnies Provençales: Approche par le modèle du panier de biens et de services.

須田文明 (2012) 「地理的表示と 6 次産業化：フランスのバロニエ地方の事例から」『Techno Innovation』第 81 号、pp.40-42、(社) 農林水産先端技術産業振興センター

資料編

GIと既存商標との関係に関するパネル(DS174)について

1. 概要

EUの地理的表示制度については、1999年6月に、アメリカからTRIPS協定に違反しているとの申立があり、2005年3月にパネル報告がなされている(DS174)。

この論争の主な論点は、EUの仕組みが、① EU以外のWTO加盟国に内国民待遇を与えていないのではないか、②既存商標の権利を侵害しTRIPS協定違反ではないか、の2点である。

内国民待遇の論点については、パネルは、①第3国がEUと同等のGIの保護システムを採用し、EUのGIに保護を与えていないと、その国のGIはEUで登録を受けられないこと、②登録の申請等は政府経由で提出する必要がある、またその政府はEUと同様の検査システムを備える必要があること、から内国民待遇違反であるとした。この結果を受けて、EUは制度改正を行っている(R(EC)510/2006。係争の対象となったものは、R(EEC)2981/92)。

既存商標との関係の論点については、パネルは、EUの制度が既存商標の所有者の権利を一部侵害し、これはTRIPS協定第16条第1項に反するが、同協定第17条により認められる商標の一部制限として正当化されるとした。

ここでは、GIの保護と既存商標との関係に絞って、パネルの内容の分析を行うこととする。なお、2以降で記述するEU規則の条項は旧規則(R(EEC)2081/92)のものであるが、商標との関係に関連する内容は、基本的に現行規則と同内容である。

2. 論点

(1) 論点の概要

米は、EU規則が、TRIPS協定第16条第1項に違反していると主張している。この理由として、EU規則が、既存の商標の権利者に対し、商標と混同のおそれを引き起こすGIの使用を防止できることを確保していないことをあげている。

これに対し、EU委は、①EU規則第14条第3項により、商標と混同のおそれのあるGIの登録が防止されること、②TRIPS協定第24条第5項はGIと既存の商標の併存を認めており、この条項は商標権の一部制限を認めるものであること、③TRIPS協定第24条第3項により既存の商標とGIの併存が要求されていること、④いずれにせよ、EU規則第14条第2項はTRIPS協定第17条に基づく限定的な例外として正当化されること、との理由を挙げて反論している。

(2) EU規則第14条第3項について

EU規則第14条第3項により、既存商標と混同のおそれを引き起こすGIの登録が防止されるという主張に関して、パネルは、

① 規則第14条第3項は、製品の真の同一性に関して消費者に誤認を与えやすい場合

のみ登録できないとしていること (7.559)

- ② 規則第 14 条第 3 項は、既存の商標の評判、名声及びそれが使用された期間に照らして登録を禁止しており、少なくとも、名声がなく、知られておらず、使用されていない商標には適用されないこと (7.560)
- ③ 規則第 14 条第 3 項は、混同のおそれといった言葉を使用しておらず、登録が消費者を誤認させるという規則第 14 条の基準は、混同のおそれを引き起こす使用を防止する商標権よりも狭い状況に適用されること (7.561)
- ④ 商標の登録基準によっても、既存商標との混同のリスクは完全には取り除かれず、また規則第 14 条が問題となるのは保護の適格性を満たした商標が前提であること (7.565)
- ⑤ GI の使用が既存商標を侵害している全ての場合に、規則第 14 条第 3 項に基づき登録の無効を求めることが可能とは証明されないこと (7.567)
- ⑥ GI の使用が既存商標との混同のおそれを引き起こすことがありうることを前提に、GI の登録を行った実例があること (7.572-7.574)

等の理由から、EU 規則第 14 条第 3 項は、ある商標が第 14 条第 2 項の適用を受け権利を制限されることとなる状況が発生することを全て防止できるわけではないということについて、アメリカが一応の証明を行い、EU 委がこれに反論できなかったとした (7.575)。

(3) TRIPS 協定第 24 条第 5 項について

パネルは、TRIPS 協定が、加盟国に対し GI の使用に対しても商標の所有者の権利を行使可能とすることを要求しているかを判断するため、まず、同協定第 16 条第 1 項により与えられた商標の所有者の権利の内容について検討し、その後同協定第 24 条第 5 項がその権利を制限する権限を与えているかどうかを検討している (7.597)。

まず、TRIPS 協定第 16 条第 1 項について、パネルは、商標の所有者の権利について、排他的な権利であることが必要であること、すなわち、全ての第 3 者による承諾のない使用を防止できる権利が商標の所有者にのみ与えられているとした上で (7.602)、この排他的権利について、同協定第 16 条第 1 項では GI に関する制限は何もなく、第 3 者が GI の保護に従って標識を利用するかどうかにかかわらず行使しようとしている (7.603)。

次に TRIPS 協定第 24 条第 5 項について、パネルは、

- ① 第 24 条第 5 項の「商標を利用する権利」という言葉は、EU 委が主張するような、商標を使用する追加的な権利を付与するものではなく、権利が地理的表示に関する措置により影響を受けないことを規定するものである (7.610)。
- ② 第 24 条第 5 項は、GI の保護(商標の登録を拒否し、無効化する義務及び一定の使用を防止する法的手段を確保する義務)に対する例外である (7.614, 7.615 等)。
- ③ 第 24 条第 5 項では、「存在する既存の権利」という言葉を用いておらず、「登録の適格性及び有効性」という言葉を用いているので、アメリカの主張するような、一定

の使用を防止する権利を確保しているわけではない(7.617)。また、TRIPS 協定上明示的に与えられている商標の所有者の排他的な権利を制限することについては何も触れておらず、EU 委の主張するような商標の所有者の権利を制限することが含まれているとは解せない(7.618)。すなわち、第 24 条第 5 項は、混同を招く使用を防止する権利を意味するのでもなく、混同を招く使用を防止する権利の制限を意味するものでもない(7.619)。

としている。

この結果、パネルは、

- ① TRIPS 協定第 16 条の下で、加盟国は GI としての使用を含めて一定の(標識の)使用に対する商標の所有者の権利を行使可能とする義務がある
- ② EU 規則は規則第 14 条第 2 項が適用される商標の所有者の権利を制限している
- ③ これに関し TRIPS 協定第 24 条第 5 項の適用はなく、この権利を制限する権限は与えられていない

との結論に達している(7.625)。

(4) TRIPS 協定第 24 条第 3 項について

TRIPS 協定第 24 条第 3 項について、パネルは、次のように判断している。

- ① 第 24 条第 3 項は、協定第 2 部第 3 節の実施において適用されるものであり、第 2 節にある商標の所有者の権利には適用にならない (7.632)。
- ② 第 24 条第 3 項が、加盟国の保護制度の維持を求めているものだとする、ア. 制度の保護水準の高かった加盟国は他の加盟国と同様の水準に変更することができず、また、EU 委が行った保護水準を引き下げる改正の事実とも矛盾する(7.634)、イ. 将来にわたり、例外が増大することとなる根源的なものとなるが、その明示的な文言がない(システムとしての例外を定める協定第 14 条第 4 項では、システムを明示し、ある条件下で、選択制の仕組みのものとして規定されている。)(7.635)。したがって、第 24 条第 3 項は(システムとしての維持を求めるものではなく)、1995 年 1 月 1 日以前に保護されていた個別の GI についての保護の状態の維持を意味するが、この EU 規則の下で同日以前に GI は登録されていなかった(7.636)。

この理解の下、パネルは、第 24 条第 3 項は適用にしないと結論づけている(7.637)。

(5) TRIPS 協定第 17 条について

パネルは、第 17 条を満たすためには、①例外が限定的であること、及び②商標の所有者及び第 3 者の正当な利益を考慮するとの条件に合致することが必要であるとした上で、例外の例示となっている「記述上の文言の公正な使用」は、この解釈をする上での指針となるとしている(7.648)。

そして、まず、「限定的な例外」については、

- ① 例示としてあげられている「記述上の用語の公正な利用」が解釈の指針となるが、この場合において、利益を受ける第 3 者の数には制限がなく、対象となる商品やサー

ビスの量にも制限がない(7.654)。

- ② 規則により権利が制限される対象は、明細書に従い特定の地域で生産された產品に限られる。量の制限はないが、「記述上の文言の公正な使用」の場合と同様、これは限定的な例外にならないということを意味しない。(7.655)
- ③ 権利が制限される対象者は、GI の登録内容に従い GI を使用する者に限られる(7.656)
- ④ 権利が制限される標識は、GI として登録された表示に限られる(7.657)。
- ⑤ 混同のおそれが比較的高い場合は、登録への反対手続きが可能で、これにより例外が単純に適用されるわけではない(7.658)
- ⑥ 混同を防止する商標の所有者の権利は、登録内容(産地、明細)に従った登録簿に記載された GI の表示の使用に関するものを除き影響されず、アメリカが主張するように商標の所有者の権利を消滅させるものではない(7.659)。

等の理由から、パネルは EU 規則が TRIPS 協定 17 条の「限定的な例外」とであると認めた(7.661)。

次に、第 17 条の「商標の使用者及び第 3 者の正当な利益を考慮する」という条件については、次のように判断している。

まず、商標の所有者の正当な利益について検討し、

- ① 正当な利益と考えられる商標の識別性を維持することにつき、規則第 7 条第 4 項や第 14 条第 3 項により一定の考慮がされている(7.665, 7.666)。
- ② これらが適用とならない場合、識別性が影響を受ける可能性があるが、協定第 17 条が混同のおそれを引き起こす使用を防止する権利に対する例外を認める条文として、ある程度の混同のおそれは認められることを前提にしていると考えられることから、これが第 17 条の適用にとって致命的なものとはならない(7.670)。
- ③ 第 17 条の「考慮する」との要件は、協定第 13 条等で規定されている「利益を不合理に害すること」よりは低い基準である(7.671)

等の理由から、パネルは、規則によって導入された例外は商標の所有者の正当な利益を考慮していると判断しており、また、これは、600 以上の GI のうち 4 つの例外を除き、混同のおそれを引き起こす方法で使われるものを特定できなかったことで確認(補強)されるとした(7.674)。

次に、第 3 者の正当な利益の確保について、パネルは、まず第 3 者として消費者について検討し、規則第 14 条第 3 項で、登録が產品の真の同一性に消費者に誤認を与えやすい場合には登録が拒否されることを定めており、その適用においても消費者の正当な利益を考慮して判断されているとした(7.677, 7.678)

さらに第 3 者として GI の使用者について検討し、

- ① 協定第 17 条に例示としてあげられている「記述上の用語の公正な利用」は解釈の指針となるが、この例示は一定の条件の下一定の用語が使用可能であるべきとの公共政策と関連している。この例示の記述的機能は、GI の記述的機能と似ており、その產品を示すために地名を用いることについての GI の使用者の利益が正当である裏付

けになる(7.683)。

② GI は地域等の名称であって農産物等を表現するために使用され、また原産地、品質等の条件もあり、さらに EU の表示規制等に従うものであること等の要素は、GI の使用者の利益が正当である裏付けになる(7.684)。

③ EU 規則は GI 使用者の正当な利益を考慮するだけでなく、法的権利を与えている(7.685)

等の理由から、パネルは、EU 規則によって導入された例外は協定第 17 条の意味で第 3 者の正当な利益を考慮していると判断している(7.686)。

この結果、パネルは商標の所有者の権利に対する EU 規則による例外は、TRIPS 協定第 17 条により正当化されるとした(7.687)。

(6) 結論

以上の検討の結果、パネルは、EU 規則は TRIPS 協定第 16 条第 1 項に反するが、TRIPS 協定第 17 条により正当化されると結論づけている。また、TRIPS 協定第 24 条第 3 項及び第 5 項は適用とならないことにも言及している。(7.688)

3. 考察

本パネルの内容は、TRIPS 協定に照らして、地理的表示と既存商標との関係を詳細に検討・整理したものであり、我が国制度の検討に当たって両者の関係を整理する上でも非常に参考となるものと考えられる。本パネルの結論によれば、GI の登録によって、既存商標の排他的権利を一部制限したとしても、GI の趣旨目的に沿った一定の制限的な条件下で行われる限り、TRIPS 協定第 17 条に基づき正当化されることになる。

ここで注目すべきは、その理由の一つとして、TRIPS 協定第 17 条に例示されている「記述的用語の公正な利用」と GI との機能の類似性に触れていることである(7.683)。ここでは、一定の条件の下一定の用語が使用可能であるべきとの公益目的からの考え方が述べられており、産地や品質を表示する GI も同様のものとして考えられることが示唆されている。我が国商標法においては、第 26 条において商標権の効力が及ばない範囲として、「商品の普通名称、産地、販売地、品質、・・・を普通に用いられる方法で表示する商標」等の「記述的用語の公正な利用」と考えられるものが規定されているが、地理的表示に対する商標権の例外もこれと類似のものとしてとらえる余地があるものと考えられる。

また、TRIPS 協定第 24 条第 5 項は商標の所有者の権利を制限することが含まれるとの EU の主張は否定されているが、同時に、この条項により、既存商標の所有者の排他的権利が確保されているとのアメリカの主張も否定されていることは注目される(7.617, 7.619)。すなわち、TRIPS 協定の地理的表示の節における既存商標への配慮の条項(第 24 条第 5 項)は、既存商標について地理的表示に関し排他的権限を及ぼすことを確保することまでは求めていないと解されるのである。

This document is meant purely as a documentation tool and the institutions do not assume any liability for its contents

► **B**

COUNCIL REGULATION (EC) No 510/2006

of 20 March 2006

on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs

(OJ L 93, 31.3.2006, p. 12)

Amended by:

Official Journal

		No	page	date
► <u>M1</u>	Council Regulation (EC) No 1791/2006 of 20 November 2006	L 363	1	20.12.2006
► <u>M2</u>	Commission Regulation (EC) No 417/2008 of 8 May 2008	L 125	27	9.5.2008



COUNCIL REGULATION (EC) No 510/2006

of 20 March 2006

on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs

THE COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION,

Having regard to the Treaty establishing the European Community, and in particular Article 37 thereof,

Having regard to the proposal from the Commission,

Having regard to the opinion of the European Parliament ⁽¹⁾,

Whereas:

- (1) The production, manufacture and distribution of agricultural products and foodstuffs play an important role in the Community economy.
- (2) The diversification of agricultural production should be encouraged so as to achieve a better balance between supply and demand on the markets. The promotion of products having certain characteristics can be of considerable benefit to the rural economy, particularly in less-favoured or remote areas, by improving the incomes of farmers and by retaining the rural population in these areas.
- (3) A constantly increasing number of consumers attach greater importance to the quality of foodstuffs in their diet rather than to quantity. This quest for specific products generates a demand for agricultural products or foodstuffs with an identifiable geographical origin.
- (4) In view of the wide variety of products marketed and the abundance of product information provided, the consumer should, in order to be able to make the best choices, be given clear and succinct information regarding the product origin.
- (5) The labelling of agricultural products and foodstuffs is subject to the general rules laid down in Directive 2000/13/EC of the European Parliament and of the Council of 20 March 2000 on the approximation of the laws of the Member States relating to the labelling, presentation and advertising of foodstuffs ⁽²⁾. In view of their specific nature, additional special provisions should be adopted for agricultural products and foodstuffs from a defined geographical area requiring producers to use the appropriate Community symbols or indications on packaging. The use of such symbols or indications should be made obligatory in the case of Community designations, on the one hand, to make this category of products and the guarantees attached to them better known to consumers and, on the other, to permit easier identification of these products on the market so as to facilitate checks. A reasonable length of time should be allowed for operators to adjust to this obligation.
- (6) Provision should be made for a Community approach to designations of origin and geographical indications. A framework of Community rules on a system of protection permits the development of geographical indications and designations of origin

⁽¹⁾ Not yet published in the Official Journal.

⁽²⁾ OJ L 109, 6.5.2000, p. 29. Directive as last amended by Directive 2003/89/EC (OJ L 308, 25.11.2003, p. 15).

▼B

since, by providing a more uniform approach, such a framework ensures fair competition between the producers of products bearing such indications and enhances the credibility of the products in the consumer's eyes.

- (7) The rules provided for should apply without interfering with existing Community legislation on wines and spirit drinks.
- (8) The scope of this Regulation should be limited to certain agricultural products and foodstuffs for which a link exists between product or foodstuff characteristics and geographical origin. However, its scope could be enlarged to encompass other agricultural products or foodstuffs.
- (9) In the light of existing practices, two different types of geographical description should be defined, namely protected geographical indications and protected designations of origin.
- (10) An agricultural product or foodstuff bearing such a description should meet certain conditions set out in a specification.
- (11) To qualify for protection in the Member States, geographical indications and designations of origin should be registered at Community level. Entry in a register should also provide information to those involved in the trade and to consumers. To ensure that Community-registered names meet the conditions laid down by this Regulation, applications should be examined by the national authorities of the Member State concerned, subject to compliance with minimum common provisions, including a national objection procedure. The Commission should subsequently be involved in a scrutiny procedure to ensure that applications satisfy the conditions laid down by this Regulation and that the approach is uniform across the Member States.
- (12) The Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS Agreement 1994, contained in Annex 1C to the Agreement establishing the World Trade Organisation) contains detailed provisions on the availability, acquisition, scope, maintenance and enforcement of intellectual property rights.
- (13) The protection afforded by this Regulation, subject to registration, should be open to the geographical indications of third countries where these are protected in their country of origin.
- (14) The registration procedure should enable any natural or legal person having a legitimate interest in a Member State or a third country to exercise their rights by notifying their objections.
- (15) There should be procedures to permit amendment of specifications on request of groups having a legitimate interest, after registration, in the light of technological progress and cancellation of the geographical indication or designation of origin for an agricultural product or foodstuff, in particular if that product or foodstuff ceases to conform to the specification on the basis of which the geographical indication or designation of origin was granted.
- (16) The designations of origin and geographical indications protected on Community territory should be subject to a monitoring system of official controls, based on a system of checks in line with Regulation (EC) No 882/2004 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on official controls performed to ensure the verification of compliance with feed and food law, animal health and animal welfare rules⁽¹⁾, including a system of checks to ensure compliance with the specification of the agricultural products and foodstuffs concerned.

⁽¹⁾ OJ L 165, 30.4.2004, p. 1. Corrected version in OJ L 191, 28.5.2004, p. 1.

▼B

- (17) Member States should be authorised to charge a fee to cover the costs incurred.
- (18) The measures necessary for the implementation of this Regulation should be adopted in accordance with Council Decision 1999/468/EC of 28 June 1999 laying down the procedures for the exercise of implementing powers conferred on the Commission ⁽¹⁾.
- (19) The names already registered under Council Regulation (EEC) No 2081/92 of 14 July 1992 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs ⁽²⁾ on the date of entry into force of this Regulation should continue to be protected under this Regulation and automatically included in the register. Provision should also be made for transitional measures applicable to registration applications received by the Commission before the entry into force of this Regulation.
- (20) In the interests of clarity and transparency, Regulation (EEC) No 2081/92 should be repealed and replaced by this Regulation,

HAS ADOPTED THIS REGULATION:

Article 1

Scope

1. This Regulation lays down the rules on the protection of designations of origin and geographical indications for agricultural products intended for human consumption listed in Annex I to the Treaty and for foodstuffs listed in Annex I to this Regulation and for agricultural products listed in Annex II to this Regulation.

It shall not, however, apply to wine-sector products, except wine vinegars, or to spirit drinks. This paragraph shall be without prejudice to the application of Council Regulation (EC) No 1493/1999 of 17 May 1999 on the common organisation of the market in wine ⁽³⁾.

Annexes I and II to this Regulation may be amended in accordance with the procedure referred to in Article 15(2).

2. This Regulation shall apply without prejudice to other specific Community provisions.

3. Directive 98/34/EC of the European Parliament and of the Council of 22 June 1998 laying down a procedure for the provision of information in the field of technical standards and regulations and of rules on Information Society Services ⁽⁴⁾ shall not apply to the designations of origin and geographical indications covered by this Regulation.

Article 2

Designation of origin and geographical indication

1. For the purpose of this Regulation:

- (a) ‘designation of origin’ means the name of a region, a specific place or, in exceptional cases, a country, used to describe an agricultural product or a foodstuff:

— originating in that region, specific place or country,

⁽¹⁾ OJ L 184, 17.7.1999, p. 23.

⁽²⁾ OJ L 208, 24.7.1992, p. 1. Regulation as last amended by Regulation (EC) No 806/2003 (OJ L 122, 16.5.2003, p. 1).

⁽³⁾ OJ L 179, 14.7.1999, p. 1.

⁽⁴⁾ OJ L 204, 21.7.1998, p. 37.

▼B

- the quality or characteristics of which are essentially or exclusively due to a particular geographical environment with its inherent natural and human factors, and
 - the production, processing and preparation of which take place in the defined geographical area;
- (b) ‘geographical indication’ means the name of a region, a specific place or, in exceptional cases, a country, used to describe an agricultural product or a foodstuff:
- originating in that region, specific place or country, and
 - which possesses a specific quality, reputation or other characteristics attributable to that geographical origin, and
 - the production and/or processing and/or preparation of which take place in the defined geographical area.
2. Traditional geographical or non-geographical names designating an agricultural product or a foodstuff which fulfil the conditions referred to in paragraph 1 shall also be considered as designations of origin or geographical indications.
3. Notwithstanding paragraph 1(a), certain geographical designations shall be treated as designations of origin where the raw materials for the products concerned come from a geographical area larger than, or different from, the processing area, provided that:
- (a) the production area of the raw materials is defined;
 - (b) special conditions for the production of the raw materials exist; and
 - (c) there are inspection arrangements to ensure that the conditions referred to in point (b) are adhered to.

The designations in question must have been recognised as designations of origin in the country of origin before 1 May 2004.

*Article 3***Generic nature, conflicts with names of plant varieties, animal breeds, homonyms and trademarks**

1. Names that have become generic may not be registered.

For the purposes of this Regulation, a ‘name that has become generic’ means the name of an agricultural product or a foodstuff which, although it relates to the place or the region where this product or foodstuff was originally produced or marketed, has become the common name of an agricultural product or a foodstuff in the Community.

To establish whether or not a name has become generic, account shall be taken of all factors, in particular:

- (a) the existing situation in the Member States and in areas of consumption;
- (b) the relevant national or Community laws.

2. A name may not be registered as a designation of origin or a geographical indication where it conflicts with the name of a plant variety or an animal breed and as a result is likely to mislead the consumer as to the true origin of the product.

3. A name wholly or partially homonymous with that of a name already registered under this Regulation shall be registered with due regard for local and traditional usage and the actual risk of confusion. In particular:

- (a) a homonymous name which misleads the consumer into believing that products come from another territory shall not be registered

▼B

even if the name is accurate as far as the actual territory, region or place of origin of the agricultural products or foodstuffs in question is concerned;

- (b) the use of a registered homonymous name shall be subject to there being a sufficient distinction in practice between the homonym registered subsequently and the name already on the register, having regard to the need to treat the producers concerned in an equitable manner and not to mislead the consumer.

4. A designation of origin or geographical indication shall not be registered where, in the light of a trademark's reputation and renown and the length of time it has been used, registration is liable to mislead the consumer as to the true identity of the product.

*Article 4***Product specification**

1. To be eligible for a protected designation of origin (PDO) or a protected geographical indication (PGI), an agricultural product or foodstuff shall comply with a product specification.

2. The product specification shall include at least:

- (a) the name of the agricultural product or foodstuff comprising the designation of origin or the geographical indication;
- (b) a description of the agricultural product or foodstuff, including the raw materials, if appropriate, and principal physical, chemical, microbiological or organoleptic characteristics of the product or the foodstuff;
- (c) the definition of the geographical area and, where appropriate, details indicating compliance with the requirements of Article 2(3);
- (d) evidence that the agricultural product or the foodstuff originates in the defined geographical area referred to in Article 2(1)(a) or (b), as the case may be;
- (e) a description of the method of obtaining the agricultural product or foodstuff and, if appropriate, the authentic and unvarying local methods as well as information concerning packaging, if the applicant group within the meaning of Article 5(1) so determines and gives reasons why the packaging must take place in the defined geographical area to safeguard quality or ensure the origin or ensure control;
- (f) details bearing out the following:
 - (i) the link between the quality or characteristics of the agricultural product or foodstuff and the geographical environment referred to in Article 2(1)(a) or, as the case may be,
 - (ii) the link between a specific quality, the reputation or other characteristic of the agricultural product or foodstuff and the geographical origin referred to in Article 2(1)(b);
- (g) the name and address of the authorities or bodies verifying compliance with the provisions of the specification and their specific tasks;
- (h) any specific labelling rule for the agricultural product or foodstuff in question;
- (i) any requirements laid down by Community or national provisions.



Article 5

Application for registration

1. Only a group shall be entitled to apply for registration.

For the purposes of this Regulation, ‘group’ means any association, irrespective of its legal form or composition, of producers or processors working with the same agricultural product or foodstuff. Other interested parties may participate in the group. A natural or legal person may be treated as a group in accordance with the detailed rules referred to in Article 16(c).

In the case of a name designating a trans-border geographical area or a traditional name connected to a trans-border geographical area, several groups may lodge a joint application in accordance with the detailed rules referred to in Article 16(d).

2. A group may lodge a registration application only for the agricultural products or foodstuffs which it produces or obtains.

3. The application for registration shall include at least:

- (a) the name and address of the applicant group;
- (b) the specification provided for in Article 4;
- (c) a single document setting out the following:
 - (i) the main points of the specification: the name, a description of the product, including, where appropriate, specific rules concerning packaging and labelling, and a concise definition of the geographical area,
 - (ii) a description of the link between the product and the geographical environment or geographical origin referred to in Article 2(1)(a) or (b), as the case may be, including, where appropriate, the specific elements of the product description or production method justifying the link.

4. Where the registration application relates to a geographical area in a given Member State, the application shall be addressed to that Member State.

The Member State shall scrutinise the application by appropriate means to check that it is justified and meets the conditions of this Regulation.

5. As part of the scrutiny referred to in the second subparagraph of paragraph 4, the Member State shall initiate a national objection procedure ensuring adequate publication of the application and providing for a reasonable period within which any natural or legal person having a legitimate interest and established or resident on its territory may lodge an objection to the application.

The Member State shall consider the admissibility of objections received in the light of the criteria referred to in the first subparagraph of Article 7(3).

If the Member State considers that the requirements of this Regulation are met, it shall take a favourable decision and forward to the Commission the documents referred to in paragraph 7 for a final decision. If not, the Member State shall decide to reject the application.

The Member State shall ensure that its favourable decision is made public and that any natural or legal person having a legitimate interest has means of appeal.

The Member State shall ensure that the version of the specification on which its favourable decision is based is published, and assure electronic access to the specification.

6. The Member State may, on a transitional basis only, grant protection under this Regulation at national level to the name, and,

▼B

where appropriate, an adjustment period, with effect from the date on which the application is lodged with the Commission.

The adjustment period provided for in the first subparagraph may be granted only on condition that the undertakings concerned have legally marketed the products in question, using the names concerned continuously for at least the past five years and have made that point in the national objection procedure referred to in the first subparagraph of paragraph 5.

Such transitional national protection shall cease on the date on which a decision on registration under this Regulation is taken.

The consequences of such transitional national protection, where a name is not registered under this Regulation, shall be the sole responsibility of the Member State concerned.

The measures taken by Member States under the first subparagraph shall produce effects at national level only, and they shall have no effect on intra-Community or international trade.

7. In respect of any favourable decision as referred to in the third subparagraph of paragraph 5, the Member State concerned shall forward to the Commission:

- (a) the name and address of the applicant group;
- (b) the single document referred to in paragraph 3(c);
- (c) a declaration by the Member State that it considers that the application lodged by the group and qualifying for the favourable decision meets the conditions of this Regulation and the provisions adopted for its implementation;
- (d) the publication reference of the specification referred to in the fifth subparagraph of paragraph 5.

8. Member States shall introduce the laws, regulations or administrative provisions necessary to comply with paragraphs 4 to 7 not later than 31 March 2007.

▼M1

Bulgaria and Romania shall introduce the said laws, regulations or administrative provisions not later than one year after the date of accession.

▼B

9. Where the registration application concerns a geographical area situated in a third country, it shall comprise the elements provided for in paragraph 3 and also proof that the name in question is protected in its country of origin.

The application shall be sent to the Commission, either directly or via the authorities of the third country concerned.

10. The documents referred to in this Article sent to the Commission shall be in one of the official languages of the institutions of the European Union or accompanied by a certified translation in one of those languages.

▼M1

11. In the case of Bulgaria and Romania, the national protection of geographical indications and designations of origin existing on the date of their accession may continue for twelve months from the date of their accession.

Where an application for registration under this Regulation is forwarded to the Commission by the end of the abovementioned period such protection shall cease on the date on which a decision on registration under this Regulation is taken.

▼M1

The consequences of such national protection, where a name is not registered under this Regulation, shall be the sole responsibility of the Member State concerned.

▼B*Article 6***Scrutiny by the Commission**

1. The Commission shall scrutinise by appropriate means the application received pursuant to Article 5 to check that it is justified and meets the conditions laid down in this Regulation. This scrutiny should not exceed a period of 12 months.

The Commission shall, each month, make public the list of names for which registration applications have been submitted to it, as well as their date of submission to the Commission.

2. Where, based on the scrutiny carried out pursuant to the first subparagraph of paragraph 1, the Commission considers that the conditions laid down in this Regulation are met, it shall publish in the *Official Journal of the European Union* the single document and the reference to the publication of the specification referred to in the fifth subparagraph of Article 5(5).

Where this is not the case, the Commission shall decide, to reject the application, following the procedure referred to in Article 15(2).

*Article 7***Objection/decision on registration**

1. Within six months from the date of publication in the *Official Journal of the European Union* provided for in the first subparagraph of Article 6(2), any Member State or third country may object to the registration proposed, by lodging a duly substantiated statement with the Commission.

2. Any natural or legal person having a legitimate interest, established or resident in a Member State other than that applying for the registration or in a third country, may also object to the proposed registration by lodging a duly substantiated statement.

In the case of natural or legal persons established or resident in a Member State, such statement shall be lodged with that Member State within a time-limit permitting an objection in accordance with paragraph 1.

In the case of natural or legal persons established or resident in a third country, such statement shall be lodged with the Commission, either directly or via the authorities of the third country concerned, within the time limit-set in paragraph 1.

3. Statements of objection shall be admissible only if they are received by the Commission within the time-limit set in paragraph 1 and if they:

- (a) show non-compliance with the conditions referred to in Article 2; or
- (b) show that the registration of the name proposed would be contrary to paragraphs 2, 3 and 4 of Article 3; or
- (c) show that the registration of the name proposed would jeopardise the existence of an entirely or partly identical name or of a trademark or the existence of products which have been legally on the market for at least five years preceding the date of the publication provided for in Article 6(2); or

▼B

- (d) give details from which it can be concluded that the name for which registration is requested is generic within the meaning of Article 3 (1).

The Commission shall check the admissibility of objections.

The criteria referred to in points (b), (c) and (d) of the first subparagraph shall be evaluated in relation to the territory of the Community, which in the case of intellectual property rights refers only to the territory or territories where the said rights are protected.

4. If the Commission receives no admissible objection under paragraph 3, it shall register the name.

The registration shall be published in the *Official Journal of the European Union*.

5. If an objection is admissible under paragraph 3, the Commission shall invite the interested parties to engage in appropriate consultations.

If the interested parties reach an agreement within six months, they shall notify the Commission of all the factors which enabled that agreement to be reached, including the applicant's and the objector's opinions. If the details published in accordance with Article 6(2) have not been amended or have been amended in only a minor way, to be defined in accordance with Article 16(h), the Commission shall proceed in accordance with paragraph 4 of this Article. The Commission shall otherwise repeat the scrutiny referred to in Article 6(1).

If no agreement is reached, the Commission shall take a decision in accordance with the procedure referred to in Article 15(2), having regard to fair and traditional usage and the actual likelihood of confusion.

The decision shall be published in the *Official Journal of the European Union*.

6. The Commission shall maintain updated a register of protected designations of origin and protected geographical indications.

7. The documents referred to in this Article sent to the Commission shall be drafted in an official language of the institutions of the European Union or accompanied by a certified translation into one of those languages.

Article 8

Names, indications and symbols

1. A name registered under this Regulation may be used by any operator marketing agricultural product or foodstuffs conforming to the corresponding specification.

2. In the case of the agricultural products and foodstuffs originating in the Community marketed under a name registered in accordance with this Regulation, the indications 'protected designation of origin' and 'protected geographical indication' or the Community symbols associated with them shall appear on the labelling.

3. In the case of agricultural products and foodstuffs originating in third countries marketed under a name registered in accordance with this Regulation the indications referred to in paragraph 2 and the Community symbols associated with them may equally appear on the labelling.



Article 9

Approval of changes to specifications

1. A group satisfying the conditions of Article 5(1) and (2) and having a legitimate interest may apply for approval of an amendment to a specification, in particular to take account of developments in scientific and technical knowledge or to redefine the geographical area referred to in Article 4(2)(c).

Applications shall describe and give reasons for the amendments requested.

2. Where the amendment involves one or more amendments to the single document, the amendment application shall be covered by the procedure laid down in Articles 5, 6 and 7. However, if the proposed amendments are only minor, the Commission shall decide whether to approve the application without following the procedure laid down in Article 6(2) and Article 7 and in the case of approval shall proceed to publication of the elements referred to in Article 6(2).

3. Where the amendment does not involve any change to the single document, the following rules shall apply:

- (i) where the geographical area is in a given Member State, that Member State shall express its position on the approval of the amendment and, if it is in favour, shall publish the amended specification and inform the Commission of the amendments approved and the reasons for them;
- (ii) where the geographical area is in a third country, the Commission shall determine whether to approve the proposed amendment.

4. Where the amendment concerns a temporary change in the specification resulting from the imposition of obligatory sanitary or phytosanitary measures by the public authorities, the procedures set out in paragraph 3 shall apply.

Article 10

Official controls

1. Member States shall designate the competent authority or authorities responsible for controls in respect of the obligations established by this Regulation in conformity with Regulation (EC) No 882/2004.

2. Member States shall ensure that any operator complying with this Regulation is entitled to be covered by a system of official controls.

3. The Commission shall make public the name and address of the authorities and bodies referred to in paragraph 1 or in Article 11 and update it periodically.

Article 11

Verification of compliance with specifications

1. In respect of geographical indications and designations of origin relating to a geographical area within the Community, verification of compliance with the specifications, before placing the product on the market, shall be ensured by:

- one or more competent authorities referred to in Article 10 and/or
- one or more control bodies within the meaning of Article 2 of Regulation (EC) No 882/2004 operating as a product certification body.

▼B

The costs of such verification of compliance with the specifications shall be borne by the operators subject to those controls.

2. In respect of the geographical indications and designations of origin relating to a geographical area in a third country, verification of compliance with the specifications, before placing the product on the market, shall be ensured by:

- one or more public authorities designated by the third country and/or
- one or more product certification bodies.

3. The product certification bodies referred to in paragraphs 1 and 2 shall comply with and, from 1 May 2010 be accredited in accordance with European standard EN 45011 or ISO/IEC Guide 65 (General requirements for bodies operating product certification systems).

4. Where, the authorities referred to in paragraphs 1 and 2, have chosen to verify compliance with the specifications, they shall offer adequate guarantees of objectivity and impartiality, and have at their disposal the qualified staff and resources necessary to carry out their functions.

Article 12

Cancellation

1. Where the Commission, in accordance with the detailed rules referred to in Article 16(k), takes the view that compliance with the conditions of the specification for an agricultural product or foodstuff covered by a protected name is no longer ensured, it shall initiate the procedure referred to in Article 15(2) for the cancellation of the registration, which shall be published in the *Official Journal of the European Union*.

2. Any natural or legal person having a legitimate interest, may request cancellation of the registration, giving reasons for the request.

The procedure provided for in Articles 5, 6 and 7 shall apply *mutatis mutandis*.

Article 13

Protection

1. Registered names shall be protected against:

- (a) any direct or indirect commercial use of a registered name in respect of products not covered by the registration in so far as those products are comparable to the products registered under that name or in so far as using the name exploits the reputation of the protected name;
- (b) any misuse, imitation or evocation, even if the true origin of the product is indicated or if the protected name is translated or accompanied by an expression such as 'style', 'type', 'method', 'as produced in', 'imitation' or similar;
- (c) any other false or misleading indication as to the provenance, origin, nature or essential qualities of the product, on the inner or outer packaging, advertising material or documents relating to the product concerned, and the packing of the product in a container liable to convey a false impression as to its origin;
- (d) any other practice liable to mislead the consumer as to the true origin of the product.

Where a registered name contains within it the name of an agricultural product or foodstuff which is considered generic, the use of that generic

▼B

name on the appropriate agricultural product or foodstuff shall not be considered to be contrary to points (a) or (b) in the first subparagraph.

2. Protected names may not become generic.

3. In the case of names for which registration is applied for under Article 5, provision may be made for a transitional period of up to five years under Article 7(5), solely where a statement of objection has been declared admissible on the grounds that registration of the proposed name would jeopardise the existence of an entirely or partly identical name or the existence of products which have been legally on the market for at least five years preceding the date of the publication provided for in Article 6(2).

A transitional period may also be set for undertakings established in the Member State or third country in which the geographical area is located, provided that the undertakings concerned have legally marketed the products in question, using the names concerned continuously for at least five years preceding the date of the publication referred to in Article 6(2) and have noted that point in the national objection procedure referred to in the first and second subparagraphs of Article 5(5) or the Community objection procedure referred to in Article 7(2). The combined total of the transitional period referred to in this subparagraph and the adjustment period referred to in Article 5(6) may not exceed five years. Where the adjustment period referred to in Article 5(6) exceeds five years, no transitional period shall be granted.

4. Without prejudice to Article 14, the Commission may decide to allow, under the procedure provided for in Article 15(2), the coexistence of a registered name and an unregistered name designating a place in a Member State or in a third country where that name is identical to the registered name, provided that all the following conditions are met:

- (a) the identical unregistered name has been in legal use consistently and equitably for at least 25 years before 24 July 1993;
- (b) it is shown that the purpose of its use has not at any time been to profit from the reputation of the registered name and that the consumer has not been nor could be misled as to the true origin of the product;
- (c) the problem resulting from the identical names was raised before registration of the name.

The registered name and the identical unregistered name concerned may co-exist for a period not exceeding a maximum of 15 years, after which the unregistered name shall cease to be used.

Use of the unregistered geographical name concerned shall be authorised only where the country of origin is clearly and visibly indicated on the label.

Article 14

Relations between trademarks, designations of origin and geographical indications

1. Where a designation of origin or a geographical indication is registered under this Regulation, the application for registration of a trademark corresponding to one of the situations referred to in Article 13 and relating to the same class of product shall be refused if the application for registration of the trademark is submitted after the date of submission of the registration application to the Commission.

Trademarks registered in breach of the first subparagraph shall be invalidated.

2. With due regard to Community law, a trademark the use of which corresponds to one of the situations referred to in Article 13 which has

▼B

been applied for, registered, or established by use, if that possibility is provided for by the legislation concerned, in good faith within the territory of the Community, before either the date of protection of the designation of origin or geographical indication in the country of origin or before 1 January 1996, may continue to be used notwithstanding the registration of a designation of origin or geographical indication, provided that no grounds for its invalidity or revocation exist as specified by First Council Directive 89/104/EEC of 21 December 1988 to approximate the laws of the Member States relating to trade marks ⁽¹⁾ or Council Regulation (EC) No 40/94 of 20 December 1993 on the Community trade mark ⁽²⁾.

*Article 15***Committee procedure**

1. The Commission shall be assisted by the Standing Committee on Protected Geographical Indications and Protected Designations of Origin.

2. Where reference is made to this paragraph, Articles 5 and 7 of Decision 1999/468/EC shall apply.

The period laid down in Article 5(6) of Decision 1999/468/EC shall be set at three months.

3. The Committee shall adopt its own Rules of Procedure.

*Article 16***Implementing rules**

In accordance with the procedure referred to in Article 15(2), detailed rules shall be adopted for the implementation of this Regulation. They shall cover in particular:

- (a) a list of the raw materials referred to in Article 2(3);
- (b) the information that must be included in the product specification referred to in Article 4(2);
- (c) the conditions under which a natural or legal person may be treated as a group;
- (d) the submission of a registration application for a name designating a trans-border geographical area as referred to in the third subparagraph of Article 5(1);
- (e) the content and method of transmission to the Commission of the documents referred to in Articles 5(7) and (9);
- (f) objections referred to in Article 7, including rules on appropriate consultations between the interested parties;
- (g) the indications and symbols referred to in Article 8;
- (h) a definition of minor amendments as referred to in the second subparagraph of Article 7(5) and in Article 9(2), bearing in mind that a minor amendment cannot relate to the essential characteristics of the product or alter the link;
- (i) the register of designations of origin and geographical indications provided for in Article 7(6);
- (j) the conditions for checking compliance with the product specifications;

⁽¹⁾ OJ L 40, 11.2.1989, p. 1.

⁽²⁾ OJ L 11, 14.1.1994, p. 1.

▼B

- (k) the conditions for cancellation of registration.

*Article 17***Transitional provisions**

1. The names that, on the date of entry into force of this Regulation, are listed in the Annex of Commission Regulation (EC) No 1107/96 ⁽¹⁾ and those listed in the Annex of Commission Regulation (EC) No 2400/96 ⁽²⁾ shall be automatically entered in the register referred to in Article 7(6) of this Regulation. The corresponding specifications shall be deemed to be the specifications referred to in Article 4(1). Any specific transitional provisions associated with such registrations shall continue to apply.

2. In respect of pending applications, statements and requests received by the Commission before the date of entry into force of this Regulation:

- (a) the procedures in Article 5 shall not apply, without prejudice to Article 13(3); and
- (b) the summary of the specification drawn up in conformity with Commission Regulation (EC) No 383/2004 ⁽³⁾ shall replace the single document referred to in Article 5(3)(c).

3. The Commission may adopt, if necessary, other transitional provisions in accordance with the procedure referred to in Article 15(2).

*Article 18***Fees**

Member States may charge a fee to cover their costs, including those incurred in scrutinising applications for registration, statements of objection, applications for amendments and requests for cancellations under this Regulation.

*Article 19***Repeal**

Regulation (EEC) No 2081/92 is hereby repealed.

References made to the repealed Regulation shall be construed as being made to this Regulation and should be read in accordance with the correlation table in Annex III.

⁽¹⁾ Commission Regulation (EC) No 1107/96 of 12 June 1996 on the registration of geographical indications and designations of origin under the procedure laid down in Article 17 of Council Regulation (EEC) No 2081/92 (OJ L 148, 21.6.1996, p. 1). Regulation as last amended by Regulation (EC) No 704/2005 (OJ L 118, 5.5.2005, p. 14).

⁽²⁾ Commission Regulation (EC) No 2400/96 of 17 December 1996 on the entry of certain names in the 'Register of protected designation of origin and protected geographical indications' provided for in Council Regulation (EEC) No 2081/92 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs (OJ L 327, 18.12.1996, p. 11). Regulation as last amended by Regulation (EC) No 417/2006 (OJ L 72, 11.3.2006, p. 8).

⁽³⁾ Commission Regulation (EC) No 383/2004 of 1 March 2004 laying down detailed rules for applying Council Regulation (EEC) No 2081/92 as regards the summary of the main points of the product specifications (OJ L 64, 2.3.2004, p. 16).



Article 20

Entry into force

This Regulation shall enter into force on the day of its publication in the *Official Journal of the European Union*.

However, Article 8(2) shall apply with effect from 1 May 2009, without prejudice to products already placed on the market before that date.

This Regulation shall be binding in its entirety and directly applicable in all Member States.

▼ B*ANNEX I***Foodstuffs referred to in Article 1(1)**

- beers,
- beverages made from plant extracts,
- bread, pastry, cakes, confectionery and other baker's wares,
- natural gums and resins,
- mustard paste,
- pasta,

▼ M2

- salt.

▼ B

ANNEX II

Agricultural products referred to in Article 1(1)

- hay,
- essential oils,
- cork,
- cochineal (raw product of animal origin),
- flowers and ornamental plants,
- wool,
- wicker,
- scutched flax,

▼ M2

- cotton.



ANNEX III

CORRELATION TABLE

Regulation (EEC) No 2081/92	This Regulation
Article 1	Article 1
Article 2(1)	—
Article 2(2)	Article 2(1)
Article 2(3)	Article 2(2)
Article 2(4)	Article 2(3), first subparagraph
Article 2(5)	—
Article 2(6)	Article 2(3), second subparagraph
Article 2(7)	—
First, second and third subparagraphs of Article 3(1)	First, second and third subparagraphs of Article 3(1)
Article 3(1), fourth subparagraph	—
Article 3(2)	Article 3(2)
Article 3(3)	—
Article 4	Article 4
Article 5(1), (2) and (3)	Article 5(1), (2) and (3)
Article 5(4)	Article 5(4), first subparagraph
Article 5(5), first subparagraph	Article 5(4), second subparagraph
—	Article 5(5)
Article 5(5), second subparagraph	Article 5(6), first subparagraph
—	Article 5(6), second subparagraph
Article 5(5), third subparagraph	Article 5(6), third subparagraph
Article 5(5), fourth and fifth subparagraphs	Article 5(6), fourth and fifth subparagraphs
Article 5(5) sixth, seventh and eighth subparagraphs	—
—	Article 5(7)
Article 5(6)	Article 5(8)
—	Article 5(9) and (10)
Article 6(1), first subparagraph	Article 6(1), first subparagraph
Article 6(1), second subparagraph	—
Article 6(1), third subparagraph	Article 6(1), second subparagraph
Article 6(2)	Article 6(2), first subparagraph
Article 6(3) and (4)	Article 7(4)
Article 6(5), first subparagraph	Article 6(2), second subparagraph
Article 6(5), second subparagraph	—
Article 6(6), first subparagraph	—
Article 6(6), second subparagraph	Article 3(3)
Article 7(1)	Article 7(1)
Article 7(2)	—
Article 7(3)	Article 7(2), first subparagraph
—	Article 7(2), second and third subparagraph
Article 7(4)	Article 7(3)
Article 7(5)	Article 7(5)
—	Article 7(6) and (7)
—	Article 8(1)
Article 8	Article 8(2)
—	Article 8(3)
Article 9, first subparagraph	Article 9(1)
Article 9, second and third subparagraphs	Article 9(2)

▼B

Regulation (EEC) No 2081/92	This Regulation
—	Article 9(3) and (4)
—	Article 10(1)
Article 10(1)	—
Article 10(2)	Article 11(1)
—	Article 11(2)
Article 10(3)	Article 11(3) and (4)
Article 10(4)	—
Article 10(5)	Article 10(3)
Article 10(6)	Article 10(2)
Article 10(7)	Article 11(1), second subparagraph
Article 11(1) to (3)	—
Article 11(4)	Article 12(1)
Article 11a(a)	Article 12(2)
Article 11a(b)	—
Articles 12 to 12d	—
Article 13(1)	Article 13(1)
Article 13(3)	Article 13(2)
Article 13(4)	Article 13(3), first subparagraph
—	Article 13(3), second subparagraph
Article 13(5)	Article 13(4)
Article 14(1) and (2)	Article 14(1) and (2)
Article 14(3)	Article 3(4)
Article 15	Article 15
Article 16	Article 16
—	Articles 17 to 19
Article 18	Article 20
Annex I	Annex I
Annex II	Annex II

本文書は純粋に文書化の手段としての意味をもつものであり、当機関はその内容について法的責任を負わない。

農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する

2006年3月20日の理事会規則（欧州共同体）第510/2006号

（OJ L 93, 31.3.2006, p. 12）

以下による修正：

	公報		
	番号	ページ	日付
2006年11月20日の理事会規則（EC）第1791/2006号	L 363	1	2006年12月20日
2008年5月8日の委員会規則（EC）第417/2008号	L 125	27	2008年5月9日

仮訳（知的財産課が行った和訳に対して、内藤が一部修正を行った。）

農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する

2006 年 3 月 20 日の

理事会規則（欧州共同体）第 510/2006 号

欧州連合理事会は、

欧州共同体設立条約、特にその第 37 条を顧慮し、

欧州委員会の提案を顧慮し、

欧州議会⁽¹⁾の意見を顧慮した結果、

- (1) 農産物及び食品の生産、製造及び流通が共同体経済において重要な役割を果たしているが故に、
- (2) 市場における供給と需要の間の一層良好な均衡を達成するために、農業生産の多様化が奨励されるべきであるが故に、一定の特徴を有する産物を推進することは、農村経済に対し、特に比較的恵まれない又は遠隔の地域に対し、農民の収入を向上させ、それらの地域における農村人口を維持することによって、少なからぬ利益となり得るが故に、
- (3) 消費者が食品に関し、量より質を重視する傾向が継続的に増加しているが故に、この特定産物の探究が、地理的原産地を確認することができる農産物又は食品に対する需要を増大させつつあるが故に、
- (4) 市場に出される産物の種類は多様であり、それに関して提供されている情報が多様であることから、消費者には、最善の選択ができるようにするために、産物の原産地に関する明瞭かつ簡潔な情報が与えられなければならないが故に、
- (5) 農産物及び食品に関するラベル表示は、食品に関するラベル表示、説明及び広告についての加盟諸国の法律の近接化に関する 2000 年 3 月 20 日の欧州議会及び理事会指令 2000/13EC⁽²⁾に定められた、一般的規則の適用対象であるが故に、特定の地理的地域の農産物及び食品に対しては、その特異性を考慮して、生産者が包装に適切な共同体のシンボル又は表示の使用を義務付ける特別な追加規定が採択されるべきであるが故に、こうしたシンボルや表示は、共同体呼称の場合には、一つにはこうした産物の分類やそこに添付された保証書が消費者により身近になるよう、また市場でこれらの産物の識別がより容易になり検査が簡単になるよう義務化されるべきであるが故に、業者にはこうした義務に対応するための一定の時間的余裕が与えられるべきであるが故に、
- (6) 原産地呼称及び地理的表示の共同体としての対処が構想されるべきであるが故に、保護に関する共同体の規定という枠組は、従来より統一した対処方法を提供することによって、地理的表示及び原産地呼称の発展を可能にし、当該枠組は、それらの表示を

付した産物の生産者間での公正な競争を保証し、消費者の目には、産物に関する信頼性を向上させることになるが故に、

- (7) 規程の立案においては、ぶどう酒及び蒸留酒に関する既存の共同体法制を妨害せず適用されるべきであるが故に、
- (8) 本規則の範囲は、一定の農産物及び食品であって、それらの特徴と地理的原産地との間に関連があるものに限定されているが故に、しかしながら、当該範囲は、他の農産物又は食品を包含するように拡大することが可能であると考えられるが故に、
- (9) 既存の慣行上、地理的説明について 2 の異なる種類、すなわち地理的保護表示及び原産地保護呼称を規定することが適切であるが故に、
- (10) 前記の表示が付された農産物又は食品は、明細書に定められている一定の条件に適合していなければならないが故に、
- (11) 加盟諸国において保護を享受するためには、地理的表示及び原産地呼称は、共同体段階において登録されなければならないが故に、登録簿への登録はまた、取引に関係する者及び消費者に情報を提供すべきであるが故に、共同体に登録された名称が本規則にある条件を確実に満たすように、登録申請は、国内異議申立を含め、最小限の共通条項に従って関係加盟国の国内当局者が調査すべきであるが故に、その後委員会は、登録申請が本規則にある条件を満たし、全加盟国において統一的対策が確実になされるよう、精査過程に係らなければならないが故に、
- (12) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（1994 年 TRIPS 協定、世界貿易機関設立に関する協定の付属書 1C に規定）には知的所有権の効力、所有、範囲、維持及び施行に関する詳細な規定が記載されているが故に、
- (13) 本規則による保護は、登録を条件として、原産地で保護されている第三国の地理的表示にも及ぶべきであるが故に、
- (14) 登録手続は、加盟国又は第三国において正当な関係を有する全ての自然人及び法人が、異議申立をすることによってその権利を行使することができるようなものにしなければならないが故に、
- (15) 登録後、正当な関係を有する集団の要請によって、技術的進歩を考慮して明細書の補正を行うこと、又は農産物若しくは食品が、特に地理的表示若しくは原産地呼称を認める基礎となった明細書に適合しなくなっている場合に、その農産物若しくは食品に係る地理的表示若しくは原産地呼称を登録簿から取り下げることが可能にする手続がなければならないが故に、
- (16) 共同体領域において保護される原産地呼称及び地理的表示は、飼料食料法、動物衛生福祉規則⁽³⁾への準拠を確実にするための公的規制に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会及び理事会規則（EC）第 882/2004 号に沿った検査システムに基づく公的規制監視シ

システムに従わなければならない、その検査システムには、当該農産物及び食品の明細書への適合確認も含まれるべきであるが故に、

- (17) 加盟諸国は、経費補填のために手数料徴収の権限が与えられるべきであるが故に、
- (18) 委員会に与えられた権力行使の手続を定めた 1999 年 6 月 28 日の理事会決議 1999/468/EC⁽⁴⁾に従い、本規則施行に必要な措置が講じられなければならないが故に、
- (19) 農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する 1992 年 7 月 14 日の理事会規則（EEC）第 2081/92 号⁽⁵⁾に基づいて、本規則発効日に既に登録された名称は、本規則により保護が継続し、自動的に登録簿に登録されるべきであるが故に、本規則発効以前に委員会が受領した登録出願への暫定的手段への対処もなされるべきであるが故に、
- (20) 明確性と透明性のために、規則（EEC）第 2081/92 号を廃止し、本規則への差し替えが適切であるが故に、

本規則を採択した。

⁽¹⁾ 公報には未公告。

⁽²⁾ OJ L 109, 6.5.2000, p. 29. 指令 2003/89/EC (OJ L 308, 25.11.2003, p. 15) により最終改正された指令。

⁽³⁾ OJ L 165, 30.4.2004, p. 1. 訂正版は OJ L 191, 28.5.2004, p. 1。

⁽⁴⁾ OJ L 184, 17.7.1999, p. 23.

⁽⁵⁾ OJ L 208, 24.7.1992, p. 1. 規則（EC）第806/2003号（OJ L 122, 16.5.2003, p. 1）により最終改正された規則。

第 1 条

範囲

1. 本規則は、条約の付属書 I にいう人間による消費を予定している農産物、並びに本規則の付属書 I にいう食品、及び本規則の付属書 II に掲げる農産物に関し、その原産地呼称及び地理的表示の保護に関する規則を定める。

ただし、本規則はワインビネガー以外のぶどう酒製品又は蒸留酒飲料には適用しないものとする。本条は、ぶどう酒市場の共同機構に対する 1999 年 5 月 17 日の理事会規則（EC）第 1493/1999 号の適用を損なうものではない⁽¹⁾。

本規則の付属書 I 及び II は、第 15 条（2）に定める手続に従って改正することができる。

2. 本規則は、共同体の他の特定の規定を損なうことなく適用しなければならない。

3. 技術的基準及び規制、並びに情報社会サービスの規則の分野における情報の提供手続を定めた 1998 年 6 月 22 日の欧州議会及び理事会指令 98/34/EC ⁽²⁾ は、本規則の適用対象である原産地呼称及び地理的表示には適用しないものとする。

-
- (¹) OJ L 179, 14.7.1999, p. 1.
(²) OJ L 204, 21.7.1998, p. 37.

第2条

原産地呼称と地理的表示

1. 本規則の目的

- (a) 「原産地呼称」とは地方、特定の場所、又は例外的には国の名称であって、次に該当する農産物又は食品を表現するために使用されるもの

－当該の地方、特定の場所又は国を原産地としていること

－その品質又は特徴が、固有の自然的及び人的要因を備えた特定の地理的環境に専ら又は本質的に起因していること、及び

－その生産、加工及び調製が当該の定義された地理的地域において行われていること。

- (b) 「地理的表示」とは地方、特定の場所、又は例外的には、国の名称であって、次に該当する農産物又は食品を表現するために使用されるもの

－当該の地方、特定の場所又は国を原産地としていること、及び

－当該の地理的原産地に起因する固有の品質、評判その他の特徴を有していること、及び

－その生産及び／又は加工及び／又は調製が当該の定義された地理的地域において行われていること。

2. 第1項にいう条件を満たす農産物又は食品を示す伝統的な地理的又は非地理的名称も、原産地呼称又は地理的表示とみなす。

3. 第1項(a)にかかわらず、関係する産物の原材料がその加工地域より広いか又はそれとは異なる地理的地域から供給されている場合は、次のことを条件として、一定の地理的呼称は、原産地呼称として取り扱うものとする。

- (a) 原材料の生産地域が限定されていること

- (b) 原材料に関し、特別な生産条件が存在していること、及び

- (c) 上記(b)に定める条件を遵守させるための検査制度が存在していること。

問題とする呼称は、原産国において2004年5月1日以前に既に原産地呼称と認められていなければならない。

第3条

一般化しているもの並びに植物及び動物の品種名，同音異義語並びに商標と抵触するもの

1. 既に一般化している名称は，登録を受けることができない。

本規則の適用上，「既に一般化している名称」とは農産物又は食品の名称であって，その農産物又は食品の生産又は販売が最初に行われた地域の名称に関するものであるが，既に共同体において農産物又は食品の普通の名称となっているものをいう。

名称が既に一般化しているか否かを判定するためには，あらゆる要因，特に次の事項を考慮するものとする。

(a) 加盟諸国及び消費地における現状

(b) 関連性のある，各国又は共同体の法律

2. 名称が植物又は動物の品種名と抵触しており，その結果，それに係る産物の真の原産地について消費者に誤認を生じさせる虞がある場合は，その名称は原産地呼称又は地理的表示としての登録を受けることができない。

3. 本規則に基づいて既に登録されている名称と，完全に又は部分的に同音異義である名称は，特に次の事項を考慮して，地域的及び伝統的な慣用法，及び現実混乱する危険性を十分配慮して，登録されなければならない。

(a) その産物が別の地域の原産であるとの消費者の誤認につながるような同音異義の名称は，たとえ問題となる農産物若しくは食品の原産地域，地方，又は場所に関する限りその名称が正確なものであるとしても登録を受けることができない。

(b) 登録済みの同音異義名称の使用は，これから登録される名称と既に登録済みの名称との間に実際に十分な区別があるかどうかを条件としなければならない，関係する生産者を公平に扱い，消費者の誤認を招かないように配慮する。

4. 商標の評判，名声及び使用年数を考慮して，登録名が，産物の真の独自性に関して消費者の誤認を招くかもしれない場合には，そのような原産地呼称及び地理的表示は登録を受けることができない。

第4条

産物明細書

1. 原産地保護呼称（PDO）又は地理的保護表示（PGI）の使用に関して適格となるためには，農産物又は食品は産物明細書に適合していなければならない。
2. 産物明細書には，少なくとも次の事項を含めなければならない。

(a) 原産地呼称又は地理的表示を含む農産物又は食品の名称。

(b) 適切な場合は原材料を含めた農産物又は食品についての説明，及び農産物又は食品の物理的，化学的，微生物学的又は感覚的に認知することができる主要特徴

(c) 地理的地域の定義，及び適切な場合は，第 2 条（3）の要件を満たしていることを示す明細

(d) 農産物又は食品が，第 2 条（1）（a）又は（b）の内の何れか該当する規定の意味での地理的地域を原産地としていることの証拠

(e) 農産物又は食品を取得する方法についての説明，及び適切な場合は，その土地での真正かつ一定不変の方法，及び第 5 条（1）の範囲内の申請申込団体が，品質を守り，又は原産地若しくは管理を保証するために，限定された地理的地域で包装しなければならないと決定しその理由を示した場合には，包装に関する情報

(f) 以下の事項を裏付ける明細

(i) 農産物又は食品の品質又は特徴と第 2 条（1）（a）に規定する地理的環境との連結、又は

(ii) 農産物又は食品の固有の品質，評判，又はその他の特徴と第 2 条（1）（b）に規定する地理的原産地との連結

(g) 明細書規定との適合性を検査する機関又は機構の名称並びに住所，及びその職務の明細

(h) 問題の農産物又は食品に対するラベル表示のあらゆる具体的規則

(i) 共同体又は各国の規定によって定められているあらゆる要件

第 5 条

登録出願

1. 集団のみが登録出願する権利を有するものとする。

本規則の適用上，「集団」とは同一の農産物又は食品を取り扱う生産者又は加工者の団体をいい，法律的な形態又は構成を問わない。他の利害関係人も集団に参加することができる。第 16 条（c）に定めた詳細な規定を満たす自然人又は法人も，集団として捉えることができる。

国境を越えた地理的地域を示す名称又は国境を越えた地理的地域に関する伝統的名称の場合には，第 16 条（d）に定めた詳細な規定を満たす限り，複数の集団が共同出願することができる。

2. 集団は，自らが生産又は取得する農産物又は食品についてのみ，登録出願をすることができる。

3. 登録出願書には少なくとも次の事項を含まなければならない。

(a) 出願集団の名称と住所

(b) 第4条で規定されている明細書

(c) 以下の事項を提示した単一文書

(i) 明細書の主要事項：名称、産物の説明、適切な場合には包装及びラベル表示に関する詳細な規定及び地理的地域の簡明な定義も含める。

(ii) 第2条(1)(a)又は(b)の内の何れか該当する規定の意味における、産物と地理的環境又は地理的原産地との間の連結の説明、また適切な場合には、連結の根拠を示す産物表示又は生産方法の詳細な要素も含む。

4. 登録出願は、その対象とする地理的地域が所在する加盟国に送付しなければならない。

出願を受領した加盟国は、出願の正当性及び本規則の要件を満たすかどうか、適切な方法で検査しなければならない。

5. 第4項第2段落で定めた検査の一部として、当該加盟国は国内異議申立手続を開始しなければならない。出願公告が適切かどうか確認し、正当な関係を有する、領域内に設立又は居住する自然人又は法人が、出願への異議を提出するのに十分な時間的余裕を与えなければならない。

加盟国は第7条(3)第1段落に定めた範疇を考慮し、受領した異議申立の適合性を検討しなければならない。

加盟国が本規則の要件を満たしていると判断するならば、受理の決定を行い、第7項に定めた最終決定に関する文書を委員会に送付しなければならない。要件を満たしていない場合は、加盟国は出願却下の決定をしなければならない。

加盟国は、必ず受理の決定を公告し、又正当な関係を有する自然人又は法人全てに不服申立手段が与えられるように保証しなければならない。

加盟国は、受理決定の根拠となる版の明細書を公告し、その明細書への電子的アクセスを保証しなければならない。

6. 加盟国は、暫定的な場合に限定されるが、名称に対する本規則による国内レベルでの保護、及び適切な場合には、委員会への出願提出日から有効な調整期間を与えることができる。

第1段落にいう調整期間は、当該業者が問題の産物を当該名称で合法的に少なくとも5年間販売し、第5項の第1段落にある国内異議申立でその点を立証しているという条件下でのみ与えられる。

当該暫定的国内保護策は、本規則に基づいて登録の決定がなされた日をもって停止されなければならない。

本規則に基づいて名称が登録されていない場合に、当該暫定的国内保護策により生じる結果は関係加盟国の単独責任となる。

第 1 段落にある加盟諸国による方策は国内段階でのみ効力を有し、共同体内部及び国際取引には何の影響も及ぼしてはならない。

7. 第 5 項第 3 段落に定めた全ての受理決定に関して、当該加盟国は次の事項を委員会に提出しなければならない

(a) 出願集団の名称と住所

(b) 第 3 項 (c) に規定する単一文書

(c) 集団が提出し受理の決定を受けた出願が、本規則の要件とその施行規定を満たすものとする、という加盟国による公表

(d) 第 5 項第 5 段落にある、明細書の公告への参照

8. 加盟諸国は、2007 年 3 月 31 日を期限として第 4 項から第 7 項を遵守するために必要な法律、規則又は行政規定を導入しなければならない。

ブルガリア及びルーマニアは、加盟日から 1 年を期限として上記の法律、規則又は行政規定を導入しなければならない。

9. 登録出願が第三国に所在する地理的地域に関するものである場合、第 3 項に規定される要素及び問題の名称が原産国において保護されている証明も含まれていなければならない。

出願は、直接又は当該第三国当局を経由して委員会に送付されなければならない。

10. 本条で定めた委員会への送付文書は、欧州連合機関の公用語の 1 言語で記述するか、又は公用語の 1 言語で書かれた認証済み翻訳を添付しなければならない。

11. ブルガリア及びルーマニアの場合、加盟日の時点で既に有効な地理的表示及び原産地呼称への国内保護は、加盟日から 12 月間継続できる。

本規則に基づき登録出願が上記期間終了までに委員会に提出された場合、本規則に基づき決定が下された日に当該保護は停止されるものとする。

本規則に基づいて名称が登録されていない場合に、当該暫定的国内保護策により生じる結果は関係加盟国の単独責任となる。

第 6 条

委員会による検証

1. 委員会は、第 5 条に従って受領した申請を、適合性があり本規則に定める要件を満たしているか否かを精査するために、適切な方法で検証しなければならない。この検証は 12 月を越えてはならない。

委員会は毎月、提出された登録出願の名称一覧を、委員会への提出日と共に公告しなければならない。

2. 第 1 項第 1 段落に従って行われた検証に基づき、委員会が本規則の定める要件が満たされていると判断する場合には、単一文書及び第 5 条 (5) 第 5 段落で言及されている明細書の公告への参照を欧州連合公報に公告しなければならない。

要件を満たしていないと判断した場合は、委員会は第 15 条 (2) に定める手続に従って、出願を却下する決定を行わなければならない。

第 7 条

登録への異議申立／決定

1. 如何なる加盟国又は第三国も、第 6 条 (2) 第 1 段落にいう欧州連合公報における公告の日から 6 月以内に、十分な理由を付した異議申立書を委員会に提出することにより、提案された登録に対する異議申立を行うことができる。

2. 当該登録の出願をしていない如何なる正当な関係を有する自然人又は法人も、加盟国又は第三国に当該人が居住し又は営業所を有する場合、十分な理由を付した異議申立書を提出することにより提案された登録に対して異議申立を行うことができる。

加盟国に居住し又は営業所を有する自然人又は法人の場合、そうした異議申立書は第 1 項に従って異議申立が許可される期限内に加盟国に提出されなければならない。

第三国に居住し又は営業所を有する自然人又は法人の場合、申立書は第 1 項の設定期限内に、直接又は当該第三国当局を経由して委員会に提出されなければならない。

3. 異議申立書は、第 1 項の設定期限内に委員会が受けとり、次の条件の何れかを満たす場合にのみ受理されるものとする。

(a) 第 2 条にいう条件の不遵守を証明していること

(b) 提案された名称の登録は、第 3 条の第 2, 第 3, 及び第 4 項に反することを証明していること

(c) 提案された名称の登録は、全体又は一部において同一である名称若しくは商標の存在、又は第 6 条 (2) に定める公告日以前に少なくとも 5 年間合法的に販売されている産物の存在を危険に曝すことを証明していること

(d) 登録出願がされている名称が、第 3 条 (1) の意義の範囲内で一般名称であると結論付けられる詳細理由を指摘していること。

委員会は異議申立の受理可能性を審理しなければならない。

第 1 段落の (b) , (c) 及び (d) に言及する範疇は共同体の領域との関連で審査されなければならない。知的所有権の場合は当該権利が保護されている領域、又は複数領域のみを評価するものとする。

4. 委員会に対して第 3 項による異議申立がなされなかった場合は、その名称は登録されなければならない。

登録は欧州連合公報に公告されなければならない。

5. 異議申立が第 3 項の意味において受理可能である場合は、委員会は利害関係人を招聘し適正な協議を行わなければならない。

6 月以内に合意が成立した場合は、利害関係人は委員会に対し、合意成立を可能にした全ての要因を、出願人及び異議申立人の意見書を添えて連絡しなければならない。第 6 条 (2) に基づいて公告された明細に第 16 条 (h) に規定されるように変更がなかった場合又は微細な変更の場合は、委員会は本条の第 4 項に従って手続を進めなければならない。変更があった場合は、委員会は第 6 条 (1) に定める検証を繰り返さなければならない。

合意が成立しなかった場合、委員会は従来 of 公正な慣行、及び混同が現実 to 生じる可能性を考慮した上で、第 15 条 (2) に定める手続に従って決定を下さなければならない。

決定は、欧州連合公報に公告されなければならない。

6. 委員会は、原産地保護呼称及び地理的保護表示の最新の登録簿を整備しなければならない。

7. 本条で定めた委員会への送付文書は、欧州連合機関の公用語の 1 言語で作成するか、又は公用語の 1 言語で書かれた認証済み翻訳を添付しなければならない。

第 8 条

名称、表示及びシンボル

1. 本規則のもとで登録された名称は、対応する明細書に合致する農産物又は食品を販売する如何なる事業者も使用することができる。

2. 本規則に従って登録された名称に基づいて販売される共同体を原産地とする農産物及び食品の場合には、「保護原産地呼称」及び「保護地理的表示」という表示、又はそれに付随する共同体シンボルがラベルとして表示されなければならない。

3. 本規則に従って登録された名称に基づいて販売される第三国を原産地とする農産物及び食品の場合には、第2項にある表示及びそれに付随する共同体シンボルを同様にラベルとして表示することができる。

第9条

明細書に対する変更の承認

1. 第5条(1)及び(2)の条件を満たし、正当な利害関係を有する集団は、明細書の修正、特に科学技術知識の進展を考慮するための、又は第4条(2)(c)にいう地理的地域を再定義するための修正の承認を要求することができる。
出願は、要請した修正を記述し、その理由を明示しなければならない。
2. 修正が単一書類に関する1又は2以上の修正を含む場合は、修正の出願は第5条、第6条及び第7条に定められた手続が適用されるものとする。ただし、提案された修正が微細である場合は、委員会は第6条(2)及び第7条に定められた手続に従わないで修正を承認するかどうかを決定し、承認する場合には、第6条(2)にいう要素の公告を進めなければならない。
3. 修正が単一書類に関するいかなる変更も含まない場合は、次の規則を適用しなければならない。
 - (i) 地理的地域が特定の加盟国内にある場合は、当該加盟国は修正の承認に対する考え方を明らかにしなければならず、また認められる場合は、修正された明細書を公告し、是認された修正及びその理由を欧州委員会に通知しなければならない。
 - (ii) 地理的地域が第三国にある場合は、委員会は提案された修正を承認するかどうかを決定しなければならない。
4. 修正が当局によって義務付けられた衛生基準又は植物衛生基準を満たすために生じる明細書の一時的変更に関するものである場合は、本条3に定められた手続を適用しなければならない。

第10条

公的管理

1. 加盟諸国は、規則(EC) No. 882/2004に従って本規則に定められた義務に関する管理に責任のある1または2以上の管轄当局を指定しなければならない。
2. 加盟諸国は、本規則を遵守する如何なる事業者も公的管理システムでカバーされることができることを確保しなければならない。

3. 委員会は、本条の1または第11条にいう当局及び団体の名称及び住所を公告し、定期的に更新しなければならない。

第11条

明細書遵守の立証

1. 共同体内の地理的地域に関連する地理的表示及び原産地呼称に関して、明細書遵守の立証は、産物を市場に出す前に、次によって確保されなければならない。

- 1又は2以上の、第10条にいう管轄当局、及び／又は
- 産地認証団体として機能している、1または2以上の規則（EC）No. 882/2004の第2条の意味における管理団体。

そのような明細書遵守の立証に係る費用は、そのような管理に従う事業者が負担しなければならない。

2. 第三国内の地理的地域に関連する地理的表示及び原産地呼称に関して、明細書遵守の立証は、産物を市場に出す前に、次によって確保されるものとする。

- 第三国によって指定された1又は2以上の公的当局、及び／又は
- 1又は2以上の産物認証団体。

3. 本条の1及び2にいう産物認証団体は、欧州規格 EN 45011 又は ISO/IEC 指針 65（産物認証システムを機能する団体に関する一般要件）に従うものとし、2010年5月からはこれらに従って認可されるものとする。

4. 本条の1及び2にいう当局が明細書の遵守を立証するために選ばれた場合は、客観性及び普遍性に関する十分な保証を提供しなければならず、処理に当っては、その機能を果たすために必要な、適格な職員及び資源を有していなければならない。

第12条

抹消

1. 第16条（k）にいう細則に従って、委員会が保護名称に係る農産物又は食品の明細書の条件の遵守がもはや確保されていないとみなす場合は、第15条（2）にいう登録の抹消に関する手続を開始しなければならず、その旨を欧州連合公報に公告しなければならない。

2. 正当な利害関係のある如何なる自然人又は法人も、要求の理由を明らかにした上で、登録の抹消を要求することができる。

第5条、第6条及び第7条に規定された手続は、必要な変更を加えて適用されるものとする。

第13条

保護

1. 登録名称は次の事項に対して保護されるものとする。

- (a) 登録名称を、登録の対象とされていない産物について直接又は間接に業として使用すること。ただし、それらの産物が登録名称の下で登録されている産物と類似していること、又はその名称を使用することが保護名称の評判の不当な利用になることを条件とする。
- (b) 悪用、模倣又は想起。産物の真の原産地が指示されている場合、又は保護名称が翻訳されているか、若しくは「style」、「type」、「method」、「as produced in」、「imitation」その他類似の表現が添えられている場合であっても同様とする。
- (c) 産物の出所、原産地、種類又は基本的品質に関する上記以外の虚偽の又は誤認を生じる表示を、その産物に関連する内側又は外側の包装、広告用の資料又は書類に付すること、及びその産物を原産地に関して誤った印象を与える虞のある容器に詰めること
- (d) 産物の真の原産地について消費者に誤認を生じさせる虞のある上記以外の全ての慣行。

登録名称がその名称の中に一般的であるとみなされる農産物又は食品の名称を含んでいる場合は、該当する農産物又は食品に当該の一般名称を使用することは、第1段落(a)又は(b)に反するものであるとはみなさない。

2. 保護名称は、一般名称になることができない。

3. 第5条に基づいて登録が出願された名称の場合、第7条(5)に基づいて最大5年までの移行期間に関する規定を設けることができる。ただし、提案された名称の登録について、全体又は一部において同一である名称の存在、又は第6条(2)に規定された公布日前少なくとも5年間合法的に販売されていた産物の存在を危険に晒すという理由で、異議申立書の受理が言明された場合に限るものとする。

地理的地域が所在する加盟国又は第三国に設立された事業に対して、移行期間を設定することもできる。ただし、当該企業が第6条(2)にいう公布日前少なくとも5年間終始一貫して当該名称を使用し、問題の産物を合法的に販売しており、第5条(5)の第1及び第2段落にいう国内の異議申立手続、又は第7条(2)にいう委員会の異議申立手続においてその点に言及していることを条件とする。本条のこの段落にいう移行期間及び第5条(6)にいう調整期間を合算した全期間は、5年を超えることはできない。第5条(6)にいう調整期間が5年を超える場合は、移行期間は認められない。

4. 第 14 条を損なわないことを条件とし、委員会は、第 15 条（2）に規定された手続に従い、登録名称と、ある加盟国内又は第三国内のある場所を表示している登録名称と同一の非登録名称との共存を認める決定を行うことができる。ただし、次の条件をすべて満たしていることを条件とする。

- (a) 登録名称と同一の非登録名称が、1993 年 7 月 24 日より前、少なくとも 25 年間にわたって法的に一貫して公正に使用されてきた。
- (b) その名称を使用する目的は、如何なる時も登録名称の評判から利益を得るためではなかったこと、かつ、消費者は産物の真の原産地に関して誤解していなかった又は誤解できなかったことが示される。
- (c) 同一名称であることに由来する問題が、名称の登録以前に生じた。

登録名称と関係する同一の名称は、最大限 15 年間共存することができ、そののち非登録名称の使用が停止されなければならない。

関係する非登録名称の使用は、その原産国がラベルに明らかに目立つように示されている場合に限り、是認される。

第 14 条

商標、原産地呼称及び地理的表示の関係

1. 原産地呼称又は地理的表示が本規則に従って登録されている場合において、商標であって、第 13 条にいう事情の 1 に該当し、かつ、同一種類の産物に関するものについては、商標の登録出願が欧州委員会に対する登録出願の提出日後に提出されたときは、その登録出願は却下するものとする。

第 1 段落に反して登録された商標は、無効を宣言するものとする。

2. 欧州委員会法を適切に考慮した上で、第 13 条にいう事情の 1 に該当する商標の使用であって、その商標が原産国における原産地呼称又は地理的表示の保護の日より前、又は 1996 年 1 月 1 日の前に、委員会の領域内で、善意で出願され、登録され、又は使用により確立され、その可能性が関係法によって認められているならば、原産地呼称又は地理的表示の登録にかかわらず、その使用の継続が認められる。ただし、加盟諸国の商標に関する法律を近接化するための 1988 年 12 月 21 日の第 1 次理事会指令 89/104/EEC⁽¹⁾又は欧州委員会商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則（EC）No 40/94⁽²⁾に定めた商標に関する無効理由又は取消理由が存在していないことを条件とする。

⁽¹⁾ OJL 40, 11.2.1989, p. 1.

⁽²⁾ OJL 11, 14.1.1994, p. 1.

第 15 条

委員会手続

1. 委員会は、地理的保護表示及び原産地保護呼称に関する常任委員会によって補佐されるものとする。
2. 本段落に引用される場合は、決定 1999/468/EC の第 5 条及び第 7 条を適用するものとする。
決定 1999/468/EC の第 5 条（6）に定められた期間は、3 ヶ月に設定されるものとする。
3. 委員会は独自の手続規則を採択するものとする。

第 16 条

実施規則

本規則を適用するための細則は、第 15 条（2）にいう手続に従って採択されるものとする。それらは特に次を含むものとする。

- (a) 第 2 条（3）にいう原材料のリスト
- (b) 第 4 条（2）にいう産物明細書に含まなければならない情報
- (c) 自然人又は法人が集団として取り扱われることができる条件
- (d) 第 5 条（1）の第 3 段落にいう国境を越えた地理的地域を示している名称の登録出願の提出
- (e) 第 5 条（7）及び（9）にいう書類の委員会への伝達の内容と方法
- (f) 第 7 条にいう異議、関係する団体間における適切な協議に関する規則を含む
- (g) 第 8 条にいう表示及びシンボル
- (h) 第 7 条（5）の第 2 段落及び第 9（2）にいう微細な修正の定義、微細な修正が産物の必要不可欠な特性に関連しないこと、又は関連を変えることは不可能であることを心にとめた上で
- (i) 第 7 条（6）に規定された原産地表示及び地理的表示の登録簿
- (j) 産物明細書が遵守されていることを調べるための条件
- (k) 登録の抹消に関する条件

第 17 条

移行規定

1. 本規則が効力を発生する日に、委員会規則（EC）No 1107/96⁽¹⁾の付属書に列挙された名称、及び規則（EC）No 2400/96⁽²⁾に関する委員会の付属書に列挙された名称は、本規則の第 7 条（6）にいう登録簿に自動的に入れられるものとする。対応する明細書は、第 4 条（1）にいう明細書であるとみなされるものとする。そのような登録に伴う如何なる特別移行規定も適用が継続されるものとする。
2. 本規則が効力を発生する日より前に、委員会が受領した出願、申立書及び要求の期間に関しては次の通りとする。
 - (a) 第 13 条（3）を侵害することなく、第 5 条の手続は適用しないものとし、及び
 - (b) 委員会規則（EC）No 383/2004⁽³⁾に従って記述された明細書の概要は、第 5 条（3）(c) にいう単一の書類に交換するものとする。
3. 委員会は、必要に応じて、第 15 条（2）にいう手続に従って、他の移行規定を採択することができる。

-
- (1) 理事会規則（EEC）No 2081/92（OJ L 148, 21.6.1996, p. 1）の第 17 条に定められた手続に基づいて地理的表示及び原産地呼称に関する 1996 年 6 月 12 日の委員会規則（EC）No 1107/96。規則（EC）No 704/2005（OJ L 118, 5.5.2005, p. 14）によって最近修正された規則。
 - (2) 農産物及び食品に係る地理的保護表示及び原産地呼称に関する理事会規則（EEC）No 2081/92 に規定された「原産地保護呼称及び地理的保護表示の登録簿」への、ある名称の記載に関する 1996 年 12 月 17 日の理事会規則（EC）No 2400/96（OJ L 327, 18.12.1996, p. 11）。規則（EC）No 417/2006（OJ L 72, 11.3.2006, p. 8）によって最近修正された規則。
 - (3) 産物明細書の主要点の概要に関して、理事会規則（EEC）No 2081/92 を適用するための細則を規定している 2004 年 3 月 1 日の理事会規則（EC）No 383/2004（OJ L 64, 2.3.2004, p. 16）。

第 18 条

料金

加盟諸国は、本規則に従った登録の出願、異議申立書、修正の出願及び抹消の要求に係る厳密な調査に発生する費用を含む諸費用を賄うための料金を請求することができる。

第 19 条

撤廃

規則（EEC）No 2081/92 は、ここにより撤廃される。

撤廃された規則への言及は、本規則に言及されると解釈されるものとし、付属書 III の相関表に従って読み取られるものとする。

第 20 条

効力の発生

本規則は欧州連合公報におけるその公布の日から効力が発生するものとする。

ただし、第 8 条 (2) は 2009 年 5 月 1 日から施行されるものとし、その日より前に既に販売された産物に損害を与えることはない。

本規則は全加盟国に対し、その全体において拘束力を有し、かつ、直接に適用するものとする。

付属書 I

第1条(1)にいう食品

- ビール
- 植物抽出物から製造した飲料
- パン，練り菓子，ケーキ，糖菓，その他の焼き菓子
- 天然ゴム及び樹脂
- 練りがらし
- パスタ

- 塩

付属書 II

第1条(1)にいう農産物

- 干し草
- 精油
- コルク
- コチニール（動物起源の原産物）
- 花及び観賞植物
- 羊毛
- 小枝細工
- 亜麻正線

- 綿

付属書III
 相関表

規則 (EEC) No. 2081/92	本規則
第1条	第1条
第2条 (1)	—
第2条 (2)	第2条 (1)
第2条 (3)	第2条 (2)
第2条 (4)	第2条 (3) 第1段落
第2条 (5)	—
第2条 (6)	第2条 (3) 第2段落
第2条 (7)	—
第3条 (1) 第1, 第2及び第3段落	第3条 (1) 第1, 第2及び第3段落
第3条 (1) 第4段落	—
第3条 (2)	第3条 (2)
第3条 (3)	—
第4条	第4条
第5条 (1), (2) 及び (3)	第5条 (1), (2) 及び (3)
第5条 (4)	第5条 (4) 第1段落
第5条 (5) 第1段落	第5条 (4) 第2段落
—	第5条 (5)
第5条 (5) の第2段落	第5条 (6) 第1段落
—	第5条 (6) 第2段落
第5条 (5) 第3段落	第5条 (6) 第3段落
第5条 (5) 第4及び第5段落	第5条 (6) 第4及び第5段落
第5条 (5) 第6, 第7及び第8段落	—
—	第5条 (7)
第5条 (6)	第5条 (8)
—	第5条 (9) 及び (10)
第6条 (1) 第1段落	第6条 (1) 第1段落
第6条 (1) 第2段落	—
第6条 (1) 第3段落	第6条 (1) 第2段落
第6条 (2)	第6条 (2) 第1段落
第6条 (3) 及び (4)	第7条 (4)
第6条 (5) 第1段落	第6条 (2) 第2段落
第6条 (5) 第2段落	—
第6条 (6) 第1段落	—
第6条 (6) 第2段落	第3条 (3)
第7条 (1)	第7条 (1)
第7条 (2)	—
第7条 (3)	第7条 (2) 第1段落
—	第7条 (2) 第2及び第3段落
第7条 (4)	第7条 (3)
第7条 (5)	第7条 (5)
—	第7条 (6) 及び (7)
—	第8条 (1)
第8条	第8条 (2)
—	第8条 (3)
第9条の第1段落	第9条 (1)
第9条の第2及び第3段落	第9条 (2)

規則 (EEC) No. 2081/92	本規則
—	第 9 条 (3) 及び (4)
—	第 10 条 (1)
第 10 条 (1)	—
第 10 条 (2)	第 11 条 (1)
—	第 11 条 (2)
第 10 条 (3)	第 11 条 (3) 及び (4)
第 10 条 (4)	—
第 10 条 (5)	第 10 条 (3)
第 10 条 (6)	第 10 条 (2)
第 10 条 (7)	第 11 条 (1) 第 2 段落
第 11 条 (1) - (3)	—
第 11 条 (4)	第 12 条 (1)
第 11 a 条 (a)	第 12 条 (2)
第 11 a 条 (b)	—
第 12 条 - (12d)	—
第 13 条 (1)	第 13 条 (1)
第 13 条 (3)	第 13 条 (2)
第 13 条 (4)	第 13 条 (3) 第 1 段落
—	第 13 条 (3) 第 2 段落
第 13 条 (5)	第 13 条 (4)
第 14 条 (1) 及び (2)	第 14 条 (1) 及び (2)
第 14 条 (3)	第 3 条 (4)
第 15 条	第 15 条
第 16 条	第 16 条
—	第 17 条 - 第 19 条
第 18 条	第 20 条
付属書 I	付属書 I
付属書 II	付属書 II

This document is meant purely as a documentation tool and the institutions do not assume any liability for its contents

► **B**

COMMISSION REGULATION (EC) No 1898/2006

of 14 December 2006

laying down detailed rules of implementation of Council Regulation (EC) No 510/2006 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs

(OJ L 369, 23.12.2006, p. 1)

Amended by:

Official Journal

	No	page	date
► <u>M1</u> Commission Regulation (EC) No 628/2008 of 2 July 2008	L 173	3	3.7.2008



**COMMISSION REGULATION (EC) No 1898/2006
of 14 December 2006**

**laying down detailed rules of implementation of Council Regulation
(EC) No 510/2006 on the protection of geographical indications and
designations of origin for agricultural products and foodstuffs**

THE COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,

Having regard to the Treaty establishing the European Community,

Having regard to Council Regulation (EC) No 510/2006 of 20 March 2006 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs ⁽¹⁾, and in particular Article 16 and Article 17(3) thereof,

Whereas:

- (1) Regulation (EC) No 510/2006 has set up the general rules for the protection of geographical indications and designations of origin and repealed Council Regulation (EEC) No 2081/92 ⁽²⁾.
- (2) For the sake of clarity, Commission Regulation (EEC) No 2037/93 of 27 July 1993 laying down detailed rules of application of Council Regulation (EEC) No 2081/92 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs ⁽³⁾ and Commission Regulation (EC) No 383/2004 of 1 March 2004 laying down detailed rules for applying Council Regulation (EEC) No 2081/92 as regards the summary of the main points of the product specifications ⁽⁴⁾ should be repealed and replaced by a new Regulation.
- (3) The conditions in which one natural or legal person may apply for registration should be laid down. Specific attention should be paid to delimitation of the area, taking into account the traditional zone of production, and characteristics of the product. Any producer established in the defined geographical area should be able to use the registered name as long as the conditions in the product specification are fulfilled.
- (4) Only a name that is in use in commerce or in common language, or which has been used historically to refer to the specific agricultural product or foodstuff, may be registered. Specific rules concerning linguistic versions of a name, names covering several distinct products and names that are wholly or partially homonymous with names of plant varieties or animal breeds should be laid down.
- (5) The geographical area should be defined with regard to the link and in a detailed, precise way that presents no ambiguities for producers or competent authorities and control bodies to know if the operations take place inside the defined geographical area.
- (6) A list of raw materials for designations of origin which in accordance with Article 2(3) of Regulation (EC) No 510/2006 may come from a geographical area larger than or different from the processing area should be provided. Pursuant to Article 2(5) of Regulation (EEC) No 2081/92, only live animals, meat and milk have been included in the list. For the sake of continuity, no changes to this list are proposed.
- (7) The product specification must include the measures taken to ensure proof of origin, allowing following the path of the

⁽¹⁾ OJ L 93, 31.3.2006, p. 12.

⁽²⁾ OJ L 208, 24.7.1992, p. 1.

⁽³⁾ OJ L 185, 28.7.1993, p. 5. Regulation as last amended by Regulation (EC) No 2168/2004 (OJ L 371, 18.12.2004, p. 12).

⁽⁴⁾ OJ L 64, 2.3.2004, p. 16.

▼B

product, raw materials, feed and other items that are required to come from the defined geographical area.

- (8) Where packaging of an agricultural product or foodstuff or operations concerning its presentation, such as slicing or grating, are restricted to a defined geographical area, this constitutes a restriction on free movement of goods and freedom to provide services. In the light of the case-law of the Court of Justice, such restrictions can only be imposed if they are necessary, proportionate and capable of upholding the reputation of the geographical indication or the designation of origin. Justifications for such restrictions must be provided.
- (9) To ensure coherent implementation of Regulation (EC) No 510/2006, procedures should be specified and models concerning applications, objections, amendments and cancellations should be provided for.
- (10) The measures provided for in this Regulation are in accordance with the opinion of the Standing Committee on Protected Geographical Indications and Protected Designations of Origin,

HAS ADOPTED THIS REGULATION:

Article 1

Scope

This Regulation lays down detailed rules for implementation of Regulation (EC) No 510/2006.

Article 2

Specific rules for a group

A single natural or legal person may be treated as a group within the meaning of the second subparagraph of Article 5(1) of Regulation (EC) No 510/2006 where it is shown that both of the following conditions are fulfilled:

- (a) the person concerned is the only producer in the defined geographical area willing to submit an application;
- (b) the defined geographical area possesses characteristics which differ appreciably from those of neighbouring areas or the characteristics of the product are different from those produced in neighbouring areas;

Article 3

Specific rules for a name

1. Only a name that is used, whether in commerce or in common language, to refer to the specific agricultural product or foodstuff may be registered.

The name of an agricultural product or foodstuff may be registered only in the languages which are or were historically used to describe the said product in the defined geographical area.

2. A name shall be registered in its original script. Where the original script is not in Latin characters, a transcription in Latin characters shall also be registered together with the name in its original script.

3. Names that are wholly homonymous with names of plant varieties or animal breeds for comparable products may not be registered if it is shown before the expiry of the objection procedure referred to in Article 7 of Regulation (EC) No 510/2006 that the variety or breed is

▼B

in such commercial production outside the defined area prior to the date of application that consumers would be liable to confuse the products bearing the registered name and the variety or the breed.

Names that are partly homonymous with names of plant varieties or animal breeds may be registered, even if the variety or breed is in significant commercial production also outside the area, provided consumers would not be liable to confuse the products bearing the registered name and the variety or the breed.

4. Where the application for registration of a name or approval of an amendment contains a description of the agricultural product or foodstuff pursuant to point (b) of Article 4(2) of Regulation (EC) No 510/2006 that describes several distinct products of the same type, the requirements for registration must be shown for each distinct product.

For the purposes of this paragraph, 'distinct products' are those differentiated when placed on the market.

*Article 4***Definition of the geographical area**

The geographical area shall be delimited with regard to the link referred to in point (f) of Article 4(2) of Regulation (EC) No 510/2006.

The geographical area must be defined in a detailed, precise way that presents no ambiguities.

*Article 5***Specific rules on raw materials and feed**

1. Only live animals, meat and milk may be considered as raw materials for the purposes of Article 2(3) of Regulation (EC) No 510/2006.

2. Any restriction on the origin of raw materials for a geographical indication must be justified in relation to the link referred to in point (ii) under point (f) of Article 4(2) of Regulation (EC) No 510/2006.

3. In respect of a product of animal origin designated as a designation of origin, detailed rules on the origin and quality of feed shall be included in the product specification. Feed shall be sourced as far as practicable from within the defined geographical area.

*Article 6***Proof of origin**

1. The product specification shall identify procedures which operators must have in place for information on proof of origin, referred to in point (d) of Article 4(2) of Regulation (EC) No 510/2006, concerning the product, raw materials, feed and other items that, according to the product specification, are required to come from the defined geographical area.

2. Operators referred to in paragraph 1 shall be able to identify:

- (a) the supplier, quantity and origin of all batches of raw material and/or products received;
- (b) the recipient, quantity and destination of products supplied;
- (c) correlation between each batch of inputs referred to in point (a) and each batch of outputs referred to in point (b).

▼B*Article 7***Link**

1. Details bearing out the links referred to in point (f) of Article 4(2) of Regulation (EC) No 510/2006 shall provide an explanation how the characteristics of the defined geographical area affect the final product.
2. With regard to a designation of origin the product specification shall set out:
 - (a) details of the geographical area, including natural and human factors, relevant to the link;
 - (b) details of the quality or characteristics of the agricultural product or foodstuff essentially or exclusively due to the geographical environment;
 - (c) description of the causal interaction between details referred to in point (a) and details referred to in point (b).
3. With regard to a geographical indication the product specification shall set out:
 - (a) details of the geographical area relevant to the link;
 - (b) details of the specific quality, reputation or other characteristics of the agricultural product or foodstuff attributable to the geographical origin;
 - (c) description of the causal interaction between details referred to in point (a) and details referred to in point (b).
4. With regard to a geographical indication, the product specification shall state whether it is based on a specific quality or reputation or other characteristics attributable to its geographical origin.

*Article 8***Packaging in the defined geographical area**

If the applicant group determines in the product specification that the packaging of the agricultural product or the foodstuff referred to in point (e) of Article 4(2) of Regulation (EC) No 510/2006 must take place in the defined geographical area, justifications, specific to the product, for such restrictions on free movement of goods and freedom to provide services must be given.

*Article 9***Specific rules on labelling**

A Member State may provide that the name of the authority or body referred to in point (g) of Article 4(2) of Regulation (EC) No 510/2006 must appear on the label of the agricultural product or foodstuff designated as a protected designation of origin or a protected geographical indication that is produced within its territory.

*Article 10***Applying for registration**

1. An application for registration shall consist of documents required pursuant to Article 5(7) or 5(9) of Regulation (EC) No 510/2006, as appropriate, and an electronic copy of the product specification and single document when those documents are required in the said paragraphs.

Information on the legal status, size and composition of the applicant group shall also be submitted.

▼B

2. The date of submission of an application to the Commission is the date on which the application is entered in the Commission's mail registry in Brussels.

*Article 11***Single document**

1. The single document shall be drawn up in accordance with the form in Annex I to this Regulation for each application for a designation of origin or a geographical indication within the meaning of Article 5 of Regulation (EC) No 510/2006 and for each request concerning approval of an amendment within the meaning of Article 9(2) of that Regulation.
2. The type of the agricultural product or foodstuff product shall be indicated in accordance with the classification in Annex II to this Regulation.
3. Description of the product in the single document must include specific technical data commonly used in that product type to describe the product, including where appropriate organoleptic data.

*Article 12***Trans-border applications**

Where several groups lodge a joint application for a name designating a trans-border geographical area or for a traditional name connected to a trans-border geographical area, the following rules shall apply:

- (i) where only Member States are concerned, the national objection procedure referred to in Article 5(5) of Regulation (EC) No 510/2006 shall be carried out in all Member States concerned; the application shall be submitted by any of those Member States in the name of the others, including the declarations from all the Member States concerned, referred to in point (c) of Article 5(7) of that Regulation;
- (ii) where only third countries are concerned, the conditions laid down in Article 5(9) of Regulation (EC) No 510/2006 shall be fulfilled in respect of all of them; the application is submitted to the Commission by any of the applicant groups concerned in the name of the others, directly or via its authorities, including the proof of protection in each of the third countries concerned referred to in Article 5(9) of that Regulation;
- (iii) where at least one Member State and at least one third country are concerned, the national objection procedure referred to in Article 5(5) of Regulation (EC) No 510/2006 shall be carried out in all Member States concerned and the conditions laid down in Article 5(9) of Regulation (EC) No 510/2006 shall be fulfilled in all third countries concerned; the application shall be submitted to the Commission by any Member State concerned or any of the applicant groups in third countries concerned, directly or via the authorities of the third country concerned, including the declarations from all the Member States concerned, referred to in point (c) of Article 5(7) of that Regulation and the proof of protection in each of the third countries concerned referred to in Article 5(9) of the said Regulation.

*Article 13***Objections**

1. A statement of objection for the purposes of Article 7 of Regulation (EC) No 510/2006 may be drawn up in accordance with the form in Annex III to this Regulation.

▼B

2. In determining the admissibility of the objection pursuant to Article 7(3) of Regulation (EC) No 510/2006, the Commission shall check that the statement includes reasons and justification for the objection.

3. The period of six months referred to in Article 7(5) of Regulation (EC) No 510/2006 shall commence on the date of dispatch of the Commission's invitation to the interested parties to reach agreement among them.

4. When the procedure referred to in the first sentence of the second subparagraph of Article 7(5) of Regulation (EC) No 510/2006 has terminated, the Member State of application or the third-country applicant shall communicate the results of each consultation to the Commission within one month and may use the form in Annex IV to this Regulation.

*Article 14***Indications and symbols**

1. The Community symbols referred to in Article 8 of Regulation (EC) No 510/2006 shall be reproduced as laid down in Annex V to this Regulation. The indications 'PROTECTED DESIGNATION OF ORIGIN' and 'PROTECTED GEOGRAPHICAL INDICATION' within the symbols may be replaced by the equivalent terms in another official language of the Community as laid down in Annex V to this Regulation.

2. Where the Community symbols or the indications referred to in Article 8 of Regulation (EC) No 510/2006 appear on the label of a product, they shall be accompanied by the registered name.

*Article 15***Register**

1. The Commission shall maintain at its seat in Brussels the 'Register of protected designations of origin and protected geographical indications', hereafter referred to as 'the Register'.

2. Upon entry into force of a legal instrument registering a name, the Commission shall record the following data in the Register:

- (a) the registered name of the product in compliance with the provisions of Article 3(2) of this Regulation;
 - (b) information that the name is protected as a geographical indication or as a designation of origin;
 - (c) the class of the product as referred to in Annex II to this Regulation;
 - (d) indication of the country of origin;
- and
- (e) reference to the instrument registering the name.

3. In respect of the names automatically registered by virtue of Article 17(1) of Regulation (EC) No 510/2006, the Commission shall record in the Register, by 31 December 2007, the data provided for in paragraph 2 of this Article.

*Article 16***Amendments to specification**

1. An application for approval of changes to the product specification shall be drawn up in accordance with Annex VI to this Regulation

▼B

2. In the case of an application for approval of changes to specifications under Article 9(2) of Regulation (EC) No 510/2006:

- (a) the information required under Article 5(7) of Regulation (EC) No 510/2006 shall comprise the duly completed application referred to in paragraph 1 and the declaration referred to in point (c) of Article 5(7) of the said Regulation;
- (b) the information required under Article 5(9) of Regulation (EC) No 510/2006 shall comprise the duly completed application referred to in paragraph 1 and the proposed updated product specification;
- (c) the information to be published in accordance with Article 6(2) of Regulation (EC) No 510/2006 shall comprise the duly completed document drawn up in accordance with Annex VI to this Regulation.

3. In the case of amendments referred to in paragraphs 3 or 4 of Article 9 of Regulation (EC) No 510/2006 that the Commission has approved, the Commission shall make public the amended product specification.

4. For an amendment to be regarded as minor, it cannot:

- (a) relate to the essential characteristics of the product;
- (b) alter the link;
- (c) include a change to the name, or to any part of the name, of the product;
- (d) affect the defined geographical area;
- (e) represent an increase in restrictions on trade in the product or its raw materials.

5. Where the Commission decides to accept an amendment to the specification that includes or comprises a change to the information recorded in the Register provided for in Article 15 of this Regulation, it shall strike the original data from the Register and record the new data in the Register with effect from the entry into force of the said decision.

6. Information submitted to the Commission pursuant to this Article shall be in both paper and electronic form. The date of submission of an amendment application to the Commission is the date on which the application is entered in the Commission's mail registry in Brussels.

Article 17

Cancellation

1. The Commission may take the view that the compliance with the conditions of the specification for an agricultural product or foodstuff covered by a protected name is no longer possible or cannot be ensured in particular, if the conditions laid down in Article 11 of Regulation (EC) No 510/2006 are not fulfilled, and the situation is likely to continue.

2. A request for a cancellation of a registration pursuant to Article 12 (2) of Regulation (EC) No 510/2006 shall be drawn up in accordance with Annex VII to this Regulation.

The information required under Articles 5(7) and 5(9) of Regulation (EC) No 510/2006 shall comprise the duly completed request for cancellation referred to in the first subparagraph of this paragraph.

Article 5(6) of Regulation (EC) No 510/2006 shall not apply.

The request for cancellation shall be made public pursuant to Article 6 (1) of Regulation (EC) No 510/2006.

▼B

The information to be published under Article 6(2) of Regulation (EC) No 510/2006 shall comprise the duly completed document drawn up in accordance with Annex VII to this Regulation.

Statements of objection shall be admissible pursuant to Article 7(3) of Regulation (EC) No 510/2006 only if they show continued commercial reliance by an interested person on the registered name.

3. When a cancellation takes effect, the Commission shall strike the name from the Register provided for in Article 15 of this Regulation.

4. Information submitted to the Commission pursuant to this Article shall be in both paper and electronic form.

*Article 18***Transitional rules**

1. If, pursuant to Article 17(2) of Regulation (EC) No 510/2006, the single document is replaced by the summary of the specification, the said summary shall be drawn in conformity with the model in Annex VIII to this Regulation.

2. In respect of names registered prior to the date of entry into force of Regulation (EC) No 510/2006 the Commission shall, at the request of a Member State, publish a single document submitted by that Member State and drawn up in accordance with the model in Annex I to this Regulation. The publication shall be accompanied by the reference of publication of the specification.

3. The provisions of this Regulation shall apply with effect from the date of entry into force, subject to the following:

- (a) The provisions of Articles 2 to 8 shall only apply in respect of procedures for registration and approval of amendments where the publication pursuant to Article 6(2) of Regulation (EC) No 510/2006 or pursuant to Article 6(2) of Regulation (EEC) No 2081/92 has not taken place before entry into force of this Regulation;
- (b) The provisions of Articles 10, 11, 12, 16(1), 16(2), 16(3), 16(6) and 17(2) shall only apply in respect of applications for registration, approval of amendments and requests for cancellation received after 30 March 2006;
- (c) The provisions of paragraphs 1 to 3 of Article 13 shall only apply in respect of objection procedures for which the 6 month period in Article 7(1) of Regulation (EC) No 510/2006 has not commenced at the date of entry into force of this Regulation. The provisions of Article 13(4) shall only apply in respect of objection procedures for which the 6 month period in Article 7(1) has not expired at the date of entry into force of this Regulation;
- (d) The provisions of Article 14(2) shall apply not later than 1 January 2008, without prejudice to products placed on the market before that date.

*Article 19***Repeal**

Regulations (EEC) No 2037/93 and (EC) No 383/2004 are repealed.

References to the repealed acts shall be construed as references to this Regulation.



Article 20

Entry into force

This Regulation shall enter into force on the seventh day following that of its publication in the *Official Journal of the European Union*.

However, point (b) of Article 18(3) shall apply with effect from 31 March 2006.

This Regulation shall be binding in its entirety and directly applicable in all Member States.



ANNEX I

When this form is completed, the text in square parentheses shall be omitted

SINGLE DOCUMENT

COUNCIL REGULATION (EC) No 510/2006 on protected geographical indications and protected designations of origin

[Insert name, as in 1 below:] “ ”

EC No: **[for EC use only]**

[Select one, “X”:] ☐ PGI ☐ PDO

1. NAME [OF PGI OR PDO]

[Insert the name proposed for registration or, in the case of an application for approval of an amendment to a product specification or publication pursuant to Article 19(2) of this Regulation, the registered name]

2. MEMBER STATE OR THIRD COUNTRY

3. DESCRIPTION OF THE AGRICULTURAL PRODUCT OR FOODSTUFF

3.1. Type of product [as in Annex II]

3.2. Description of the product to which the name in (1) applies

[Main points of items in Article point (b) of Article 4(2) of Regulation (EC) No 510/2006. Technical description of finished product to which the name in (1) applies, including any requirements for use of certain animal breeds or plant varieties.]

3.3. Raw materials (for processed products only)

[State any quality requirements, or restrictions on origin, of raw materials. State justifications for any such restrictions.]

3.4. Feed (for products of animal origin only)

[State any quality requirements, or restrictions on origin, of feed. State justifications for any such restrictions.]

3.5. Specific steps in production that must take place in the identified geographical area

[State justifications for any restrictions.]

3.6. Specific rules concerning slicing, grating, packaging, etc.

[If none, leave blank. State justifications for any restrictions.]

▼ B**3.7. Specific rules concerning labelling**

[If none, leave blank. State justifications for any restrictions.]

4. CONCISE DEFINITION OF THE GEOGRAPHICAL AREA**5. LINK WITH THE GEOGRAPHICAL AREA****5.1. Specificity of the geographical area**

[For PDO applications, also include description of any inherent natural and human factors.]

5.2. Specificity of the product**5.3. Causal link between the geographical area and the quality or characteristics of the product (for PDO) or a specific quality, the reputation or other characteristic of the product (for PGI).**

**REFERENCE TO PUBLICATION OF THE SPECIFICATION
(ARTICLE 5(7) OF REGULATION (EC) NO 510/2006)**



ANNEX II

**CLASSIFICATION OF PRODUCTS FOR THE PURPOSES OF COUNCIL
REGULATION (EC) No 510/2006**

1. AGRICULTURAL PRODUCTS INTENDED FOR THE HUMAN CONSUMPTION LISTED IN ANNEX I OF THE TREATY
 - Class 1.1. Fresh meat (and offal)
 - Class 1.2. Meat products (cooked, salted, smoked, etc.)
 - Class 1.3. Cheeses
 - Class 1.4. Other products of animal origin (eggs, honey, various dairy products except butter, etc.)
 - Class 1.5. Oils and fats (butter, margarine, oil, etc.)
 - Class 1.6. Fruit, vegetables and cereals fresh or processed
 - Class 1.7. Fresh fish, molluscs, and crustaceans and products derived therefrom
 - Class 1.8. other products of Annex I of the Treaty (spices etc.)
2. FOODSTUFFS REFERRED TO IN ANNEX I OF THE REGULATION
 - Class 2.1. Beers
 - Class 2.2. Natural mineral waters and spring waters (*discontinued*) ⁽¹⁾
 - Class 2.3. Beverages made from plant extracts
 - Class 2.4. Bread, pastry, cakes, confectionery, biscuits and other baker's wares
 - Class 2.5. Natural gums and resins
 - Class 2.6. Mustard paste
 - Class 2.7. Pasta
3. AGRICULTURAL PRODUCTS REFERRED TO IN ANNEX II OF THE REGULATION
 - Class 3.1. Hay
 - Class 3.2. Essential oils
 - Class 3.3. Cork
 - Class 3.4. Cochineal (raw product of animal origin)
 - Class 3.5. Flowers and ornamental plants
 - Class 3.6. Wool
 - Class 3.7. Wicker
 - Class 3.8. Scutched flax

⁽¹⁾ Only used for registrations and applications before 31 March 2006



ANNEX III

STATEMENT OF OBJECTION

Council Regulation (EC) No 510/2006 on protected geographical indications and protected designations of origin

1. **NAME OF PRODUCT**

[as given in *Official Journal (OJ)* publication]

2. **OFFICIAL REFERENCE**

[as given in *Official Journal (OJ)* publication]

Reference number:

Date of *OJ* publication:

3. **CONTACT DETAILS**

Contact person: Title (Mr, Ms...): Name:

Group/organisation/individual:

Or national authority:

Department:

Address:

Telephone +

e-mail address:

4. **REASON FOR THE OBJECTION:**

- ☐ Non-compliance with the conditions laid down in Article 2 of Regulation (EC) No 510/2006
- ☐ Registration of the name would be contrary to Article 3(2) of Regulation (EC) No 510/2006 (plant variety or animal breed)
- ☐ Registration of the name would be contrary to Article 3(3) of Regulation (EC) No 510/2006 (name wholly or partially homonymous)
- ☐ Registration of the name would be contrary to Article 3(4) of Regulation (EC) No 510/2006 (existing trademark)
- ☐ Registration would jeopardize the existence of names, trademarks or products as specified in point (c) of Article 7(3) of Regulation (EC) No 510/2006
- ☐ The name proposed for registration is generic; details to be provided as set down in point (d) of Article 7(3) of Regulation (EC) No 510/2006

▼ B**5. DETAIL OF OBJECTION**

Provide a statement setting out the reasons and justification for the objection. Provide also a statement explaining the legitimate interest of the objector, unless the objection is lodged by the national authorities, in which case no statement of legitimate interest is required. The statement of objection should be signed and dated.



ANNEX IV

When this form is completed, the text in square parentheses shall be omitted

NOTIFICATION OF END OF CONSULTATIONS FOLLOWING OBJECTION PROCEDURE

Council Regulation (EC) No 510/2006 on protected geographical indications and protected designations of origin

1. **NAME OF PRODUCT**

[as given in *Official Journal (OJ)* publication]

2. **OFFICIAL REFERENCE [AS GIVEN IN OFFICIAL JOURNAL (OJ) PUBLICATION]**

Reference number:

Date of *OJ* publication:

3. **RESULT OF CONSULTATIONS**

3.1. **Agreement was reached with the following objector(s):**

[annex copies of letters showing agreement]

3.2. **Agreement was not reached with the following objector(s):**

4. **PRODUCT SPECIFICATION AND SINGLE DOCUMENT**

4.1. **The specifications have been amended:**

... Yes * ... No

* If 'Yes', annex description of amendments

4.2. **The single document (or summary of specifications) has been amended:**

... Yes ** ... No

** If 'Yes', annex copy of updated document

5. **DATED AND SIGNED**

[Name]

[Department/Organisation]

[Address]

[Telephone:] +

[e-mail address:]

▼B

ANNEX V

REPRODUCTION OF THE COMMUNITY SYMBOLS AND INDICATIONS

▼M1

1. COMMUNITY SYMBOLS IN COLOUR OR BLACK AND WHITE

When used in colour, direct colours (Pantone) or four-colour process may be used. The reference colours are indicated below.

Community symbol for ‘Protected designation of origin’ in Pantone



Pantone® 711



Pantone® Yellow 109

Community symbol for ‘Protected geographical indication’ in Pantone



Pantone® Reflex Blue



Pantone® Yellow 109

Community symbols in four-colour process:

Community symbol for ‘Protected designation of origin’ in four-colour process



100 % magenta
80 % yellow



10 % magenta
90 % yellow

Community symbol for ‘Protected geographical indication’ in four-colour process



100 % cyan
80 % magenta



10 % magenta
90 % yellow

Community symbols in black and white



▼ **M1**

2. COMMUNITY SYMBOLS IN NEGATIVE

If the background colour of the packaging or label is dark, the symbols may be used in negative format, using the background colour of the packaging or label.



3. CONTRAST WITH BACKGROUND COLOURS

If a symbol is used in colour on a coloured background which makes it difficult to see, a delimiting outer circle around the symbol should be used to improve contrast with the background colours.

Community symbol for 'Protected designation of origin' **Community symbol for 'Protected geographical indication'**

▼ **B**

4. TYPOGRAPHY

Times Roman capitals must be used for the text.

5. REDUCTION

The minimum size of the Community symbols is 15 mm in diameter.

6. 'PROTECTED DESIGNATION OF ORIGIN' AND ITS ABBREVIATION IN EC LANGUAGES

<i>EC Language</i>	<i>Term</i>	<i>Abbreviation</i>
ES	denominación de origen protegida	DOP
CS	chráněné označení původu	CHOP
DA	beskyttet oprindelsesbetegnelse	BOB
DE	geschützte Ursprungsbezeichnung	g.U.
ET	kaitstud päritolunimetus	KPN
EL	προστατευόμενη ονομασία προέλευσης	ΠΟΠ
EN	protected designation of origin	PDO
FR	appellation d'origine protégée	AOP
IT	denominazione d'origine protetta	DOP

▼B

<i>EC Language</i>	<i>Term</i>	<i>Abbreviation</i>
LV	aizsargāts cilmes vietas nosaukums	ACVN
LT	saugoma kilmės vietos nuoroda	SKVN
HU	oltalom alatt álló eredetmegjelölés	OEM
MT	denominazzjoni protetta ta' oriġini	DPO
NL	beschermde oorsprongsbenaming	BOB
PL	chroniona nazwa pochodzenia	CHNP
PT	denominação de origem protegida	DOP
SK	chránené označenie pôvodu	CHOP
SL	zaščitena označba porekla	ZOP
FI	suojattu alkuperäimitys	SAN
SV	skyddad ursprungsbeteckning	SUB

7. 'PROTECTED GEOGRAPHICAL INDICATION' AND ITS ABBREVIATION IN EC LANGUAGES

<i>EC Language</i>	<i>Term</i>	<i>Abbreviation</i>
ES	indicación geográfica protegida	IGP
CS	chráněné zeměpisné označení	CHZO
DA	beskyttet geografisk betegnelse	BGB
DE	geschützte geografische Angabe	g.g.A.
ET	kaitstud geograafiline tähis	KGT
EL	προστατευόμενη γεωγραφική ένδειξη	ΠΓΕ
EN	protected geographical indication	PGI
FR	indication géographique protégée	IGP
IT	indicazione geografica protetta	IGP
LV	aizsargāta ģeogrāfiskās izcelsmes norāde	AĢIN
LT	saugoma geografinė nuoroda	SGN
HU	oltalom alatt álló földrajzi jelzés	OFJ
MT	indikazzjoni ġeografika protetta	IĠP
NL	beschermde geografische aanduiding	BGA
PL	chronione oznaczenie geograficzne	CHOG
PT	indicação geográfica protegida	IGP
SK	chránené zemepisné označenie	CHZO
SL	zaščitena geografska označba	ZGO
FI	suojattu maantieteellinen merkintä	SMM
SV	skyddad geografisk beteckning	SGB



ANNEX VI

When this form is completed, the text in square parentheses shall be omitted.

AMENDMENT APPLICATION

COUNCIL REGULATION (EC) No 510/2006 on protected geographical indications and protected designations of origin

AMENDMENT APPLICATION ACCORDING TO ARTICLE 9

[Registered name] “ ”

EC No: [for EC use only]

[Select one, “X”:] ☐ PGI ☐ PDO

1. HEADING IN THE PRODUCT SPECIFICATION AFFECTED BY THE AMENDMENT

- ☐ Name of product
- ☐ Description of product
- ☐ Geographical area
- ☐ Proof of origin
- ☐ Method of production
- ☐ Link
- ☐ Labelling
- ☐ National requirements
- ☐ Other [to be specified]

2. TYPE OF AMENDMENT(S)

- ☐ Amendment to Single Document or Summary Sheet
- ☐ Amendment to specification of registered PDO or PGI for which neither the Single Document nor Summary has been published
- ☐ Amendment to Specification that requires no amendment to the published Single Document (Article 9(3) of Regulation (EC) No 510/2006)
- ☐ Temporary amendment to Specification resulting from imposition of obligatory sanitary or phyto-sanitary measures by public authorities (Article 9(4) of Regulation (EC) No 510/2006)

3. AMENDMENT(S):

[For each heading checked in section above, provide a short explanation of each amendment. Provide also a statement explaining the legitimate interest of the group proposing the amendment.]

4. UPDATED SINGLE DOCUMENT (IF NEEDED)

[use Annex I]

5. REFERENCE TO PUBLICATION OF THE SPECIFICATION



ANNEX VII

When this form is completed, the text in square parentheses shall be omitted.

CANCELLATION REQUEST

COUNCIL REGULATION (EC) No 510/2006 on protected geographical indications and protected designations of origin

CANCELLATION REQUEST ACCORDING TO ARTICLE 12(2)

[Registered name:] “ ”

EC No: [for EC use only]

Select one, “X”: ☐ PGI ☐ PDO

1. **REGISTERED NAME PROPOSED FOR CANCELLATION**

2. **MEMBER STATE OR THIRD COUNTRY**

3. **TYPE OF PRODUCT [AS IN ANNEX II]**

4. **PERSON OR BODY MAKING REQUEST FOR CANCELLATION**

Name:

Address:

Nature of legitimate interest in making the request:

[Provide a statement explaining the legitimate interest of the person or group proposing the cancellation.]

5. **REASONS FOR CANCELLATION**

[Provide a statement setting out the reasons and justification for the cancellation of the registration of the name.]

*ANNEX VIII***SUMMARY**

COUNCIL REGULATION (EC) No 510/2006 on protected geographical indications and protected designations of origin

“ ”

EC No:

PDO (§) PGI (§)

This summary sets out the main elements of the product specification for information purposes.

1. **RESPONSIBLE DEPARTMENT IN THE MEMBER STATE**

Name:

Address:

Tel.:

Fax:

e-mail:

2. **GROUP**

Name:

Address:

Tel.:

Fax:

e-mail:

Composition: Producers/processors (§) Other (§)

3. **TYPE OF PRODUCT**

Class

▼ B**4. SPECIFICATION**

(summary of requirements under Article 4(2) of Regulation (EC) No 510/2006)

4.1. Name:

“ ... ”

4.2. Description:**4.3. Geographical area:****4.4. Proof of origin:****4.5. Method of production:****4.6. Link:****4.7. Inspection body:**

Name:

Address:

Tel.:

Fax:

e-mail:

4.8. Labelling:

本文は単なる文書化ツールを目的とするものであり、関係機関はその内容について一切責任を負わない。

農産物と食料品の地理的表示および原産地表記の保護に関する
理事会規則 (EC) No 510/2006 の実施の詳細規則を定める
2006 年 12 月 14 日の
委員会規則 (EC) No 1898/2006
(OJ L 369, 23. 12. 2006, p. 1)

下記により修正：

	No	官 報	日付
2008 年 7 月 2 日の委員会規則 (EC) No 628/2008	L 173	3	2008 年 7 月 3 日

仮訳（知的財産課が行った和訳に対して、内藤が一部修正を行った。）

**農産物と食料品の地理的表示および原産地表記の保護に関する
理事会規則 (EC) No 510/2006 の実施の詳細規則を定める
2006 年 12 月 14 日の
委員会規則 (EC) No 1898/2006**

欧州共同体委員会は、

欧州経済共同体の設立条約を考慮し、

2006 年 3 月 20 日の農産物と食料品の地理的表示および原産地表記の保護に関する理事会規則 (EC)

No 510/2006 ⁽¹⁾、具体的には同理事会規則第 17 条(3)を考慮し、

さらに：

- (1) 規則 (EC) No 510/2006 は地理的表示および原産地表記の保護に関する一般規則を定め、理事会規則 (EEC) No 2081/92 が廃止されたこと ⁽²⁾。
- (2) 農産物と食料品の地理的表示および原産地表記の保護に関する理事会規則 (EEC) No 2081/92 の詳細な適用規定を定める 1993 年 7 月 27 日の委員会規則 (EEC) No 2037/93 ⁽³⁾ ならびに製品仕様の要点の概要に関する理事会規則 (EEC) No 2081/92 の詳細な適用規定を定める 2004 年 3 月 1 日の委員会規則 (EEC) No 383/2004 ⁽⁴⁾ は廃止し、新しい規則に置きかえるべきであること。
- (3) 一人の自然人または法人が登録申請できる条件を定める必要がある。伝統的な生産地域と製品の特徴を考慮した地域の限界設定に特別に注意を払うべきである。定義された地理的地域内に確立された各生産者は、製品仕様の条件を満たしている限り、登録名称を使用できなければならないこと。
- (4) 特定の農産物または食料品を示すために商業目的において使用されている名称あるいは一般的な言葉として使用されている名称、もしくは歴史的に使用されてきた名称を登録することができる。ある名称の言語的な異型、いくつかの特異的な製品をカバーする名称、および植物の品種または動物の種類の名称と全面的または部分的に同名の名称に関する具体的な規則を定める必要があること。
- (5) 生産者または関係当局および監督機関がその地理的地域内で該当事業が行なわれているかどうかを知ることができるよう、不明瞭な部分がないよう正確に、「結びつき」に関して、地理的地域を定義する必要があること。
- (6) 規則 (EC) No 510/2006 の第 2 条(3)にもとづく原産地表記に関する原材料リストが、該当加工地域よりも大きな地理的地域または同加工地域とは異なる地理的地域に由来しても差

⁽¹⁾ OJ L 93, 31.3.2006, p. 12.

⁽²⁾ OJ L 208, 24.7.1992, p. 1.

⁽³⁾ OJ L 185, 28.7.1993, p. 5. 規則 (EC) No 2168/2004 (OJ L 371, 18.12.2004, p. 12) によって最後に修正された規則。

⁽⁴⁾ OJ L 64, 2.3.2004, p. 16.

支えないことを規定する必要がある。規則（EEC）No 2081/92 の第2条(5)にもとづき、生きた動物、肉、ミルクだけがこのリストに含まれてきた。継続性を考慮し、このリストの変更は提案されていないこと。

- (7) 製品仕様には、定義された地理的地域に由来するものであることが義務付けられている製品、原材料、飼料および他の品目の経路をたどることを可能にする原産地証明を保証するための対策を含めなければならないこと。
- (8) 農産物または食料品の荷造りまたはスライスやすりおろし等のプレゼンテーションに関する作業が定義された地理的地域内に限定されると、商品の自由な動きやサービス提供の自由が制限されてしまう。欧州裁判所の判例法を考慮し、地理的な表示や原産地表記の評判を守る上で必要である場合、相応しい場合または有効である場合に限り、このような制限が課せられるべきである。このような制限については、それを正当とする理由が明らかにされねばならないこと。
- (9) 規則（EC）No 510/2006 を首尾一貫して実施するため、手順を明確化するとともに、申請、異議申立、変更、取消し等に関するモデルを定める必要があること。
- (10) 本規則で定める対策は、「保護された地理的表示および原産地表記に関する常任部会（Standing Committee on Protected Geographical Indications and Protected Designations of Origin）」の見解にもとづくものであること。

等を考慮し、

本指令を採用した：

第1条

範 囲

本規則は、規則（EC）No 510/2006 の実施の詳細に関する規則を定める。

第2条

グループに関する詳細規定

以下の条件が双方とも満たされている場合、一名の自然人または法人は、規則（EC）No 510/2006 の第5条(1)の2番目の副段落において、一つのグループとして扱うことができるものとする：

- (a) 該当する定義された地理的地域内においてその自然人または法人が申請提出を希望する唯一の生産者である；
- (b) 該当する定義された地理的地域が近隣地域の特徴と明らかに異なる特徴を備えている、または該当製品の特徴が近隣地域で生産されている製品の特徴と異なっている。

第3条

名称に関する詳細規定

1. 商業目的において使用されている名称あるいは一般的な言葉として使用されている名称、何れの場合も、特定の農産物または食料品を示すために用いられている名称に限り、これを登録できるものとする。

農産物または食料品の名称は、該当する地理的地域内でその製品を表現するために、現在用いられている言語または歴史的に用いられていた言語によるものに限り、これを登録できるものとする。

2. 名称は、その本来の筆記文字で登録するものとする。本来の筆記文字がラテン文字でない場合、元の筆記文字による名称とともにラテン文字で書換えたものも登録することとする。

3. 植物の品種または動物の種類が該当申請年月日より前に該当する定義された地域以外で商業的に生産されていることが規則 (EC) No 510/2006 の第 7 条に示す意義申立手続の終了以前に明らかになり、消費者がそのような登録名称の製品とその品種または種類を混同する可能性があることが明らかになった場合、その植物の品種または動物の種類の名義と全面的に同名の名義は登録できないものとする。

植物の品種または動物の種類の名義と部分的に同名の名義については、その品種または種類が該当地域以外でも相当量が生産されていた場合であっても、これを登録できるものとする。ただし、この場合、消費者がそのような登録名称の製品とその品種または種類を混同する可能性がないことを条件とする。

4. 名称登録または変更の承認に関する申請に規則 (EC) No 510/2006 の第 4 条(2) の (b) 項にもとづく農産物または食料品の説明（ただし同じ種類の複数の個別製品についての説明）が含まれている場合、各々の個別製品についての登録要件を示す必要があるものとする。

本項において、「個別製品」とは、市場に投入された場合に区別される製品をいう。

第 4 条 地理的地域の定義

地理的地域は、規則 (EC) No 510/2006 の第 4 条(2) (f) 項が示す「結びつき」に関して範囲を定める。

地理的範囲は、あいまいな点がないよう、詳細かつ正確に定義する。

第 5 条 原材料と飼料に関する詳細規定

1. 規則 (EC) No 510/2006 の第 2 条(3)においては、生きた動物、肉、ミルクだけを原材料と見なす。
2. 地理的表示における原材料の原産地に関する制限は、規則 (EC) No 510/2006 の第 4(2) 条の (f) 項の (ii) が示す「結びつき」との関連で正当化する。
3. 原産地表記として示す動物由来製品に関連して、製品仕様に、飼料の原産地と品質に関す

る詳細規定を含めるものとする。できる限り、飼料は、該当する定義された地理的地域から調達するものとする。

第6条

原産地の証拠

1. 製品仕様は、製品仕様にもとづき該当する定義された地理的地域に由来するものであることが義務付けられている製品、原材料、飼料および他の品目に関して、規則（EC）No 510/2006 の第4条(2)の（d）項に示す原産地の証拠情報として整えておくよう運営者に義務付けられている手順を確認しなければならない。
2. 第1項に示す運営者は、以下のことを識別できなければならない：
 - (a) 入荷した原材料および／または製品の全バッチの供給者、数量および原産地；
 - (b) 供給製品の受取人、数量および仕向地；
 - (c) (a) 項の入荷品目の各バッチと (b) 項の出荷各バッチとの相関関係。

第7条

結びつき

1. 規則（EC）No 510/2006 の第4(2)条の（f）項に示す「結びつき」の詳細は、地理的地域の特徴がどのように最終製品に影響をおよぼしているかということを説明するものでなければならない。
2. 原産地呼称に関連して、製品仕様には以下のことを明示するものとする：
 - (a) 「結びつき」に関連する地理的地域の詳細（自然要因と人的要因を含む）；
 - (b) 基本的に、または独占的に該当する地理的環境に起因する農産物または食料品の品質または特徴の詳細；
 - (c) (a) 項に示す詳細と (b) 項に示す詳細、相互の因果関係についての説明。
3. 地理的表示に関連して、製品仕様には以下のことを明示するものとする：
 - (a) 「結びつき」に関連する地理的地域の詳細；
 - (b) 農産物または食料品の該当する地理的起源に起因する明確な品質上の特徴、評判、または他の特徴の詳細；
 - (c) (a) 項に示す詳細と (b) 項に示す詳細、相互の因果関係についての説明。
4. 地理的表示に関連して、製品仕様には、それがその地理的起源に起因する明確な品質上の特徴に基づくものか、評判に基づくものか、または他の特徴に基づくものかを記載するものとする。

第8条

定義された地理的地域内における荷造り

製品仕様の中で申請グループが、規則 (EC) No 510/2006 の第 4 条(2) の (e) 項が示す農産物または食料品の荷造りを定義された地理的地域で行なわねばならないと決めた場合、その製品に関して、そのように商品の自由な動きやサービス提供の自由を制限することの正当な理由を示さねばならない。

第 9 条

表示に関する詳細規定

加盟国は、保護された原産地表記または保護された地理的表示として、規則 (EC) No 510/2006 の第 4(2) 条の第 (g) 項が示す当局または機関の名称がその地域内で生産された産物または食料品のラベルに表示されるよう定めることができるものとする。

第 10 条

登録申請

1. 登録申請書類は、必要に応じて、規則 (EC) No 510/2006 の第 5 条(7) または第 5 条(9) に基づき義務付けられている文書類、並びに上記規定でそれらの文書が義務付けられている場合は製品の明細書及び単一文書 (single document) の電子コピーで構成する。

申請グループの法的身分、規模および組織に関する情報も提出するものとする。

2. ブリュッセルで欧州委員会郵便物記録簿に申請書が記録された日をもって、欧州委員会への同申請書の提出日とする。

第 11 条

単一文書 (single document)

1. 単一文書は、各申請について、規則 (EC) No 510/2006 第 5 条でいうところの原産地呼称又は地理的表示の各申請について、並びに規則 (EC) No 510/2006 第 9(2) 条でいうところの変更承認に関する各要請について、本規則の付属書 (Annex) I の書式にしたがい作成する。

2. 本規則の付属書 II の分類にしたがい、農産物または食料品の種類を示すものとする。

3. 単一文書における製品の説明には、その製品を説明する上でその製品の種類において一般的に用いられている具体的な専門データ (必要に応じて官能的データを含む) を含めるものとする。

第 12 条

越境申請

国境を越えた地理的地域の名称表示、あるいは国境を越えた地理的地域にまたがった伝統的な名称について、いくつかのグループが合同申請を行なう場合、以下の規定を適用する：

- (i) 加盟国だけが関係している場合、各々の関係加盟国において、規則 (EC) No 510/2006 の第 5 条が定める国内異議申立手続を実施するものとする。これらの加盟国の何れかの国が、

他の国の名において、規則 (EC) No 510/2006 の第 5 条(7) の (c) 項が定める関係加盟国全ての申告 (declaration) を含めた申請書を提出する。

- (ii) 関係者が第三国だけの場合、これら全ての国について、規則 (EC) No 510/2006 の第 5 条(9) が定める条件が満たされるものとする。関係申請グループの何れかの者が他の者の名において、直接またはその者の当局を通じて、規則 (EC) No 510/2006 の第 5 条(9) が定める関係第三国各々において保護されている証明を含めた申請書を欧州委員会宛に提出するものとする。
- (iii) 関係者に加盟国が 1 ヶ国以上、第三国が 1 ヶ国以上含まれている場合、各々の関係加盟国において規則 (EC) No 510/2006 の第 5 条(5) が定める国内異議申立手続を実施するとともに、関係第三国全てにおいて規則 (EC) No 510/2006 の第 5 条(9) が定める条件が満たされるものとする。これらの加盟国の何れかの国または関係第三国の申請グループの何れかの者が、直接または関係第三国の当局を通じて、規則 (EC) No 510/2006 の第 5 条(7) の (c) 項が定める関係加盟国全ての公表 (declaration) ならびに規則 (EC) No 510/2006 の第 5 条(9) が定める関係第三国各々において保護されている証明を含めた申請書を提出する。

第 13 条 異議申立

1. 規則 (EC) No 510/2006 の第 7 条でいうところの異議申立は、本規則の付属書 III の書式により作成できるものとする。
2. 規則 (EC) No 510/2006 の第 7 条(3) にもとづく異議申立の許容性を判断するに当たり、欧州委員会は、異議申立の根拠と異議申立を正当とする理由がその申立に含まれているかどうかをチェックする。
3. 規則 (EC) No 510/2006 の第 7 条(5) が定める 6 ヶ月の期間は、関係者間で合意に達するよう欧州委員会が関係者に対して案内を発送した日に開始する。
4. 規則 (EC) No 510/2006 の第 7 条(5) の 2 番目の副段落の最初の文章で定める手続が終了した場合、1 ヶ月以内に、申請加盟国または第三国の申請者は、各々の協議の結果を欧州委員会宛に通知する。この場合、本規則の付属書 IV の書式を用いることができるものとする。

第 14 条 表示と記号

1. 規則 (EC) No 510/2006 の第 8 条に定める欧州共同体の記号を本規則の付属書 V に規定するように複製するものとする。同記号内の「PROTECTED DESIGNATION OF ORIGIN (保護された原産地表記)」と「PROTECTED GEOGRAPHICAL INDICATION (保護された地理的表示)」の表示は、本規則の付属書 V に定めるように共同体の別の公用語の同義語に置換えることができるものとする。
2. 規則 (EC) No 510/2006 の第 8 条に示す欧州共同体の記号または表示を製品ラベルに表示する場合、登録名称を伴うものとする。

第15条 登 録

1. 欧州委員会は、ブリュッセルの同人所在地において、「Register of protected designations of origin and protected geographical indications（保護された原産地表記および保護された地理的表示の登録簿）」（以下「本件登録簿」）を維持する。
2. 名称を登録する法律文書の効力発生にともない、欧州委員会は、以下のデータを本件登録簿に記録する：
 - (a) 本規則の第3条(2)の規定にもとづく製品の登録名称；
 - (b) 地理的表示または原産地呼称として名称が保護されていること；
 - (c) 本規則の付属書IIに示す製品分類；
 - (d) 原産国の表示；
 - (e) 上記名称が登録されている上記法律文書。
3. 規則（EC）No 510/2006 の第17条(1)にもとづき自動的に登録される名称の場合、欧州委員会は、2007年12月31日迄に、本条第2段落に定めるデータを本件登録簿に記録する。

第16条 明細書の変更

1. 製品の明細書の変更承認を求める申請書は本規則の付属書VIにもとづき作成する。
2. 規則（EC）No 510/2006 の第9条(2)にもとづく製品の明細書の変更承認を求める申請書においては：
 - (a) 規則（EC）No 510/2006 の第5条(7)にもとづき義務付けられている情報は、段落1に示すように、しかるべく作成された申請書、ならびに規則（EC）No 510/2006 の第5条(7)の(c)項に示す公表（declaration）から成る。
 - (b) 規則（EC）No 510/2006 の第5条(9)にもとづき義務付けられている情報は、段落1に示すように、しかるべく作成された申請書、ならびに提案する製品の明細書の最新版から成る。
 - (c) 規則（EC）No 510/2006 の第6条(2)にもとづき公開される情報は、本規則の付属書VIにもとづきしかるべく作成された文書から成る。
3. 欧州委員会が承認した規則（EC）No 510/2006 の第9条の段落3または段落4に示す変更の場合、欧州委員会は、変更された製品仕様を公表する。
4. 軽微と見なされる変更においては：
 - (a) その変更が該当製品の基本的な特徴に関連してはならない；
 - (b) その変更によって「結びつき」が変わってはならない；
 - (c) その変更に関連製品の名称の全てまたは一部の変更が含まれてはならない；
 - (d) その変更が該当する定義されている地理的地域に影響をおよぼしてはならない；
 - (e) その変更によって該当製品または同製品の原材料の取引に関する制限が増大してはならない。

5. 欧州委員会が本規則の第 15 条で定める本件登録簿に記載されている情報の変化をとまなう仕様の変更を認める判断を下した場合、同委員会は本件登録簿から元のデータを削除し、新たなデータを本件登録簿に記載する。なお、これは上記決定の効力発生から有効となる。

6. 本条にしたがい欧州委員会に提出される情報は、書類（紙）と電子的形態の双方による。ブリュッセルで欧州委員会郵便物記録簿に登録された日をもって、欧州委員会への変更申請書の提出日とする。

第 17 条

取消し

1. 規則（EC）No 510/2006 の第 11 条が定める条件が満たされず、そのような状況が継続すると思われる場合、欧州委員会は、保護された名称が適用されている農産物または食料品の明細書の条件の順守がもはや不可能または保証できないと判断できるものとする。

2. 規則（EC）No 510/2006 の第 12 条(2)にもとづく登録取消の要請は、本規則の付属書 VII にもとづき作成する。

規則（EC）No 510/2006 の第 5 条(7)と第 5 条(9)にもとづき義務付けられている情報は、本段落の最初の副段落に示すように、しかるべく作成された取消要請から成る。

規則（EC）No 510/2006 の第 5 条(6)は適用しない。

取消要請は、規則（EC）No 510/2006 の第 6 条(1)にもとづき公表されるものとする。

規則（EC）No 510/2006 の第 6 条(2)にもとづき公開される情報は、本規則の付属書 VII にもとづきしかるべく作成された文書から成る。

規則（EC）No 510/2006 の第 7 条(3)にもとづく異議申立は、それが関係者による該当登録名称に対する継続的な商業依存を示すものであった場合に限り認められるものとする。

3. 取消が発効した場合、欧州委員会は、本規則の第 15 条に示す本件登録簿から該当名称を削除する。

4. 本条にもとづき欧州委員会宛に提出される情報は書類（紙）と電子的形態の双方による。

第 18 条

移行規定

1. 規則（EC）No 510/2006 の第 17 条(2)にもとづき単一文書が仕様の要約によって置換えられる場合、その要約は、本規則の付属書 VIII のモデルにもとづいて作成されるものとする。

2. 規則（EC）No 510/2006 発効日以前に登録されている名称について、欧州委員会は、加盟国の要請に応じて、本規則の付属書 I のモデルにしたがい作成され、その加盟国が提出した単一文書を公表する。この公表物においては、明細書の公表へのリファレンスを伴うものとする。

3. 本規則の規定は、以下を条件に、効力発生日から適用する：

(a) 第 2 条から第 8 条は、本規則の効力発生以前に規則（EC）No 510/2006 の第 6 条(2)または規

則 (EEC) No 2081/92 の第 6 条(2)にもとづく公開が行なわれていない登録手続及び変更承認手続に関してのみ適用する；

- (b) 第 10 条、11 条、12 条、16 条(1)、16 条(2)、16 条(3)、16 条(6)、17 条(2)の規定は、2006 年 3 月 30 日以降に受領した登録申請、変更承認申請、取消要請についてのみ適用する；
- (c) 第 13 条の (1) ～ (3) の規定は、本規則の効力発生日の時点で規則 (EC) No 510/2006 の第 7 条(1)の 6 ヶ月間を開始していない異議申立手続についてのみ適用する；第 13 条の (4) の規定は、本規則の効力発生日の時点で規則 (EC) No 510/2006 の第 7 条(1)の 6 ヶ月間が終了していない異議申立手続についてのみ適用する。
- (d) 第 14 条(2)の規定は、2008 年 1 月 1 日以前に市場に出された製品に影響をおよぼすことなく、2008 年 1 月 1 日までに適用する。

第 19 条

廃 止

規則 (EEC) No 2037/93 および規則 (EC) No 383/2004 を廃止する。

条規の廃止規則への言及は、本規則への言及と見なす。

第 20 条

効力発生

本規則は、本規則が欧州連合の官報 (Official Journal of the European Union) で公布された日から 7 日目に効力を生ずる。

ただし、第 18 条(3)の (b) 項は、2006 年 3 月 31 日から有効とする。

本規則は、全体として拘束力を有し、全加盟国において、そのまま適用する。

付属書 (ANNEX) I

この書式を作成後は、[] 内の文章を削除のこと

単一文書 (SINGLE DOCUMENT)

保護地理的表示および保護原産地呼称に関する理事会規則 (EC) No 510/2006

[下記 1 と同じ名称を挿入:] 「 」

EC No : [EC の場合のみ]

[どちらか一方を選択「X」] ☐ PGI ☐ PDO

1. [PGI または PDO の] 名称

[登録を希望する名称を挿入、または本規則の第 19 条(2)にもとづく製品仕様または出版物の変更承認申請の場合は登録名称を挿入]

2. 加盟国または第三国

3. 農産物または食料品の説明

3.1. 製品のタイプ [付属書 II の場合と同じ]

3.2. (1) の名称が適用される製品の説明

[規則 (EC) No 510/2006 の第 4 条(2)の (b) 項の項目の主要ポイント。特定の種類/品種の動物または植物の使用が不可欠等、(1) の名称が適用される製品の技術的な説明。]

3.3. 原材料 (加工食品の場合のみ)

[原材料の品質要件または原産地に関する制限を記載。そのような制限を設けることが正当であるとする理由を記載。]

3.4. 飼料 (動物由来製品の場合のみ)

[飼料の品質要件または原産地に関する制限を記載。そのような制限を設けることが正当であるとする理由を記載。]

3.5. 特定の地理的地域において実施されねばならない生産における具体的な段階

[制限がある場合はそれを正当であるとする理由を記載。]

3.6. スライス、すりおろし、荷造り等に関する詳細規定

[特になければ空白のままにしておくこと。制限がある場合はそれを正当であるとする理由

を記載。]

3.7. **表示に関する詳細規定**

[特にない場合は空白のままにしておくこと。制限がある場合はそれを正当であるとする理由を記載。]

4. **地理的地域の簡単な定義**

5. **地理的地域との結びつき**

5.1. **地理的地域の特異性**

[PDO 申請の場合、特有の自然要因と人的要因の説明も含めること。]

5.2. **製品の特異性**

5.3. **地理的地域と製品の品質または特徴との因果関係 (PDO の場合)、または製品の詳細な品質、評判または他の特徴 (PGI の場合)。**

仕様公表物との関係

(規則 (EC) No 510/2006 の第 5 条(7))

付属書 (ANNEX) II

理事会規則 (EC) No 510/2006 における製品の分類

1. 設立条約の付属書 (ANNEX) I に記載の人による消費を目的とした農産物
 - クラス 1.1. 魚肉 (および魚の内臓)
 - クラス 1.2. 肉製品 (調理済、塩漬け、薫製、その他)
 - クラス 1.3. チーズ
 - クラス 1.4. 動物由来のその他の製品 (卵、蜂蜜、バター以外の各種乳製品、その他)
 - クラス 1.5. 油脂 (バター、マーガリン、油、その他)
 - クラス 1.6. 生鮮または加工された果物、野菜、穀類
 - クラス 1.7. 生の魚、軟体動物、甲殻類およびこれらの派生製品
 - クラス 1.8. 設立条約の付属書 (ANNEX) I のその他の製品 (スパイス、その他)
2. 上記規則の付属書 I に記載の食料品
 - クラス 2.1. ビール
 - クラス 2.2. 天然ミネラル水およびわき水 (中止)⁽¹⁾
 - クラス 2.3. 植物抽出物を原料とする飲料
 - クラス 2.4. パン、ペストリー、ケーキ、菓子類、ビスケットおよびその他のパン屋の商品
 - クラス 2.5. 天然のガムおよび樹脂
 - クラス 2.6. 練りがらし
 - クラス 2.7. パスタ
3. 上記規則の付属書 II に記載の農産物
 - クラス 3.1. 干し草
 - クラス 3.2. エッセンシャルオイル
 - クラス 3.3. コルク
 - クラス 3.4. コチニール (動物由来の原材料)
 - クラス 3.5. 花および観賞植物
 - クラス 3.6. 羊毛
 - クラス 3.7. 枝編み細工
 - クラス 3.8. 打ち亜麻

⁽¹⁾ 2006 年 3 月 31 日迄の登録および申請にのみ使用

付属書 (ANNEX) III

保護地理的表示および保護原産地呼称に関する理事会規則 (EC) No 510/2006 に関する異議申立

1. 製品名
[官報 (Official Journal=OJ) に示すもの]
2. 公式リファレンス
[官報 (Official Journal=OJ) に示すもの]
リファレンス番号 :
OJ 刊行日 :
3. 連絡に関する詳細情報
連絡担当者 : 肩書 (Mr、Ms…) : 氏名
団体/組織/個人 :
または国家当局 :
部局 :
住所 :
電話 +
e メールアドレス :
4. 異議申立の根拠 :
 - ☐ 規則 (EC) No 510/2006 の第 2 条が定める条件に不適合
 - ☐ 名称登録が規則 (EC) No 510/2006 の第 3 条(2) (植物品種または動物の種類) に反するのではないか
 - ☐ 名称登録が規則 (EC) No 510/2006 の第 3 条(3) (名称の全てまたは一部が同名) に反するのではないか
 - ☐ 名称登録が規則 (EC) No 510/2006 の第 3 条(4) (既存商標) に反するのではない
 - ☐ 登録が規則 (EC) No 510/2006 の第 7 条(3) の (c) 項が定めるように既存の名称、商標または製品を脅かすのではない
 - ☐ 登録希望の名称が一般名である ; 規則 (EC) No 510/2006 の第 7 条(3) の (d) 項が定めるように詳細が提供されなければならない
5. 異議申立の詳細
異議申立が正当であるとする理由を記載すること。意義申立人の正当な権利に関する説明を記載すること。ただし、国家当局により異議申立が行なわれた場合を除く。この場合、正当な権利に関する記載は不要。異議申立書には署名し、日付を記入のこと。

付属書 (ANNEX) IV

この書式を作成後は、[] 内の文章を削除のこと

異議申立手続後の協議終了通知

保護地理的表示および保護原産地呼称に関する理事会規則 (EC) No 510/2006

1. **製品名**

[官報 (Official Journal=OJ) に示すもの]

2. **公式リファレンス** [官報 (Official Journal=OJ) に示すもの]

リファレンス番号:

OJ 刊行日:

3. **協議結果**

3.1. **下記意義申立人との間で合意に達した:**

[合意を示す書簡のコピーを付加すること]

3.2. **下記意義申立人との間で合意に達しなかった:**

4. **製品仕様および単一文書 (Single Document)**

4.1. **仕様は変更済:**

…はい* …いいえ

*「はい」の場合、変更の説明を付加すること

4.2. **単一文書 (または仕様の要約) は変更済:**

…はい** …いいえ

**「はい」の場合、変更の説明を付加すること

5. **日付と署名**

[氏名]

[部門/組織]

[住所]

[電話:] +

[e メールアドレス:]

付属書 (ANNEX) V

共同体の記号と表示の複製

1. カラーまたは白黒の共同体の記号
カラーの記号を用いる場合、直接着色 (パントーン) または 4 色刷りを用いることができる。
基本色を以下に示した。

パントーンによる「保護原産地呼称」の共同体記号		パントーンによる「保護地理的表示」の共同体記号	
			
パントーン® 711	パントーン® 黄 109	パントーン® Reflex Blue	パントーン® 黄 109

4 色刷りによる共同体記号：

4 色刷りによる「保護原産地呼称」の共同体記号		4 色刷りによる「保護地理的表示」の共同体記号	
			
マゼンタ 100% 黄 80%	マゼンタ 10% 黄 90%	シアン 100% マゼンタ 80%	マゼンタ 10% 黄 90%

白黒による共同体記号

	
---	--

2. 白黒反転させた共同体記号

パッケージまたはラベルの背景色が暗色の場合、パッケージまたはラベルの背景色を使って反転させた記号を用いることができる。



3. 背景色との対比

色の付いた背景とカラー記号を組み合わせると見にくくなる場合、背景色とのコントラストを改善するため、記号周囲の円形の境界領域を用いる。

「保護原産地呼称」の共同体記号	「保護地理的表示」の共同体記号

4. 活字

文章には Times Roman の大文字を用いること。

5. 縮小

共同体記号の最小サイズは、直径 15 mm。

6. EC 言語による「保護原産地呼称 (PROTECTED DESIGNATION OF ORIGIN)」とその省略形

EC 言語	表現	省略形
ES	denominación de origen protegida	DOP
CS	chráně né označ ení pů vodu	CHOP
DA	beskyttet oprindelsesbetegnelse	BOB
DE	geschützte Ursprungsbezeichnung	g. U.
ET	kaitstud päritolunimetus	KPN
EL	π ρ ο σ τ α τ ε υ ό μ ε ν η ο ν ο μ α σ ί α π ρ ο έ λ ε υ σ η ς	ΠΟΠ
EN	protected designation of origin	PDO
FR	appellation d' origine protégée	AOP
IT	denominazione d' origine protetta	DOP
LV	aizsargā ts cilmes vietas nosaukums	ACVN

EC 言語	表現	省略形
LT	saugoma kilmė s vietos nuoroda	SKVN
HU	oltalom alatt álló eredetmegjelölés	OEM
MT	denominazzjoni protetta ta' oriġ ini	DPO
NL	beschermde oorsprongsbenaming	BOB
PL	chroniona nazwa pochodzenia	CHNP
PT	denominação de origem protegida	DOP
SK	chránené označ enie pôvodu	CHOP
SL	zaš č itena označ ba porekla	ZOP
FI	suojattu alkuperäimitys	SAN
SV	skyddad ursprungsbeteckning	SUB

7. EC 言語による「保護地理的表示 (PROTECTED GEOGRAPHICAL INDICATION)」とその省略形

EC 言語	表現	省略形
ES	indicación geográfica protegida	IGP
CS	chráně né země pisné označ ení	CHZO
DA	beskyttet geografisk betegnelse	BGB
DE	geschützte geografische Angabe	g. g. A.
ET	kaitstud geograafiline tähis	KGT
EL	π ρ ο σ τ α τ ε υ ό μ ε ν η γ ε ω γ ρ α φ ι κ ή έ ν δ ε ι ξ η	省略
EN	protected geographical indication	PGI
FR	indication géographique protégée	IGP
IT	indicazione geografica protetta	IGP
LV	aizsargā ta ģ eogrā fiskā s izcelsmes norā de	AÇ IN
LT	saugoma geografinė nuoroda	SGN
HU	oltalom alatt álló földrajzi jelzés	OFJ
MT	indikazzjoni ġ eografika protetta	IĠ P
NL	beschermde geografische aanduiding	BGA
PL	chronione oznaczenie geograficzne	CHOG
PT	indicação geográfica protegida	IGP
SK	chránené zemepisné označ enie	CHZO
SL	zaš č itena geografska označ ba	ZGO
FI	suojattu maantieteellinen merkintä	SMM
SV	skyddad geografisk beteckning	SGB

付属書 (ANNEX) VI

この書式を作成後は、[] 内の文章を削除のこと

変更申請

保護された地理的表示および保護された原産地表記に関する理事会規則 (EC) No 510/2006

第9条にもとづく変更申請

[登録名称] 「 」

EC No : [EC の場合のみ]

[どちらか一方を選択「X」] ☐PGI ☐PDO

1. 本変更の影響を受ける製品仕様の表題

- ☐ 製品名
- ☐ 製品の説明
- ☐ 地理的地域
- ☐ 原産地の証拠
- ☐ 製造方法
- ☐ 結びつき
- ☐ 表示
- ☐ 国内要件
- ☐ その他 (明記のこと)

2. 変更の種類

- ☐ 単一文書 (Single Document) または要約書 (Summary Sheet) の変更
- ☐ 単一文書も要約書も公開されていない登録されているPDOまたはPGIの仕様の変更
- ☐ 公開されている単一文書の変更を必要としない仕様の変更 (規則 (EC) No 510/2006 第9条(3))
- ☐ 公的機関によって義務付けられた衛生対策または植物検疫対策にともなう仕様の一時的変更 (規則 (EC) No 510/2006 第9条(4))

3. 変更:

[上記セクションでチェックした表題各々について、各変更毎に簡単に説明すること。また、その変更を提案している団体の正当な権利も記載のこと。]

4. 更新した単一文書 (必要な場合)

[付属書 I を使用]

5. 仕様公表物との関係

付属書 VII

この書式を作成後は、[] 内の文章を削除のこと

取消要請

保護された地理的表示および保護された原産地表記に関する理事会規則 (EC) No 510/2006

第 12 条(2) にもとづく取消要請

[登録名称:] 「 」

EC No : [EC の場合のみ]

[どちらか一方を選択「X」] ☐PGI ☐PDO

1. 取消を希望する登録名称
2. 加盟国または第三国
3. 製品のタイプ (付属書 II の場合と同じ)
4. 取消を要請する者または組織

名称:

住所:

本要請を行なうことの正当な権利の性質:

[取消を要請する者または団体の正当な権利の説明を記載のこと。]

5. 取消の理由

[名称の登録を取消すことの正当な理由を記載のこと。]

付属書 VIII

要 約

保護地理的表示および保護原産地呼称に関する理事会規則 (EC) No 510/2006

「 」

EC No :

PDO (§) PGI (§)

本要約は、情報提供を目的として該当製品仕様の主な要素を説明する。

1. 加盟国の担当部局

名称 :

住所 :

電話 :

Fax :

e メール :

2. 団体

名称 :

住所 :

電話 :

Fax :

e メール :

組織 : 生産者/製造加工者 (§) その他 (§)

3. 製品のタイプ

分類

4. 仕様

(規則 (EC) No 510/2006 の第 4 条(2) にもとづく要件の要約)

4.1. 名称 :

「...」

4.2. 説明 :

4.3. 地理的地域 :

4.4. 原産地の証拠 :

4.5. 結びつき：

4.7. 検査機関：

名称：

住所：

電話：

Fax：

e メール：

4.8. 表示：

EUROPEAN COMMUNITIES

Council Regulation on geographical indications and designations of origin
Council Regulation (EEC) No 2081/92 of 14 July 1992 on protection of geographical indications
and designations of origin for agricultural products and foodstuffs

TABLE OF CONTENTS

Preamble

Article 1

Article 2

Article 3

Article 4

Article 5

Article 6

Article 7

Article 8

Article 9

Article 10

Article 11

Article 12

Article 13

Article 14

Article 15

Article 16

Article 17

Article 18

ANNEX I Foodstuffs referred to in Article 1 (1)

ANNEX II Agricultural products referred to in Article 1 (1)

Preamble

THE COUNCIL OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,

Having regard to the Treaty establishing the European Economic Community, and in particular Article 43,

Having regard to the proposal from the Commission,

Having regard to the opinion of the European Parliament,

Having regard to the opinion of the Economic and Social Committee,

Whereas the production, manufacture and distribution of agricultural products and foodstuffs play an important role in the Community economy;

Whereas, as part of the adjustment of the common agricultural policy the diversification of agricultural production should be encouraged so as to achieve a better balance between supply and demand on the markets; whereas the promotion of products having certain characteristics could be of considerable benefit to the rural economy, in particular to less-favoured or remote areas, by improving the incomes of farmers and by retaining the rural population in these areas;

Whereas, moreover, it has been observed in recent years that consumers are tending to attach greater importance to the quality of foodstuffs rather than to quantity; whereas this quest for specific products generates a growing demand for agricultural products or foodstuffs with an identifiable geographical origin;

Whereas in view of the wide variety of products marketed and of the abundance of information concerning them provided, consumers must, in order to be able to make the best choice, be given

clear and succinct information regarding the origin of the product;

Whereas the labelling of agricultural products and foodstuffs is subject to the general rules laid down in Council Directive 79/112/EEC of 18 December 1978 on the approximation of the laws of the Member States relating to the labelling, presentation and advertising of foodstuffs; whereas, in view of their specific nature, additional special provisions should be adopted for agricultural products and foodstuffs from a specified geographical area;

Whereas the desire to protect agricultural products or foodstuffs which have an identifiable geographical origin has led certain Member States to introduce 'registered designations of origin' ; whereas these have proved successful with producers, who have secured higher incomes in return for a genuine effort to improve quality, and with consumers, who can purchase high quality products with guarantees as to the method of production and origin;

Whereas, however, there is diversity in the national practices for implementing registered designations of origin and geographical indications; whereas a Community approach should be envisaged; whereas a framework of Community rules on protection will permit the development of geographical indications and designations of origin since, by providing a more uniform approach, such a framework will ensure fair competition between the producers of products bearing such indications and enhance the credibility of the products in the consumers' eyes;

Whereas the planned rules should take account of existing Community legislation on wines and spirit drinks, which provide for a higher level of protection;

Whereas the scope of this Regulation is limited to certain agricultural products and foodstuffs for which a link between product or foodstuff characteristics and geographical origin exists; whereas, however, this scope could be enlarged to encompass other products or foodstuffs;

Whereas existing practices make it appropriate to define two different types of geographical description, namely protected geographical indications and protected designations of origin;

Whereas an agricultural product or foodstuff bearing such an indication must meet certain conditions set out in a specification;

Whereas to enjoy protection in every Member State geographical indications and designations of origin must be registered at Community level; whereas entry in a register should also provide information to those involved in trade and to consumers;

Whereas the registration procedure should enable any person individually and directly concerned in a Member State to exercise his rights by notifying the Commission of his opposition;

Whereas there should be procedures to permit amendment of the specification, after registration, in the light of technological progress or withdrawal from the register of the geographical indication or designation of origin of an agricultural product or foodstuff if that product or foodstuff ceases to conform to the specification on the basis of which the geographical indication or designation of origin was granted;

Whereas provision should be made for trade with third countries offering equivalent guarantees for the issue and inspection of geographical indications or designations of origin granted on their territory;

Whereas provision should be made for a procedure establishing close cooperation between the Member States and the Commission through a Regulatory Committee set up for that purpose,

HAS ADOPTED THIS REGULATION:

Article 1

1. This Regulation lays down rules on the protection of designations of origin and geographical indications of agricultural products intended for human consumption referred to in Annex II to the Treaty and of the foodstuffs referred to in Annex I to this Regulation and agricultural products listed in Annex II to this Regulation.

However, this Regulation shall not apply to wine products or to spirit drinks.

Annex I may be amended in accordance with the procedure set out in Article 15.

2. This Regulation shall apply without prejudice to other specific Community provisions.

3. Council Directive 83/189/EEC of 28 March 1983 laying down a procedure for the provision of information in the field of technical standards and regulations shall not apply to the designations of origin and geographical indications covered by this Regulation.

Article 2

1. Community protection of designations of origin and of geographical indications of agricultural products and foodstuffs shall be obtained in accordance with this Regulation.

2. For the purposes of this Regulation:

(a) designation of origin: means the name of a region, a specific place or, in exceptional cases, a country, used to describe an agricultural product or a foodstuff:

- originating in that region, specific place or country, and
- the quality or characteristics of which are essentially or exclusively due to a particular geographical environment with its inherent natural and human factors, and the production, processing and preparation of which take place in the defined geographical area;

(b) geographical indication: means the name of a region, a specific place or, in exceptional cases, a country, used to describe an agricultural product or a foodstuff:

- originating in that region, specific place or country, and
- which possesses a specific quality, reputation or other characteristics attributable to that geographical origin and the production and/or processing and/or preparation of which take place in the defined geographical area.

3. Certain traditional geographical or non-geographical names designating an agricultural product or a foodstuff originating in a region or a specific place, which fulfil the conditions referred to in the second indent of paragraph 2 (a) shall also be considered as designations of origin.

4. By way of derogation from Article 2(a), certain geographical designations shall be treated as designations of origin where the raw materials of the products concerned come from a geographical area larger than or different from the processing area, provided that:

- the production area of the raw materials is limited,
- special conditions for the production of the raw materials exist, and
- there are inspection arrangements to ensure that those conditions are adhered to.

5. For the purposes of paragraph 4, only live animals, meat and milk may be considered as raw materials. Use of other raw materials may be authorized in accordance with the procedure laid down in Article 15.

6. In order to be eligible for the derogation provided for in paragraph 4, the designations in question must be or have already been recognized as designations of origin with national protection by the Member State concerned, or, if no such scheme exists, have a proven, traditional character and an exceptional reputation and renown.

7. In order to be eligible for the derogation provided for in paragraph 4, applications for registration must be lodged within two years of the entry into force of this Regulation.

Article 3

1. Names that have become generic may not be registered.

For the purposes of this Regulation, 'a name that has become generic' means the name of an agricultural product or a foodstuff which, although it relates to the place or the region where this product or foodstuff was originally produced or marketed, has become the common name of an agricultural product or a foodstuff.

To establish whether or not a name has become generic, account shall be taken of all factors, in particular:

- the existing situation in the Member State in which the name originates and in areas of consumption,
- the existing situation in other Member States,
- the relevant national or Community laws.

Where, following the procedure laid down in Articles 6 and 7, an application of registration is rejected because a name has become generic, the Commission shall publish that decision in the Official Journal of the European Communities.

2. A name may not be registered as a designation of origin or a geographical indication where it conflicts with the name of a plant variety or an animal breed and as a result is likely to mislead the public as to the true origin of the product.

3. Before the entry into force of this Regulation, the Council, acting by a qualified majority on a proposal from the Commission, shall draw up and publish in the Official Journal of the European Communities a non-exhaustive, indicative list of the names of agricultural products or foodstuffs which are within the scope of this Regulation and are regarded under the terms of paragraph 1 as being generic and thus not able to be registered under this Regulation.

Article 4

1. To be eligible to use a protected designation of origin (PDO) or a protected geographical indication (PGI) an agricultural product or foodstuff must comply with a specification.

2. The product specification shall include at least:

(a) the name of the agricultural product or foodstuffs, including the designation of origin or the geographical indication;

(b) a description of the agricultural product or foodstuff including the raw materials, if appropriate, and principal physical, chemical, microbiological and/or organoleptic characteristics of the product or the foodstuff;

(c) the definition of the geographical area and, if appropriate, details indicating compliance with the requirements in Article 2(4);

(d) evidence that the agricultural product or the foodstuff originates in the geographical area, within the meaning of Article 2(2)(a) or (b), whichever is applicable;

(e) a description of the method of obtaining the agricultural product or foodstuff and, if appropriate, the authentic and unvarying local methods;

(f) the details bearing out the link with the geographical environment or the geographical origin within the meaning of Article 2(2)(a) or (b), whichever is applicable;

(g) details of the inspection structures provided for in Article 10;

(h) the specific labelling details relating to the indication PDO or PGI, whichever is applicable, or the equivalent traditional national indications;

(i) any requirements laid down by Community and/or national provisions.

Article 5

1. Only a group or, subject to certain conditions to be laid down in accordance with the procedure provided for in Article 15, a natural or legal person, shall be entitled to apply for registration.

For the purposes of this Article, 'Group' means any association, irrespective of its legal form or composition, of producers and/or processors working with the same agricultural product or foodstuff. Other interested parties may participate in the group.

2. A group or a natural or legal person may apply for registration only in respect of agricultural products or foodstuffs which it produces or obtains within the meaning of Article 2(2)(a) or (b).

3. The application for registration shall include the product specification referred to in Article 4.

4. The application shall be sent to the Member State in which the geographical area is located.

5. The Member State shall check that the application is justified and shall forward the application, including the product specification referred to in Article 4 and other documents on which it has based its decision, to the Commission, if it considers that it satisfies the requirements of this Regulation.

If the application concerns a name indicating a geographical area situated in another Member State also, that Member State shall be consulted before any decision is taken.

6. Member States shall introduce the laws, regulations and administrative provisions necessary to

comply with this Article.

Article 6

1. Within a period of six months the Commission shall verify, by means of a formal investigation, whether the registration application includes all the particulars provided for in Article 4.

The Commission shall inform the Member State concerned of its findings.

2. If, after taking account of paragraph 1, the Commission concludes that the name qualifies for protection, it shall publish in the Official Journal of the European Communities the name and address of the applicant, the name of the product, the main points of the application, the references to national provisions governing the preparation, production or manufacture of the product and, if necessary, the grounds for its conclusions.

3. If no statement of objections is notified to the Commission in accordance with Article 7, the name shall be entered in a register kept by the Commission entitled 'Register of protected designations of origin and protected geographical indications', which shall contain the names of the groups and the inspection bodies concerned.

4. The Commission shall publish in the Official Journal of the European Communities:

- the names entered in the Register,
- amendments to the Register made in accordance with Article 9 and 11.

5. If, in the light of the investigation provided for in paragraph 1, the Commission concludes that the name does not qualify for protection, it shall decide, in accordance with the procedure provided for in Article 15, not to proceed with the publication provided for in paragraph 2 of this Article.

Before publication as provided for in paragraphs 2 and 4 and registration as provided for in paragraph 3, the Commission may request the opinion of the Committee provided for in Article 15.

Article 7

1. Within six months of the date of publication in the Official Journal of the European Communities referred to in Article 6(2), any Member State may object to the registration.

2. The competent authorities of the Member States shall ensure that all persons who can demonstrate a legitimate economic interest are authorized to consult the application. In addition and in accordance with the existing situation in the Member States, the Member States may provide access to other parties with a legitimate interest.

3. Any legitimately concerned natural or legal person may object to the proposed registration by sending a duly substantiated statement to the competent authority of the Member State in which he resides or is established. The competent authority shall take the necessary measures to consider these comments or objection within the deadlines laid down.

4. A statement of objection shall be admissible only if it:

- either shows non-compliance with the conditions referred to in Article 2,
- or shows that the proposed registration of a name would jeopardize the existence of an entirely or partly identical name or trade mark or the existence of products which are legally on the market at the time of publication of this regulation in the Official Journal of the European Communities,
- or indicates the features which demonstrate that the name whose registration is applied for is generic in nature.

5. Where an objection is admissible within the meaning of paragraph 4, the Commission shall ask the Member States concerned to seek agreement among themselves in accordance with their internal procedures within three months. If:

(a) agreement is reached, the Member States in question shall communicate to the Commission all the factors which made agreement possible together with the applicant's opinion and that of the objector. Where there has been no change to the information received under Article 5, the Commission shall proceed in accordance with Article 6(4). If there has been a change, it shall again initiate the procedure laid down in Article 7;

(b) no agreement is reached, the Commission shall take a decision in accordance with the procedure laid down in Article 15, having regard to traditional fair practice and the actual likelihood of confusion. Should it decide to proceed with registration, the Commission shall carry out publication in accordance with Article 6(4).

Article 8

The indications PDO, PGI or equivalent traditional national indications may appear only on agricultural products and foodstuffs that comply with this Regulation.

Article 9

The Member State concerned may request the amendment of a specification, in particular to take account of developments in scientific and technical knowledge or to redefine the geographical area.

The Article 6 procedure shall apply *mutatis mutandis*.

The Commission may, however, decide, under the procedure laid down in Article 15, not to apply the Article 6 procedure in the case of a minor amendment.

Article 10

1. Member States shall ensure that not later than six months after the entry into force of this Regulation inspection structures are in place, the function of which shall be to ensure that agricultural products and foodstuffs bearing a protected name meet the requirements laid down in the specifications.

2. An inspection structure may comprise one or more designated inspection authorities and/or private bodies approved for that purpose by the Member State. Member States shall send the Commission lists of the authorities and/or bodies approved and their respective powers. The Commission shall publish those particulars in the Official Journal of the European Communities.

3. Designated inspection authorities and/or approved private bodies must offer adequate guarantees of objectivity and impartiality with regard to all producers or processors subject to their control and have permanently at their disposal the qualified staff and resources necessary to carry out inspection of agricultural products and foodstuffs bearing a protected name.

If an inspection structure uses the services of another body for some inspections, that body must offer the same guarantees. In that event the designated inspection authorities and/or approved private bodies shall, however, continue to be responsible vis-a-vis the Member State for all inspections.

As from 1 January 1998, in order to be approved by the Member States for the purpose of this Regulation, private bodies must fulfil the requirements laid down in standard EN 45011 of 26 June 1989.

4. If a designated inspection authority and/or private body in a Member State establishes that an agricultural product or a foodstuff bearing a protected name of origin in that Member State does not meet the criteria of the specification, they shall take the steps necessary to ensure that this Regulation is complied with. They shall inform the Member State of the measures taken in carrying out their inspections. The parties concerned must be notified of all decisions taken.

5. A Member State must withdraw approval from an inspection body where the criteria referred to in paragraphs 2 and 3 are no longer fulfilled. It shall inform the Commission, which shall publish in the Official Journal of the European Communities a revised list of approved bodies.

6. The Member States shall adopt the measures necessary to ensure that a producer who complies with this Regulation has access to the inspection system.

7. The costs of inspections provided for under this Regulation shall be borne by the producers using the protected name.

Article 11

1. Any Member State may submit that a condition laid down in the product specification of an

agricultural product or foodstuff covered by a protected name has not been met.

2. The Member State referred to in paragraph 1 shall make its submission to the Member State concerned. The Member State concerned shall examine the complaint and inform the other Member State of its findings and of any measures taken.

3. In the event of repeated irregularities and the failure of the Member States concerned to come to an agreement, a duly substantiated application must be sent to the Commission.

4. The Commission shall examine the application by consulting the Member States concerned. Where appropriate, having consulted the committee referred to in Article 15, the Commission shall take the necessary steps. These may include cancellation of the registration.

Article 12

1. Without prejudice to international agreements, this Regulation may apply to an agricultural product or foodstuff from a third country provided that:

- the third country is able to give guarantees identical or equivalent to those referred to in Article 4,
- the third country concerned has inspection arrangements equivalent to those laid down in Article 10,
- the third country concerned is prepared to provide protection equivalent to that available in the Community to corresponding agricultural products or foodstuffs coming from the Community.

2. If a protected name of a third country is identical to a Community protected name, registration shall be granted with due regard for local and traditional usage and the practical risks of confusion.

Use of such names shall be authorized only if the country of origin of the product is clearly and visibly indicated on the label.

Article 13

1. Registered names shall be protected against:

(a) any direct or indirect commercial use of a name registered in respect of products not covered by the registration in so far as those products are comparable to the products registered under that name or insofar as using the name exploits the reputation of the protected name;

(b) any misuse, imitation or evocation, even if the true origin of the product is indicated or if the protected name is translated or accompanied by an expression such as 'style', 'type', 'method', 'as produced in', 'imitation' or similar;

(c) any other false or misleading indication as to the provenance, origin, nature or essential qualities of the product, on the inner or outer packaging, advertising material or documents relating to the product concerned, and the packing of the product in a container liable to convey a false impression as to its origin;

(d) any other practice liable to mislead the public as to the true origin of the product.

Where a registered name contains within it the name of an agricultural product or foodstuff which is considered generic, the use of that generic name on the appropriate agricultural product or foodstuff shall not be considered to be contrary to (a) or (b) in the first subparagraph.

2. However, Member States may maintain national measures authorizing the use of the expressions referred to in paragraph 1 (b) for a period of not more than five years after the date of publication of this Regulation, provided that:

- the products have been marketed legally using such expressions for at least five years before the date of publication of this Regulation,

- the labelling clearly indicates the true origin of the product.

However, this exception may not lead to the marketing of products freely on the territory of a Member State where such expressions are prohibited.

3. Protected names may not become generic.

Article 14

1. Where a designation of origin or geographical indication is registered in accordance with this

Regulation, the application for registration of a trade mark corresponding to one of the situations referred to in Article 13 and relating to the same type of product shall be refused, provided that the application for registration of the trade mark was submitted after the date of the publication provided for in Article 6 (2).

Trade marks registered in breach of the first subparagraph shall be declared invalid.

This paragraph shall also apply where the application for registration of a trade mark was lodged before the date of publication of the application for registration provided for in Article 6 (2), provided that that publication occurred before the trade mark was registered.

2. With due regard for Community law, use of a trade mark corresponding to one of the situations referred to in Article 13 which was registered in good faith before the date on which application for registration of a designation of origin or geographical indication was lodged may continue notwithstanding the registration of a designation of origin or geographical indication, where there are no grounds for invalidity or revocation of the trade mark as provided respectively by Article 3 (1) (c) and (g) and Article 12 (2) (b) of First Council Directive 89/104/EEC of 21 December 1988 to approximate the laws of the Member States relating to trade marks.

3. A designation of origin or geographical indication shall not be registered where, in the light of a trade mark's reputation and renown and the length of time it has been used, registration is liable to mislead the consumer as to the true identity of the product.

Article 15

The Commission shall be assisted by a committee composed of the representatives of the Member States and chaired by the representative of the Commission.

The representative of the Commission shall submit to the committee a draft of the measures to be taken. The committee shall deliver its opinion on the draft within a time limit which the chairman may lay down according to the urgency of the matter. The opinion shall be delivered by the majority laid down in Article 148 (2) of the Treaty in the case of decisions which the Council is required to adopt on a proposal from the Commission. The votes of the representatives of the Member States within the committee shall be weighted in the manner set out in that Article. The chairman shall not vote.

The Commission shall adopt the measures envisaged if they are in accordance with the opinion of the committee.

If the measures envisaged are not in accordance with the opinion of the committee, or if no opinion is delivered, the Commission shall, without delay, submit to the Council a proposal relating to the measures to be taken. The Council shall act by a qualified majority.

If, on the expiry of a period of three months from the date of referral to the Council, the Council has not acted, the proposed measures shall be adopted by the Commission.

Article 16

Detailed rules for applying this Regulation shall be adopted in accordance with the procedure laid down in Article 15.

Article 17

1. Within six months of the entry into force of the Regulation, Member States shall inform the Commission which of their legally protected names or, in those Member States where there is no protection system, which of their names established by usage they wish to register pursuant to this Regulation.

2. In accordance with the procedure laid down in Article 15, the Commission shall register the names referred to in paragraph 1 which comply with Articles 2 and 4. Article 7 shall not apply. However, generic names shall not be added.

3. Member States may maintain national protection of the names communicated in accordance with

paragraph 1 until such time as a decision on registration has been taken.

Article 18

This Regulation shall enter into force twelve months after the date of its publication in the Official Journal of the European Communities.

This Regulation shall be binding in its entirety and directly applicable in all Member States.

Done at Brussels, 14 July 1992.

ANNEX I Foodstuffs referred to in Article 1 (1)

- Beer,
- Natural mineral waters and spring waters,
- Beverages made from plant extracts,
- Bread, pastry, cakes, confectionery, biscuits and other baker' s wares,
- Natural gums and resins.

ANNEX II Agricultural products referred to in Article 1 (1)

- Hay
- Essential oils.

Commission Communication — Guidelines on the labelling of foodstuffs using protected designations of origin (PDOs) or protected geographical indications (PGIs) as ingredients

(2010/C 341/03)

1. INTRODUCTION

1.1. Background

The European Union has been developing a specific policy with regard to geographical indications for agricultural products and foodstuffs since 1992 ⁽¹⁾. Rules on the labelling of foodstuffs to be delivered in their existing state to the final consumer and on the advertising of such products are laid down in the Labelling Directive ⁽²⁾.

The legislation relating to protected designations of origin (PDOs) and protected geographical indications (PGIs) stipulates, inter alia, that registered names are to be protected against any direct or indirect commercial use in respect of products not covered by the registration in so far as such products are comparable to those registered and in so far as that use makes it possible to profit from the reputation of the protected name ⁽³⁾. The Labelling Directive also states that the labelling of a foodstuff and related advertising must not be of a kind that could mislead a consumer, particularly as to the nature, identity, properties and composition of the said foodstuff ⁽⁴⁾.

In this context, while the incorporation of a product with a PDO or PGI in a foodstuff could of course constitute a major outlet for such quality products, care should nevertheless be taken to ensure that any reference to such incorporation in the labelling of a foodstuff is made in good faith and does not mislead consumers.

1.2. Guidelines

In its Communication on agricultural product quality policy (COM(2009) 234), the Commission undertook to draw up guidelines on the labelling and advertising of processed products using geographical indications as ingredients.

Those guidelines are intended to illustrate the legislative provisions applicable in this area and to help economic operators define their room for manoeuvre. In particular, they set out the Commission's point of view concerning:

— the conditions under which names registered as a PDO or PGI can be used in the labelling, presentation and advertising of foodstuffs containing such names as ingredients,

— good practice to ensure that names registered as a PDO or PGI and employed as ingredients in food products are not used in a manner that damages the reputation of the product benefiting from such a designation or misleads consumers as to the composition of the product produced.

Uptake of the guidelines is voluntary.

The examples mentioned in the guidelines are provided purely for illustrative purposes and do not reflect situations or contentious issues brought to the Commission's attention.

The present guidelines should not be deemed to constitute a legally binding interpretation of EU legislation on PDOs and PGIs or the Labelling Directive. Indeed, such an interpretation falls solely within the remit of the European Court of Justice; furthermore, the issue of whether a specific product's labelling could mislead purchasers or consumers, or any decision regarding the potentially misleading nature of a trade name is the responsibility of domestic courts ⁽⁵⁾.

These guidelines may be amended.

2. RECOMMENDATIONS

In the light of the above, the Commission wishes to set out below a series of recommendations relating to, on the one hand, the rules on using a name registered as a PDO or PGI and relevant European Union terms, abbreviations or symbols in the labelling of foodstuffs containing products benefiting from such a designation and, on the other hand, the specifications relating to names registered as a PDO or PGI and incorporated as ingredients in foodstuffs.

2.1. Recommendations on the use of registered names

1. According to the Commission, a name registered as a PDO or PGI may legitimately be included in the list of ingredients of a foodstuff.
2. The Commission also considers that a name registered as a PDO or PGI may be mentioned in or close to the trade name of a foodstuff incorporating products benefiting from a registered name, as well as in the labelling, presentation and advertising relating to that foodstuff, provided that the following conditions are met.

⁽¹⁾ Council Regulation (EC) No 510/2006 of 20 March 2006 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs (OJ L 93, 31.3.2006, p. 12) and Commission Regulation (EC) No 1898/2006 of 14 December 2006 laying down detailed rules of implementation of Council Regulation (EC) No 510/2006 (OJ L 369, 23.12.2006, p. 1).

⁽²⁾ Directive 2000/13/EC of the European Parliament and of the Council of 20 March 2000 on the approximation of the laws of the Member States relating to the labelling, presentation and advertising of foodstuffs (OJ L 109, 6.5.2000, p. 29).

⁽³⁾ Article 13(1)(a) of Regulation (EC) No 510/2006.

⁽⁴⁾ Article 2(1)(a) of Directive 2000/13/EC.

⁽⁵⁾ Refer to, in this regard, the Court's judgment in Case C-446/07 *Alberto Severi v Regione Emilia Romagna* (2009) ECR I-8041 (paragraph 60).

- The foodstuff in question should not contain any other 'comparable ingredient', i.e. any other ingredient which may partially or totally replace the ingredient benefiting from a PDO or PGI. As a non-restrictive example of the concept of 'comparable ingredient', the Commission considers that a blue-veined cheese (commonly known as 'blue cheese') could be considered comparable to 'Roquefort' cheese.
 - This ingredient should also be used in sufficient quantities to confer an essential characteristic on the foodstuff concerned. However, given the wide range of possible scenarios, the Commission is not able to suggest a minimum percentage to be uniformly applied. As an example, the incorporation of a minimum amount of a spice benefiting from a PDO/PGI in a foodstuff could, if appropriate, be sufficient to confer an essential characteristic on that foodstuff. By contrast, the incorporation of a minimum amount of meat benefiting from a PDO/PGI in a foodstuff would not a priori be sufficient to confer an essential characteristic on a foodstuff.
 - Finally, the percentage of incorporation of an ingredient with a PDO or PGI should ideally be indicated in or in close proximity to the trade name of the relevant foodstuff or, failing that, in the list of ingredients, in direct relation to the ingredient in question.
3. On the assumption that the conditions referred to in point (2) are met, the Commission feels that the European Union terms, abbreviations⁽¹⁾ or symbols accompanying the registered name should be used in labelling, within or close to the trade name or in the list of ingredients of the foodstuff only if it is made clear that the said foodstuff is not

itself a PDO or PGI. Otherwise, the Commission takes the view that this would result in the undue exploitation of the reputation of the PDO or PGI and result in consumers being misled. For example, the trade names 'Pizza au Roquefort' (Pizza with Roquefort) or 'Pizza élaborée avec du Roquefort AOP' (Pizza prepared with Roquefort PDO) would hardly give rise to a dispute in the eyes of the Commission. By contrast, the trade name 'Pizza au Roquefort AOP' (Pizza with Roquefort PDO) would clearly be ill-advised, in as much as it could give the consumer the impression that the pizza as such was a product benefiting from a PDO.

4. The Commission takes the view that, if an ingredient comparable to an ingredient benefiting from a PDO/PGI has been incorporated in a foodstuff, the name registered as a PDO/PGI should appear only in the list of ingredients, in accordance with rules similar to those applicable to the other ingredients mentioned. In particular, it would be appropriate to use characters that are identical in terms of font, size, colour, etc.

2.2. Recommendations concerning specifications relating to names registered as a PDO or PGI and incorporated as an ingredient in foodstuffs

According to the Commission, provisions governing the use of a name registered as a PDO or PGI in the labelling of other foodstuffs should not be included, in principle, in the specification for that name; compliance with existing EU legislation by economic operators should constitute an adequate guarantee. They may be included by way of exception only in order to resolve a specific, clearly identified difficulty and provided they are objective, proportionate and non-discriminatory. In any case, any provisions contained in the specifications could not be aimed at or result in modifying the legislation in force.

⁽¹⁾ The terms in question are 'protected designation of origin' and 'protected geographical indication' and the abbreviations PDO and PGI.

TRIPS AGREEMENT (excerpt)

on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

as concluded on April 15, 1994

ENTRY INTO FORCE: January 1, 1995

Preamble

Members,

Desiring to reduce distortions and impediments to international trade, and taking into account the need to promote effective and adequate protection of intellectual property rights, and to ensure that measures and procedures to enforce intellectual property rights do not themselves become barriers to legitimate trade;

Recognizing, to this end, the need for new rules and disciplines concerning:

- (a) the applicability of the basic principles of GATT 1994 and of relevant international intellectual property agreements or conventions;
- (b) the provision of adequate standards and principles concerning the availability, scope and use of trade-related intellectual property rights;
- (c) the provision of effective and appropriate means for the enforcement of trade-related intellectual property rights, taking into account differences in national legal systems;
- (d) the provision of effective and expeditious procedures for the multilateral prevention and settlement of disputes between governments; and
- (e) transitional arrangements aiming at the fullest participation in the results of the negotiations;

Recognizing the need for a multilateral framework of principles, rules and disciplines dealing with international trade in counterfeit goods;

Recognizing that intellectual property rights are private rights;

Recognizing the underlying public policy objectives of national systems for the protection of intellectual property, including developmental and technological objectives;

Recognizing also the special needs of the least-developed country Members in respect of maximum flexibility in the domestic implementation of laws and regulations in order to enable them to create a sound and viable technological base;

Emphasizing the importance of reducing tensions by reaching strengthened commitments to resolve disputes on trade-related intellectual property issues through multilateral procedures;

Desiring to establish a mutually supportive relationship between the WTO and the World Intellectual Property Organization (referred to in this Agreement as "WIPO") as well as other relevant international organizations;

Hereby agree as follows:

PART I GENERAL PROVISIONS AND BASIC PRINCIPLES

Article 1 Nature and Scope of Obligations

1. Members shall give effect to the provisions of this Agreement. Members may, but shall not be obliged to, implement in their law more extensive protection than is required by this Agreement, provided that such protection does not contravene the provisions of this Agreement. Members shall be free to determine the appropriate method of implementing the provisions of this Agreement within their own legal system and practice.

2. For the purposes of this Agreement, the term "intellectual property" refers to all categories of intellectual property that are the subject of Sections 1 through 7 of Part II.

3. Members shall accord the treatment provided for in this Agreement to the nationals of other Members. (*1) In respect of the relevant intellectual property right, the nationals of other Members shall be understood as those natural or legal persons that would meet the criteria for eligibility for protection provided for in the Paris Convention (1967), the Berne Convention (1971), the Rome Convention and the Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits, were all Members of the WTO members of those Conventions. (*2) Any Member availing itself of the possibilities provided in paragraph 3 of Article 5 or paragraph 2 of Article 6 of the Rome Convention shall make a notification as foreseen in those provisions to the Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (the "Council for TRIPS").

(*1) When "nationals" are referred to in this Agreement, they shall be deemed, in the case of a separate customs territory Member of the WTO, to mean persons, natural or legal, who are domiciled or who have a real and effective industrial or commercial establishment in that customs territory.

(*2) In this Agreement, "Paris Convention" refers to the Paris Convention for the Protection of Industrial Property; "Paris Convention (1967)" refers to the Stockholm Act of this Convention of 14 July 1967. "Berne Convention" refers to the Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works; "Berne Convention (1971)" refers to the Paris Act of this Convention of 24 July 1971. "Rome Convention" refers to the International Convention for the Protection of Performers, Producers of Phonograms and Broadcasting Organizations, adopted at Rome on 26 October 1961. "Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits" (IPIC Treaty) refers to the Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits, adopted at Washington on 26 May 1989. "WTO Agreement" refers to the Agreement Establishing the WTO.

Article 2 Intellectual Property Conventions

1. In respect of Parts II, III and IV of this Agreement, Members shall comply with Articles 1 through 12, and Article 19, of the Paris Convention (1967).

2. Nothing in Parts I to IV of this Agreement shall derogate from existing obligations that Members may have to each other under the Paris Convention, the Berne Convention, the Rome Convention and the Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits.

Article 3 National Treatment

1. Each Member shall accord to the nationals of other Members treatment no less favourable than that it accords to its own nationals with regard to the protection (*3) of intellectual property, subject to the exceptions already provided in, respectively, the Paris Convention (1967), the Berne Convention (1971), the Rome Convention or the Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits. In respect of performers, producers of phonograms and broadcasting organizations, this obligation only applies in respect of the rights provided under this Agreement. Any Member availing itself of the possibilities provided in Article 6 of the Berne Convention (1971) or paragraph 1 (b) of Article 16 of the Rome Convention shall make a notification as foreseen in those provisions to the Council for TRIPS.

(*3) For the purposes of Articles 3 and 4, "protection" shall include matters affecting the availability, acquisition, scope, maintenance and enforcement of intellectual property rights as well as those matters affecting the use of intellectual property rights specifically addressed in this Agreement.

2. Members may avail themselves of the exceptions permitted under paragraph 1 in relation to judicial and administrative procedures, including the designation of an address for service or the appointment of an agent within the jurisdiction of a Member, only where such exceptions are necessary to secure compliance with laws and regulations which are not inconsistent with the provisions of this Agreement and where such practices are not applied in a manner which would constitute a disguised restriction on trade.

Article 4 Most-Favoured-Nation Treatment

With regard to the protection of intellectual property, any advantage, favour, privilege or immunity granted by a Member to the nationals of any other country shall be accorded immediately and unconditionally to the nationals of all other Members. Exempted from this obligation are any advantage, favour, privilege or immunity accorded by a Member:

- (a) deriving from international agreements on judicial assistance or law enforcement of a general nature and not particularly confined to the protection of intellectual property;
- (b) granted in accordance with the provisions of the Berne Convention (1971) or the Rome Convention authorizing that the treatment accorded be a function not of national treatment but of the treatment accorded in another country;
- (c) in respect of the rights of performers, producers of phonograms and broadcasting organizations

not provided under this Agreement;

(d) deriving from international agreements related to the protection of intellectual property which entered into force prior to the entry into force of the WTO Agreement, provided that such agreements are notified to the Council for TRIPS and do not constitute an arbitrary or unjustifiable discrimination against nationals of other Members.

Article 5 Multilateral Agreements on Acquisition or Maintenance of Protection

The obligations under Articles 3 and 4 do not apply to procedures provided in multilateral agreements concluded under the auspices of WIPO relating to the acquisition or maintenance of intellectual property rights.

Article 6 Exhaustion

For the purposes of dispute settlement under this Agreement, subject to the provisions of Articles 3 and 4 nothing in this Agreement shall be used to address the issue of the exhaustion of intellectual property rights.

Article 7 Objectives

The protection and enforcement of intellectual property rights should contribute to the promotion of technological innovation and to the transfer and dissemination of technology, to the mutual advantage of producers and users of technological knowledge and in a manner conducive to social and economic welfare, and to a balance of rights and obligations.

Article 8 Principles

1. Members may, in formulating or amending their laws and regulations, adopt measures necessary to protect public health and nutrition, and to promote the public interest in sectors of vital importance to their socio-economic and technological development, provided that such measures are consistent with the provisions of this Agreement.

2. Appropriate measures, provided that they are consistent with the provisions of this Agreement, may be needed to prevent the abuse of intellectual property rights by right holders or the resort to practices which unreasonably restrain trade or adversely affect the international transfer of technology.

PART II STANDARDS CONCERNING THE AVAILABILITY, SCOPE AND USE OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS

Section 2 Trademarks

Article 15 Protectable Subject Matter

1. Any sign, or any combination of signs, capable of distinguishing the goods or services of one undertaking from those of other undertakings, shall be capable of constituting a trademark. Such signs, in particular words including personal names, letters, numerals, figurative elements and combinations of colours as well as any combination of such signs, shall be eligible for registration as trademarks.

Where signs are not inherently capable of distinguishing the relevant goods or services, Members may make registrability depend on distinctiveness acquired through use. Members may require, as a condition of registration, that signs be visually perceptible.

2. Paragraph 1 shall not be understood to prevent a Member from denying registration of a trademark on other grounds, provided that they do not derogate from the provisions of the Paris Convention (1967).

3. Members may make registrability depend on use. However, actual use of a trademark shall not be a condition for filing an application for registration. An application shall not be refused solely on the ground that intended use has not taken place before the expiry of a period of three years from the date of application.

4. The nature of the goods or services to which a trademark is to be applied shall in no case form an obstacle to registration of the trademark.

5. Members shall publish each trademark either before it is registered or promptly after it is registered and shall afford a reasonable opportunity for petitions to cancel the registration. In addition, Members may afford an opportunity for the registration of a trademark to be opposed.

Article 16 Rights Conferred

1. The owner of a registered trademark shall have the exclusive right to prevent all third parties not having the owner's consent from using in the course of trade identical or similar signs for goods or services which are identical or similar to those in respect of which the trademark is registered where such use would result in a likelihood of confusion. In case of the use of an identical sign for identical goods or services, a likelihood of confusion shall be presumed. The rights described above shall not prejudice any existing prior rights, nor shall they affect the possibility of Members making rights available on the basis of use.

2. Article 6bis of the Paris Convention (1967) shall apply, *mutatis mutandis*, to services. In determining whether a trademark is well-known, Members shall take account of the knowledge of the trademark in the relevant sector of the public, including knowledge in the Member concerned which has been obtained as a result of the promotion of the trademark.

3. Article 6bis of the Paris Convention (1967) shall apply, *mutatis mutandis*, to goods or services which are not similar to those in respect of which a trademark is registered, provided that use of that trademark in relation to those goods or services would indicate a connection between those goods or services and the owner of the registered trademark and provided that the interests of the owner of the registered trademark are likely to be damaged by such use.

Article 17 Exceptions

Members may provide limited exceptions to the rights conferred by a trademark, such as fair use of

descriptive terms, provided that such exceptions take account of the legitimate interests of the owner of the trademark and of third parties.

Article 18 Term of Protection

Initial registration, and each renewal of registration, of a trademark shall be for a term of no less than seven years. The registration of a trademark shall be renewable indefinitely.

Article 19 Requirement of Use

1. If use is required to maintain a registration, the registration may be cancelled only after an uninterrupted period of at least three years of non-use, unless valid reasons based on the existence of obstacles to such use are shown by the trademark owner. Circumstances arising independently of the will of the owner of the trademark which constitute an obstacle to the use of the trademark, such as import restrictions on or other government requirements for goods or services protected by the trademark, shall be recognized as valid reasons for non-use.

2. When subject to the control of its owner, use of a trademark by another person shall be recognized as use of the trademark for the purpose of maintaining the registration.

Article 20 Other Requirements

The use of a trademark in the course of trade shall not be unjustifiably encumbered by special requirements, such as use with another trademark, use in a special form or use in a manner detrimental to its capability to distinguish the goods or services of one undertaking from those of other undertakings. This will not preclude a requirement prescribing the use of the trademark identifying the undertaking producing the goods or services along with, but without linking it to, the trademark distinguishing the specific goods or services in question of that undertaking.

Article 21 Licensing and Assignment

Members may determine conditions on the licensing and assignment of trademarks, it being understood that the compulsory licensing of trademarks shall not be permitted and that the owner of a registered trademark shall have the right to assign the trademark with or without the transfer of the business to which the trademark belongs.

Section 3 Geographical Indications

Article 22 Protection of Geographical Indications

1. Geographical indications are, for the purposes of this Agreement, indications which identify a good as originating in the territory of a Member, or a region or locality in that territory, where a given quality, reputation or other characteristic of the good is essentially attributable to its geographical origin.

2. In respect of geographical indications, Members shall provide the legal means for interested parties to prevent:

- (a) the use of any means in the designation or presentation of a good that indicates or suggests that the good in question originates in a geographical area other than the true place of origin in a manner which misleads the public as to the geographical origin of the good;
- (b) any use which constitutes an act of unfair competition within the meaning of Article 10bis of the Paris Convention (1967).

3. A Member shall, ex officio if its legislation so permits or at the request of an interested party, refuse or invalidate the registration of a trademark which contains or consists of a geographical indication with respect to goods not originating in the territory indicated, if use of the indication in the trademark for such goods in that Member is of such a nature as to mislead the public as to the true place of origin.

4. The protection under paragraphs 1, 2 and 3 shall be applicable against a geographical indication which, although literally true as to the territory, region or locality in which the goods originate, falsely represents to the public that the goods originate in another territory.

Article 23 Additional Protection for Geographical Indications for Wines and Spirits

1. Each Member shall provide the legal means for interested parties to prevent use of a geographical indication identifying wines for wines not originating in the place indicated by the geographical indication in question or identifying spirits for spirits not originating in the place indicated by the geographical indication in question, even where the true origin of the goods is indicated or the geographical indication is used in translation or accompanied by expressions such as "kind", "type", "style", "imitation" or the like. (*4)

(*4) Notwithstanding the first sentence of Article 42, Members may, with respect to these obligations, instead provide for enforcement by administrative action.

2. The registration of a trademark for wines which contains or consists of a geographical indication identifying wines or for spirits which contains or consists of a geographical indication identifying spirits shall be refused or invalidated, ex officio if a Member's legislation so permits or at the request of an interested party, with respect to such wines or spirits not having this origin.

3. In the case of homonymous geographical indications for wines, protection shall be accorded to each indication, subject to the provisions of paragraph 4 of Article 22. Each Member shall determine the practical conditions under which the homonymous indications in question will be differentiated from each other, taking into account the need to ensure equitable treatment of the producers concerned and that consumers are not misled.

4. In order to facilitate the protection of geographical indications for wines, negotiations shall be undertaken in the Council for TRIPS concerning the establishment of a multilateral system of notification and registration of geographical indications for wines eligible for protection in those

Members participating in the system.

Article 24 International Negotiations; Exceptions

1. Members agree to enter into negotiations aimed at increasing the protection of individual geographical indications under Article 23. The provisions of paragraphs 4 through 8 below shall not be used by a Member to refuse to conduct negotiations or to conclude bilateral or multilateral agreements. In the context of such negotiations, Members shall be willing to consider the continued applicability of these provisions to individual geographical indications whose use was the subject of such negotiations.

2. The Council for TRIPS shall keep under review the application of the provisions of this Section; the first such review shall take place within two years of the entry into force of the WTO Agreement. Any matter affecting the compliance with the obligations under these provisions may be drawn to the attention of the Council, which, at the request of a Member, shall consult with any Member or Members in respect of such matter in respect of which it has not been possible to find a satisfactory solution through bilateral or plurilateral consultations between the Members concerned. The Council shall take such action as may be agreed to facilitate the operation and further the objectives of this Section.

3. In implementing this Section, a Member shall not diminish the protection of geographical indications that existed in that Member immediately prior to the date of entry into force of the WTO Agreement.

4. Nothing in this Section shall require a Member to prevent continued and similar use of a particular geographical indication of another Member identifying wines or spirits in connection with goods or services by any of its nationals or domiciliaries who have used that geographical indication in a continuous manner with regard to the same or related goods or services in the territory of that Member either (a) for at least 10 years preceding 15 April 1994 or (b) in good faith preceding that date.

5. Where a trademark has been applied for or registered in good faith, or where rights to a trademark have been acquired through use in good faith either:

- (a) before the date of application of these provisions in that Member as defined in Part VI; or
- (b) before the geographical indication is protected in its country of origin;

measures adopted to implement this Section shall not prejudice eligibility for or the validity of the registration of a trademark, or the right to use a trademark, on the basis that such a trademark is identical with, or similar to, a geographical indication.

6. Nothing in this Section shall require a Member to apply its provisions in respect of a geographical indication of any other Member with respect to goods or services for which the relevant indication is

identical with the term customary in common language as the common name for such goods or services in the territory of that Member. Nothing in this Section shall require a Member to apply its provisions in respect of a geographical indication of any other Member with respect to products of the vine for which the relevant indication is identical with the customary name of a grape variety existing in the territory of that Member as of the date of entry into force of the WTO Agreement.

7. A Member may provide that any request made under this Section in connection with the use or registration of a trademark must be presented within five years after the adverse use of the protected indication has become generally known in that Member or after the date of registration of the trademark in that Member provided that the trademark has been published by that date, if such date is earlier than the date on which the adverse use became generally known in that Member, provided that the geographical indication is not used or registered in bad faith.

8. The provisions of this Section shall in no way prejudice the right of any person to use, in the course of trade, that person's name or the name of that person's predecessor in business, except where such name is used in such a manner as to mislead the public.

9. There shall be no obligation under this Agreement to protect geographical indications which are not or cease to be protected in their country of origin, or which have fallen into disuse in that country.

PART III ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS

Section 1 General Obligations

Article 41

1. Members shall ensure that enforcement procedures as specified in this Part are available under their law so as to permit effective action against any act of infringement of intellectual property rights covered by this Agreement, including expeditious remedies to prevent infringements and remedies which constitute a deterrent to further infringements. These procedures shall be applied in such a manner as to avoid the creation of barriers to legitimate trade and to provide for safeguards against their abuse.

2. Procedures concerning the enforcement of intellectual property rights shall be fair and equitable. They shall not be unnecessarily complicated or costly, or entail unreasonable time-limits or unwarranted delays.

3. Decisions on the merits of a case shall preferably be in writing and reasoned. They shall be made available at least to the parties to the proceeding without undue delay. Decisions on the merits of a case shall be based only on evidence in respect of which parties were offered the opportunity to be heard.

4. Parties to a proceeding shall have an opportunity for review by a judicial authority of final

administrative decisions and, subject to jurisdictional provisions in a Member's law concerning the importance of a case, of at least the legal aspects of initial judicial decisions on the merits of a case. However, there shall be no obligation to provide an opportunity for review of acquittals in criminal cases.

5. It is understood that this Part does not create any obligation to put in place a judicial system for the enforcement of intellectual property rights distinct from that for the enforcement of law in general, nor does it affect the capacity of Members to enforce their law in general. Nothing in this Part creates any obligation with respect to the distribution of resources as between enforcement of intellectual property rights and the enforcement of law in general.

Section 2 Civil and Administrative Procedures and Remedies

Article 42 Fair and Equitable Procedures

Members shall make available to right holders (*11) civil judicial procedures concerning the enforcement of any intellectual property right covered by this Agreement. Defendants shall have the right to written notice which is timely and contains sufficient detail, including the basis of the claims. Parties shall be allowed to be represented by independent legal counsel, and procedures shall not impose overly burdensome requirements concerning mandatory personal appearances. All parties to such procedures shall be duly entitled to substantiate their claims and to present all relevant evidence. The procedure shall provide a means to identify and protect confidential information, unless this would be contrary to existing constitutional requirements.

(*11) For the purpose of this Part, the term "right holder" includes federations and associations having legal standing to assert such rights.

Article 43 Evidence

1. The judicial authorities shall have the authority, where a party has presented reasonably available evidence sufficient to support its claims and has specified evidence relevant to substantiation of its claims which lies in the control of the opposing party, to order that this evidence be produced by the opposing party, subject in appropriate cases to conditions which ensure the protection of confidential information.

2. In cases in which a party to a proceeding voluntarily and without good reason refuses access to, or otherwise does not provide necessary information within a reasonable period, or significantly impedes a procedure relating to an enforcement action, a Member may accord judicial authorities the authority to make preliminary and final determinations, affirmative or negative, on the basis of the information presented to them, including the complaint or the allegation presented by the party adversely affected by the denial of access to information, subject to providing the parties an opportunity to be heard on the allegations or evidence.

Article 44 Injunctions

1. The judicial authorities shall have the authority to order a party to desist from an infringement, inter alia to prevent the entry into the channels of commerce in their jurisdiction of imported goods that involve the infringement of an intellectual property right, immediately after customs clearance of such goods. Members are not obliged to accord such authority in respect of protected subject matter acquired or ordered by a person prior to knowing or having reasonable grounds to know that dealing in such subject matter would entail the infringement of an intellectual property right.

2. Notwithstanding the other provisions of this Part and provided that the provisions of Part II specifically addressing use by governments, or by third parties authorized by a government, without the authorization of the right holder are complied with, Members may limit the remedies available against such use to payment of remuneration in accordance with subparagraph (h) of Article 31. In other cases, the remedies under this Part shall apply or, where these remedies are inconsistent with a Member's law, declaratory judgments and adequate compensation shall be available.

Article 45 Damages

1. The judicial authorities shall have the authority to order the infringer to pay the right holder damages adequate to compensate for the injury the right holder has suffered because of an infringement of that person's intellectual property right by an infringer who knowingly, or with reasonable grounds to know, engaged in infringing activity.

2. The judicial authorities shall also have the authority to order the infringer to pay the right holder expenses, which may include appropriate attorney's fees. In appropriate cases, Members may authorize the judicial authorities to order recovery of profits and/or payment of pre-established damages even where the infringer did not knowingly, or with reasonable grounds to know, engage in infringing activity.

Article 46 Other Remedies

In order to create an effective deterrent to infringement, the judicial authorities shall have the authority to order that goods that they have found to be infringing be, without compensation of any sort, disposed of outside the channels of commerce in such a manner as to avoid any harm caused to the right holder, or, unless this would be contrary to existing constitutional requirements, destroyed. The judicial authorities shall also have the authority to order that materials and implements the predominant use of which has been in the creation of the infringing goods be, without compensation of any sort, disposed of outside the channels of commerce in such a manner as to minimize the risks of further infringements. In considering such requests, the need for proportionality between the seriousness of the infringement and the remedies ordered as well as the interests of third parties shall be taken into account. In regard to counterfeit trademark goods, the simple removal of the trademark unlawfully affixed shall not be sufficient, other than in exceptional cases, to permit release of the goods into the channels of commerce.

Article 47 Right of Information

Members may provide that the judicial authorities shall have the authority, unless this would be out of

proportion to the seriousness of the infringement, to order the infringer to inform the right holder of the identity of third persons involved in the production and distribution of the infringing goods or services and of their channels of distribution.

Article 48 Indemnification of the Defendant

1. The judicial authorities shall have the authority to order a party at whose request measures were taken and who has abused enforcement procedures to provide to a party wrongfully enjoined or restrained adequate compensation for the injury suffered because of such abuse. The judicial authorities shall also have the authority to order the applicant to pay the defendant expenses, which may include appropriate attorney's fees.

2. In respect of the administration of any law pertaining to the protection or enforcement of intellectual property rights, Members shall only exempt both public authorities and officials from liability to appropriate remedial measures where actions are taken or intended in good faith in the course of the administration of that law.

Article 49 Administrative Procedures

To the extent that any civil remedy can be ordered as a result of administrative procedures on the merits of a case, such procedures shall conform to principles equivalent in substance to those set forth in this Section.

Section 3 Provisional Measures

Article 50

1. The judicial authorities shall have the authority to order prompt and effective provisional measures:

- (a) to prevent an infringement of any intellectual property right from occurring, and in particular to prevent the entry into the channels of commerce in their jurisdiction of goods, including imported goods immediately after customs clearance;
- (b) to preserve relevant evidence in regard to the alleged infringement.

2. The judicial authorities shall have the authority to adopt provisional measures *inaudita altera parte* where appropriate, in particular where any delay is likely to cause irreparable harm to the right holder, or where there is a demonstrable risk of evidence being destroyed.

3. The judicial authorities shall have the authority to require the applicant to provide any reasonably available evidence in order to satisfy themselves with a sufficient degree of certainty that the applicant is the right holder and that the applicant's right is being infringed or that such infringement is imminent, and to order the applicant to provide a security or equivalent assurance sufficient to protect the defendant and to prevent abuse.

4. Where provisional measures have been adopted *inaudita altera parte*, the parties affected shall be

given notice, without delay after the execution of the measures at the latest. A review, including a right to be heard, shall take place upon request of the defendant with a view to deciding, within a reasonable period after the notification of the measures, whether these measures shall be modified, revoked or confirmed.

5. The applicant may be required to supply other information necessary for the identification of the goods concerned by the authority that will execute the provisional measures.

6. Without prejudice to paragraph 4, provisional measures taken on the basis of paragraphs 1 and 2 shall, upon request by the defendant, be revoked or otherwise cease to have effect, if proceedings leading to a decision on the merits of the case are not initiated within a reasonable period, to be determined by the judicial authority ordering the measures where a Member's law so permits or, in the absence of such a determination, not to exceed 20 working days or 31 calendar days, whichever is the longer.

7. Where the provisional measures are revoked or where they lapse due to any act or omission by the applicant, or where it is subsequently found that there has been no infringement or threat of infringement of an intellectual property right, the judicial authorities shall have the authority to order the applicant, upon request of the defendant, to provide the defendant appropriate compensation for any injury caused by these measures.

8. To the extent that any provisional measure can be ordered as a result of administrative procedures, such procedures shall conform to principles equivalent in substance to those set forth in this Section.

Section 4 Special Requirements Related to Border Measures (*12)

(*12) Where a Member has dismantled substantially all controls over movement of goods across its border with another Member with which it forms part of a customs union, it shall not be required to apply the provisions of this Section at that border.

Article 51 Suspension of Release by Customs Authorities

Members shall, in conformity with the provisions set out below, adopt procedures (*13) to enable a right holder, who has valid grounds for suspecting that the importation of counterfeit trademark or pirated copyright goods (*14) may take place, to lodge an application in writing with competent authorities, administrative or judicial, for the suspension by the customs authorities of the release into free circulation of such goods. Members may enable such an application to be made in respect of goods which involve other infringements of intellectual property rights, provided that the requirements of this Section are met. Members may also provide for corresponding procedures concerning the suspension by the customs authorities of the release of infringing goods destined for exportation from their territories.

(*13) It is understood that there shall be no obligation to apply such procedures to imports of goods

put on the market in another country by or with the consent of the right holder, or to goods in transit.

(*14) For the purposes of this Agreement:

(a) "counterfeit trademark goods" shall mean any goods, including packaging, bearing without authorization a trademark which is identical to the trademark validly registered in respect of such goods, or which cannot be distinguished in its essential aspects from such a trademark, and which thereby infringes the rights of the owner of the trademark in question under the law of the country of importation;

(b) "pirated copyright goods" shall mean any goods which are copies made without the consent of the right holder or person duly authorized by the right holder in the country of production and which are made directly or indirectly from an article where the making of that copy would have constituted an infringement of a copyright or a related right under the law of the country of importation.

Article 52 Application

Any right holder initiating the procedures under Article 51 shall be required to provide adequate evidence to satisfy the competent authorities that, under the laws of the country of importation, there is prima facie an infringement of the right holder's intellectual property right and to supply a sufficiently detailed description of the goods to make them readily recognizable by the customs authorities. The competent authorities shall inform the applicant within a reasonable period whether they have accepted the application and, where determined by the competent authorities, the period for which the customs authorities will take action.

Article 53 Security or Equivalent Assurance

1. The competent authorities shall have the authority to require an applicant to provide a security or equivalent assurance sufficient to protect the defendant and the competent authorities and to prevent abuse. Such security or equivalent assurance shall not unreasonably deter recourse to these procedures.

2. Where pursuant to an application under this Section the release of goods involving industrial designs, patents, layout-designs or undisclosed information into free circulation has been suspended by customs authorities on the basis of a decision other than by a judicial or other independent authority, and the period provided for in Article 55 has expired without the granting of provisional relief by the duly empowered authority, and provided that all other conditions for importation have been complied with, the owner, importer, or consignee of such goods shall be entitled to their release on the posting of a security in an amount sufficient to protect the right holder for any infringement. Payment of such security shall not prejudice any other remedy available to the right holder, it being understood that the security shall be released if the right holder fails to pursue the right of action within a reasonable period of time.

Article 54 Notice of Suspension

The importer and the applicant shall be promptly notified of the suspension of the release of goods according to Article 51.

Article 55 Duration of Suspension

If, within a period not exceeding 10 working days after the applicant has been served notice of the suspension, the customs authorities have not been informed that proceedings leading to a decision on the merits of the case have been initiated by a party other than the defendant, or that the duly empowered authority has taken provisional measures prolonging the suspension of the release of the goods, the goods shall be released, provided that all other conditions for importation or exportation have been complied with; in appropriate cases, this time-limit may be extended by another 10 working days. If proceedings leading to a decision on the merits of the case have been initiated, a review, including a right to be heard, shall take place upon request of the defendant with a view to deciding, within a reasonable period, whether these measures shall be modified, revoked or confirmed. Notwithstanding the above, where the suspension of the release of goods is carried out or continued in accordance with a provisional judicial measure, the provisions of paragraph 6 of Article 50 shall apply.

Article 56 Indemnification of the Importer and of the Owner of the Goods

Relevant authorities shall have the authority to order the applicant to pay the importer, the consignee and the owner of the goods appropriate compensation for any injury caused to them through the wrongful detention of goods or through the detention of goods released pursuant to Article 55.

Article 57 Right of Inspection and Information

Without prejudice to the protection of confidential information, Members shall provide the competent authorities the authority to give the right holder sufficient opportunity to have any goods detained by the customs authorities inspected in order to substantiate the right holder's claims. The competent authorities shall also have authority to give the importer an equivalent opportunity to have any such goods inspected. Where a positive determination has been made on the merits of a case, Members may provide the competent authorities the authority to inform the right holder of the names and addresses of the consignor, the importer and the consignee and of the quantity of the goods in question.

Article 58 Ex Officio Action

Where Members require competent authorities to act upon their own initiative and to suspend the release of goods in respect of which they have acquired prima facie evidence that an intellectual property right is being infringed:

- (a) the competent authorities may at any time seek from the right holder any information that may assist them to exercise these powers;
- (b) the importer and the right holder shall be promptly notified of the suspension. Where the importer has lodged an appeal against the suspension with the competent authorities, the suspension shall be subject to the conditions, *mutatis mutandis*, set out at Article 55;
- (c) Members shall only exempt both public authorities and officials from liability to appropriate remedial measures where actions are taken or intended in good faith.

Article 59 Remedies

Without prejudice to other rights of action open to the right holder and subject to the right of the defendant to seek review by a judicial authority, competent authorities shall have the authority to order the destruction or disposal of infringing goods in accordance with the principles set out in Article 46. In regard to counterfeit trademark goods, the authorities shall not allow the re-exportation of the infringing goods in an unaltered state or subject them to a different customs procedure, other than in exceptional circumstances.

Article 60 De Minimis Imports

Members may exclude from the application of the above provisions small quantities of goods of a non-commercial nature contained in travellers' personal luggage or sent in small consignments.

Section 5 Criminal Procedures**Article 61**

Members shall provide for criminal procedures and penalties to be applied at least in cases of wilful trademark counterfeiting or copyright piracy on a commercial scale. Remedies available shall include imprisonment and/or monetary fines sufficient to provide a deterrent, consistently with the level of penalties applied for crimes of a corresponding gravity. In appropriate cases, remedies available shall also include the seizure, forfeiture and destruction of the infringing goods and of any materials and implements the predominant use of which has been in the commission of the offence. Members may provide for criminal procedures and penalties to be applied in other cases of infringement of intellectual property rights, in particular where they are committed wilfully and on a commercial scale.

TRIPS協定（抄）

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

1994 年 4 月 15 日作成

1995 年 1 月 1 日発効

前文

加盟国は、国際貿易にもたらされる歪み及び障害を軽減させることを希望し、並びに知的所有権の有効かつ十分な保護を促進し並びに知的所有権の行使のための措置及び手続自体が正当な貿易の障害とならないことを確保する必要性を考慮し、

このため、

(a) 1994 年のガット及び知的所有権に関する関連国際協定又は関連条約の基本原則の適用可能性、

(b) 貿易関連の知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する適当な基準及び原則の提供、

(c) 国内法制の相違を考慮した貿易関連の知的所有権の行使のための効果的かつ適当な手段の提供、

(d) 政府間の紛争を多数国間で防止し及び解決するための効果的かつ迅速な手続の提供、並びに

(e) 交渉の成果への最大限の参加を目的とする経過措置、

に関し、新たな規則及び規律の必要性を認め、

不正商品の国際貿易に関する原則、規則及び規律の多数国間の枠組みの必要性を認め、

知的所有権が私権であることを認め、

知的所有権の保護のための国内制度における基本的な開発上及び技術上の目的その他の公の政策上の目的を認め、

後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することを可能とするために、国内における法令の実施の際の最大限の柔軟性に関するこれらの諸国の特別のニーズを認め、

貿易関連の知的所有権に係る問題に関する紛争を多数国間の手続を通じて解決することについての約束の強化を達成することにより緊張を緩和することの重要性を強調し、

世界貿易機関と世界知的所有権機関（この協定において「WIPO」という。）その他の関連国際機関との間の相互の協力関係を確立することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第 1 部 一般規定及び基本原則

第 1 条 義務の性質及び範囲

(1) 加盟国は、この協定を実施する。加盟国は、この協定の規定に反さないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施するこ

とができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。

(2) この協定の適用上、「知的所有権」とは、第 2 部の第 1 節から第 7 節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう。

(3) 加盟国は、他の加盟国の国民(注 1)に対しこの協定に規定する待遇を与える。該当する知的所有権に関しては、「他の加盟国の国民」とは、世界貿易機関のすべての加盟国が 1967 年のパリ条約、1971 年のベルヌ条約、ローマ条約又は集積回路についての知的所有権に関する条約の締約国であるとしたならばそれぞれの条約に規定する保護の適格性の基準を満たすこととなる自然人又は法人をいう(注 2)。ローマ条約の第 5 条(3)又は第 6 条(2)の規定を用いる加盟国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会(貿易関連知的所有権理事会)に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

(注 1) この協定において「国民」とは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、当該関税地域に住所を有しているか又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

(注 2) この協定において、「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約をいい、「1967 年のパリ条約」とは、パリ条約の 1967 年 7 月 14 日のストックホルム改正条約をいい、「ベルヌ条約」とは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約をいい、「1971 年のベルヌ条約」とは、ベルヌ条約の 1971 年 7 月 24 日のパリ改正条約をいい、「ローマ条約」とは、1961 年 10 月 26 日にローマで採択された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約をいい、「集積回路についての知的所有権に関する条約」(IPIC 条約)とは、1989 年 5 月 26 日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約をいい、「世界貿易機関協定」とは、世界貿易機関を設立する協定をいう。

第 2 条 知的所有権に関する条約

(1) 加盟国は、第 2 部、第 3 部及び第 4 部の規定について、1967 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条まで及び第 19 条の規定を遵守する。

(2) 第 1 部から第 4 部までの規定は、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に基づく既存の義務であって加盟国が相互に負うことのあるものを免れさせるものではない。

第 3 条 内国民待遇

(1) 各加盟国は、知的所有権の保護(注)に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。ただし、1967 年のパリ条約、1971 年のベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に既に規定する例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に規定する権利についてのみ適用する。ベルヌ条約第 6 条及びローマ条約第 16 条(1)(b)の規定を用いる加盟国は、貿易関連知的所有権理事会に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

(注) 第 3 条及び第 4 条に規定する「保護」には、知的所有権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の使用に

関する事項を含む。

(2) 加盟国は、司法上及び行政上の手続(加盟国の管轄内における送達 of 住所の選定又は代理人の選任を含む。)に関し、(1)の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし、その例外がこの協定に反さない法令の遵守を確保するために必要であり、かつ、その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

第4条 最恵国待遇

知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益、特典、特権又は免除は、そのような義務から除外される。

(a) 一般的な性格を有し、かつ、知的所有権の保護に特に限定されない司法共助又は法の執行に関する国際協定に基づくもの

(b) 内国民待遇ではなく他の国において与えられる待遇に基づいて待遇を与えることを認める 1971 年のベルヌ条約又はローマ条約の規定に従って与えられるもの

(c) この協定に規定していない実演家、レコード製作者及び放送機関の権利に関するもの

(d) 世界貿易機関協定の効力発生前に効力を生じた知的所有権の保護に関する国際協定に基づくもの。ただし、当該国際協定が、貿易関連知的所有権理事会に通報されること及び他の加盟国の国民に対し恣意的又は不当な差別とならないことを条件とする。

第5条 保護の取得又は維持に関する多数国間協定

第3条及び第4条の規定に基づく義務は、知的所有権の取得又は維持に関して WIPO の主催の下で締結された多数国間協定に規定する手続については、適用しない。

第6条 消尽

この協定に係る紛争解決においては、第3条及び第4条の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならない。

第7条 目的

知的所有権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

第8条 原則

(1) 加盟国は、国内法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し並びに社会経済的及び技術的發展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

(2) 加盟国は、権利者による知的所有権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、

これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

第 2 部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準

第 2 節 商標

第 15 条 保護の対象

(1) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語(人名を含む。)、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

(2) (1)の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし、その理由が 1967 年のパリ条約に反さないことを条件とする。

(3) 加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は、意図された使用が出願日から 3 年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。

(4) 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げになってはならない。

(5) 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。

第 16 条 与えられる権利

(1) 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

(2) 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識(商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。)を考慮する。

(3) 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

第 17 条 例外

加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

第 18 条 保護期間

商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも 7 年とする。商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。

第 19 条 要件としての使用

(1) 登録を維持するために使用が要件とされる場合には、登録は、少なくとも 3 年間継続して使用しなかった後においてのみ、取り消すことができる。ただし、商標権者が、その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は、この限りでない。商標権者の意思にかかわらず生じる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる。

(2) 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。

第 20 条 その他の要件

商標の商業上の使用は、他の商標との併用、特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。このことは、商品又はサービスを生産する事業を特定する商標を、その事業に係る特定の商品又はサービスを識別する商標と共に、それと結び付けることなく、使用することを要件とすることを妨げるものではない。

第 21 条 使用許諾及び譲渡

加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業の移転が行われるか行われないうかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。

第 3 節 地理的表示

第 22 条 地理的表示の保護

(1) この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

(2) 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するため

の法的手段を確保する。

(a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用

(b) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用

(3) 加盟国は、職権により(国内法令により認められる場合に限る。)又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。

(4) (1)、(2)及び(3)の規定に基づく保護は、地理的表示であって、商品の原産地である領域、地域又は地方を真正に示すが、当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。

第 23 条 ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の追加的保護

(1) 加盟国は、利害関係を有する者に対し、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類(kind)」、「型(type)」、「様式(style)」、「模造品(imitation)」等の表現を伴う場合においても、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための法的手段を確保する。(注)

(注)加盟国は、これらの法的手段を確保する義務に関し、第 42 条第 1 段の規定にかかわらず、民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができる。

(2) 1 のぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示を含むか又は特定する地理的表示から構成される商標の登録であって、当該 1 のぶどう酒又は蒸留酒と原産地を異にするぶどう酒又は蒸留酒についてのものは、職権により(加盟国の国内法令により認められる場合に限る。)又は利害関係を有する者の申立てにより、拒絶し又は無効とする。

(3) 2 以上のぶどう酒の地理的表示が同一の表示である場合には、第 22 条(4)の規定に従うことを条件として、それぞれの地理的表示に保護を与える。各加盟国は、関係生産者の衡平な待遇及び消費者による誤認防止の確保の必要性を考慮し、同一である地理的表示が相互に区別されるような実質的条件を定める。

(4) ぶどう酒の地理的表示の保護を促進するため、ぶどう酒の地理的表示の通報及び登録に関する多数国間の制度であって、当該制度に参加する加盟国において保護されるぶどう酒の地理的表示を対象とするものの設立について、貿易関連知的所有権理事会において交渉を行う。

第 24 条 国際交渉及び例外

(1) 加盟国は、第 23 条の規定に基づく個々の地理的表示の保護の強化を目的とした交渉を行うことを合意する。(4)から(8)までの規定は、加盟国が交渉の実施又は 2 国間若しくは多数国間協定の締結を拒否するために用いてはならない。このような交渉において、加

盟国は、当該交渉の対象となった使用に係る個々の地理的表示についてこれらの規定が継続して適用されることを考慮する意思を有するものとする。

(2) 貿易関連知的所有権理事会は、この節の規定の実施について検討する。1 回目の検討は、世界貿易機関協定の効力発生の日から 2 年以内に行う。これらの規定に基づく義務の遵守に影響を及ぼすいかなる事項についても、同理事会の注意を喚起することができる。同理事会は、加盟国の要請に基づき、関係加盟国による 2 国間又は複数国間の協議により満足すべき解決が得られなかった事項について加盟国と協議を行う。同理事会は、この節の規定の実施を容易にし及びこの節に定める目的を達成するために合意される行動をとる。

(3) この節の規定の実施に当たり、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の直前に当該加盟国が与えていた地理的表示の保護を減じてはならない。

(4) 加盟国の国民又は居住者が、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する他の加盟国の特定の地理的表示を、(a) 1994 年 4 月 15 日前の少なくとも 10 年間又は (b) 同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてある商品又はサービスについて継続して使用してきた場合には、この節のいかなる規定も、当該加盟国に対し、当該国民又は居住者が当該地理的表示を同一の又は関連する商品又はサービスについて継続してかつ同様に使用することを防止することを要求するものではない。

(5) 次のいずれかの日の前に、商標が善意に出願され若しくは登録された場合又は商標の権利が善意の使用によって取得された場合には、この節の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない。

(a) 第 6 部に定めるところに従い、加盟国においてこの節の規定を適用する日

(b) 当該地理的表示がその原産国において保護される日

(6) この節のいかなる規定も、加盟国に対し、商品又はサービスについての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が当該商品又はサービスの一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語と同一であるものについて、この規定の適用を要求するものではない。この節のいかなる規定も、加盟国に対し、ぶどう生産物についての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が世界貿易機関協定の効力発生の日に自国の領域に存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、この規定の適用を要求するものではない。

(7) 加盟国は、商標の使用又は登録に関してこの節の規定に基づいてされる申立てが、保護されている地理的表示の不当な使用が自国において一般的に知られるようになった日の後又は、当該日より登録の日が早い場合には、商標が当該登録の日までに公告されることを条件として、当該登録の日の後 5 年以内にされなければならないことを定めることができる。ただし、当該地理的表示の使用又は登録が悪意で行われたものでないことを条件とする。

(8) この節の規定は、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

(9) 加盟国は、原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示を保護する義務をこの協定に基づいて負わない。

第3部 知的所有権の行使

第1節 一般的義務

第41条

(1) 加盟国は、この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置(侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。)がとられることを可能にするため、当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

(2) 知的所有権の行使に関する手続は、公正かつ公平なものとする。この手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

(3) 本案についての決定は、できる限り、書面によって行い、かつ、理由を示す。この決定は、少なくとも手続の当事者に対しては不当に遅延することなく提供される。本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく。

(4) 手続の当事者は、最終的な行政上の決定について及び、事件の重要性に係る加盟国の国内法上の管轄に関する規定に従い、本案についての最初の司法上の決定の少なくとも法律面について、司法当局による審査の機会を有する。ただし、刑事事件の無罪判決に関し審査の機会を与える義務を負わない。

(5) この部の規定は、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法を執行する加盟国の権能に影響を及ぼすものでもない。この部のいかなる規定も、知的所有権に関する執行と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して何ら義務を生じさせるものではない。

第2節 民事上及び行政上の手続及び救済措置

第42条 公正かつ公平な手続

加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者(注)に提供する。被申立人は、十分に詳細な内容(主張の根拠を含む。)を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当事者は、独立の弁護人を代理人とすることが認められるものとし、また、手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。手続の当事者は、その主張を裏付けること及びすべての関連する証拠を提出することについての正当な権利を有する。手続においては、現行の憲法上の要請に反さない限り、秘密の情報を特定し、かつ、保護するための手段を提供する。

(注)この部の規定の適用上、「権利者」には、権利を主張する法的地位を有する連合及び団体を含む。

第 43 条 証拠

(1) 一方の当事者がその主張を十分裏付ける合理的に入手可能な証拠を提出し、かつ、他方の当事者の有する当該主張の裏付けに関連する証拠を特定した場合には、司法当局は、適当な事実において秘密の情報の保護を確保することを条件として、他方の当事者にその特定された証拠の提示を命じる権限を有する。

(2) 手続の一方の当事者が必要な情報の利用の機会を故意にかつ十分な理由なしに拒絶し若しくは合理的な期間内に必要な情報を提供せず又は行使に関連する手続を著しく妨げる場合には、加盟国は、双方の当事者が主張又は証拠に関し意見を述べる機会を与えられることを条件として、提供された情報(情報の利用の機会の拒絶によって悪影響を受けた他方の当事者が提示した申立て又は主張を含む。)に基づいて、暫定的及び最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)を行う権限を司法当局に与えることができる。

第 44 条 差止命令

(1) 司法当局は、当事者に対し、知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命じる権限を有する。加盟国は、保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては、当該権限を与える義務を負わない。

(2) 政府又は政府の許諾を受けた第三者が権利者の許諾を得ないで行う使用については、当該使用を明示的に定める第 2 部の規定に従うことを条件として、加盟国は、この部の他の規定にかかわらず、当該使用に対する救済措置を、第 31 条(h)の規定による報酬の支払に限定することができる。当該使用であってそのような救済措置の限定の対象とならないものについては、この部に定める救済措置が適用され、又は、当該救済措置が国内法令に抵触する場合には、宣言的判決及び適当な補償が行われるものとする。

第 45 条 損害賠償

(1) 司法当局は、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命じる権限を有する。

(2) 司法当局は、また、侵害者に対し、費用(適当な弁護人の費用を含むことができる。)を権利者に支払うよう命じる権限を有する。適当な場合において、加盟国は、侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知ることができる合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定の損害賠償の支払を命じる権限を司法当局に与えることができる。

第 46 条 他の救済措置

侵害を効果的に抑止するため、司法当局は、侵害していると認めた物品を、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は、現行の憲法上の要請に反さない限り、廃棄することを命じる権限を有する。司法当局は、また、侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような

態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命じる権限を有する。このような申立てを検討する場合には、侵害の重大さと命ぜられる救済措置との間の均衡の必要性及び第三者の利益を考慮する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。

第 47 条 情報に関する権利

加盟国は、司法当局が、侵害の重大さとの均衡を失しない限度で、侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命じる権限を有することを定めることができる。

第 48 条 被申立人に対する賠償

(1) 司法当局は、当事者に対し、その申立てにより措置がとられ、かつ、当該当事者が行使手続を濫用した場合には、その濫用により不法に要求又は制約を受けた当事者が被った損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。司法当局は、また、申立人に対し、費用(適当な弁護人の費用を含むことができる。)を被申立人に支払うよう命じる権限を有する。

(2) 知的所有権の保護又は行使に係る法の運用に関し、加盟国は、当該法の運用の過程において措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

第 49 条 行政上の手続

民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

第 3 節 暫定措置

第 50 条

(1) 司法当局は、次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命じる権限を有する。

(a) 知的所有権の侵害の発生を防止すること。特に、物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること(輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む。)

(b) 申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること

(2) 司法当局は、適当な場合には、特に、遅延により権利者に回復できない損害が生じるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。

(3) 司法当局は、申立人が権利者であり、かつ、その権利が侵害されていること又は侵害の生じる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって自ら確認するため、申立人に対し合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求し、並びに被申立人を保護し及び濫用を防止するため、申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命じる権限を

有する。

(4) 暫定措置が他方の当事者が意見を述べる機会を与えられることなくとられた場合には、影響を受ける当事者は、最も遅い場合においても、当該暫定措置の実施後遅滞なく通知を受ける。暫定措置の通知後合理的な期間内に、当該暫定措置を変更するか若しくは取り消すか又は確認するか決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会を与えられる審査を行う。

(5) 暫定措置を実施する機関は、申立人に対し、関連物品の特定に必要な情報を提供するように要求することができる。

(6) (1)及び(2)の規定に基づいてとられる暫定措置は、本案についての決定に至る手続が、合理的な期間(国内法令によって許容されるときは、暫定措置を命じた司法当局によって決定されるもの。その決定がないときは、20 執務日又は 31 日のうちいずれか長い期間を超えないもの)内に開始されない場合には、被申立人の申立てに基づいて取り消され又は効力を失う。ただし、(4)の規定の適用を妨げるものではない。

(7) 暫定措置が取り消された場合、暫定措置が申立人の作為若しくは不作為によって失効した場合又は知的所有権の侵害若しくはそのおそれがあったことが後に判明した場合には、司法当局は、被申立人の申立てに基づき、申立人に対し、当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。

(8) 暫定措置が行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

第 4 節 国境措置に関する特別の要件(注)

(注)加盟国は、関税同盟を構成する他の加盟国との国境を越える物品の移動に関するすべての管理を実質的に廃止している場合には、その国境においてこの節の規定を適用することを要求されない。

第 51 条 税関当局による物品の解放の停止

加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品(注 1)が輸入されるおそれがあると疑うに足る正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続(注 2)を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

(注 1)この協定の適用上、

(a) 「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一であり又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品(包装を含む。)であって、輸入国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。

(b) 「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品

の複製物の作成が、輸入国において行われたとしたならば、当該輸入国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

(注 2) 権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないと了解する。

第 52 条 申立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は、申立てを受理したかしなかったか及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。

第 53 条 担保又は同等の保証

(1) 権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同等の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

(2) 意匠、特許、回路配置又は開示されていない情報が用いられている物品に関して、この節の規定に基づく申立てに伴い、当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として税関当局によって停止された場合において、第 55 条に規定する正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく同条に規定する期間が満了したときは、当該物品の所有者、輸入者又は荷受人は、侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保の提供を条件として当該物品の解放についての権利を有する。ただし、輸入のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。当該担保の提供により、当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されてはならず、また、権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合には、担保が解除されることを了解する。

第 54 条 物品の解放の停止の通知

輸入者及び申立人は、第 51 条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。

第 55 条 物品の解放の停止の期間

申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから 10 執務日(適当な場合には、この期間は、10 執務日延長することができる。)を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放される。ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、

被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第 1 段から第 3 段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第 50 条(6)の規定を適用する。

第 56 条 物品の輸入者及び所有者に対する賠償

関係当局は、物品の不法な留置又は第 55 条の規定に従って解放された物品の留置によって生じた損害につき、申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。

第 57 条 点検及び情報に関する権利

秘密の情報の保護を害することなく、加盟国は、権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する。当該権限のある当局は、輸入者に対しても当該物品の点検のための同等の機会を与える権限を有する。本案についての肯定的な決定が行われた場合には、加盟国は、権限のある当局に対し、当該物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。

第 58 条 職権による行為

加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には、

- (a) 当該権限のある当局は、いつでも権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。
- (b) 輸入者及び権利者は、速やかにその停止の通知を受ける。輸入者が権限のある当局に対し当該停止に関して異議を申し立てた場合には、当該停止については、第 55 条に定める条件を準用する。
- (c) 加盟国は、措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

第 59 条 救済措置

権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第 46 条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命じる権限を有する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、当該権限のある当局は、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

第 60 条 少量の輸入

加盟国は、旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品については、上述の規定の適用から除外することができる。

第5節 刑事上の手続

第61条

加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には、制裁には、侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含む。加盟国は、知的所有権のその他の侵害の場合、特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において通用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。

LISBON AGREEMENT

for the Protection of Appellations of Origin and their International Registration of October 31, 1958,
as revised at Stockholm on July 14, 1967, and as amended on September 28, 1979

TABLE OF CONTENTS

Article 1 Establishment of a Special Union; Protection of Appellations of Origin Registered at the International Bureau

Article 2 Definition of Notions of Appellation of Origin and Country of Origin

Article 3 Content of Protection

Article 4 Protection by virtue of Other Texts

Article 5 International Registration; Refusal and Opposition to Refusal; Notifications; Use Tolerated for a Fixed Period

Article 6 Generic Appellations

Article 7 Period of Validity of Registration; Fee

Article 8 Legal Proceedings

Article 9 Assembly of the Special Union

Article 10 International Bureau

Article 11 Finances

Article 12 Amendment of Articles 9 to 12

Article 13 Regulations; Revision

Article 14 Ratification and Accession; Entry into Force; Reference to Article 24 of Paris Convention (Territories); Accession to the Original Act of 1958

Article 15 Duration of the Agreement; Denunciation

Article 16 Application of the Original Act of 1958

Article 17 Signature, Languages, Depository Functions

Article 18 Transitional Provisions

Article 1 Establishment of a Special Union; Protection of Appellations of Origin Registered at the International Bureau

(1) The countries to which this Agreement applies constitute a Special Union within the framework of the Union for the Protection of Industrial Property.

(2) They undertake to protect on their territories, in accordance with the terms of this Agreement, the appellations of origin of products of the other countries of the Special Union, recognized and protected as such in the country of origin and registered at the International Bureau of Intellectual Property (hereinafter designated as “the International Bureau” or “the Bureau”) referred to in the Convention establishing the World Intellectual Property Organization (hereinafter designated as “the Organization”).

Article 2 Definition of Notions of Appellation of Origin and Country of Origin

(1) In this Agreement, “appellation of origin” means the geographical name of a country, region,

or locality, which serves to designate a product originating therein, the quality and characteristics of which are due exclusively or essentially to the geographical environment, including natural and human factors.

(2) The country of origin is the country whose name, or the country in which is situated the region or locality whose name, constitutes the appellation of origin which has given the product its reputation.

Article 3 Content of Protection

Protection shall be ensured against any usurpation or imitation, even if the true origin of the product is indicated or if the appellation is used in translated form or accompanied by terms such as “kind,” “type,” “make,” “imitation,” or the like.

Article 4 Protection by virtue of Other Texts

The provisions of this Agreement shall in no way exclude the protection already granted to appellations of origin in each of the countries of the Special Union by virtue of other international instruments, such as the Paris Convention of March 20, 1883, for the Protection of Industrial Property and its subsequent revisions, and the Madrid Agreement of April 14, 1891, for the Repression of False or Deceptive Indications of Source on Goods and its subsequent revisions, or by virtue of national legislation or court decisions.

Article 5 International Registration; Refusal and Opposition to Refusal; Notifications; Use Tolerated for a Fixed Period

(1) The registration of appellations of origin shall be effected at the International Bureau, at the request of the Offices of the countries of the Special Union, in the name of any natural persons or legal entities, public or private, having, according to their national legislation, a right to use such appellations.

(2) The International Bureau shall, without delay, notify the Offices of the various countries of the Special Union of such registrations, and shall publish them in a periodical.

(3) The Office of any country may declare that it cannot ensure the protection of an appellation of origin whose registration has been notified to it, but only in so far as its declaration is notified to the International Bureau, together with an indication of the grounds therefor, within a period of one year from the receipt of the notification of registration, and provided that such declaration is not detrimental, in the country concerned, to the other forms of protection of the appellation which the owner thereof may be entitled to claim under Article 4, above.

(4) Such declaration may not be opposed by the Offices of the countries of the Union after the expiration of the period of one year provided for in the foregoing paragraph.

(5) The International Bureau shall, as soon as possible, notify the Office of the country of origin of any declaration made under the terms of paragraph (3) by the Office of another country. The interested party, when informed by his national Office of the declaration made by another country, may resort, in that other country, to all the judicial and administrative remedies open to the nationals of that country.

(6) If an appellation which has been granted protection in a given country pursuant to notification of

its international registration has already been used by third parties in that country from a date prior to such notification, the competent Office of the said country shall have the right to grant to such third parties a period not exceeding two years to terminate such use, on condition that it advise the International Bureau accordingly during the three months following the expiration of the period of one year provided for in paragraph (3), above.

Article 6 Generic Appellations

An appellation which has been granted protection in one of the countries of the Special Union pursuant to the procedure under Article 5 cannot, in that country, be deemed to have become generic, as long as it is protected as an appellation of origin in the country of origin.

Article 7 Period of Validity of Registration; Fee

(1) Registration effected at the International Bureau in conformity with Article 5 shall ensure, without renewal, protection for the whole of the period referred to in the foregoing Article.

(2) A single fee shall be paid for the registration of each appellation of origin.

Article 8 Legal Proceedings

Legal action required for ensuring the protection of appellations of origin may be taken in each of the countries of the Special Union under the provisions of the national legislation:

1. at the instance of the competent Office or at the request of the public prosecutor;
2. by any interested party, whether a natural person or a legal entity, whether public or private.

Article 9 Assembly of the Special Union

(1) (a) The Special Union shall have an Assembly consisting of those countries which have ratified or acceded to this Act.

(b) The Government of each country shall be represented by one delegate, who may be assisted by alternate delegates, advisors, and experts.

(c) The expenses of each delegation shall be borne by the Government which has appointed it.

(2) (a) The Assembly shall:

(i) deal with all matters concerning the maintenance and development of the Special Union and the implementation of this Agreement;

(ii) give directions to the International Bureau concerning the preparation for conferences of revision, due account being taken of any comments made by those countries of the Special Union which have not ratified or acceded to this Act;

(iii) modify the Regulations, including the fixation of the amount of the fee referred to in Article 7 (2) and other fees relating to international registration;

(iv) review and approve the reports and activities of the Director General of the Organization (hereinafter designated as “the Director General”) concerning the Special Union, and give him all necessary instructions concerning matters within the competence of the Special Union;

(v) determine the program and adopt the biennial budget of the Special Union, and approve its final accounts;

(vi) adopt the financial regulations of the Special Union;

- (vii) establish such committees of experts and working groups as it may deem necessary to achieve the objectives of the Special Union;
 - (viii) determine which countries not members of the Special Union and which intergovernmental and international non-governmental organizations shall be admitted to its meetings as observers;
 - (ix) adopt amendments to Articles 9 to 12;
 - (x) take any other appropriate action designed to further the objectives of the Special Union;
 - (xi) perform such other functions as are appropriate under this Agreement.
- (b) With respect to matters which are of interest also to other Unions administered by the Organization, the Assembly shall make its decisions after having heard the advice of the Coordination Committee of the Organization.
- (3) (a) Each country member of the Assembly shall have one vote.
- (b) One-half of the countries members of the Assembly shall constitute a quorum.
- (c) Notwithstanding the provisions of subparagraph (b), if, in any session, the number of countries represented is less than one half but equal to or more than one-third of the countries members of the Assembly, the Assembly may make decisions but, with the exception of decisions concerning its own procedure, all such decisions shall take effect only if the conditions set forth hereinafter are fulfilled. The International Bureau shall communicate the said decisions to the countries members of the Assembly which were not represented and shall invite them to express in writing their vote or abstention within a period of three months from the date of the communication. If, at the expiration of this period, the number of countries having thus expressed their vote or abstention attains the number of countries which was lacking for attaining the quorum in the session itself, such decisions shall take effect provided that at the same time the required majority still obtains.
- (d) Subject to the provisions of Article 12(2), the decisions of the Assembly shall require two-thirds of the votes cast.
- (e) Abstentions shall not be considered as votes.
- (f) A delegate may represent, and vote in the name of, one country only.
- (g) Countries of the Special Union not members of the Assembly shall be admitted to the meetings of the latter as observers.
- (4) (a) The Assembly shall meet once in every second calendar year in ordinary session upon convocation by the Director General and, in the absence of exceptional circumstances, during the same period and at the same place as the General Assembly of the Organization.
- (b) The Assembly shall meet in extraordinary session upon convocation by the Director General, at the request of one-fourth of the countries members of the Assembly.
- (c) The agenda of each session shall be prepared by the Director General.
- (5) The Assembly shall adopt its own rules of procedure.

Article 10 International Bureau

- (1) (a) International registration and related duties, as well as all other administrative tasks concerning the Special Union, shall be performed by the International Bureau.
- (b) In particular, the International Bureau shall prepare the meetings and provide the secretariat of the Assembly and of such committees of experts and working groups as may have been established by the Assembly.

(c) The Director General shall be the chief executive of the Special Union and shall represent the Special Union.

(2) The Director General and any staff member designated by him shall participate, without the right to vote, in all meetings of the Assembly and of such committees of experts or working groups as may have been established by the Assembly. The Director General, or a staff member designated by him, shall be ex officio secretary of those bodies.

(3) (a) The International Bureau shall, in accordance with the directions of the Assembly, make the preparations for the conferences of revision of the provisions of the Agreement other than Articles 9 to 12.

(b) The International Bureau may consult with intergovernmental and international non-governmental organizations concerning preparations for conferences of revision.

(c) The Director General and persons designated by him shall take part, without the right to vote, in the discussions at those conferences.

(4) The International Bureau shall carry out any other tasks assigned to it.

Article 11 Finances

(1) (a) The Special Union shall have a budget.

(b) The budget of the Special Union shall include the income and expenses proper to the Special Union, its contribution to the budget of expenses common to the Unions, and, where applicable, the sum made available to the budget of the Conference of the Organization.

(c) Expenses not attributable exclusively to the Special Union but also to one or more other Unions administered by the Organization shall be considered as expenses common to the Unions. The share of the Special Union in such common expenses shall be in proportion to the interest the Special Union has in them.

(2) The budget of the Special Union shall be established with due regard to the requirements of coordination with the budgets of the other Unions administered by the Organization.

(3) The budget of the Special Union shall be financed from the following sources:

(i) international registration fees collected under Article 7(2) and other fees and charges due for other services rendered by the International Bureau in relation to the Special Union;

(ii) sale of, or royalties on, the publications of the International Bureau concerning the Special Union;

(iii) gifts, bequests, and subventions;

(iv) rents, interests, and other miscellaneous income;

(v) contributions of the countries of the Special Union, if and to the extent to which receipts from the sources indicated in items (i) to (iv) do not suffice to cover the expenses of the Special Union.

(4) (a) The amount of the fee referred to in Article 7(2) shall be fixed by the Assembly on the proposal of the Director General.

(b) The amount of the said fee shall be so fixed that the revenue of the Special Union should, under normal circumstances, be sufficient to cover the expenses of the International Bureau for maintaining the international registration service, without requiring payment of the contributions referred to in paragraph (3) (v), above.

(5) (a) For the purpose of establishing its contribution referred to in paragraph (3) (v), each

country of the Special Union shall belong to the same class as it belongs to in the Paris Union for the Protection of Industrial Property, and shall pay its annual contributions on the basis of the same number of units as is fixed for that class in that Union.

(b) The annual contribution of each country of the Special Union shall be an amount in the same proportion to the total sum to be contributed to the budget of the Special Union by all countries as the number of its units is to the total of the units of all contributing countries.

(c) The date on which contributions are to be paid shall be fixed by the Assembly.

(d) A country which is in arrears in the payment of its contributions may not exercise its right to vote in any of the organs of the Special Union if the amount of its arrears equals or exceeds the amount of the contributions due from it for the preceding two full years. However, any organ of the Union may allow such a country to continue to exercise its right to vote in that organ if, and as long as, it is satisfied that the delay in payment is due to exceptional and unavoidable circumstances.

(e) If the budget is not adopted before the beginning of a new financial period, it shall be at the same level as the budget of the previous year, as provided in the financial regulations.

(6) Subject to the provisions of paragraph (4) (a), the amount of fees and charges due for other services rendered by the International Bureau in relation to the Special Union shall be established, and shall be reported to the Assembly, by the Director General.

(7) (a) The Special Union shall have a working capital fund which shall be constituted by a single payment made by each country of the Special Union. If the fund becomes insufficient, the Assembly shall decide to increase it.

(b) The amount of the initial payment of each country to the said fund or of its participation in the increase thereof shall be a proportion of the contribution of that country as a member of the Paris Union for the Protection of Industrial Property to the budget of the said Union for the year in which the fund is established or the decision to increase it is made.

(c) The proportion and the terms of payment shall be fixed by the Assembly on the proposal of the Director General and after it has heard the advice of the Coordination Committee of the Organization.

(8) (a) In the headquarters agreement concluded with the country on the territory of which the Organization has its headquarters, it shall be provided that, whenever the working capital fund is insufficient, such country shall grant advances. The amount of those advances and the conditions on which they are granted shall be the subject of separate agreements, in each case, between such country and the Organization.

(b) The country referred to in subparagraph (a) and the Organization shall each have the right to denounce the obligation to grant advances, by written notification. Denunciation shall take effect three years after the end of the year in which it has been notified.

(9) The auditing of the accounts shall be effected by one or more of the countries of the Special Union or by external auditors, as provided in the financial regulations. They shall be designated, with their agreement, by the Assembly.

Article 12 Amendment of Articles 9 to 12

(1) Proposals for the amendment of Articles 9, 10, 11, and the present Article, may be initiated by any country member of the Assembly, or by the Director General. Such proposals shall be communicated by the Director General to the member countries of the Assembly at least six months

in advance of their consideration by the Assembly.

(2) Amendments to the Articles referred to in paragraph (1) shall be adopted by the Assembly. Adoption shall require three-fourths of the votes cast, provided that any amendment to Article 9, and to the present paragraph, shall require four-fifths of the votes cast.

(3) Any amendment to the Articles referred to in paragraph (1) shall enter into force one month after written notifications of acceptance, effected in accordance with their respective constitutional processes, have been received by the Director General from three-fourths of the countries members of the Assembly at the time it adopted the amendment. Any amendment to the said Articles thus accepted shall bind all the countries which are members of the Assembly at the time the amendment enters into force, or which become members thereof at a subsequent date, provided that any amendment increasing the financial obligations of countries of the Special Union shall bind only those countries which have notified their acceptance of such amendment.

Article 13 Regulations; Revision

(1) The details for carrying out this Agreement are fixed in the Regulations.

(2) This Agreement may be revised by conferences held between the delegates of the countries of the Special Union.

Article 14 Ratification and Accession; Entry into Force; Reference to Article 24 of Paris Convention (Territories); Accession to the Original Act of 1958

(1) Any country of the Special Union which has signed this Act may ratify it, and, if it has not signed it, may accede to it.

(2) (a) Any country outside the Special Union which is party to the Paris Convention for the Protection of Industrial Property may accede to this Act and thereby become a member of the Special Union.

(b) Notification of accession shall, of itself, ensure, in the territory of the acceding country, the benefits of the foregoing provisions to appellations of origin which, at the time of accession, are the subject of international registration.

(c) However, any country acceding to this Agreement may, within a period of one year, declare in regard to which appellations of origin, already registered at the International Bureau, it wishes to exercise the right provided for in Article 5(3).

(3) Instruments of ratification and accession shall be deposited with the Director General.

(4) The provisions of Article 24 of the Paris Convention for the Protection of Industrial Property shall apply to this Agreement.

(5) (a) With respect to the first five countries which have deposited their instruments of ratification or accession, this Act shall enter into force three months after the deposit of the fifth such instrument.

(b) With respect to any other country, this Act shall enter into force three months after the date on which its ratification or accession has been notified by the Director General, unless a subsequent date has been indicated in the instrument of ratification or accession. In the latter case, this Act shall enter into force with respect to that country on the date thus indicated.

(6) Ratification or accession shall automatically entail acceptance of all the clauses and admission to all the advantages of this Act.

(7) After the entry into force of this Act, a country may accede to the original Act of October 31, 1958, of this Agreement only in conjunction with ratification of, or accession to, this Act.

Article 15 Duration of the Agreement; Denunciation

(1) This Agreement shall remain in force as long as five countries at least are party to it.

(2) Any country may denounce this Act by notification addressed to the Director General. Such denunciation shall constitute also denunciation of the original Act of October 31, 1958, of this Agreement and shall affect only the country making it, the Agreement remaining in full force and effect as regards the other countries of the Special Union.

(3) Denunciation shall take effect one year after the day on which the Director General has received the notification.

(4) The right of denunciation provided for by this Article shall not be exercised by any country before the expiration of five years from the date upon which it becomes a member of the Special Union.

Article 16 Application of the Original Act of 1958

(1) (a) This Act shall, as regards the relations between the countries of the Special Union by which it has been ratified or acceded to, replace the original Act of October 31, 1958.

(b) However, any country of the Special Union which has ratified or acceded to this Act shall be bound by the original Act of October 31, 1958, as regards its relations with countries of the Special Union which have not ratified or acceded to this Act.

(2) Countries outside the Special Union which become party to this Act shall apply it to international registrations of appellations of origin effected at the International Bureau at the request of the Office of any country of the Special Union not party to this Act, provided that such registrations satisfy, with respect to the said countries, the requirements of this Act. With regard to international registrations effected at the International Bureau at the request of the Offices of the said countries outside the Special Union which become party to this Act, such countries recognize that the aforesaid country of the Special Union may demand compliance with the requirements of the original Act of October 31, 1958.

Article 17 Signature, Languages, Depository Functions

(1) (a) This Act shall be signed in a single copy in the French language and shall be deposited with the Government of Sweden.

(b) Official texts shall be established by the Director General, after consultation with the interested Governments, in such other languages as the Assembly may designate.

(2) This Act shall remain open for signature at Stockholm until January 13, 1968.

(3) The Director General shall transmit two copies, certified by the Government of Sweden, of the signed text of this Act to the Governments of all countries of the Special Union and, on request, to the Government of any other country.

(4) The Director General shall register this Act with the Secretariat of the United Nations.

(5) The Director General shall notify the Governments of all countries of the Special Union of signatures, deposits of instruments of ratification or accession, entry into force of any provisions of

this Act, denunciations, and declarations pursuant to Article 14 (2) (c) and (4).

Article 18 Transitional Provisions

(1) Until the first Director General assumes office, references in this Act to the International Bureau of the Organization or to the Director General shall be construed as references to the Bureau of the Union established by the Paris Convention for the Protection of Industrial Property or its Director, respectively.

(2) Countries of the Special Union not having ratified or acceded to this Act may, until five years after the entry into force of the Convention establishing the Organization, exercise, if they so desire, the rights provided for under Articles 9 to 12 of this Act as if they were bound by those Articles. Any country desiring to exercise such rights shall give written notification to that effect to the Director General; such notification shall be effective from the date of its receipt. Such countries shall be deemed to be members of the Assembly until the expiration of the said period.

リスボン協定

1967年7月14日にストックホルムで改正され、1979年9月28日に修正された
原産地名称の保護及び国際登録に関する1958年10月31日の協定

目次

- 第1条 特別の同盟の形成；国際事務局に登録された原産地名称の保護
- 第2条 原産地名称及び原産国の概念の定義
- 第3条 保護の内容
- 第4条 他の規定に基づく保護
- 第5条 原産地名称の登録；拒絶及び拒絶に対する異議申立；通知；一定期間について容認された使用
- 第6条 通有名称
- 第7条 登録の有効期間；手数料
- 第8条 訴訟手続
- 第9条 特別の同盟の総会
- 第10条 国際事務局
- 第11条 財政
- 第12条 第9条から第12条までの修正
- 第13条 規則；改正
- 第14条 批准及び加入；発効；パリ条約第24条(領域)への言及；1958年の原アクトへの加入
- 第15条 協定の存続期間；廃棄
- 第16条 1958年の原アクトの適用
- 第17条 署名，言語，寄託
- 第18条 経過規定

第1条 特別の同盟の形成；国際事務局に登録された原産地名称の保護

- (1) この協定が適用される国は、工業所有権の保護に関する同盟の枠内において特別の同盟を構成する。
- (2) 上記の国は、特別の同盟の他の国の生産物の原産地名称であって原産国でそういうものとして承認され保護されており、かつ、世界知的所有権機関(以下「機関」という。)を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局(以下「国際事務局」又は「事務局」という。)に登録されたものをこの協定の条件に従いその領域内で保護することを約束する。

第2条 原産地名称及び原産国の概念の定義

- (1) この協定において、「原産地名称」とは、ある国、地方又は土地の地理上の名称であって、その国、地方又は土地から生じる生産物を表示するために用いるものをいう。ただ

し、当該生産物の品質及び特徴が自然的要因及び人的要因を含む当該国、地方又は土地の環境に専ら又は本質的に由来する場合に限る。

(2) 原産国とは、その名称が又はその国に所在する地方若しくは土地の名称が、当該生産物に名声を与えている原産地名称を構成している国をいう。

第3条 保護の内容

生産物の真正な原産地が表示されている場合又は当該名称が翻訳された形で若しくは「kind」、「type」、「make」、「imitation」等の語を伴って使用されている場合であっても、権利侵害又は模倣に対抗して保護が保証される。

第4条 他の規定に基づく保護

この協定の規定は、如何なる形でも、工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約及びその後の改正条約、商品について虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定及びその後の改正協定のような他の国際協定書又は国内の法令若しくは判決に基づいて特別の同盟の各国において原産地名称に既に付与している保護を排除するものではない。

第5条 原産地名称の登録；拒絶及び拒絶に対する異議申立；通知；一定期間について容認された使用

(1) 原産地名称の登録は、特別の同盟の国の官庁の請求に応じ、当該国の国内法令に従い当該名称を使用する権利を有する公的又は私的な自然人又は法人の名義において、国際事務局が行う。

(2) 国際事務局は、特別の同盟の各国の官庁に対し、原産地名称の登録を遅滞なく通知するものとし、また、定期刊行物において公告するものとする。

(3) 各国の官庁は、登録の通知を受けた原産地名称の保護を保証することができないことを宣言することができる。ただし、当該宣言は、原産地名称の保護を保証できない理由を明示して、当該登録の通知を受領した時から 1 年以内に国際事務局に対して通告した場合に限られ、かつ、関係国において、当該名称の所有者が第 4 条に基づいて主張することができる当該名称についての他の形態の保護を害さないことを条件とする。

(4) 特別の同盟の各国の官庁は、前項に規定する 1 年の期間が満了した後は、かかる宣言をすることができない。

(5) 国際事務局は、原産国の官庁に対し、他の国の官庁が(3)の条件に基づいて行った宣言を速やかに通知する。利害関係人は、その国内官庁から他の国が行った宣言について通知されたときは、当該他の国において、当該他の国の国民に認められているすべての司法上及び行政上の救済方法に訴えることができる。

(6) 国際登録の通知に従い特定の国において保護を受けている名称がその国において当該通告の日前から第三者により既に使用されていた場合は、その国の権限を有する官庁は、(3)に規定する 1 年の期間の満了後 3 月以内に国際事務局に通知することを条件として、当該第三者に当該使用を終止させるため 2 年を超えない期間を与える権利を有する。

第 6 条 通有名称

第 5 条に基づく手続に従い特別の同盟の 1 国において保護を受けている名称は、当該国においては、原産国において原産地名称として保護されている限り、通有性を有するに至ったとみなすことはできない。

第 7 条 登録の有効期間；手数料

(1) 第 5 条に基づいて国際事務局で行われた登録は、更新することなく、前条にいう期間全体について保護を保証される。

(2) 各原産地名称の登録には、一時払いの手数料を納付しなければならない。

第 8 条 訴訟手続

原産地名称の保護を保証するために必要な訴訟は、特別の同盟の各国において、その国内法令の規定に基づいて、次により、提起することができる。

1. 権限を有する官庁又は公訴官の請求に応じ
2. 公的又は私的な自然人又は法人である利害関係人により

第 9 条 特別の同盟の総会

(1) (a) 特別の同盟は、このアクトを批准し又はこれに加入した国で構成される総会を備える。

(b) 各国の政府は、1 の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、随員及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2) (a) 総会は、次のことを行う。

(i) 特別の同盟の維持及び発展並びにこの協定の実施に関するすべての事項を取り扱うこと

(ii) 国際事務局に対して改正会議の準備に関する指示を与えること。ただし、特別の同盟の国であってこのアクトを批准せず又はこれに加入していないものの意見を適切に考慮するものとする。

(iii) 第 7 条 (2) にいう手数料及び国際登録に関する他の手数料の額の決定を含む規則を変更すること

(iv) 機関の事務局長（以下「事務局長」という。）の特別の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに事務局長に対し特別の同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること

(v) 特別の同盟の事業計画を決定し及び隔年予算を採択し、並びに決算を承認すること

(vi) 特別の同盟の財政規則を採択すること

(vii) 特別の同盟の目的を達成するために必要と認める専門家委員会及び作業部会を設置すること

(viii) 特別の同盟の構成国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること

(ix) 第 9 条から第 12 条までの修正を採択すること

- (x) その他特別の同盟の目的を促進するために適切な措置をとること
- (xi) その他この協定に基づく適切な任務を遂行すること
- (b) 総会は、機関が管理業務を行っている他の同盟も利害関係を有する事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。
- (3) (a) 総会の各構成国は、1 の票を有する。
- (b) 総会の構成国の 2 分の 1 をもって定足数とする。
- (c) 総会は、(b) の規定に拘らず、何れの会期においても、代表を出した国の数が総会の構成国の 2 分の 1 に満たないが 3 分の 1 以上である場合は、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除き、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生じる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかった総会の構成国に対しその決定を通知し、その通知の日から 3 月の期間内に賛否又は棄権を書面で表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合は、その決定は効力を生じる。
- (d) 第 12 条(2)の規定に従うことを条件として、総会の決定は、投じられた票の 3 分の 2 以上を必要とする。
- (e) 棄権は、投票とみなさない。
- (f) 代表は、1 の国のみを代表し及び 1 の国の名においてのみ投票することができる。
- (g) 総会の構成国でない特別の同盟の国は、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (4) (a) 総会は、事務局長の招集により、2 年ごとに 1 回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除き、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 総会は、総会の構成国の 4 分の 1 の請求があったときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (c) 各会期の議事日程は、事務局長が作成する。
- (5) 総会は、その手続規則を採択する。

第 10 条 国際事務局

- (1) (a) 国際登録及び関連の任務並びに特別の同盟の他のすべての管理業務は、国際事務局が遂行する。
- (b) 特に、国際事務局は、会合を準備し、かつ、総会並びに総会が設置することのある専門家委員会及び作業部会の事務局としての職務を行う。
- (c) 事務局長は、特別の同盟の首席の職員とし、特別の同盟を代表する。
- (2) 事務局長及び事務局長が指名する職員は、総会並びに総会が設置することがある専門家委員会及び作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又は事務局長が指名する 1 の職員は、職権上、これらの内部機関の事務局の長としての職務を行う。
- (3) (a) 国際事務局は、総会の指示に従い、この協定の規定(第 9 条から第 12 条までを除く。)の改正会議の準備を行う。
- (b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し、政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。

- (c) 事務局長及び事務局長が指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。
- (4) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。

第 11 条 財政

- (1) (a) 特別の同盟は、予算を有する。
- (b) 特別の同盟の予算は、特別の同盟に固有の収入及び支出、諸同盟の共通経費の予算に対する特別の同盟の分担金並びに該当する場合は機関の締約国会議の予算に対する拠出金から成る。
- (c) 諸同盟の共通経費とは、特別の同盟のみでなく機関が管理業務を行っている他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費に係る特別の同盟の分担割合は、共通経費が特別の同盟にもたらす利益に比例する。
- (2) 特別の同盟の予算は、機関が管理業務を行っている他の同盟の予算との調整の必要性を適切に考慮した上で決定する。
- (3) 特別の同盟の予算は、次のものを財源とする。
 - (i) 第 7 条 (2) に基づいて徴収される国際登録料並びに国際事務局が特別の同盟に関して提供する他の役務について納付される他の手数料及び料金
 - (ii) 特別の同盟に関する国際事務局の刊行物に係る販売代金及びロイヤルティ
 - (iii) 贈与、遺贈及び補助金
 - (iv) 賃貸料、利子その他の雑収入
 - (v) (i) から (iv) までの財源から受領する額が特別の同盟の経費を賄うのに十分でない場合にその範囲での特別の同盟の各国の分担金
- (4) (a) 第 7 条 (2) の手数料の額は、事務局長の提案に基づき、総会が決定する。
- (b) 上記手数料の額は、特別の同盟の収入が、通常の状態において、(3) (v) の分担金の支払を要することなく、国際登録業務を維持するための国際事務局の経費を賄うことができるように定める。
- (5) (a) 特別の同盟の各国は、(3) (v) の分担額を決定する目的で、工業所有権の保護に関するパリ同盟において属する等級と同じ等級に属するものとし、パリ同盟の等級について定める単位数と同じ単位数に基づいて年次分担金を支払う。
- (b) 特別の同盟の各国の年次分担金の額は、その額とすべての国の特別の同盟の予算に対する年次分担金の総額との比率が、その国が属する等級の単位数とすべての分担国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。
- (c) 分担金の支払日は、総会が定める。
- (d) 分担金の支払が延滞している国は、その未払の額が当該年度に先立つ 2 年度においてその国について支払の義務が生じた分担金の額以上のものとなったときは、特別の同盟の内部機関において投票権を行使することができない。ただし、内部機関は、支払の延滞が例外的でかつ避けることができない事情によるものであると認める限り、その国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを認めることができる。
- (e) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかった場合は、予算は、財政規則が定めるところにより、前年度の予算と同じ水準とする。

(6) (4) (a)の規定に従うことを条件として、国際事務局が特別の同盟に関して提供する他の役務について納付される手数料及び料金の額は、事務局長が定め、総会に報告する。

(7) (a) 特別の同盟は、特別の同盟の各国の1回限りの支払金から成る運転資金を有する。運転資金が十分でなくなった場合は、総会がその増額を決定する。

(b) 運転資金に対する各国の当初の支払金の額及び運転資金の増額部分に対する各国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年の工業所有権の保護に関するパリ同盟の予算に対する同同盟の構成国としての分担金に比例する。

(c) 当該比率及び支払の条件は、総会が、事務局長の提案に基づきかつ機関の調整委員会の助言を受けた上で定める。

(8) (a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを規定する。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によって都度定める。

(b) (a)の国及び機関は、それぞれ、書面での通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終わってから3年を経過した時に効力を生じる。

(9) 会計監査は、財政規則に定めるところにより、特別の同盟に属する1若しくは2以上の国又は外部の監査人が行う。これらの国又は監査人は、総会がこれらの国又は監査人の同意を得て指定する。

第12条 第9条から第12条までの修正

(1) 第9条から第11条まで及びこの条の修正の提案は、総会の構成国又は事務局長が行う。その提案は、総会による審議の遅くとも6月前までに、事務局長が総会の構成国に送付する。

(2) (1)の諸条の修正は、総会が採択する。採択には、投じられた票の4分の3以上を必要とする。ただし、第9条及び本項の規定の修正には、投じられた票の5分の4以上を必要とする。

(3) (1)の諸条の修正は、その修正が採択された時に総会の構成国であった国の4分の3から、それぞれの憲法上の手続に従って行われた受諾についての書面での通告を事務局長が受領した後1月で効力を生じる。このようにして受諾された諸条の修正は、その修正が効力を生じるときに総会の構成国であるすべての国及びその後に総会の構成国となるすべての国を拘束する。ただし、特別の同盟の国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。

第13条 規則；改正

(1) この協定を実施するための細目は、規則で定める。

(2) この協定は、特別の同盟の国の代表の間で行う会議により改正することができる。

第14条 批准及び加入；発効；パリ条約第24条(領域)への言及；1958年の原アクトへの加入

(1) 特別の同盟の各国は、このアクトに署名している場合はこれを批准することができるものとし、署名していない場合はこれに加入することができる。

(2) (a) 特別の同盟に属していない何れの国も、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるときは、このアクトに加入することができるものとし、その加入により特別の同盟の構成国となることができる。

(b) 加入の通告は、加入の際に国際登録の対象である原産地名称に対し、加入国の領域において、前掲書規定による利益を保証する。

(c) ただし、この協定に加入する国は、1年以内に、国際事務局において既に登録されている原産地名称について第5条(3)に規定する権利を行使することを希望する旨宣言することができる。

(3) 批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。

(4) 工業所有権の保護に関するパリ条約第24条の規定は、この協定に準用する。

(5) (a) 批准書又は加入書を寄託した最初の5国については、このアクトは、その第5番目のこれら協定書が寄託された後3月で効力を生じる。

(b) その他の国については、このアクトは、事務局長が批准書又は加入書の寄託を通知した日の後3月で効力を生じる。ただし、それよりも遅い日がある批准書又は加入書において指定されている場合は、このアクトは、その国について、そのように指定された日に効力を生じる。

(6) 批准又は加入は、当然に、このアクトのすべての条項の受諾及びこのアクトに定めるすべての利益の享受を伴う。

(7) このアクトが効力を生じた後は、何れの国も、このアクトの批准又はこれへの加入と同時にのみこの協定の1958年10月31日の原アクトに加入することができる。

第15条 協定の存続期間；廃棄

(1) この協定は、締約国が少なくとも5国存在する限り、効力を有する。

(2) 何れの国も、事務局長にあてた通告により、このアクトを廃棄することができる。その廃棄は、この協定の1958年10月31日の原アクトの廃棄の効果も有するものとし、かつ、廃棄を行った国についてのみ効力を生じる。特別の同盟の他の国については、この協定は、引き続き効力を有する。

(3) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後1年で効力を生じる。

(4) 何れの国も、特別の同盟の構成国となった日から5年の期間が満了するまでは、この条に規定する廃棄の権利を行使することができない。

第16条 1958年の原アクトの適用

(1) (a) このアクトは、このアクトを批准し又はこれに加入した特別の同盟の国の間の関係においては、1958年10月31日の原アクトに代わる。

(b) ただし、このアクトを批准し又はこれに加入した特別の同盟の国は、このアクトを批准せず又はこれに加入していない特別の同盟の国との関係においては、1958年10月31日の原アクトにより拘束される。

(2) 特別の同盟に属していない国でこのアクトの締約国となるものは、このアクトの締約国でない特別の同盟の国の官庁の請求に応じ、国際事務局において行われる原産地名称の国際登録についてこのアクトを適用する。ただし、当該国際登録がそれらの国についてこ

のアクトの要件を満たすことを条件とする。特別の同盟に属していない国でこのアクトの締約国となるものの官庁の請求に応じて国際事務局において行われる国際登録については、それらの国は、特別の同盟の当該国が 1958 年 10 月 31 日の原アクトの要件の遵守を要求できることを認める。

第 17 条 署名，言語，寄託

(1) (a) このアクトは、フランス語による本書 1 通について署名するものとし、スウェーデン政府に寄託する。

(b) 事務局長は、関係国政府と協議の上、総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。

(2) このアクトは、1968 年 1 月 13 日まで、ストックホルムにおいて署名のために開放しておく。

(3) 事務局長は、特別の同盟のすべての国の政府に対し、及び要請があったときは他の国の政府に対し、スウェーデン政府が認証したこのアクトの署名本書の謄本 2 通を送付する。

(4) 事務局長は、このアクトを国際連合事務局に登録する。

(5) 事務局長は、特別の同盟のすべての国の政府に対し、署名、批准書又は加入書の寄託、このアクトの何れかの規定の効力の発生、廃棄並びに第 14 条 (2) (c) 及び (4) に基づく宣言を通知する。

第 18 条 経過規定

(1) 最初の事務局長が就任するまでは、このアクトにおいて機関の国際事務局又は事務局長というときは、それぞれ、工業所有権の保護に関するパリ条約によって設立された事務局又はその事務局長をいうものと解する。

(2) このアクトを批准せず又はこれに加入していない特別の同盟の国は、希望するときは、機関を設立する条約の効力発生から 5 年間、第 9 条から第 12 条までに拘束されるものとしてそれらの条に規定する権利を行使することができる。それらの権利の行使を希望する国は、その旨の通告書を事務局長に送付するものとし、その通告は、その受領の日に効力を生じる。それらの国は、その 5 年の期間が満了するまで、総会の構成国とみなされる。

農産物品質管理法（仮訳、抄）

第1章 総則

第2条（定義）この法律に使用する用語の意味を次のように定める。

1～6 略

7. 「地理的表示」とは、農産物またはその加工品（水産物を主原料または主材料にした加工品は除く。以下同様）の名声、品質、その他の特徴が本質的に特定地域の地理的特性に起因する場合は当該の農産物またはその加工品がその特定地域で生産及び加工されたことを示す表示である。

8. 「同音異義語の地理的表示」とは、同一の品目に対する地理的表示において、他人の地理的表示と発音が同一であるが、当該地域が異なる地理的表示をいう。

9. 「地理的表示権」とは、この法律に従って登録された地理的表示（同音異義語の地理的表示を含む。以下同様）を排他的に使うことができる知的財産権をいう。

10～13 略

第3条（農産物の品質管理審議会の設置）

①～⑤略

⑥審議会に農産物の地理的表示登録審議のため、地理的表示登録審議の分科委員会を設置する。

⑦～⑨略

第3条の2（農産物の品質管理審議会の職務） 審議会は次の各号の事項を審議する。

1～4 略

5. 地理的表示の登録審査に関する事項

6～10略

第2章 農産物の標準規格化など

第8条（地理的表示の登録）

①農林水産食品部長官は、地理的特性を持つ農産物またはその加工品の品質向上と地域特化産業育成及び消費者保護のために地理的表示の登録制度を実施する。

②第1項による地理的表示の登録を希望する者は、農林水産食品部令で定める登録申請書及びその附属書類を農林水産食品部長官に提出しなければならない。登録した事項の中で、農林水産食品部令で定める重要事項を変更する場合も上記と同様である。

③農林水産食品部長官は第2項に従って登録申請を受け付けたら、第3条第6項に従って地理的表示登録審議の分科委員会の審議を経て、第7項による登録を拒絶する事由がない場合には地理的表示登録の申請公告を決定（以下「公告決定」という）しなければならない。この場合農林水産食品部長官は申請された地理的表示が「商標法」による商標に抵触しているかどうかを事前に特許庁長官へ意見照合しなければならない。

④農林水産食品部長官は公告決定がある場合、その決定内容を官報またはインターネットホームページに公告・公開して、公告日から2ヶ月間に地理的表示登録申請書及びその附属書類を閲覧できるよう提供しなければならない。

⑤第4項による公告があった場合は、誰でも公告日から2ヶ月以内に異議の事由を記載した書類と必要な証拠を添付して農林水産食品部長官に異議を申し立てることができる。

⑥農林水産食品部長官は、次の各号に該当する場合には地理的表示の登録を決定して申請者に知らせなければならない。

1. 第5項による異議の申し立てがある場合には、地理的表示登録審議の分科委員会の審議を経て登録を拒絶する正当な事由がないと判断される場合

2. 第5項による期間内に異議の申し立てがない場合

⑦農林水産食品部長官は第2項に従って、登録申請された地理的表示が次に示す各号のいずれかに該当している場合、登録の拒絶を決定して申請者に知らせなければならない。

1. 第2項により先に登録申請があったり、第6項に従って登録された他の地理的表示と同じ及び類似している場合
 2. 「商標法」に従って先に出願されたり、登録された他の商標(地理的表示の団体標章を含む)と同じ及び類似している場合
 3. 国内で広く知られた他の商標(地理的表示を含む)と同じ及び類似している場合
 4. 一般的な名称(農産物またはその加工品の名称が起源的に生産地や販売場所と関連性があるが長年の使用により普通名詞化された名称をいう)に該当する場合
 5. 第2条第7号による地理的表示、または同じ条第8号の同音異義語の地理的表示の定義に一致しない場合
 6. 地理的表示の登録申請者が、その地理的表示を使うことができる農産物またはその加工品を生産・製造・加工することを業として営む者に対して、団体の加入を禁止したり、難しい加入条件を規定したりするなど団体の加入を実質的に許容しない場合
- ⑧第1項から第7項(第2項は除く)まで地理的表示の登録申し込み資格、審議・公告・閲覧及び異議申し立ての手続き、登録の拒絶事由の詳細基準などの必要な事項を大統領令として定める。

第8条の2(地理的表示権)

- ①第8条第6項に従って地理的表示登録を受けた者(以下「地理的表示権者」という)は登録した品目に対して地理的表示権を持つ。
- ②地理的表示権は次の各号のいずれかに該当すれば、各号の利害当事者の相互間に対してはその効力が及ばない。
 1. 同音異義語の地理的表示。ただし、需要者が該当する地理的表示を特定地域の品目として表示することであると明らかに認識していて、該当する品目の原産地と違う地域を原産地とすることで混同をもたらす場合は除く。
 2. 地理的表示の登録申請書の提出以前に「商標法」に従って登録された商標、または出願審査中の商標
 3. 地理的表示の登録申込書の提出以前に「種子産業法」に従って登録された品種の名称、または出願審査中の品種の名称
 4. 第8条第6項に従って地理的表示登録を受けた農産物、またはその加工品(以下「地理的表示品」という)と同一品目に使う地理的名称として登録対象の地域で生産される農産物、またはその加工品に使う地理的名称
- ③地理的表示権者は、地理的表示品に農林水産食品部令で定めるところに従って地理的表示ができる。ただし、地理的表示品の中で「高麗人参産業法」に従う高麗人参類の場合には、農林水産食品部令で定める表示方法以外に、高麗人参類とその容器・包装などに「高麗人参」、「高麗水参」、「高麗紅参」、「高麗太極参」、または「高麗白参」など「高麗」が入った用語を使用して地理的表示をすることができる。

第8条の3(地理的表示権の移転及び承継) 地理的表示権は他人に移転したり、承継することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産食品部長官の承認を受けて移転及び承継することができる。

1. 法人の資格で登録した地理的表示権者が法人名を改正したり、合併したりする場合
2. 個人の資格で登録した地理的表示権者が死亡した場合

第8条の4(権利侵害の禁止請求権など)

- ①地理的表示権者は、自分の権利を侵害した者、または侵害する恐れがある者に対して、その侵害の禁止または予防を請求することができる。
- ②次の各号のいずれかに該当する場合は、地理的表示権を侵害する行為と見なされる。
 1. 地理的表示権のない者が、登録された地理的表示と同一または類似する表示(同音異義語の地理的表示の場合には、需要者が明らかに該当の地理的表示が特定地域の品目を表示することを認識しており、該当の品目の原産地と違う地域を原産地とすることで、需要者

に混同をもたらす地理的表示のみ該当する)を登録品目と同一または類似している品目の製品、包装、容器、宣伝物及び関連書類に使う行為

2. 登録された地理的表示を偽造したり模造したりする行為
3. 登録された地理的表示を偽造及び模造する目的で交付、販売または所持する行為
4. その他、地理的表示の名声を侵害しながら、登録された地理的表示品と同一及び類似している品目に直接または間接的な方法で商業的に利用する行為

第8条の5（損害賠償請求権など）

- ①地理的表示権者は、故意または過失で自分の地理的表示に関する権利を侵害した者に対して損害賠償の請求をすることができる。この場合、地理的表示権者の地理的表示権を侵害した者に対しては、その侵害行為に対するその地理的表示が既に登録された事実を認識していることと推定する。
- ②第1項による損害額の推定などに関しては「商標法」第67条及び第70条を準用する。

第8条の6（偽装表示などの禁止）

- ① 地理的表示品ではない農産物、またはその加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類に地理的表示またはこれと類似した表示をしてはならない。
- ②地理的表示品ではない農産物またはその加工品を地理的表示品に混合して販売したり販売する目的で保管または陳列する行為をしてはならない。

第8条の7（地理的表示品の事後管理）

- ①農林水産食品部長官は、地理的表示品の品質水準維持と消費者保護のために所管公務員に次の各号の事項などを指示することができる。
 1. 地理的表示品の適合性に関する調査
 2. 地理的表示品の所有者・占有者または管理人などの関係帳簿または書類の閲覧
 3. 地理的表示品の試料を収集して調査したり専門試験機関などに試験・実験を依頼したりする行為
- ②第1項による調査・閲覧または収集に関しては第7条の4第2項及び第3項を準用する。
- ③第1項による調査・閲覧または収集をする関係公務員に関しては第7条の4第4項を準用する。

第8条の8（地理的表示品の表示訂正など） 農林水産食品部長官は、地理的表示品が表示の基準または規格に達していないまたは、該当の地理的表示品の生産量急減など、地理的表示品の生産計画の遂行が困難だと認められた場合、大統領令で定めることにより是正命令、販売の禁止、表示の禁止または登録を取り消すことができる。

第8条の9（地理的表示保護の審判委員会）

- ①農林水産食品部長官は次の各号の事項に対して審判を管掌するため地理的表示保護の審判委員会（以下「審判委員会」という）を置く。
 1. 地理的表示保護に関する審判及び再審
 2. 地理的表示の登録拒絶または第8条の8による登録の取り消しに関する審判及び再審
 3. その他、地理的表示保護に関する事項の中で大統領令で定める事項
- ②審判委員会は委員長1人を含む10人以内の審判委員（以下「審判委員」という）で構成される。
- ③審判委員会の委員長は、審判委員の中で農林水産食品部長官が決める。
- ④審判委員は関係公務員と知的財産権分野や地理的表示保護分野の学識と経験が豊かな者の中で農林水産食品部長官が委嘱する。
- ⑤審判委員会の構成・運営及び審判委員の任期、その他必要な事項を大統領令で定める。

第8条の10（地理的表示保護の無効審判）

- ①地理的表示保護に関する利害関係人または地理的表示登録審議の分科委員会は地理的表示保護が次の各号のいずれかに該当する場合は、無効審判を請求することができる。
1. 第8条第7項による登録の拒絶事由に該当するにもかかわらず登録された場合
 2. 第8条により地理的表示登録となった後、その地理的表示が原産地国家で保護の中断及び使われなくなった場合
- ②第1項による審判は、請求の利益があればいつでも請求することができる。
- ③第1項第1号に従って地理的表示保護を無効にするという審決が確定した場合は、その保護権は最初からなかったこととして判断し、第1項第2号に従って地理的表示保護を無効にするという審決が確定した場合は、その保護権はその地理的表示が第1項第2号に該当する時期からなかったこととして処理する。
- ④審判委員会の委員長は第1項の審判が請求されたら、その趣旨を該当の地理的表示権者に知らせなければならない。

第8条の11（地理的表示保護の取り消し審判）

- ①地理的表示が次の各号のいずれかに該当すれば、その地理的表示の取り消し審判を請求することができる。
1. 地理的表示登録をした後、地理的表示の登録をした者がその地理的表示を使うことができる農産物またはその加工品を生産製造または加工することを業として営む者に対して、団体の加入を禁止したり、難しい加入条件を規定するなど団体の加入を実質的に許容しない場合、またはその地理的表示を使うことができない者に対して登録団体の加入を許容した場合
 2. 地理的表示の登録団体または、その所属団体が地理的表示を誤って使うことにより、需要者に対して品目の品質に関する誤認、または地理的出所に関する混同をもたらした場合
- ②第1項による取り消し審判は、取り消し事由に該当する事実が消えた日から3年が経過した後にはこれを請求することができない。
- ③第1項に従って取り消し審判を請求した場合には、請求後その審判請求事由に該当する事実が消えた場合にも取り消し事由に影響を及ぼさない。
- ④第1項による取り消し審判は、誰でもこれを請求することができる。
- ⑤地理的表示登録が取り消される審決が確定した時には、その地理的表示権はその時から消滅する。
- ⑥第8条の10第4項は、第1項の審判の請求に関してこれを準用する。

第8条の12(登録拒絶などに対する審判請求) 第8条第7項により地理的表示登録の拒絶を通報された者、または第8条の8により登録が取り消された者は異議があれば、登録拒絶または登録取り消しを通報された日から30日以内に審判を請求することができる。

第8条の13(審判の請求方式)

- ①地理的表示保護の無効審判・取り消し審判、または地理的表示登録の取り消しに対する審判を請求しようとする者は、申し込み資料とともに次の各号の事項を記した審判請求書を審判委員会の委員長に提出しなければならない。
1. 当事者の名前と住所（法人の場合はその名称、代表者の名前及び営業所の所在地）
 2. 代理人がいる場合は、その代理人の名前及び住所や営業所の所在地（代理人が法人の場合は、その名称、代表者の名前及び営業所の所在地）
 3. 地理的表示の名称
 4. 地理的表示の保護登録日及び登録番号
 5. 登録の取り消し決定日（登録の取り消しに対する審判請求のみ該当する）
 6. 請求の趣旨及びその理由
- ②地理的表示の登録拒絶に対する審判を請求しようとする者は、申請資料とともに次の各号の事項を記した審判請求書を審判委員会の委員長に提出しなければならない。
1. 当事者の名前と住所（法人の場合はその名称、代表者の名前及び営業所の所在地）

2. 代理人がいる場合は、その代理人の名前及び住所や営業所の所在地(代理人が法人の場合はその名称、代表者の名前及び営業所の所在地)
 3. 登録申請日
 4. 登録拒絶の決定日
 5. 請求の趣旨及びその理由
- ③第1項と第2項により提出された審判請求書を補正する場合は、その要旨を変更することができない。ただし、第1項第6号と第2項第5号の請求の理由は変更することができる。
- ④審判委員会の委員長は、第1項または第2項にり請求された審判に地理的表示保護の異議申立に関する事項が含まれている場合、その趣旨を地理的表示保護の異議申立対象者にも知らせなければならない。

第8条の14(審判など)

- ①審判委員会の委員長は、第8条の13第1項または第2項による審判が請求されたら、第8条の16に従って審判を行わなければならない。
- ②審判委員は職務上、独立して審判をする。

第8条の15(審判委員の指定など)

- ①審判委員会の委員長は審判の請求の件別に第8条の16による合議体を構成する審判委員を指定して審理を行う。
- ②審判委員会の委員長は、第1項の審判委員の中で審理の公正性を害する恐れがある場合には、他の審判委員に代えることができる。
- ③審判委員会の委員長は、第1項により指定された審判委員の中で1人を審判長に任命しなければならない。
- ④第3項により任命された審判長は、審判委員会の委員長から指定を受けた審判事件に関する事務を総括する。

第8条の16(審判の合議体)

- ①審判は、3人の審判委員で構成される合議体が行う。
- ②第1項の合議体の合議は、過半数以上の賛成で決める。
- ③審判の合議は公開しない。

第8条の17(再審の請求)

- ①審判の当事者は審判委員会の審決に対して異議があれば再審を請求することができる。
- ②第1項の再審請求に関しては「民事訴訟法」第451条及び第453条第1項を準用する。

第8条の18(詐害審決に対する不服の請求)

- ①審判の当事者が共謀して第3者の権利または利益を侵害する目的で審決を行った場合、その第3者はその審決に対して、再審を請求することができる。
- ②第1項による再審の請求の場合は、審判の当事者を共同の被請求人とする。

第8条の19(再審により回復された地理的表示保護権の効力制限) 次の各号のいずれかに該当する場合には、地理的表示保護権の効力は該当の審決が確定した後、再審請求の登録前に善意にした行為には及ばない。

1. 地理的表示保護権が無効になった後、再審によりその効力が回復された場合
2. 登録の拒絶に対する審判請求が受け入れられないという審決があった地理的表示の保護登録に対して再審による地理的表示保護権の設定登録がある場合

第8条の20(審決などに対する訴訟)

- ①審決に対する訴訟の管轄は、特許法院が行う。
- ②第1項による訴訟は当事者、参加人または該当の審判や再審に参加申請をしたが、その手続

きが拒絶された者のみ申し立てることができる。

- ③ 第 1 項による訴訟は、審決または決定の謄本が送付された日から 60 日以内に申し立てなければならない。
- ④ 第 3 項の期間を不変期間として定める。
- ⑤ 審判を請求することができる事項に関する訴訟は、審決に関することでないとし立てることができない。
- ⑥ 特許法院の判決に対しては、最高裁判所に上訴することができる。

第 8 条の 21（「特許法」などの準用）

- ① 地理的表示保護に関する再審の手続き及び再審の請求に関しては「特許法」第 180 条・第 184 条及び「民事訴訟法」第 459 条第 1 項を準用する。
- ② 地理的表示保護に関する訴訟に関しては「特許法」第 187 条・188 条及び第 189 条を準用する。
- ③ 第 2 項の場合、「特許法」第 187 条の本文の中で「特許庁長官」は「農林水産食品副長官」で、同じ法の第 188 条の中で「特許審判院長」は「地理的表示保護審判委員会の委員長」で、同法第 189 条第 1 項の中で「第 186 条第 1 項」は「第 8 条の 20 第 1 項」を適用する。

第 4 章 農産物の検査など（略）

第 5 章 補則

第 31 条（資金支援及び優先購買）

- ① 政府は農産物の品質向上または農産物の標準規格化及び物流標準化の促進などのために次の各号のいずれかに該当する者に予算の範囲で包装資材、施設及び自動化装備などの買入れなどに必要な資金を支援することができる。
 - 1～3 略
 - 4. 農産物履歴の追跡管理または地理的表示登録をした者
 - 5～8 略
- ② 農林水産食品部長官は農産物の円滑な流通や品質向上を促進するために必要があれば標準規格品、優秀管理認証農産物、履歴追跡管理の農産物及び地理的表示品などを「農水産物流通及び価格安定に関する法律」により農水産物の卸売り市場や農水産物の共販市場で優先的に上場することができる。
- ③ 国・地方自治体と公共機関は、農産物またはその加工品を購入する時には標準規格品、優秀管理認証農産物、履歴追跡管理農産物及び地理的表示品を優先的に購入することができる。

第 32 条（手数料） 次の各号のいずれかに該当する者は農林水産食品部令で定めることにより手数料を支払わなければならない。ただし、政府が買入れたり、輸出または輸入する農産物などに対しては農林水産食品部令で定めることにより手数料を減免することができる。

- 1～3 略
- 4. 第 8 条第 2 項に従って地理的表示の登録を申請する者
- 5～8 略

第 6 章 罰則

第 35 条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1. 第 8 条の 6 第 1 項に違反して地理的表示品ではない農産物またはその加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類に地理的表示品の表示をしたり、これに類似の表示をした者
- 2. 第 8 条の 6 第 2 項、または第 9 条第 2 項を違反して標準規格品、優秀管理認証農産物、履歴追跡管理の農産物または地理的表示品ではない農産物、またはその加工品に標準規格品、優秀管理認証農産物、履歴追跡管理農産物または地理的表示品の混合販売や販売する目的で保管及び陳列した者

3～6 略

第 36 条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 7 条の 5 第 1 項の記載に違反して登録をしない者
2. 第 8 条の 8 または第 11 条による是正命令、表示の停止または販売の禁止処分に従わない者（表示方法に対する是正命令は除く）

3～8 略

附則

第 1 条（施行日） この法律は、公布の日から起算して 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条（地理的表示登録に関する適用事例） 第 8 条第 3 項の改正規定はこの法律を施行した後、地理的表示の最初の登録申請から適用する。

第 4 条（優秀農産物管理認証などに関する経過措置）

① ～③ 略

- ④ この法律を施行した時点で以前の規定に従って地理的表示をした者は、第 8 条の改正規定により地理的表示を登録したこととして認める。ただし、登録された地理的表示が第 8 条第 7 項の改正規定による登録の拒絶事由に該当する場合、第 8 条の 4 及び第 8 条の 5 の改正規定による権利侵害に対する禁止請求権及び損害賠償請求権が発生しない。

農産物品質管理法全部改正法律案（仮訳・抄）

議案 番号	9253
----------	------

提出年月日：2010.9.3.

提出者：政府

提案理由

水産関連業務が農林水産食品部所管に移管されることにより、「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」を統合して題名を「農水産物品質管理法」に改正し、政府委員会の整備計画により農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会を農水産物品質管理審議会に統合して、水産物の地理的表示権の保護及び安全性確保のための制度を強化する一方、複雑になった法令の条文を整備して分かりやすい法令に改正しようとするものである。

主な内容

ア．「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」の統合及び「農水産物品質管理法」への題名改正

- 1) 農林部と海洋水産部の水産機能を統合して農林水産食品部を設置した政府組織改編の趣旨に合わせて、農産物と水産物の品質管理法令を統合・整備する必要がある。
- 2) 農産物と水産物の品質管理機能を融合するために、「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」を統合して「農水産物品質管理法」へ法の題名を改正する。
- 3) 「水産物品質管理法」のうち水産物加工業務等は機能が類似する「食品産業振興法」へ移管する。
- 4) 農産物及び水産物の品質管理規定を機能別に整備することにより、農水産物の品質管理が効率的に遂行されるものと期待される。

イ．農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会の統合（案第3条）

- 1) 政府委員会整備計画により農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会を農水産物品質管理審議会に統合する。
- 2) 農水産物品質管理に関する事項を審議する農水産物品質管理審議会の運営がより活性化されるものと期待される。

ウ．水産物の地理的表示権の保護及び安全性確保のための制度強化（案第3章及び第5章）

- 1) 現行「水産物品質管理法」には地理的表示権に対する保護及び水産物の安全性確保のための規定が不十分である。
- 2) 法の統合により現行「農産物品質管理法」にある地理的表示権侵害予防のための審判、安全管理計画の策定及び安全関連教育等の制度が水産物分野にも導入されることにより、水産物の地理的表示権の保護と安全性確保が強化されるものと期待される。

法律第 号

農産物品質管理法全部改正法律案

農産物品質管理法の全部を次の通り改正する。

農水産物品質管理法

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は農水産物の適切な品質管理を通して農水産物の安全性を確保し、商品性を向上し公正で透明な取引を促進することにより、農漁民の所得増大と消費者保護に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

①この法律で使用する用語の意味は次の通りである。

1. 「農水産物」というのは、次の各目のことをいう。

ア. 農産物：「農漁業・農漁村及び食品産業基本法」第3条第6号ア目の農産物

イ. 水産物：「農漁業・農漁村及び食品産業基本法」第3条第6号イ目の水産物（「塩管理法」第2条第2号による塩は除く）

2. 「生産者団体」というのは、「農漁業・農漁村及び食品産業基本法」第3条第4号の生産者団体とその他農林水産食品部令で定める団体をいう。

3. 「物流標準化」というのは、農水産物の運送・保管・荷役・包装等物流の各段階で使用される機器・容器・設備・情報等を規格化して互換性と連係性を円滑にすることをいう。

4. 「農産物優秀管理」というのは、農産物（畜産物は除く。以下この号で同じ）の安全性を確保し農業環境を保全するために、農産物の生産、収穫後の管理（農産物の貯蔵・洗浄・乾燥・選別・切断・調製・包装等を含む）及び流通の各段階で栽培圃場及び農業用水等の農業環境と農産物に残留しうる農薬、重金属、残留性有機汚染物質または有害生物等の危険要素を適切に管理することをいう。

5. 「環境にやさしい水産業」というのは、人体に有害な化学的合成物質等を使用せず、または動物用医薬品等の使用を最小限にして、水棲生態系と環境を維持・保全しつつ安全な水産物を生産する水産業をいう。

6. 「環境にやさしい水産物」というのは、環境にやさしい水産業を営む過程で生産された水産物及びこれを原料であって、衛生的に加工した食品をいう。

7. 「履歴追跡管理」というのは、農水産物（畜産物は除く。以下この号で同じ）の安全性等に問題が発生する場合、該当農水産物を追跡して原因を究明し必要な措置をとることができるように、農水産物を生産段階から販売段階まで各段階別に情報を記録・管理することをいう。

8. 「地理的表示」というのは、農水産物または農水産加工品の名声・品質、その他の特徴が本質的に特定地域の地理的特性に起因する場合、該当農水産物または農水産加工品がその特定地域で生産・製造及び加工されたことを示す表示をいう。
 9. 「同音異義語地理的表示」というのは、同一の品目に対する地理的表示において他人の地理的表示と発音は同じであるが該当地域が異なる地理的表示をいう。
 10. 「地理的表示権」というのは、この法律により登録された地理的表示（同音異義語地理的表示を含む。以下同じ）を排他的に使用することのできる知的財産権をいう。
 11. 「遺伝子組み換え農水産物」というのは、人工的に遺伝子を分離し、または再調合して意図した特性を有させた農水産物をいう。
 12. 「有害物質」というのは、農薬、重金属、抗生物質、残留性有機汚染物質、病原性微生物、カビ毒素、放射性物質、有毒性物質等食品に残留し、または汚染されて人の健康に害を及ぼしうる物質であつて、農林水産食品部令で定めるものをいう。
 13. 「農水産加工品」というのは、次の各目のものをいう。
 - ア. 農産加工品：農産物を原料または材料として加工した製品
 - イ. 水産加工品：水産物を大統領令で定める原料または材料の使用比率または成分含有量等の基準により加工した製品
 14. 「水産特産物」というのは、水産加工品のうち特定の地域で生産し、または特徴的に生産した水産物を原料として特徴的に製造・加工した製品をいう。
- ②この法律で別途定義されていない用語は、「農漁業・農漁村及び食品産業基本法」で定めるところによる。

第3条（農水産物品質管理審議会の設置）

- ①この法律による農水産物及び水産加工品の品質管理等に関する事項を審議するために、農林水産食品部長官所属に農水産物品質管理審議会（以下「審議会」という）を置く。
- ②審議会は委員長及び副委員長各1名を含む60名以内の委員で構成する。
- ③委員長は委員の中から互選し、副委員長は委員長が委員の中から指名する者とする。
- ④委員は次の各号の者とする。
 1. 教育科学技術部、知識經濟部、保健福祉部、環境部、農村振興庁、山林庁、特許庁、食品医薬品安全庁、公正取引委員会所属公務員のうち所属機関の長が指名した者と、農林水産食品部所属公務員のうち農林水産食品部長官が指名した者
 2. 次の各目の団体及び機関の長が所属役職員の中から指名した者
 - ア. 「農業協同組合法」による農業協同組合中央会
 - イ. 「山林組合法」による山林組合中央会
 - ウ. 「水産業協同組合法」による水産業協同組合中央会
 - エ. 「農水産物流通公社法」による農水産物流通公社
 - オ. 「食品衛生法」による韓国食品工業協会
 - カ. 「政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による韓国農村経済研究院
 - キ. 「政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による韓国海洋水産開発院

- ク、「科学技術分野政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による
韓国食品研究院
- ケ、「韓国保健産業振興院法」による韓国保健産業振興院
- コ、「消費者基本法」による韓国消費者院
3. 市民団体（「非営利民間団体支援法」第2条による非営利民間団体をいう）で推薦した者のうち農林水産食品部長官が委嘱した者
4. 農水産物の生産・加工・流通または消費分野に専門的な知識及び経験が豊富な者のうち農林水産食品部長官が委嘱した者
- ⑤第4項第3号及び第4号による委員の任期は3年とする。
- ⑥審議会に農水産物及び農水産加工品の地理的表示登録審議のための地理的表示登録審議分科委員会を置く。
- ⑦審議会の業務のうち特定の分野の事項を効率的に審議するために、大統領令で定める分野別分科委員会を置くことができる。
- ⑧第6項による地理的表示登録審議分科委員会及び第7項による分野別分科委員会で審議した事項は、審議会で審議されたものと見なす。
- ⑨第1項から第8項までで規定した事項の以外に審議会及び分科委員会の構成と運営等に必要事項は大統領令で定める。

第4条（審議会の職務）

審議会は次の各号の事項を審議する。

1. 標準規格及び物流標準化に関する事項
2. 農産物優秀管理・水産物品質認証・親環境水産物認証及び履歴追跡管理に関する事項
3. 地理的表示に関する事項
4. 遺伝子組み換え農水産物の表示に関する事項
5. 農水産物（畜産物は除く）の安全性調査及びその結果に対する措置に関する事項
6. 農水産物（畜産物は除く）及び水産加工品の検査に関する事項
7. 農水産物の安全及び品質管理に関する情報の提供に関して農林水産食品部令で定める事項
8. 輸出を目的とする水産物の生産・加工施設及び海域の衛生管理基準に関する事項
9. 水産物及び水産加工品の第70条による危険要素重点管理基準に関する事項
10. 指定海域の指定に関する事項
11. 他の法令で審議会の審議事項に定めている事項
12. その他農水産物及び水産加工品の品質管理等に関して委員長が審議に付す事項

第2章 農水産物の標準規格化及び品質管理

第1節 農水産物の標準規格化

第5条（標準規格化）

- ①農林水産食品部長官は農水産物（畜産物は除く。以下この条で同じ）の商品性を高め流通能率を向上させ公正な取引を実現するために、農水産物の包装規格と等級規格（以下「標準規格」という）を定めることができる。
- ②標準規格に合う農水産物（以下「標準規格品」という）を出荷する者は、包装表面に標準規格品の表示を行うことができる。
- ③標準規格の制定基準、制定手続き及び表示方法等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第2節 農産物優秀管理

第6条（農産物優秀管理の認証）

- ①農林水産食品部長官は農産物優秀管理の基準（以下「優秀管理基準」という）を定めて告示しなければならない。農業者等にこれを教育しなければならない。
- ②優秀管理基準により農産物（畜産物は除く。以下この節で同じ）を生産・管理する者または優秀管理基準により生産・管理された農産物を包装して流通しようとする者は、第9条により指定された農産物優秀管理認証機関（以下「優秀管理認証機関」という）から農産物優秀管理の認証（以下「優秀管理認証」という）を受けることができる。
- ③優秀管理認証を受けようとする者は優秀管理認証機関に優秀管理認証の申請を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する者は優秀管理認証を申請することができない。
 - 1. 第8条第1項により優秀管理認証が取り消された後1年が過ぎない者
 - 2. 優秀管理認証に関連して罰金以上の刑が確定した後1年が過ぎない者
- ④優秀管理認証機関は第3項により優秀管理認証申請を受けた場合、第7項による優秀管理認証の基準に合うかを審査してその結果を知らせなければならない。
- ⑤優秀管理認証機関は第4項により優秀管理認証を行った場合、優秀管理認証を受けた者が優秀管理基準を守るか調査・点検しなければならない。必要な場合は資料提出要請等を行うことができる。
- ⑥優秀管理認証を受けた者は優秀管理基準により生産・管理した農産物（以下「優秀管理認証農産物」という）の包装・容器・送状・取引明細表・看板・車両等に優秀管理認証の表示を行うことができる。
- ⑦優秀管理認証の基準・対象品目・手続き及び表示方法等優秀管理認証に必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第7条（優秀管理認証の有効期間等）

- ①優秀管理認証の有効期間は優秀管理認証を受けた日から2年とする。ただし、品目の特性上別途適用する必要がある場合は、農林水産食品部令で有効期間を別途定めることができる。
- ②優秀管理認証を受けた者が有効期間が終わった後も継続して優秀管理認証を維持しようとする場合は、その有効期間が終わる前に該当優秀管理認証機関の審査を受けて優秀管理認証を更新しなければならない。

- ③優秀管理認証を受けた者は第1項の有効期間内に該当品目の出荷が終了しない場合は、該当優秀管理認証機関の審査を受けて優秀管理認証の有効期間を延長することができる。
- ④第1項による優秀管理認証の有効期間が終わる前に生産計画等農林水産食品部令で定める重要事項を変更しようとする者は、優秀管理認証の変更を申請して該当優秀管理認証機関の承認を受けなければならない。
- ⑤優秀管理認証の更新手続き及び有効期間延長の手続き等に必要な細部的な事項は農林水産食品部令で定める。

第8条（優秀管理認証の取消等）

①優秀管理認証機関は優秀管理認証を行った後、第6条第5項による調査、点検、資料提出要請等の過程で次の各号の事項が確認されたら優秀管理認証を取り消し、または3ヶ月以内の期間を定めてその優秀管理認証の表示を停止することができる。ただし、第1号の場合は優秀管理認証を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他の不正な方法により優秀管理認証を受けた場合
2. 優秀管理基準を守らなかった場合
3. 転業・廃業等により優秀管理認証農産物を生産するのが困難であると判断される場合
4. 第6条第5項に違反して優秀管理認証を受けた者が正当な事由なしに該当優秀管理認証機関の調査・点検または資料提出要請に応じなかった場合
5. 第7条第4項に違反して優秀管理認証の変更承認を受けずに重要事項を変更した場合
6. 優秀管理認証の表示停止期間中に優秀管理認証の表示を行った場合

②優秀管理認証機関は第1項により優秀管理認証を取り消し、またはその表示を停止した場合、遅滞なく優秀管理認証を受けた者と農林水産食品部長官にその事実を知らせなければならない。

③優秀管理認証取消等の基準・手続き及び方法等に関して必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第9条（優秀管理認証機関の指定等）

①農林水産食品部長官は優秀管理認証に必要な人材と施設等を備えた者を優秀管理認証機関に指定して優秀管理認証を行わせることができる。この場合、外国から輸入される農産物に対する優秀管理認証を行わせるために、農林水産食品部長官が定めた基準を備えた外国の機関を優秀管理認証機関に指定することができる。

②優秀管理認証機関に指定を受けようとする者は農林水産食品部長官に申請しなければならない。優秀管理認証機関に指定された後農林水産食品部令で定める重要事項が変更された時は、変更届を行わなければならない。ただし、第10条により優秀管理認証機関の指定が取り消された後2年が経過していない場合は申請を行うことができない。

③優秀管理認証機関指定の有効期間は指定を受けた日から5年とし、引き続き優秀管理認証業務を遂行するためには、有効期間が終わる前にその指定を更新しなければならない。

④農林水産食品部長官は第10条により指定が取り消された優秀管理認証機関から優秀管理認証を受けた者に対して、第6条第5項による調査・点検と資料提出要請等、第7条による

更新、有効期間の延長、変更及び第8条による優秀管理認証の取消・表示停止を行うために、職権または該当優秀管理認証を受けた者の申請により新たに優秀管理認証機関を指定することができる。

⑤優秀管理認証機関の指定基準、指定手続き及び方法等に必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第10条（優秀管理認証機関の指定取消等）

①農林水産食品部長官は優秀管理認証機関が次の各号のいずれか一つに該当すると、優秀管理認証機関の指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて優秀管理認証業務の停止を命じることができる。ただし、第1号から第3号までの規定のうちいずれか一つに該当すると、優秀管理認証機関の指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により指定を受けた場合
2. 業務停止期間中に優秀管理認証業務を行った場合
3. 優秀管理認証機関の解散・不渡りにより優秀管理認証業務を行うことができない場合
4. 第9条第2項本文による変更届を行わずに優秀管理認証業務を継続した場合
5. 優秀管理認証業務に関連して優秀管理認証機関の長等役職員に対して罰金以上の刑が確定した場合
6. 第9条第5項による指定基準を備えていない場合
7. 優秀管理認証の基準を誤って適用する等、優秀管理認証業務を間違えた場合
8. 正当な事由なしに1年以上優秀管理認証実績がない場合
9. 第31条第3項に違反して農林水産食品部長官の要求に正当な理由なしに従わなかった場合
10. その他の事由により優秀管理認証業務を遂行することができない場合

②第1項による指定取消等の細部的な基準は農林水産食品部令で定める。

第11条（農産物優秀管理施設の指定等）

①農林水産食品部長官は農産物の収穫後、衛生・安全管理のために次の各号の施設のうちその人材及び設備等が農林水産食品部令で定める基準に合う場合は、その施設を農産物優秀管理施設（以下「優秀管理施設」という）に指定することができる。

1. 「糧穀管理法」第22条による米穀総合処理場
2. 「農水産物流通及び価格安定に関する法律」第51条による農水産物産地流通センター
3. その他農産物の収穫後管理を行う施設であって、農林水産食品部長官が定めて告示する施設

②第1項により優秀管理施設の指定を受けようとする者は、管理しようとする農産物の品目等を定めて農林水産食品部長官に申請しなければならない。優秀管理施設に指定された後農林水産食品部令で定める重要事項が変更された時は、変更届を行わなければならない。ただし、第12条により優秀管理施設の指定が取り消された後1年が過ぎなければ申請することができない。

- ③優秀管理施設を運営する者は優秀管理認証対象農産物または優秀管理認証農産物を優秀管理基準により管理しなければならない。
- ④優秀管理施設の指定有効期間は5年とするが、継続して優秀管理施設指定の効力を維持するためには、有効期間が終わる前にその指定を更新しなければならない。
- ⑤優秀管理施設の指定基準及び手続き等に関して必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第12条（優秀管理施設の指定取消等）

①農林水産食品部長官は優秀管理施設が次の各号のいずれか一つに該当すると、その指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて優秀管理認証対象農産物に対する農産物優秀管理業務の停止を命じることができる。ただし、第1号から第3号までの規定のうちいずれか一つに該当すると、指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により指定を受けた場合
2. 業務停止期間中に農産物優秀管理業務を行った場合
3. 優秀管理施設を運営する者が解散・不渡りにより農産物優秀管理業務を遂行することができない場合
4. 第11条第1項による指定基準を備えることができなくなった場合
5. 第11条第2項本文による変更届を行わずに優秀管理認証対象農産物を取り扱（洗浄等単純加工・包装・貯蔵・取引・販売を含む）った場合
6. 農産物優秀管理業務に関連して施設の代表者等役職員に対して罰金以上の刑が確定した場合
7. 第11条第3項に違反して優秀管理認証対象農産物または優秀管理認証農産物を優秀管理基準により管理しなかった場合
8. その他の事由により農産物優秀管理業務を遂行することができない場合

②第1項による指定取消及び業務停止の基準・手続き等細部的な事項は農林水産食品部令で定める。

第13条（農産物優秀管理関連報告及び点検等）

①農林水産食品部長官は農産物優秀管理のために必要と認めたら、優秀管理認証機関、優秀管理施設を運営する者または優秀管理認証を受けた者にその業務に関する事項を報告（「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」による情報通信網を利用して報告する場合を含む。以下同じ）させ、または資料を提出（「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」による情報通信網を利用して提出する場合を含む。以下同じ）させることができ、関係公務員に事務所等に立ち入って施設・装備等を点検し関係帳簿及び書類を調査させることができる。

②第1項により報告・資料提出・点検または調査を行う時、優秀管理認証機関、優秀管理施設を運営する者及び優秀管理認証を受けた者は、正当な事由なしにこれを拒否・妨害し、または忌避してはならない。

③第1項により点検または調査を行う時は、あらかじめ点検または調査の日時、目的、対象等を関係人に知らせなければならない。ただし、緊急の場合またはあらかじめ知らせる

とその目的を達成することができないと認められる場合はこの限りでない。

④第1項により点検または調査を行う関係公務員は、その権限を表示する証票をもって関係人に示さなければならず、氏名・立入時間・立入目的等が表示された文書を関係人に差し出さなければならない。

第3節 水産物等に対する品質認証

第14条（水産物等の品質認証）

①農林水産食品部長官は水産物と水産特産物の品質を向上させ消費者を保護するために品質認証制度を実施する。

②第1項による品質認証（以下「品質認証」という）を受けようとする者は、農林水産食品部令で定めるところにより農林水産食品部長官に申請しなければならない。

③品質認証を受けた者は品質認証を受けた水産物と水産特産物（以下「品質認証品」という）の包装・容器等に農林水産食品部令で定めるところにより品質認証品であることを表示することができる。

④品質認証の基準・手続き・表示方法及び対象品目の選定等に必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第15条（品質認証の有効期間等）

①品質認証の有効期間は品質認証を受けた日から2年とする。ただし、品目の特性上別途適用する必要がある場合は、農林水産食品部令で有効期間を別途定めることができる。

②品質認証の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間が終わる前に農林水産食品部令で定めるところにより農林水産食品部長官に延長申請を行わなければならない。

③農林水産食品部長官は第2項による申請を受けた場合、第14条第4項による品質認証の基準に合うと認められれば、第1項による有効期間の範囲で有効期間を延長することができる。

第16条（品質認証の取消）

農林水産食品部長官は品質認証品が次の各号のいずれか一つに該当すれば品質認証を取り消すことができる。ただし、第1号に該当すれば品質認証を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により認証を受けた場合
2. 第14条第4項による品質認証の基準に適合しなくなった場合

第17条（品質認証機関の指定等）

①農林水産食品部長官は水産物の生産条件、品質及び安全性に対する審査・認証を業務とする法人または団体であって農林水産食品部長官の指定を受けた者（以下「品質認証機関」という）に、第14条から第16条までの規定による品質認証に関する業務を代行させることができる。

②農林水産食品部長官、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という）または市長・郡長・区長（自治区の区長をいう。以下同じ）は、漁業者が自

ら水産物の品質を向上させ体系的に品質管理を行うことができるようにするために、第1項により品質認証機関に指定された水産物生産者団体（漁業者団体のみをいう）または水産加工品を生産する事業に関連する法人（「民法」第32条による法人のみをいう）に資金を支援することができる。

③品質認証機関に指定を受けようとする者は、品質認証業務に必要な施設と人材をもって農林水産食品部長官に申請しなければならない。品質認証機関に指定された後農林水産食品部令で定める重要事項が変更された時は変更届を行わなければならない。ただし、第18条により品質認証機関の指定が取り消された後2年が過ぎていない場合は申請することができない。

④品質認証機関の指定基準、手続き及び品質認証業務の範囲等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第18条（品質認証機関の指定取消等）

①農林水産食品部長官は品質認証機関が次の各号のいずれか一つに該当すればその指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて品質認証業務の全部または一部の停止を命じることができる。ただし、第1号から第4号まで及び第6号のうちいずれか一つに該当すれば、品質認証機関の指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により品質認証機関に指定された場合
2. 業務停止期間中に品質認証業務を行った場合
3. 最近3年間に2回以上業務停止処分を受けた場合
4. 品質認証機関の廃業または解散・不渡りにより品質認証業務を遂行することができない場合
5. 第17条第3項本文による変更届を行わずに品質認証業務を継続した場合
6. 第17条第4項の指定基準に達せずに是正を命じたが、その命令を受けた日から1ヶ月以内に履行しなかった場合
7. 第17条第4項の業務範囲に違反して品質認証業務を行った場合
8. 他の者に自己の氏名または商号を使用して品質認証業務を行わせ、または品質認証機関指定書を貸した場合
9. 品質認証業務を誠実に遂行せずに公衆に危害を及ぼし、または品質認証のための調査結果を操作した場合
10. 正当な事由なしに1年以上品質認証実績がない場合

②第1項による指定取消及び業務停止の細部的な基準は農林水産食品部令で定める。

第19条（品質認証関連報告及び点検等）

①農林水産食品部長官は品質認証のために必要と認めれば、品質認証機関または品質認証を受けた者に対してその業務に関する事項を報告させ、または資料を提出させることができ、関係公務員に事務所等に立ち入り施設・装備等を点検し関係帳簿及び書類を調査させることができる。

②第1項による点検または調査に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。

③第1項により点検または調査を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

第4節 環境にやさしい農水産物の認証

第20条（環境にやさしい農水産物の認証）

- ①農林水産食品部長官は環境にやさしい農水産業の育成と消費者保護のために、環境にやさしい農水産物に対して認証制度を実施する。
- ②環境にやさしい農産物の認証に関しては「親環境農業育成法」による。

第21条（親環境水産物認証の申請等）

- ①第20条第1項により環境にやさしい水産物に対する認証（以下「親環境水産物認証」という）を受けようとする者は、農林水産食品部令で定めるところにより農林水産食品部長官に申請しなければならない。
- ②親環境水産物認証を受けた者は該当する環境にやさしい水産物（以下「親環境水産物認証品」という）の包装・容器等に農林水産食品部令で定めるところにより親環境水産物認証品の表示を行うことができる。
- ③親環境水産物認証の基準・手続き・表示方法及び対象品目の選定等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第22条（親環境水産物認証の有効期間）

- ①親環境水産物認証の有効期間は親環境水産物認証を受けた日から2年とする。ただし、品目の特性上別途適用する必要がある場合は、農林水産食品部令で有効期間を別途定めることができる。
- ②親環境水産物認証の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間が終わる前に農林水産食品部令で定めるところにより農林水産食品部長官に延長申請を行わなければならない。
- ③農林水産食品部長官は第2項による申請を受けた場合、第21条第3項による親環境水産物認証の基準に合うと認められれば、第1項による有効期間の範囲で有効期間を延長することができる。

第23条（親環境水産物認証の取消）

農林水産食品部長官は親環境水産物認証を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当すれば、親環境水産物認証を取り消すことができる。ただし、第1号に該当すれば親環境水産物認証を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により認証を受けた場合
2. 第21条第3項による親環境水産物認証の基準に著しく合わなくなった場合
3. 正当な事由なしに第31条第1項による親環境水産物認証品表示の是正命令、該当品目の販売禁止または表示停止措置に従わなかった場合
4. 転業・廃業等により親環境水産物認証品を生産するのが困難であると判断される場合

第5節 履歴追跡管理

第24条（履歴追跡管理）

①次の各号のいずれか一つに該当する者のうち履歴追跡管理を行おうとする者は、農林水産食品部長官に登録しなければならない。

1. 農水産物（畜産物は除く。以下この節で同じ）を生産する者
2. 農水産物を流通または販売する者（表示・包装を変更していない流通・販売者は除く。以下同じ）

②第1項にもかかわらず大統領令で定める農水産物を生産し、または流通もしくは販売する者は、農林水産食品部長官に履歴追跡管理の登録を行わなければならない。

③第1項または第2項により履歴追跡管理の登録を行った者は、農林水産食品部令で定める登録事項が変更された場合、変更事由が発生した日から1ヶ月以内に農林水産食品部長官に届け出なければならない。

④第1項により履歴追跡管理の登録を行った者は該当農水産物に農林水産食品部令で定めるところにより履歴追跡管理の表示を行うことができ、第2項により履歴追跡管理の登録を行った者は該当農水産物に履歴追跡管理の表示を行わなければならない。

⑤第1項により登録した農水産物及び第2項による農水産物（以下「履歴追跡管理農水産物」という）を生産し、または流通もしくは販売する者は、履歴追跡管理に必要な入庫・出庫及び管理内容を記録して保管する等、農林水産食品部長官が定めて告示する基準（以下「履歴追跡管理基準」という）を守らなければならない。ただし、履歴追跡管理農水産物を流通または販売する者のうち行商・露天商等大統領令で定める者はこの限りでない。

⑥履歴追跡管理の対象品目、登録手続き、登録事項、その他登録に必要な細部的な事項は農林水産食品部令で定める。

第25条（履歴追跡管理登録の有効期間等）

①第24条第1項及び第2項による履歴追跡管理登録の有効期間は登録した日から3年とする。ただし、品目の特性上別途適用する必要がある場合は、農林水産食品部令で有効期間を別途定めることができる。

②次の各号のいずれか一つに該当する者は、履歴追跡管理登録の有効期間が終わる前に履歴追跡管理の登録を更新しなければならない。

1. 第24条第1項により履歴追跡管理の登録を行った者であって、その有効期間が終わった後も継続して該当農水産物に対して履歴追跡管理を行おうとする者
2. 第24条第2項により履歴追跡管理の登録を行った者であって、その有効期間が終わった後も継続して該当農水産物を生産し、または流通もしくは販売しようとする者

③第24条第1項及び第2項により履歴追跡管理の登録を行った者が第1項の有効期間内に該当品目の出荷を終了することができない場合は、農林水産食品部長官の審査を受けて履歴追跡管理登録の有効期間を延長することができる。

④履歴追跡管理登録の更新及び有効期間延長の手続き等に関して必要な細部的な事項は農林水産食品部令で定める。

第26条（履歴追跡管理資料の提出等）

①農林水産食品部長官は履歴追跡管理農水産物を生産し、または流通もしくは販売する者に、農水産物の生産、入庫・出庫とその他履歴追跡管理に必要な資料提出を要求することができる。

②履歴追跡管理農水産物を生産し、または流通もしくは販売する者は、第1項による資料提出を要求された場合は、正当な事由がなければこれに従わなければならない。

③第1項による資料提出の範囲、方法、手続き等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第27条（履歴追跡管理登録の取消等）

①農林水産食品部長官は第24条により登録した者が次の各号のいずれか一つに該当すればその登録を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて履歴追跡管理表示の禁止を命じることができる。ただし、第1号または第2号に該当すれば登録を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により登録を受けた場合
2. 履歴追跡管理表示禁止命令に違反して継続して表示した場合
3. 第24条第3項による履歴追跡管理登録変更届を行わなかった場合
4. 第24条第4項による表示方法に違反した場合
5. 履歴追跡管理基準を守らなかった場合
6. 第26条第2項に違反して正当な事由なしに資料提出要求を拒否した場合

②第1項による登録取消及び表示禁止等の基準、手続き等細部的な事項は農林水産食品部令で定める。

第6節 事後管理

第28条（地位の承継等）

①次の各号のいずれか一つに該当する事由により発生した権利・義務を有する者が死亡し、もしくはその権利・義務を譲渡する場合、または法人が合併した場合は、相続人、譲受人または合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人がその地位を承継することができる。

1. 第9条による優秀管理認証機関の指定
2. 第11条による優秀管理施設の指定
3. 第17条による品質認証機関の指定

②第1項により地位を承継しようとする者は、承継の事由が発生した日から1ヶ月以内に農林水産食品部令で定めるところによりそれぞれ指定を受けた機関に届け出なければならない。

第29条（虚偽表示等の禁止）

①何人も標準規格品、優秀管理認証農産物、品質認証品、親環境水産物認証品、履歴追跡管理農水産物でない農水産物（優秀管理認証農産物でない農産物の場合は第7条第4項による承認を受けていない農産物を含む。以下第2項第2号、第119条第1号及び第2号イ目で同

じ) または農水産加工品に、標準規格品、優秀管理認証農産物、品質認証品、親環境水産物認証品、履歴追跡管理農水産物の表示を行い、またはこれと類似の表示を行ってはならない。

②何人も次の各号の行為を行ってはならない。

1. 第5条第2項により標準規格品の表示を行った農水産物に標準規格品でない農水産物または農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管し、もしくは陳列する行為
2. 第6条第6項により優秀管理認証の表示を行った農産物に優秀管理認証農産物でない農産物または農産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管し、もしくは陳列する行為
3. 第14条第3項により品質認証品の表示を行った水産物または水産特産物に品質認証品でない水産物または水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為
4. 第21条第2項により親環境水産物認証品の表示を行った水産物に親環境水産物認証品でない水産物または水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為
5. 第24条第4項により履歴追跡管理の表示を行った農水産物に履歴追跡管理の登録を行っていない農水産物または農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管し、もしくは陳列する行為

第30条（標準規格品等の事後管理）

①農林水産食品部長官は標準規格品、優秀管理認証農産物、品質認証品、親環境水産物認証品及び履歴追跡管理農水産物（以下「優秀表示品」という）の品質水準の維持と消費者保護のために必要な場合は、関係公務員に次の各号の調査等を行わせることができる。

1. 優秀表示品の該当表示に関する規格・品質または認証・登録基準への適合性等の調査
2. 該当表示を行った者の関係帳簿または書類の閲覧
3. 優秀表示品の試料収集

②第1項による調査・閲覧または試料収集に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。

③第1項により調査・閲覧または試料収集を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

第31条（標準規格品等に対する是正措置）

①農林水産食品部長官は標準規格品、品質認証品、親環境水産物認証品または履歴追跡管理農水産物が次の各号のいずれか一つに該当すれば、大統領令で定めるところによりその是正を命じ、または該当品目の販売禁止もしくは表示停止（履歴追跡管理農水産物の場合は除く）の措置を行うことができる。

1. 表示された規格または該当認証・登録基準に達することができなくなった場合
2. 転業・廃業等により該当品目を生産することが困難であると判断される場合
3. 該当表示方法に違反した場合

②農林水産食品部長官は第30条による調査等の結果、優秀管理認証農産物が第1項第1号または第3号に該当すれば大統領令で定めるところによりその是正を命じ、または該当品目の販売禁止措置をとることができ、第8条第1項各号のいずれか一つに該当すれば該当優秀管理認証機関に同条により優秀管理認証を取り消し、またはその表示を停止するよう要求することができる。

③優秀管理認証機関は第2項による要求がある場合、正当な事由がなければこれに従わなければならない、処分後遅滞なく農林水産食品部長官に報告しなければならない。

④第2項の場合（第8条第1項各号のいずれか一つに該当する場合に限定する）、第10条により優秀管理認証機関の指定が取り消された後、第9条第4項により新たな優秀管理認証機関が指定されなかった時は、農林水産食品部長官が優秀管理認証を取り消し、またはその表示を停止することができる。

第3章 地理的表示

第1節 登録

第32条（地理的表示の登録）

①農林水産食品部長官は地理的特性を有する農水産物または農水産加工品の品質向上と地域特化産業の育成及び消費者保護のために地理的表示の登録制度を実施する。

②第1項による地理的表示の登録は特定地域で地理的特性を有する農水産物または農水産加工品を生産し、または製造・加工する者で構成された法人のみが申請することができる。ただし、地理的特性を有する農水産物または農水産加工品の生産者または加工業者が1人である時はこの限りでない。

③第2項に該当する者であって第1項による地理的表示の登録を受けようとする者は、農林水産食品部令で定める登録申請書類及びその付属書類を、農林水産食品部令で定めるところにより農林水産食品部長官に提出しなければならない。登録した事項のうち農林水産食品部令で定める重要事項を変更しようとする時もまた同様である。

④農林水産食品部長官は第3項により登録申請を受けたら、第3条第6項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て、第9項による登録拒絶事由がない場合、地理的表示登録申請公告決定（以下「公告決定」という）を行わなければならない。この場合、農林水産食品部長官は申請された地理的表示が「商標法」による他人の商標（地理的表示団体標章を含む。以下同じ）に抵触するかに関して、あらかじめ特許庁長の意見を聞かなければならない。

⑤農林水産食品部長官は公告決定を行う時は、その決定内容を官報及びインターネットホームページに公告し、公告日から2ヶ月間地理的表示登録申請書類及びその付属書類を一般人が閲覧することができるように提供しなければならない。

⑥第5項による公告がある時は、何人も公告日から2ヶ月以内にその事由を記した書類と必要な証拠を添付して農林水産食品部長官に異議申立を行うことができる。

⑦農林水産食品部長官は次の各号の場合は地理的表示の登録を定めて申請者に知らせなければならない。

1. 第6項による異議申立を受けた時は、第3条第6項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て登録を拒絶する正当な事由がないと判断される場合
 2. 第6項による期間に異議申立がない場合
- ⑨農林水産食品部長官は地理的表示の登録を行った時は地理的表示権者に地理的表示登録証を交付しなければならない。
- ⑩農林水産食品部長官は第3項により登録申請された地理的表示が次の各号のいずれか一つに該当すれば、登録の拒絶を決定して申請者に知らせなければならない。
1. 第3項により先に登録申請され、または第7項により登録された他人の地理的表示と同じであり、または似ている場合
 2. 「商標法」により先に出願され、または登録された他人の商標と同じであり、または似ている場合
 3. 国内で広く知られた他人の商標または地理的表示と同じであり、または似ている場合
 4. 一般名称（農水産物または農水産加工品の名称が起源的に生産地または販売場所に関連があるものの、長く使用されて普通名詞化した名称をいう）に該当する場合
 5. 第2条第1項第8号による地理的表示または同項第9号による同音異義語地理的表示の定義に合致しない場合
 6. 地理的表示の登録を申請した者がその地理的表示を使用することのできる農水産物または農水産加工品を生産・製造または加工することを業とする者に対して、団体の加入を禁止し、または難しい加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容していない場合
- ⑩第1項から第9項までの規定による地理的表示登録対象品目、候補地域、申請資格、審議・公告・閲覧及び異議申立手続き及び登録拒絶事由の細部基準等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第33条（地理的表示原簿）

- ①農林水産食品部長官は地理的表示原簿に地理的表示権の設定・移転・変更・消滅・回復に関する事項を登録・保管する。
- ②第1項による地理的表示原簿はその全部または一部を電子的に生産・管理することができる。
- ③第1項及び第2項による地理的表示原簿の登録・保管及び生産・管理に必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第34条（地理的表示権）

- ①第32条第7項により地理的表示登録を受けた者（以下「地理的表示権者」という）は、登録した品目に対して地理的表示権を有する。
- ②地理的表示権は次の各号のいずれか一つに該当すれば、各号の利害当事者商号間に対してはその効力が及ばない。
 1. 同音異義語地理的表示。ただし、該当地理的表示が特定地域の商品を表示するものであると需要者が明確に認識していて、該当商品の原産地と異なる地域を原産地であ

ると混同させる場合は除く。

2. 地理的表示登録申請書提出前に「商標法」により登録された商標または出願審査中である商標
3. 地理的表示登録申請書提出前に「種子産業法」により登録された品種名称または出願審査中である品種の名称
4. 第32条第7項により地理的表示登録を受けた農水産物または農水産加工品（以下「地理的表示品」という）と同一の品目に使用する地理的名称であつて、登録候補地域で生産される農水産物または農水産加工品に使用する地理的名称

③地理的表示権者は地理的表示品に農林水産食品部令で定めるところにより地理的表示を行うことができる。ただし、地理的表示品のうち「高麗人参産業法」による高麗人参類の場合は、農林水産食品部令で定める表示方法以外に高麗人参類とその容器・包装等に「高麗人参」「高麗水参」「高麗紅参」「高麗太極参」または「高麗白参」等「高麗」が入る用語を使用して地理的表示を行うことができる。

第35条（地理的表示権の移転及び承継）

地理的表示権は他人に移転し、または承継することができない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当すれば、農林水産食品部長官の承認を受けて移転し、または承継することができる。

1. 法人資格で登録した地理的表示権者が法人名を改正し、または合併する場合
2. 個人資格で登録した地理的表示権者が死亡した場合

第36条（権利侵害の禁止請求権等）

①地理的表示権者は自身の権利を侵害した者または侵害する恐れのある者に、その侵害の禁止または予防を請求することができる。

②次の各号のいずれか一つに該当する行為は地理的表示権を侵害したものと見なす。

1. 地理的表示権のない者が登録された地理的表示と同様であり、または似ている表示（同音異義語地理的表示の場合は該当地理的表示が特定地域の商品を表示するものであると需要者が明確に認識していて、該当商品の原産地と異なる地域を原産地であると需要者に混同させる地理的表示のみ該当する）を登録品目と同様であり、または似ている品目の製品・包装・容器・宣伝物または関連書類に使用する行為
2. 登録された地理的表示を偽造し、または模造する行為
3. 登録された地理的表示を偽造し、または模造する目的により交付・販売・所持する行為
4. その他地理的表示の名声を侵害しつつ、登録された地理的表示品と同じであり、または似ている品目に直接または間接的な方法により商業的に利用する行為

第37条（損害賠償請求権等）

①地理的表示権者は故意または過失により自身の地理的表示に関する権利を侵害した者に損害賠償を請求することができる。この場合、地理的表示権者の地理的表示権を侵害した者に対しては、その侵害行為に対してその地理的表示がすでに登録された事実を知ってい

たものと推定する。

②第1項による損害額の推定等に関しては「商標法」第67条及び第70条を準用する。

第38条（虚偽表示等の禁止）

①何人も地理的表示品でない農水産物または農水産加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類に地理的表示またはこれと似ている表示を行ってはならない。

②何人も地理的表示品に地理的表示品でない農水産物または農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列してはならない。

第39条（地理的表示品の事後管理）

①農林水産食品部長官は地理的表示品の品質水準維持と消費者保護のために、関係公務員に次の各号の事項を指示することができる。

1. 地理的表示品の登録基準への適合性調査
2. 地理的表示品の所有者・占有者または管理人等の関係帳簿または書類の閲覧
3. 地理的表示品の試料を回収して調査し、または専門試験機関等への試験依頼

②第1項による調査・閲覧または回収に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。

③第1項により調査・閲覧または回収を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

第40条（地理的表示品の表示是正等）

農林水産食品部長官は地理的表示品が次の各号のいずれか一つに該当すれば、大統領令で定めるところにより是正を命じ、または販売の禁止、表示の停止もしくは登録の取消を行うことができる。

1. 第32条による登録基準に達することができなくなった場合
2. 第34条第3項による表示方法に違反した場合
3. 該当地理的表示品生産量の急減等地理的表示品生産計画の履行が困難であると認められる場合

第41条（「特許法」の準用）

①地理的表示に関しては「特許法」第3条から第5条まで、第6条（特許出願の変更・取下げ、請求の取下げ、審判請求及び復代理人の選任に関する部分に限定する）、第7条、第7条の2、第8条、第9条、第10条（第3項は除く）、第11条（第1項第1号・第2号及び第4号は除く）、第12条から第15条まで、第16条（第1項ただし書きは除く）、第17条から第26条まで、第28条（第2項ただし書きは除く）、第28条の2から第28条の5まで及び第46条を準用する。

②第1項の場合、「特許法」第6条及び第15条第1項のうち「第132条の3」は「「農水産物品質管理法」第45条」と見なし、同法第17条のうち「第132条の3」は「「農水産物品質管理法」第45条」と、「第180条第1項」は「「農水産物品質管理法」第55条により準用される「特許法」第180条第1項」と見なし、「特許法」第46条第3号のうち「第82条」は「「農水産物品質管理法」第113条第8号及び第9号」と見なす。

③第1項の場合、「特許」は「地理的表示」と、「出願」は「登録申請」と、「特許権」は「地理的表示権」と、「特許庁」「特許庁長」及び「審査官」は「農林水産食品部長官」と、「特許審判員」は「地理的表示審判委員会」と、「審判長」は「地理的表示審判委員会委員長」と、「審判官」は「審判委員」と、「知識経済部令」は「農林水産食品部令」と見なす。

第2節 地理的表示の審判

第42条（地理的表示審判委員会）

①農林水産食品部長官は次の各号の事項を審判するために、農林水産食品部長官所属で地理的表示審判委員会（以下「審判委員会」という）を置く。

1. 地理的表示に関する審判及び再審
2. 第32条第9項による地理的表示登録拒絶または第40条による登録取消に対する審判及び再審
3. その他地理的表示に関する事項のうち大統領令で定める事項

②審判委員会は委員長1名を含む10名以内の審判委員（以下「審判委員」という）で構成する。

③審判委員会の委員長は審判委員の中から農林水産食品部長官が定める。

④審判委員は関係公務員と知的財産権分野及び地理的表示分野の学識と経験が豊かな者の中から農林水産食品部長官が委嘱する。

⑤審判委員の任期は3年とし、一回だけ重任することができる。

⑥審判委員会の構成・運営に関する事項とその他必要な事項は大統領令で定める。

第43条（地理的表示の無効審判）

①地理的表示に関する利害関係人または第3条第6項による地理的表示登録審議分科委員会は、地理的表示が次の各号のいずれか一つに該当すれば無効審判を請求することができる。

1. 第32条第9項による登録拒絶事由に該当するにもかかわらず登録された場合
2. 第32条により地理的表示登録された後にその地理的表示が原産地国で保護が中断され、または使用されなくなった場合

②第1項による審判は請求の利益があればいつでも請求することができる。

③第1項第1号により地理的表示を無効とするという審決が確定すればその地理的表示権は初めからなかったものと見なし、第1項第2号により地理的表示を無効とするという審決が確定すればその地理的表示権はその地理的表示が第1項第2号に該当することになった時からなかったものと見なす。

④審判委員会の委員長は第1項の審判が請求されたらその趣旨を該当地理的表示権者に知らせなければならない。

第44条（地理的表示の取消審判）

①地理的表示が次の各号のいずれか一つに該当すればその地理的表示の取消審判を請求することができる。

1. 地理的表示登録を行った後、地理的表示の登録を行った者がその地理的表示を使用することのできる農水産物または農水産加工品を生産または製造・加工することを業とする者に対して団体の加入を禁止し、もしくは難しい加入条件を規定する等団体の加入を実質的に許容しなかった場合、またはその地理的表示を使用することができない者に対して登録団体の加入を許容した場合
 2. 地理的表示登録団体またはその所属団体が地理的表示を誤って使用することにより、需要者に商品の品質に対して誤認させ、または地理的出处に対して混同させた場合
- ②第1項による取消審判は取消事由に該当する事実がなくなった日から3年が過ぎた後には請求することができない。
- ③第1項により取消審判を請求した場合は、請求後その審判請求事由に該当する事実がなくなった場合も取消事由に影響を及ぼさない。
- ④第1項による取消審判は何人も請求することができる。
- ⑤地理的表示登録を取り消すという審決が確定した時は、その地理的表示権はその時から消滅する。
- ⑥第1項の審判の請求に関しては第43条第4項を準用する。

第45条（登録拒絶等に対する審判）

第32条第9項により地理的表示登録の拒絶を通報された者または第40条により登録が取り消された者は、異議があれば登録拒絶または登録取消を通報された日から30日以内に審判を請求することができる。

第46条（審判請求方式）

①地理的表示の無効審判・取消審判または地理的表示登録の取消に対する審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記した審判請求書に申請者料を添付して審判委員会の委員長に提出しなければならない。

1. 当事者の氏名と住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び営業所所在地）
2. 代理人がいる場合はその代理人の氏名及び住所または営業所所在地（代理人が法人の場合はその名称、代表者の氏名及び営業所所在地）
3. 地理的表示名称
4. 地理的表示登録日及び登録番号
5. 登録取消決定日（登録の取消に対する審判請求のみ該当する）
6. 請求の趣旨及びその理由

②地理的表示登録拒絶に対する審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記した審判請求書に申請資料を添付して審判委員会の委員長に提出しなければならない。

1. 当事者の氏名と住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び営業所所在地）
2. 代理人がいる場合はその代理人の氏名及び住所または営業所所在地（代理人が法人の場合はその名称、代表者の氏名及び営業所所在地）
3. 登録申請日
4. 登録拒絶決定日

5. 請求の趣旨及びその理由

- ③第1項と第2項により提出された審判請求書を補正する場合はその要旨を変更することができない。ただし、第1項第6号と第2項第5号の請求の理由は変更することができる。
- ④審判委員会の委員長は第1項または第2項により請求された審判に第32条第6項による地理的表示異議申立に関する事項が含まれていれば、その趣旨を地理的表示の異議申立者に知らせなければならない。

第47条（審判の方法等）

- ①審判委員会の委員長は第46条第1項または第2項による審判が請求されれば第49条により審判させる。
- ②審判委員は職務上独立して審判する。

第48条（審判委員の指定等）

- ①審判委員会の委員長は審判の請求件別に第49条による合議体を構成する審判委員を指定して審判させる。
- ②審判委員会の委員長は第1項の審判委員のうち審判の公正性を害する恐れのある者がいれば他の審判委員に審判させることができる。
- ③審判委員会の委員長は第1項により指定された審判委員の中から1名を審判長に指定しなければならない。
- ④第3項により指定された審判長は審判委員会の委員長から指定された審判事件に関する事務を総括する。

第49条（審判の合議体）

- ①審判は3名の審判委員で構成される合議体が行う。
- ②第1項の合議体の合議は過半数の賛成で決定する。
- ③審判の合議は公開しない。

第50条（「特許法」の準用）

- ①審判に関しては「特許法」第139条、第141条（第1項第2号ア目はこの法律で準用される事項に限定する。以下同じ）、第142条、第147条から第153条まで、第153条の2、第154条から第166条まで、第171条、第172条及び第176条を準用する。
- ②第1項の場合、「特許法」第139条第1項のうち「第133条第1項・第134条第1項及び第137条第1項の無効審判または第135条第1項の権利範囲確認審判」は「「農水産物品質管理法」第43条第1項の無効審判、同法第44条第1項の取消審判及び同法第45条の登録拒絶等に対する審判」と見なし、「特許法」第141条第1項第1号のうち「第140条第1項・第3項ないし第5項または第140条の2第1項」は「「農水産物品質管理法」第46条第1項または第2項」と、「特許法」第141条第1項第2号イ目のうち「第82条」は「「農水産物品質管理法」第113条」と見なし、「特許法」第161条第2項のうち「第133条第1項の無効審判または第135条の権利範囲確認審判」は「「農水産物品質管理法」第43条第1項の無効審判」と見なし、「特許法」第165条第1項のうち「第133条第1項・第134条第1項・第135条及び第137条第1項」は

「農水産物品質管理法」第43条第1項及び第44条第1項」と見なし、「特許法」第165条第3項のうち第132条の3・第136条または第138条」は「農水産物品質管理法」第45条」と見なし、「特許法」第176条第1項のうち「第132条の3」は「農水産物品質管理法」第45条」と見なす。

③第1項の場合、用語は第41条第3項により、「特許審判員長」は「地理的表示審判委員会委員長」と、「弁理士」は「代理人」と見なす。

第3節 再審及び訴訟

第51条（再審の請求）

- ①審判の当事者は審判委員会で確定した審決に対して異議があれば再審を請求することができる。
- ②第1項の再審請求に関しては「民事訴訟法」第451条及び第453条第1項を準用する。

第52条（詐欺審決に対する不服請求）

- ①審判の当事者が共謀して第三者の権利または利益を侵害する目的により審決を行わせた場合に、その第三者はその確定した審決に対して再審を請求することができる。
- ②第1項による再審請求の場合は審判の当事者を共同被請求人とする。

第53条（再審により回復した地理的表示権の効力制限）次の各号のいずれか一つに該当する場合、地理的表示権の効力は該当審決が確定した後、再審請求の登録前に善意によりなした行為には及ばない。

- 1. 地理的表示権が無効となった後再審によりその効力が回復した場合
- 2. 登録拒絶に対する審判請求が受け入れられないという審決があった地理的表示登録に対して、再審により地理的表示権の設定登録がある場合

第54条（審決等に対する訴訟）

- ①審決に対する訴訟は特許裁判所の専属管轄とする。
- ②第1項による訴訟は当事者、参加者または該当審判もしくは再審に参加申請を行ったがその申請が拒否された者のみ申し立てることができる。
- ③第1項による訴訟は審決または決定の謄本の送達を受けた日から60日以内に提起しなければならない。
- ④第3項の期間は不変期間とする。
- ⑤審判を請求することのできる事項に関する訴訟は審決に対するものでなければ提起することができる。
- ⑥特許裁判所の判決については最高裁判所に上告することができる。

第55条（「特許法」等の準用）

- ①地理的表示に関する再審の手続き及び再審の請求に関しては、「特許法」第180条、第184条及び「民事訴訟法」第459条第1項を準用する。
- ②地理的表示に関する訴訟に関しては、「特許法」第187条・第188条及び第189条を準用

する。この場合、用語は第41条第3項及び第50条第3項により、「特許法」第187条本文のうち「第186条第1項の規定による訴の提起」は「「農水産物品質管理法」第54条による訴訟」と見なし、「特許法」第187条ただし書きのうち「第133条第1項・第134条第1項・第135条第1項・第137条第1項・第138条第1項及び第3項」は「「農水産物品質管理法」第43条第1項・第44条第1項」と見なし、「特許法」第189条第1項のうち「第186条第1項」は「「農水産物品質管理法」第54条第1項」と見なす。

第4章 遺伝子組み換え農水産物の表示

第56条（遺伝子組み換え農水産物の表示）

- ①消費者に正しい購買情報を提供するために大統領令で定める場合は、遺伝子組み換え農水産物を生産して出荷もしくは販売し、または販売する目的により保管・陳列する者は、該当農水産物に遺伝子組み換え農水産物であることを表示しなければならない。
- ②第1項による遺伝子組み換え農水産物の表示対象品目、表示基準及び表示方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第57条（虚偽表示等の禁止）

第56条第1項により遺伝子組み換え農水産物の表示を行わなければならない者（以下「遺伝子組み換え農水産物表示義務者」という）は、次の各号の行為を行ってはならない。

1. 遺伝子組み換え農水産物の表示を偽って行い、またはこれを混同させる恐れがある表示を行う行為
2. 遺伝子組み換え農水産物の表示を混同させる目的によりその表示を損傷・変更する行為
3. 遺伝子組み換え農水産物の表示を行った農水産物に他の農水産物を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為

第58条（遺伝子組み換え農水産物表示の調査）

- ①農林水産食品部長官は第56条及び第57条による遺伝子組み換え農水産物の表示の有無、表示事項及び表示方法等の適正性とその違反の有無を確認するために、大統領令で定めるところにより関係公務員に遺伝子組み換え表示対象農水産物を回収し、または調査させなければならない。ただし、農水産物の流通量が著しく増加する時期等必要な時は随時回収し、または調査させることができる。
- ②第1項による回収または調査に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。
- ③第1項により回収または調査を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

第59条（遺伝子組み換え農水産物の表示違反に対する処分）

- ①農林水産食品部長官は第56条または第57条に違反した者に対して、次の各号のいずれか一つに該当する処分を行うことができる。
1. 遺伝子組み換え農水産物表示の履行・変更・削除等の是正命令
2. 遺伝子組み換え表示に違反した農水産物の販売等取引行為の禁止

②農林水産食品部長官は第57条に違反した者に第1項による処分を行った場合は、処分を受けた者に該当処分を受けたという事実を公表するよう命じることができる。

③農林水産食品部長官は遺伝子組み換え農水産物表示義務者が第57条に違反して第1項による処分が確定した者の場合、処分内容、該当営業所と農水産物の名称等処分に関連する事項を、大統領令で定めるところによりインターネットホームページに公表しなければならない。

④第1項による処分と第2項による公表命令及び第3項によるインターネットホームページ公表の基準・方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第5章 農水産物の安全性調査等

第60条（安全管理計画）

①農林水産食品部長官は農水産物（畜産物は除く。以下この章で同じ）の品質向上と安全な農水産物の生産・供給のための安全管理計画を毎年策定・実施しなければならない。

②市・道知事及び市長・郡長・区長は、管轄地域で生産・流通する農水産物の安全性を確保するための細部推進計画を策定・実施しなければならない。

③第1項による安全管理計画及び第2項による細部推進計画には、第61条による安全性調査、第68条による危険評価及び残留調査、農漁民に対する教育、その他農林水産食品部令で定める事項を含まなければならない。

④農林水産食品部長官は第1項による安全管理計画を策定する時は、第61条第1項第1号イ目による安全性調査に関して食品医薬品安全庁長と協議しなければならない。

⑤農林水産食品部長官は市・道知事及び市長・郡長・区長に第2項による細部推進計画及びその実施結果を報告させることができる。

第61条（安全性調査）

①農林水産食品部長官及び市・道知事は、農水産物の安全管理のために農水産物または農水産物の生産に利用・使用する農地・漁場・用水・資材等に対して、次の各号の調査（以下「安全性調査」という）を行わなければならない。

1. 農産物

ア. 生産段階：農林水産食品部令で定める安全基準への適合性

イ. 流通・販売段階：「食品衛生法」等関係法令による有害物質の残留許容基準等の超過の有無

2. 水産物

ア. 生産段階：農林水産食品部令で定める安全基準への適合性

イ. 貯蔵段階及び出荷されて取引される以前の段階：「食品衛生法」等関係法令による残留許容基準等の超過の有無

②農林水産食品部長官は第1項第1号ア目及び第2号ア目による生産段階の安全基準を定める時は、関係中央行政機関の長と協議しなければならない。

③安全性調査の対象品目の選定、候補地域及び手続き等に関して必要な細部的事項は農林水産食品部令で定める。

第62条（試料収集等）

①農林水産食品部長官及び市・道知事は、安全性調査、第68条第1項による危険評価または同条第3項による残留調査のために必要な場合は、関係公務員に次の各号の試料収集及び調査等を行わせることができる。この場合、必要ならば試料収集を無償とさせることができる。

1. 農水産物と農水産物の生産に利用・使用される土壌・用水・資材等の試料収集及び調査
2. 該当農水産物を生産・貯蔵・運搬・販売（農産物のみ該当する）する者の関係帳簿及び書類の閲覧

②第1項による試料収集、調査または閲覧に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。

③第1項により試料収集、調査または閲覧を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

第63条（安全性調査結果による措置）

①農林水産食品部長官及び市・道知事は、生産過程にある農水産物または農水産物の生産のために利用・使用する農地・漁場・用水・資材等に対して安全性調査を行った結果、生産段階の安全基準に違反した場合は該当農水産物を生産した者または所有した者に次の各号の措置を行わせることができる。

1. 該当農水産物の廃棄、用途転換、出荷延期等の処理
2. 該当農水産物の生産に利用・使用した農地・漁場・用水・資材等の改良または利用・使用の禁止
3. その他農林水産食品部令で定める措置

②農林水産食品部長官及び市・道知事は、流通または販売中の農産物及び貯蔵中または出荷されて取引される前の水産物に対して安全性調査を行った結果、「食品衛生法」等による有害物質の残留許容基準等に違反した事実が確認される場合、該当行政機関にその事実を知らせて適切な措置をとることができるようにしなければならない。

第64条（安全性検査機関の指定）

①農林水産食品部長官は安全性調査業務の一部と試験分析業務を専門的・効率的に遂行するために安全性検査機関を指定し、安全性調査と試験分析業務を代行させることができる。

②第1項により安全性検査機関に指定を受けようとする者は、安全性調査と試験分析に必要な施設と人材を備えて農林水産食品部長官に申請しなければならない。ただし、第65条により安全性検査機関の指定が取り消された後2年が過ぎなければ安全性検査機関の指定を申請することができない。

③第1項及び第2項による安全性検査機関の指定基準及び手続きと業務範囲等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第65条（安全性検査機関の指定取消等）

①農林水産食品部長官は第64条第1項による安全性検査機関が次の各号のいずれか一つに

該当すれば、指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて業務の停止を命じることができる。ただし、第1号または第2号に該当すれば指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により指定を受けた場合
2. 業務の停止命令に違反して継続して安全性調査及び試験分析業務を遂行した場合
3. 検査成績書を偽って渡した場合
4. その他農林水産食品部令で定める安全性検査に関する規定に違反した場合

②第1項による行政処分の細部的な基準は農林水産食品部令で定める。

第66条（農水産物の安全に関する教育等）

①農林水産食品部長官及び市・道知事は、安全な農水産物の生産と健全な消費活動のために必要な事項を、生産者、流通従事者、消費者及び関係公務員等に教育・広報しなければならない。

②農林水産食品部長官は生産者・流通従事者・消費者に対する教育・広報を、第3条第4項第2号による団体・機関及び同項第3号による市民団体（安全な農水産物の生産と健全な消費活動に関連する市民団体に限定する）に委託することができる。この場合、教育・広報に必要な経費を予算の範囲で支援することができる。

第67条（分析方法等研究開発及び普及）

農林水産食品部長官及び市・道知事は、農水産物の安全管理を向上させ国内外で農水産物に含有されるものと分かった有害物質の迅速な安全性調査のために、安全性分析方法等技術の研究開発と普及に関する施策を整備しなければならない。

第68条（農産物の危険評価等）

①農林水産食品部長官は農産物の効率的な安全管理のために、次の各号の食品安全関連機関に農産物または農産物の生産に利用・使用する農地・用水・資材等に残留する有害物質による危険を評価するよう要請することができる。

1. 農村振興庁
2. 山林庁
3. 食品医薬品安全庁
4. 「科学技術分野の政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による韓国食品研究院
5. 「韓国保健産業振興院法」による韓国保健産業振興院
6. 大学の研究機関
7. その他農林水産食品部長官が必要と認める研究機関

②農林水産食品部長官は第1項による危険評価の要請事実と評価結果を公表しなければならない。

③農林水産食品部長官は農産物の科学的な安全管理のために農産物に残留する有害物質の実態を調査（以下「残留調査」という）することができる。

④第2項による危険評価の要請と結果の公表に関する事項は大統領令で定め、残留調査の方法及び手続き等残留調査に関する細部事項は農林水産食品部令で定める。

第6章 指定海域の指定及び生産・加工施設の登録・管理

第69条（衛生管理基準）

農林水産食品部長官は外国との協約を履行し、または外国の一定の衛生管理基準を守るようにするために、輸出を目的とする水産物の生産・加工施設及び水産物を生産する海域の衛生管理基準（以下「衛生管理基準」という）を定めて告示する。

第70条（危険要素重点管理基準）

①農林水産食品部長官は外国との協約に規定されており、または輸出相手国で定めて要請する場合は、輸出を目的とする水産物及び水産加工品に有害物質が混ざりもしくは残っていること、または水産物及び水産加工品が汚染されるのを防止するために、生産・加工等各段階を重点的に管理する危険要素重点管理基準を定めて告示する。

②農林水産食品部長官は国内で生産される水産物の品質向上と安全な生産・供給のために、生産段階、貯蔵段階（生産者が貯蔵する場合のみ該当する。以下同じ）及び出荷されて取引される以前の段階の過程で、有害物質が混ざりもしくは残っていること、または水産物が汚染されるのを防止することを目的とする危険要素重点管理基準を定めて告示する。

③農林水産食品部長官は第74条第1項により登録した生産・加工施設等を運営する者に、第1項及び第2項による危険要素重点管理基準を遵守させることができる。

④農林水産食品部長官は第1項及び第2項による危険要素重点管理基準を履行する者に、農林水産食品部令で定めるところによりその履行事実を証明する書類を発給することができる。

⑤農林水産食品部長官は第1項及び第2項による危険要素重点管理基準が効果的に遵守されるようにするために、第74条第1項により登録を行った者（その従業員を含む）と同項により登録を行おうとする者（その従業員を含む）に、危険要素重点管理基準の履行に必要な技術・情報を提供し、または教育訓練を実施することができる。

第71条（指定海域の指定）

①農林水産食品部長官は衛生管理基準に合う海域を指定海域に指定して告示することができる。

②第1項による指定海域（以下「指定海域」という）の指定手続き等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第72条（指定海域衛生管理総合対策）

①農林水産食品部長官は指定海域の保存・管理のための指定海域衛生管理総合対策（以下「総合対策」という）を策定・実施しなければならない。

②総合対策には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 指定海域の保存及び管理（汚染防止に関する事項を含む。以下この条で同じ）に関する基本方向

2. 指定海域の保存及び管理のための具体的な推進対策
 3. その他農林水産食品部長官が指定海域の保存及び管理に必要と認める事項
- ③農林水産食品部長官は総合対策を策定するために必要ならば、次の各号の者（以下「関係機関の長」という）の意見を聞くことができる。この場合、農林水産食品部長官は関係機関の長に必要な資料の提出を要請することができる。
1. 農林水産食品部所属機関の長
 2. 指定海域を管轄する地方自治体の長
 3. 「水産業協同組合法」による組合及び中央会の長
- ④農林水産食品部長官は総合対策が策定されたら関係機関の長に通知しなければならない。
- ⑤農林水産食品部長官は第4項により通知した総合対策を実施するために必要と認めれば、関係機関の長に必要な措置を要請することができる。この場合、関係機関の長は特別な事由がなければその要請に従わなければならない。

第73条（指定海域及び周辺海域における制限または禁止）

- ①何人も指定海域及び指定海域から1キロメートル以内にある海域（以下「周辺海域」という）で次の各号のいずれか一つに該当する行為を行ってはならない。
1. 「海洋環境管理法」第22条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項にかかわらず、同法第2条第11号による汚染物質を排出する行為
 2. 「水産業法」第8条第1項第4号による魚類等養殖漁業（以下「養殖漁業」という）を行うために設置した養殖漁場の施設（以下「養殖施設」という）で、「海洋環境管理法」第2条第11号による汚染物質を排出する行為
 3. 養殖漁業を行うために設置した養殖施設で「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第2条第1号による家畜（犬と猫を含む。以下同じ）を飼育（家畜を放置する場合を含む。以下同じ）する行為
- ②農林水産食品部長官は指定海域で生産される水産物の汚染を防止するために、養殖漁業の漁業権者（「水産業法」第19条により認可を受けて漁業権の移転・分割または変更を受けた者と養殖施設の管理の責任を負っている者を含む）が指定海域及び周辺海域内の該当養殖施設で、「薬事法」第85条による動物用医薬品を使用する行為を制限または禁止することができる。ただし、指定海域及び周辺海域で水産物の疾病または伝染病が発生した場合であって、「水産生物疾病管理法」第2条第13号による水産疾病管理師または「獣医師法」第2条第1号による獣医師の診療により動物用医薬品を使用する場合はこの限りでない。
- ③農林水産食品部長官は第2項により動物用医薬品を使用する行為を制限または禁止しようとするなら、指定海域で生産される水産物の出荷が集中的になされる時期を考慮して、3ヶ月を超えない範囲でその期間を指定海域（周辺海域を含む）別に定めて告示しなければならない。

第74条（生産・加工施設等の登録等）

- ①衛生管理基準に合う水産物の生産・加工施設と第70条第1項または第2項による危険要素重点管理基準を履行する施設（以下「生産・加工施設等」という）を運営する者は、生産

- ・加工施設等を農林水産食品部長官に登録することができる。
- ②第1項により登録を行った者（以下「生産・加工業者等」という）はその生産・加工施設等で生産・加工・出荷する水産物・水産物加工品及びその包装に衛生管理基準に合うという事実、または第70条第1項及び第2項による危険要素重点管理基準を履行するという事実を表示し、またはその事実を広告することができる。
- ③生産・加工業者等は大統領令で定める事項を変更しようとするなら農林水産食品部長官に届け出なければならない。
- ④生産・加工施設等の登録手続き、登録方法、変更届手続き等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第75条（衛生管理に関する事項等の報告）

- ①農林水産食品部長官は生産・加工業者等に生産・加工施設等の衛生管理に関する事項を報告させることができる。
- ②農林水産食品部長官は第115条により権限を委任または委託された機関の長に、指定海域の衛生調査に関する事項と検査の実施に関する事項を報告させることができる。
- ③第1項及び第2項による報告の手続き等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第76条（調査・点検）

- ①農林水産食品部長官は指定海域に指定するための海域と指定海域に指定された海域が衛生管理基準に合うかを調査・点検しなければならない。
- ②農林水産食品部長官は生産・加工施設等が衛生管理基準と第70条第1項または第2項による危険要素重点管理基準に合うかを調査・点検しなければならない。この場合、その調査・点検の周期は大統領令で定める。
- ③農林水産食品部長官は次の各号のいずれか一つに該当する事項のために必要な場合は、関係公務員に該当営業所、事務所、倉庫、船舶、養殖施設等に立ち入り関係帳簿または書類の閲覧、施設・装備等に対する点検を行い、または必要な最小量の試料を収集させることができる。
 - 1. 第1項及び第2項による調査・点検
 - 2. 第73条による汚染物質の排出、家畜の飼育行為及び動物用医薬品の使用の有無の確認・調査
- ④第3項による閲覧・点検または収集に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。
- ⑤第3項により閲覧・点検または収集を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。
- ⑥農林水産食品部長官は生産・加工施設等が次の各号の要件をすべて備えた場合、生産・加工業者等の要請により、該当関係行政機関の長に共同で調査・点検するよう要請することができる。
 - 1. 「食品衛生法」及び「畜産水衛生管理法」等食品関連法令の調査・点検対象となる場合
 - 2. 類似の目的により6ヶ月以内に2回以上調査・点検の対象となる場合。ただし、外国

との協約事項または是正措置の履行の有無を調査・点検する場合と、違法事項に関する届出・情報提供を受け、またはそれに関する情報を入手して調査・点検する場合は除く。

⑦第3項から第5項までで規定された事項以外に第1項と第2項による調査・点検の手続きと方法等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定め、第6項による共同調査・点検の要請方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第77条（指定海域における生産制限及び指定解除）

農林水産食品部長官は指定海域が衛生管理基準に合わなくなったら、大統領令で定めるところにより指定海域における水産物生産を制限し、または指定海域の指定を解除することができる。

第78条（生産・加工の中止等）

農林水産食品部長官は生産・加工施設等及び生産・加工業者等が次の各号のいずれか一つに該当すれば、大統領令で定めるところにより生産・加工・出荷・運搬の是正・制限・中止命令、生産・加工施設等の改善・補修命令または登録取消を行うことができる。ただし、第1号に該当すればその登録を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により第74条による登録を行った場合
2. 衛生管理基準に合わない場合
3. 第70条第1項及び第2項による危険要素重点管理基準を履行せず、または不誠実に履行する場合
4. 第76条第2項及び第3項第1号（第2項に該当する部分に限定する）による調査・点検等を拒否・妨害または忌避する場合
5. 生産・加工施設等で生産された水産物及び水産加工品から有害物質が検出された場合
6. 生産・加工・出荷・運搬の是正・制限・中止命令または生産・加工施設等の改善・補修命令を受けその命令に従わない場合

第7章 農水産物等の検査及び検定

第1節 農産物の検査

第79条（農産物の検査）

①政府が買い入れ、または輸出もしくは輸入する農産物等大統領令で定める農産物（畜産物は除く。以下この節で同じ）は、公正な流通秩序を確立し消費者を保護するために農林水産食品部長官の検査を受けなければならない。ただし、蚕種及び蚕繭の場合は市・道知事の検査を受けなければならない。

②第1項により検査を受けた農産物の包装・容器及び内容物を変えようとするなら、再び農林水産食品部長官の検査を受けなければならない。

③第1項及び第2項による農産物検査の項目・基準・方法及び申請手続き等に関して必要な

事項は農林水産食品部令で定める。

第80条（農産物検査機関の指定等）

①農林水産食品部長官は農産物の生産者団体及び「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関（以下「公共機関」という）または農業関連法人等を農産物検査機関に指定して、第79条第1項による検査を代行させることができる。

②第1項による農産物検査機関の指定を受けようとする者は、検査に必要な施設と人材を備えて農林水産食品部長官に申請しなければならない。

③第1項による農産物検査機関の指定基準、指定手続き及び検査業務の範囲等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第81条（農産物検査機関の指定取消等）

①農林水産食品部長官は第80条による農産物検査機関が次の各号のいずれか一つに該当すれば、その指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて検査業務の全部または一部の停止を命じることができる。ただし、第1号または第2号に該当すればその指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により指定を受けた場合
2. 業務停止期間中に検査業務を行った場合
3. 第80条第3項による指定基準に達することができなくなった場合
4. 検査を偽って行い、または誠実に行わなかった場合
5. 正当な事由なしに指定された検査を行わない場合

②第1項による行政処分の細部的な基準は、その違反行為の類型及び違反程度等を考慮して農林水産食品部令で定める。

第82条（農産物検査官の資格等）

①第79条による検査及び第85条による再検査（異議申立による再検査を含む。以下同じ）業務を担当する者（以下「農産物検査官」という）は、次の各号のいずれか一つに該当する者であって、国立農産物品質管理院長（蚕種及び蚕繭農産物検査官の場合は市・道知事をいう。以下この条、第83条第1項及び第114条第2項で同じ）が実施する選考試験に合格した者とする。ただし、大統領令で定める農産物検査関連資格または学位を有している者に対しては、大統領令で定めるところにより選考試験の全部または一部を免除することができる。

1. 農産物検査関連業務に6ヶ月以上従事した公務員
2. 農産物検査関連業務に1年以上従事した者

②農産物検査官の資格は穀類、特作・薯類、果実・野菜類、種子類、蚕糸類等の区分により与える。

③第83条により農産物検査官の資格が取り消された者は、資格が取り消された日から1年が過ぎなければ第1項による選考試験を受験し、または農産物検査官の資格を取得することができない。

④国立農産物品質管理院長は農産物検査官の検査技術と資質を向上させるために教育を実

施することができる。

⑤国立農産物品質管理院長は第1項による選考試験の出題及び採点等のために試験委員を任命・委嘱することができる。この場合、試験委員には予算の範囲で手当を支給することができる。

⑥第1項から第4項までの規定による農産物検査官の選考試験の区分・方法、合格者の決定、農産物検査官の教育等に関して必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第83条（農産物検査官の資格取消等）

①国立農産物品質管理院長は農産物検査官に次の各号のいずれか一つに該当する事由が発生すれば、その資格を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて資格の停止を命じることができる。

1. 虚偽またはその他不正な方法により検査または再検査を行った場合
2. この法律またはこの法律による命令に違反して著しく非適格な検査または再検査を行い、政府または農産物検査機関の公信力を大きく損なった場合

②第1項による資格取消及び停止に関して必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第84条（検査証明書の発給等）

農産物検査官が第79条第1項による検査を行った時は、農林水産食品部令で定めるところにより該当農産物の包装・容器等または荷札に検査日、等級等の検査結果を表示し、または検査を受けた者に検査証明書を発給しなければならない。

第85条（再検査等）

①第79条第1項による農産物の検査結果に対して異議がある者は、検査現場で検査を実施した農産物検査官に再検査を要求することができる。この場合、農産物検査官は直ちに再検査を行い、その結果を知らせなければならない。

②第1項による再検査の結果に異議のある者は、再検査日から7日以内に農産物検査官が所属する農産物検査機関の長に異議申立を行うことができ、異議申立を受けた機関の長はその申請を受けた日から5日以内に再び検査してその結果を異議申立者に知らせなければならない。

③第1項または第2項による再検査結果が第79条第1項による検査結果と異なる場合は、第84条を準用して該当検査結果の表示を交換し、または検査証明書を新たに発給しなければならない。

第86条（検査判定の失効）

第79条第1項により検査を受けた農産物が次の各号のいずれか一つに該当すれば検査判定の効力が喪失する。

1. 農林水産食品部令で定める検査有効期間が過ぎた場合
2. 第84条による検査結果の表示がなくなり、または明確でなくなった場合

第87条（検査判定の取消）

農林水産食品部長官は第79条による検査または第85条による再検査を受けた農産物が次の各号のいずれか一つに該当すれば、検査判定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当したら検査判定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により検査を受けた事実が確認された場合
2. 検査または再検査結果の表示または検査証明書を偽造または変造した事実が確認された場合
3. 検査または再検査を受けた農産物の包装または内容物を変えた事実が確認された場合

第2節 水産物及び水産加工品の検査

第88条（水産物等に対する検査）

①次の各号のいずれか一つに該当する水産物及び水産加工品は、品質及び規格が合うか、及び有害物質が混ざって入っていないか等に関して、農林水産食品部長官の検査を受けなければならない。

1. 政府で買入・備蓄する水産物及び水産加工品
2. 外国との協約または輸出相手国の要請により検査が必要な場合であって、農林水産食品部長官が定めて告示する水産物及び水産加工品

②農林水産食品部長官は第1項以外の水産物及び水産加工品に対する検査申請がある場合、検査を行わなければならない。ただし、検査基準がない場合等農林水産食品部令で定める場合はこの限りでない。

③第1項または第2項により検査を受けた水産物または水産加工品の包装・容器または内容物を変えようとするなら、再び農林水産食品部長官の検査を受けなければならない。

④農林水産食品部長官は第1項から第3項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する場合は検査の一部を省略することができる。

1. 指定海域で衛生管理基準に合うように生産・加工された水産物及び水産加工品
2. 第74条第1項により登録した生産・加工施設等で衛生管理基準または危険要素重点管理基準に合うように生産・加工された水産物及び水産加工品
3. 次の各目のいずれか一つに該当する漁船であって海外水域で捕獲または採取して現地から直接輸出する水産物及び水産加工品（外国との協約を履行しなければならず、または外国の一定の衛生管理基準・危険要素重点管理基準を遵守しなければならない場合は除く）
 - ア．「遠洋産業発展法」第6条第1項による遠洋漁業許可を受けた漁船
 - イ．「食品産業振興法」第19条の5により水産物加工業（大統領令で定める業種に限定する）を届け出た者が直接運営する漁船
4. 検査の一部を省略しても検査目的を達成することのできる場合であって、大統領令で定める場合

⑤第1項から第3項までの規定による検査の種類と対象、検査の基準・手続き及び方法、第4項により検査の一部を省略する場合、その手続き及び方法、その他検査に必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第89条（水産物検査機関の指定等）

- ①農林水産食品部長官は第88条による検査業務または第96条による再検査業務を遂行することのできる生産者団体または「科学技術分野政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」により設立された食品衛生関連機関を水産物検査機関に指定して、検査または再検査業務を代行させることができる。
- ②第1項による水産物検査機関の指定を受けようとする者は、検査に必要な施設と人材を備えて農林水産食品部長官に申請しなければならない。
- ③第1項による水産物検査機関の指定基準、指定手続き及び検査業務の範囲等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第90条（水産物検査機関の指定取消等）

- ①農林水産食品部長官は第89条による水産物検査機関が次の各号のいずれか一つに該当すれば、その指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて検査業務の全部または一部の停止を命じることができる。ただし、第1号または第2号に該当すればその指定を取り消さなければならない。
1. 虚偽またはその他不正な方法により指定された場合
 2. 業務停止期間中に検査業務を行った場合
 3. 第89条第3項による指定基準に達することができなくなった場合
 4. 検査を偽って行い、または誠実に行わなかった場合
 5. 正当な事由なしに指定された検査を行わない場合
- ②第1項による行政処分の細部的な基準は、その違反行為の類型及び違反程度等を考慮して農林水産食品部令で定める。

第91条（水産物検査官の資格等）

- ①第88条による水産物検査業務または第96条による再検査業務を担当する者（以下「水産物検査官」という）は、次の各号のいずれか一つに該当する者であって、国立水産物品質検査院長が実施する選考試験に合格した者とする。ただし、大統領令で定める水産物検査関連資格または学位を有している者に対しては、大統領令で定めるところにより選考試験の全部または一部を免除することができる。
1. 国立水産物品質検査院で水産物検査関連業務に6ヶ月以上従事した公務員
 2. 水産物検査関連業務に1年以上従事した者
- ②第92条により水産物検査官の資格が取り消された者は、資格が取り消された日から1年が過ぎなければ第1項による選考試験を受験し、または水産物検査官の資格を取得することができない。
- ③国立水産物品質検査院長は水産物検査官の検査技術と資質を向上させるために教育を実施することができる。
- ④国立水産物品質検査院長は第1項による選考試験の出題及び採点等のために試験委員を任命・委嘱することができる。この場合、試験委員には予算の範囲で手当を支給することができる。

⑤第1項から第3項までの規定による水産物検査官の選考試験の区分・方法、合格者の決定、水産物検査官の教育等に関して必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第92条（水産物検査官の資格取消等）

①国立水産物品質検査院長は水産物検査官に次の各号のいずれか一つに該当する事由が発生すれば、その資格を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて資格の停止を命じることができる。

1. 虚偽またはその他不正な方法により検査または再検査を行った場合
2. この法律またはこの法律による命令に違反して著しく不適格な検査または再検査を行って政府または水産物検査機関の公信力を大きく損ねた場合

②第1項による資格取消及び停止に関して必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第93条（検査結果の表示）

水産物検査官は第88条により検査した結果または第96条により再検査した結果次の各号のいずれか一つに該当すれば、その水産物及び水産加工品に検査結果を表示しなければならない。ただし、生きている水産物等性質上表示を行うことのできない場合はこの限りでない。

1. 検査を申請した者（以下「検査申請人」という）が要請する場合
2. 政府で買入・備蓄する水産物及び水産加工品の場合
3. 農林水産食品部長官が検査結果を表示する必要があると認める場合
4. 検査に不合格になった水産物及び水産加工品であって、第95条第2項により関係機関に廃棄または販売禁止等の処分を要請しなければならない場合

第94条（検査証明書の発給）

農林水産食品部長官は第88条による検査結果または第96条による再検査の結果、検査基準に合う水産物及び水産加工品と第88条第4項に該当する水産物及び水産加工品の検査申請人に、農林水産食品部令で定めるところによりその事実を証明する検査証明書を発給することができる。

第95条（廃棄または販売禁止等）

①農林水産食品部長官は第88条による検査または第96条による再検査で不適合判定を受けた水産物及び水産加工品の検査申請人にその事実を知らせなければならない。

②農林水産食品部長官は「食品衛生法」で定めるところにより管轄特別自治道知事・市長・郡長・区長に、第1項により不適合判定を受けた水産物及び水産加工品であって、有害物質が検出されて人体に害を及ぼしうると認められる水産物及び水産加工品に対して、廃棄または販売禁止等を行うよう要請しなければならない。

第96条（再検査）

①第88条により検査した結果に不服のある者は、その結果の通知を受けた日から14日以内に農林水産食品部長官に再検査を申請することができる。

②第1項による再検査は次の各号のいずれか一つに該当する場合にのみ行うことができる。この場合、水産物検査官の不足等やむをえない場合以外には、初めに検査した水産物検査官でない他の水産物検査官に検査させなければならない。

1. 水産物検査機関が検査のための試料採取または検査方法を誤ったということを認める場合
2. 専門機関（農林水産食品部長官が定めて告示した食品衛生関連専門機関をいう）が検査して水産物検査機関の検査結果と異なる検査結果を提出する場合

③第1項による再検査の結果に対しては同じ事由により再び再検査を申請することができない。

第97条（検査判定の取消）

農林水産食品部長官は第88条による検査または第96条による再検査を受けた水産物または水産加工品が次の各号のいずれか一つに該当すれば、検査判定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当すれば検査判定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により検査を受けた事実が確認された場合
2. 検査または再検査結果の表示または検査証明書を偽造または変造した事実が確認された場合
3. 検査または再検査を受けた水産物または水産加工品の包装または内容物を変えた事実が確認された場合

第3節 検定

第98条（検定）

①農林水産食品部長官は農水産物及び農産加工品の取引及び輸出・輸入を円滑にするために、次の各号の検定を実施することができる。

1. 農産物及び農産加工品の品位・成分及び有害物質等
2. 水産物の品質・規格・成分・残留物質等
3. 農水産物の生産に利用・使用する農地・漁場・用水・資材等の品位成分及び有害物質等

②農林水産食品部長官は検定申請を受けた時は、検定人材または検定装備の不足等特別な事由がなければ、検定を実施し申請人にその結果を通知しなければならない。

③第1項による検定の項目・申請手続き及び方法等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第99条（検定機関の指定等）

①農林水産食品部長官は検定に必要な資材と施設を備えた機関（以下「検定機関」という）を指定して第98条による検定を代行させることができる。

②検定機関の指定を受けようとする者は、検定に必要な資材と施設を備えて農林水産食品部長官に申請しなければならない。検定機関に指定された後農林水産食品部令で定める重要事項が変更された時は、農林水産食品部令で定めるところにより変更届を行わなければならない。

ならない。

③第100条により検定機関の指定が取り消された後1年が過ぎなければ検定機関の指定を申請することができない。

④第1項及び第2項による検定機関の指定基準及び手続きと業務範囲等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第100条（検定機関の指定取消等）

①農林水産食品部長官は検定機関が次の各号のいずれか一つに該当すれば、指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて該当検定業務の停止を命じることができる。ただし、第1号または第2号に該当すれば指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により指定を受けた場合
2. 業務停止期間中に検定業務を行った場合
3. 検定結果を偽って渡した場合
4. 第99条第2項後段の変更届を行わずに検定業務を継続した場合
5. 第99条第4項による指定基準に達することができなくなった場合
6. その他農林水産食品部令で定める検定に関する規定に違反した場合

②第1項による指定取消及び停止に関する細部的な基準は農林水産食品部令で定める。

第4節 禁止行為及び確認・調査・点検等

第101条（不正行為の禁止等）

何人も第79条、第85条、第88条、第96条及び第98条による検査、再検査及び検定に関連して次の各号の行為を行ってはならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により検査・再検査または検定を受ける行為
2. 第79条または第88条により検査を受けなければならない農水産物及び水産加工品に対して検査を受けない行為
3. 検査及び検定結果の表示、検査証明書及び検定証明書を偽造または変造する行為
4. 第79条第2項または第88条第3項に違反して検査を受けずに包装・容器もしくは内容物を変えて該当農水産物もしくは水産加工品を販売・輸出し、または販売・輸出を目的に保管もしくは陳列する行為
5. 検定結果に対して虚偽広告または誇大広告を行う行為

第102条（確認・調査・点検等）

①農林水産食品部長官は政府が買い入れ、または輸入した農水産物及び水産加工品等大統領令で定める農水産物及び水産加工品の保管倉庫、加工施設、航空機、船舶、その他必要な場所に関係公務員を立ち入らせて、確認・調査・点検等に必要な最小限の試料を無償で収集し、または関連帳簿もしくは書類を閲覧させることができる。

②第1項による試料収集または閲覧に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。

③第1項により立入等を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

第8章 補則

第103条（情報提供等）

- ①農林水産食品部長官は農水産物の安全性調査等農水産物の安全と品質に関連する情報のうち国民が知るべき必要があると認められる情報は、「公共機関の情報公開に関する法律」で許容する範囲で国民に提供するように努めなければならない。
- ②農林水産食品部長官は第1項により国民に情報を提供しようとする場合、農水産物の安全と品質に関連する情報の収集及び管理のための情報システム（以下「農水産物安全情報システム」という）を構築・運営しなければならない。
- ③農水産物安全情報システムの構築と運営及び情報提供等に必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第104条（農水産物名誉監視員）

- ①農林水産食品部長官及び市・道知事は農水産物の公正な流通秩序を確立するために、消費者団体または生産者団体の会員・職員等を農水産物名誉監視員に委嘱して、農水産物の流通秩序に関する監視・指導・啓蒙を行わせることができる。
- ②農林水産食品部長官及び市・道知事は農水産物名誉監視員に予算の範囲で監視活動に必要な経費を支給することができる。
- ③第1項による農水産物名誉監視員の資格、委嘱方法、任務等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第105条（農産物品質管理士）

農林水産食品部長官は農産物の品質向上と流通の効率化を促進するために農産物品質管理士制度を運営する。

第106条（農産物品質管理士の職務）

農産物品質管理士は次の各号の職務を遂行する。

1. 農産物の等級判定
2. 農産物の生産及び収穫後の品質管理技術指導
3. 農産物の出荷時期の調節、品質管理技術に関する助言
4. その他農産物の品質向上と流通効率化に必要な業務であつて、農林水産食品部令で定める業務

第107条（農産物品質管理士の試験・資格付与等）

- ①農産物品質管理士になろうとする者は、農林水産食品部長官が実施する農産物品質管理士資格試験に合格しなければならない。
- ②第109条により農産物品質管理士の資格が取り消された日から2年が過ぎていない者は、第1項による農産物品質管理士資格試験を受験することができない。
- ③農産物品質管理士資格試験の実施計画、受験資格、試験科目、試験方法、合格基準及び資格証発給等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第108条（農産物品質管理士の遵守事項）

- ①農産物品質管理士は農産物の品質向上と流通の効率化を促進して、生産者と消費者ともに利益となることができるように、信義と誠実によりその職務を遂行しなければならない。
- ②農産物品質管理士は他人にその名義を使用させ、またはその資格証を貸してはならない。

第109条（農産物品質管理士の資格取消）

農林水産食品部長官は次の各号のいずれか一つに該当する者に対して農産物品質管理士の資格を取り消さなければならない。

1. 農産物品質管理士の資格を虚偽または不正な方法により取得した者
2. 第108条第2項に違反して他人に農産物品質管理士の名義を使用させ、または資格証を貸した者

第110条（資金支援）

政府は農水産物の品質向上または農水産物の標準規格化及び物流標準化の促進等のために、次の各号のいずれか一つに該当する者に予算の範囲で包装資材、施設及び自動化装備等の買入等に必要な資金を支援することができる。

1. 農漁民
2. 生産者団体
3. 優秀管理認証を受けた者、優秀管理認証機関、農産物収穫後に衛生・安全管理のための施設の事業者または優秀管理認証教育を実施する機関・団体
4. 履歴追跡管理または地理的表示の登録を行った者
5. 農産物品質管理士を雇用する等農産物の品質向上のために努める産地・消費地の流通施設の事業者
6. 第64条による安全性検査機関または第68条による危険評価遂行機関
7. 第80条、第89条及び第99条による農水産物検査及び検定機関
8. その他農林水産食品部令で定める農水産物流通関連事業者または団体

第111条（優先購入）

①農林水産食品部長官は農水産物及び水産加工品の流通を円滑に行い品質向上を促進するために、必要ならば優秀表示品及び地理的表示品等を「農水産物流通及び価格安定に関する法律」による農水産物卸売市場及び農水産物共同販売場に優先的に上場または取引させることができる。

②国・地方自治体及び公共機関は、農水産物または農水産加工品を購入する時は、優秀表示品及び地理的表示品を優先的に購入することができる。

第112条（報奨金）

農林水産食品部長官は第56条または第57条に違反した者を主務官庁または捜査機関に届け出、または告発した者等には、大統領令で定めるところにより予算の範囲で報奨金を支給することができる。

第113条（手数料）

次の各号のいずれか一つに該当する者は農林水産食品部令で定めるところにより手数料を払わなければならない。ただし、政府が買い入れ、または輸出もしくは輸入する農水産物等に対しては、農林水産食品部令で定めるところにより手数料を減免することができる。

1. 第6条第3項により優秀管理認証を申請し、または第7条第2項による優秀管理認証の更新審査、同条第3項による有効期間延長のための審査もしくは同条第4項による優秀管理認証の変更を申請する者
2. 第9条第2項により優秀管理認証機関の指定を申請し、または同条第3項により更新しようとする者
3. 第11条第2項により優秀管理施設の指定を申請し、または同条第4項による更新を申請する者
4. 第14条第2項により品質認証を申請し、または第15条第2項により品質認証の有効期間延長申請を行う者
5. 第17条第3項により品質認証機関の指定を申請する者
6. 第21条第1項により親環境水産物認証を申請し、または第22条第2項により親環境水産物認証の有効期間延長申請を行う者
7. 第32条第3項により地理的表示の登録を申請し、または第41条により準用される「特許法」第15条による期間延長申請もしくは同法第22条による継承申請を行う者
8. 第43条第1項による地理的表示の無効審判、第44条第1項による地理的表示の取消審判、第45条による地理的表示の登録拒絶・取消に対する審判または第51条第1項による再審を請求する者
9. 第46条第3項により補正を行い、または第50条により準用される「特許法」第151条による除斥・忌避申請、同法第156条による参加申請、同法第165条による費用額決定の請求、同法第166条による執行力のある正本の請求を行う者。この場合、第55条第1項により準用される「特許法」第184条による再審における申請・請求等を含む。
10. 第64条第2項により安全性検査機関の指定を申請する者
11. 第74条第1項により生産・加工施設等の登録を申請する者
12. 第79条による農産物の検査または第85条による再検査を申請する者
13. 第80条第2項により農産物検査機関の指定を申請する者
14. 第88条第1項から第3項までの規定による水産物もしくは水産加工品の検査または第96条第1項により再検査を申請する者
15. 第89条第2項により水産物検査機関の指定を申請する者
16. 第98条第1項により検定を申請する者
17. 第99条第2項により検定機関の指定を申請する者

第114条（聴聞等）

①農林水産食品部長官は次の各号のいずれか一つに該当する処分を行おうとするなら聴聞を行わなければならない。

1. 第10条による優秀管理認証機関の指定取消

2. 第12条による優秀管理施設の指定取消
 3. 第16条による品質認証の取消
 4. 第18条による品質認証機関の指定取消または品質認証業務の停止
 5. 第23条による親環境水産物認証の取消
 6. 第27条による履歴追跡管理登録の取消
 7. 第31条第1項による標準規格品・品質認証品・親環境水産物認証品または履歴追跡管理農水産物の販売禁止または表示停止（履歴追跡管理農水産物の場合は除く）、同条第2項による優秀管理認証農産物の販売禁止または同条第4項による優秀管理認証の取消
 8. 第40条による地理的表示品に対する販売の禁止、表示の停止または登録の取消
 9. 第65条による安全性検査機関の指定取消
 10. 第78条による生産・加工施設等または生産・加工業者等に対する生産・加工・出荷・運搬の是正・制限・中止命令、生産・加工施設等の改善・補修命令または登録の取消
 11. 第81条による農産物検査機関の指定取消
 12. 第87条による検査判定の取消
 13. 第90条による水産物検査機関の指定取消または検査業務の停止
 14. 第97条による検査判定の取消
 15. 第100条による検定機関の指定取消
 16. 第109条による農産物品質管理士資格の取消
- ②国立農産物品質管理院長は第83条により農産物検査官資格の取消を行おうとするなら聴聞を行わなければならない。
- ③国立水産物品質検査院長は第92条により水産物検査官資格の取消を行おうとするなら聴聞を行わなければならない。
- ④優秀管理認証機関は第8条第1項により優秀管理認証を取り消そうとするなら優秀管理認証を受けた者に意見提出の機会を与えなければならない。
- ⑤品質認証機関は第16条第1項により品質認証の取消を行おうとするなら品質認証を受けた者に意見提出の機会を与えなければならない。
- ⑥第4項及び第5項による意見提出に関しては「行政手続き法」第22条第4項から第6項まで及び第27条を準用する。この場合、「行政庁」及び「管轄行政庁」はそれぞれ「優秀管理認証機関」または「品質認証機関」と見なす。

第115条（権限の委任・委託等）

- ①この法律による農林水産食品部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより所属機関の長、農村振興庁長、山林庁長、市・道知事または市長・郡長・区長に委任することができる。
- ②この法律による農林水産食品部長官の業務は、その一部を大統領令で定めるところにより次の各号の者に委託することができる。
1. 生産者団体
 2. 公共機関

3. 「政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による政府外郭研究機関または「科学技術分野政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による科学技術分野政府外郭研究機関
4. 「農漁業経営体育成及び支援に関する法律」第16条により設立された営農組合法人及び営漁組合法人等農林または水産関連法人または団体

第116条（罰則適用時の公務員擬制）

次の各号のいずれか一つに該当する者は、「刑法」第129条から第132条までの規定による罰則を適用する時は公務員と見なす。

1. 第3条による審議会の委員のうち公務員でない委員
2. 第9条により優秀管理認証業務に従事する優秀管理認証機関の役職員
3. 第17条第1項により品質認証業務に従事する品質認証機関の役職員
4. 第42条による審判委員のうち公務員でない審判委員
5. 第64条により安全性調査と試験分析業務に従事する安全性検査機関の役職員
6. 第80条及び第85条により農産物検査、再検査及び異議申立業務に従事する農産物検査機関の役職員
7. 第89条及び第96条により検査及び再検査業務に従事する水産物検査機関の役職員
8. 第99条により検定業務に従事する検定機関の役職員
9. 第115条第2項により委託された業務に従事する生産者団体等の役職員

第9章 罰則

第117条（罰則）

次の各号のいずれか一つに該当する者は7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処する。この場合、懲役と罰金は併科することができる。

1. 第57条第1号に違反して遺伝子組み換え農水産物の表示を偽って行い、またはこれを混同させる恐れがある表示を行った遺伝子組み換え農水産物表示義務者
2. 第57条第2号に違反して遺伝子組み換え農水産物の表示を混同させる目的によりその表示を損傷・変更した遺伝子組み換え農水産物表示義務者
3. 第57条第3号に違反して遺伝子組み換え農水産物の表示を行った農水産物に他の農水産物を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列した遺伝子組み換え農水産物表示義務者

第118条（罰則）

第73条第1項第1号または第2号に違反して「海洋環境管理法」第2条第5号による油を排出した者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する。

第119条（罰則）

次の各号のいずれか一つに該当する者は3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第29条第1項に違反して標準規格品、優秀管理認証農産物、品質認証品、親環境水産物認証品、履歴追跡管理農水産物でない農水産物または農水産加工品に、標準規格品、優秀管理認証農産物、品質認証品、親環境水産物認証品、履歴追跡管理農水産物の表示を行い、またはこれと似ている表示を行った者
2. 第29条第2項に違反して次の各目のいずれか一つに該当する行為を行った者
 - ア. 第5条第2項により標準規格品の表示を行った農水産物に標準規格品でない農水産物もしくは農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管または陳列する行為
 - イ. 第6条第6項により優秀管理認証の表示を行った農産物に優秀管理認証農産物でない農産物もしくは農産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為
 - ウ. 第14条第3項により品質認証品の表示を行った水産物もしくは水産特産物に品質認証品でない水産物もしくは水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為
 - エ. 第21条第2項により親環境水産物認証品の表示を行った水産物に親環境水産物認証品でない水産物もしくは水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為
 - オ. 第24条第4項により履歴追跡管理の表示を行った農水産物に履歴追跡管理の登録を行っていない農水産物もしくは農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為
3. 第38条第1項に違反して地理的表示品でない農水産物または農水産加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類に地理的表示またはこれと似ている表示を行った者
4. 第38条第2項に違反して地理的表示品に地理的表示品でない農水産物もしくは農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列した者
5. 第73条第1項第1号または第2号に違反して「海洋環境管理法」第2条第4号による廃棄物、同条第7号による有害液体物質または同条第8号による包装有害物質を排出した者
6. 第101条第1号に違反して虚偽またはその他不正な方法により第79条による農産物の検査、第85条による農産物の再検査、第88条による水産物及び水産加工品の検査、第96条による水産物及び水産加工品の再検査及び第98条による検定を受けた者
7. 第101条第2号に違反して検査を受けなければならない水産物及び水産加工品に対して検査を受けなかった者
8. 第101条第3号に違反して検査及び検定結果の表示、検査証明書及び検定証明書を偽造または変造した者

第120条（罰則）

次の各号のいずれか一つに該当する者は1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第24条第2項に違反して履歴追跡管理の登録を行わなかった者
2. 第31条第1項または第40条に違反して是正命令（第31条第1項第3号または第40条第2

号による表示方法に対する是正命令は除く)、販売禁止または表示停止処分に従わなかった者

3. 第31条第2項に違反して是正命令（同条第1項第3号による表示方法に対する是正命令は除く）または販売禁止措置に従わなかった者
4. 第59条第1項による処分を履行しなかった者
5. 第59条第2項による公表命令を履行しなかった者
6. 第63条第1項による措置を履行しなかった者
7. 第73条第2項に違反して動物用医薬品を使用した者
8. 第77条による指定海域で水産物の生産制限措置に従わなかった者
9. 第78条による生産・加工・出荷及び運搬の是正・制限・中止命令に違反し、または生産・加工施設等の改善・補修命令を履行しなかった者
10. 第101条第2号に違反して検査を受けなければならない農産物に対して検査を受けなかった者
11. 第101条第4号に違反して検査を受けずに該当農水産物もしくは水産加工品を販売・輸出し、または販売・輸出を目的に保管もしくは陳列した者
12. 第108条第2項に違反して他人に農産物品質管理士の名義を使用させ、またはその資格証を貸した者

第121条（過失犯）

過失により第118条の罪を犯した者は3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。

第122条（両罰規定）

法人の代表者または法人もしくは個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関して第117条から第121条までのいずれか一つに該当する違反行為を行えば、その行為者を罰するほかにその法人または個人にも該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合はこの限りでない。

第123条（過料）

①次の各号のいずれか一つに該当する者には1千万ウォン以下の過料を賦課する。

1. 第13条第1項、第19条第1項、第30条第1項、第39条第1項、第58条第1項、第62条第1項、第76条第3項及び第102条第1項による収集・調査・閲覧等を拒否・妨害または忌避した者
2. 第24条第2項により登録した者であって、同条第3項に違反して変更届を行わなかった者
3. 第24条第2項により登録した者であって、同条第4項に違反して履歴追跡管理の表示を行わなかった者
4. 第24条第2項により登録した者であって、同条第5項に違反して履歴追跡管理基準を守らなかった者

5. 第31条第1項第3号・第2項（同条第1項第3号の場合に限定する）または第40条第2号に違反して表示方法に対する是正命令に従わなかった者
 6. 第56条第1項に違反して遺伝子組み換え農水産物の表示を行わなかった者
 7. 第56条第2項による遺伝子組み換え農水産物の表示方法に違反した者
 8. 第101条第5号に違反して検定結果に対して虚偽広告または誇大広告を行った者
- ②次の各号のいずれか一つに該当する者には100万ウォン以下の過料を賦課する。
1. 第73条第1項第3号に違反して養殖施設で家畜を飼育した者
 2. 第75条第1項による報告を行わず、または偽って報告した生産・加工業者等
- ③第1項及び第2項による過料は大統領令で定めるところにより農林水産食品部長官または市・道知事が賦課・徴収する。

付則

第1条（施行日）

この法律は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条（他の法律の廃止）

水産物品質管理法は廃止する。

第3条（品質認証機関の指定申請制限に関する適用例）

第17条第3項ただし書きの改正規定を適用する時、第18条第1項各号の事由はこの法律施行後最初に発生したものから適用する。

第4条（地理的表示原簿の作成等に関する特例）

①付則第11条第2項にかかわらず、農林水産食品部長官はこの法律施行前に従前の「農産物品質管理法」（以下「従前の法律」という）または付則第2条により廃止される前の「水産物品質管理法」（以下「従前の「水産物品質管理法」という）により作成・管理した地理的表示原簿（以下「従前の地理的表示原簿」という）の登録事項に関して第33条第1項の改正規定による事由が発生した時は、同条により従前の登録事項を移記して地理的表示原簿を新たに作成することができる。

②農林水産食品部長官は第1項により地理的表示原簿を新たに作成した場合は、従前の地理的表示原簿を閉鎖して第33条の改正規定による地理的表示権消滅時の地理的表示原簿の管理方法及び手続きに準じて別途管理しなければならない。

第5条（処分等に関する一般的経過措置）

この法律施行前に従前の法律及び従前の「水産物品質管理法」により行った処分・手続きまたはその他の行政機関の行為と行政機関に対する行為は、それに該当するこの法律による処分・手続きまたは行政機関の行為または行政機関に対する行為と見なす。

第6条（標準規格に関する経過措置）

この法律施行時の従前の法律による標準規格及び従前の「水産物品質管理法」による標準規格は第5条の改正規定による標準規格と見なす。

第7条（農産物優秀管理認証等に関する経過措置）

①この法律施行時に従前の法律により農産物優秀管理の認証を受けた者は第6条の改正規定により優秀管理認証を受けたものと見なす。この場合、その有効期間は第7条第1項の改正規定にかかわらず、従前の法律により与えられた有効期間とする。

②この法律施行時に従前の法律により指定された農産物優秀管理認証機関及び農産物優秀管理施設は、それぞれ第9条の改正規定により指定された優秀管理認証機関及び第11条の改正規定により指定された優秀管理施設と見なす。

③この法律施行時の法律第9759号農産物品質管理法一部改正法律付則第4条第2項による認

証機関は、同項に規定された期間第9条の改正規定により優秀管理認証機関の指定を受けたものと見なす。

④この法律施行時の法律第9759号農産物品質管理法一部改正法律付則第4条第3項による農産物優秀管理施設は、同項に規定された期間第11条の改正規定により優秀管理施設の指定を受けたものと見なす。

第8条（水産物等の品質認証に関する経過措置）

この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により品質認証を受けた水産物及び水産特産物は第14条の改正規定により品質認証を受けたものと見なす。この場合、その有効期間は第15条第1項の改正規定にかかわらず、従前の「水産物品質管理法」により与えられた有効期間とする。

第9条（親環境水産物認証に関する経過措置）

この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により親環境水産物認証を受けた親環境水産物は第21条の改正規定により親環境水産物の認証を受けたものと見なす。この場合、その有効期間は第22条第1項の改正規定にかかわらず、従前の「水産物品質管理法」により与えられた有効期間とする。

第10条（履歴追跡管理に関する経過措置）

この法律施行時に従前の法律により履歴追跡管理の登録を行った農産物と従前の「水産物品質管理法」により水産物履歴追跡登録を行った水産物は、第24条の改正規定により履歴追跡管理の登録を行ったものと見なす。この場合、その有効期間は第25条第1項の改正規定にかかわらず、従前の法律及び従前の「水産物品質管理法」により与えられた有効期間とする。

第11条（地理的表示に関する経過措置）

①この法律施行時に従前の法律または従前の「水産物品質管理法」により地理的表示の登録を受けた者は、第32条の改正規定による地理的表示の登録を受けたものと見なす。ただし、登録された地理的表示が第32条第9項の改正規定による登録拒絶事由に該当すると、第36条の改正規定による権利侵害の禁止請求権及び第37条の改正規定による損害賠償請求権が発生しない。

②従前の地理的表示原簿は第33条の改正規定による地理的表示原簿と見なす。

③地理的表示に関する改正規定はこの法律または他の法律に特別な規定がなければこの法律施行前に請求されて継続中である事件にも適用する。ただし、従前の法律によりすでに効力が発生した事項には影響を及ぼさない。

第12条（安全性検査機関に関する経過措置）

この法律施行時に従前の法律により指定された安全性検査機関は、第64条の改正規定により指定された安全性検査機関と見なす。

第13条（指定海域等に関する経過措置）

①この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により告示された衛生管理基準及び危険要素重点管理基準は、それぞれ第69条及び第70条により告示されたものと見なす。

②この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により指定・告示された指定海域は、第71条の改正規定により指定・告示されたものと見なす。

第14条（生産・加工施設等に関する経過措置）

この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により登録した生産・加工施設等は、第74条の改正規定により登録した生産・加工施設等と見なす。

第15条（検査等に関する経過措置）

①この法律施行時に従前の法律により検査または再検査を受けた農産物はそれぞれ第79条の改正規定による検査または第85条第1項の改正規定による再検査を受けたものと見なし、従前の法律により異議申立を行った場合は第85条第2項の改正規定により異議申立を行ったものと見なす。

②この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により検査または再検査を受けた水産物及び水産加工品は、第88条の改正規定による検査または第96条の改正規定による再検査を受けたものと見なす。

③この法律施行時の従前の法律及び従前の「水産物品質管理法」による検査結果の表示及び検査証明書は、それぞれ第84条・第93条及び第94条の改正規定による検査結果の表示及び検査証明書と見なす。

第16条（検査機関及び検定機関に関する経過措置）

①この法律施行時に従前の法律により指定された検査機関は、第80条の改正規定により指定された農産物検査機関と見なす。

②この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により指定された検査機関（安全性調査業務を遂行するために指定された検査機関は除く）は、第89条の改正規定により指定された水産物検査機関と見なす。

③この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により指定された検査機関のうち安全性調査業務を遂行するために指定された検査機関は、第64条の改正規定により指定された安全性検査機関と見なす。

④この法律施行時に従前の法律または従前の「水産物品質管理法」により指定された検定機関は、第99条の改正規定により指定された検定機関と見なす。

第17条（農産物検査官及び水産物検査官に関する経過措置）

①この法律施行時に従前の法律による検査員は、第82条の改正規定による農産物検査官と見なす。

②この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」による検査官は、第91条の改正規定による水産物検査官と見なす。

③この法律施行前に発生した事由により農産物検査官及び水産物検査官の資格が取消（こ

の法律施行前に従前の法律により検査員の資格が取り消された場合、及び従前の「水産物品質管理法」により検査官の資格が取り消された場合を含む）した者に対する農産物検査官または水産物検査官選考試験の受験または資格取得制限に関しては、それぞれ従前の法律及び従前の「水産物品質管理法」による。

第18条（行政処分及び罰則等に関する経過措置）

この法律施行前の行為に対して行政処分または罰則及び過料を適用する時は、従前の法律及び従前の「水産物品質管理法」による。

第19条・第20条（略）

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（抄）

（2011.6.30 改正後のもの）

第3条の2（自由貿易協定によって保護する地理的表示の使用禁止など）①正当な権原のない者は大韓民国が外国と両者間または多者間で締結して発効された自由貿易協定によって保護する地理的表示（以下、「地理的表示」とする。）に対しては、第2条第1号ニ目及びホ目の不正競争行為以外にも地理的表示に表れた場所を原産地としない商品（地理的表示を使用する商品と同一であるか、同一と認識される商品に限定する）に関し、次の各号の行為を行うことができない。

1. 真の原産地表示以外に別途地理的表示を使用する行為
2. 地理的表示を翻訳または音訳して使用する行為
3. 「種類」、「類型」、「様式」または「模造品」などの表現を伴い、地理的表示を使用する行為

②正当な権原のない者は次の各号の行為を行うことができない。

1. 第1項各号に該当する方式で地理的表示を使用した商品を譲渡・引渡しまたはそのために展示または輸入・輸出する行為
2. 第2条第1号ニ目またはホ目に該当する方式で地理的表示を使用した商品を引き渡すか、そのために展示する行為

③第1項各号に該当する方式で商標を使用する者で次の各号の要件をすべて満たした者は、第1項にかかわらず、該当商標をその使用する商品に継続して使用することができる。

1. 国内で地理的表示の保護開始日以前から該当商標を使用していること
2. 第1号によって商標を使用した結果、該当地理的表示の保護開始日に国内の需要者の間でその商標が特定人の商品を表示することが認識されていること

不正競争防止法（平成五年五月十九日法律第四十七号）（抄）

最終改正：平成二四年三月三十一日法律第一二号

（目的）

第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為
- 二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為
- 三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- 四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）
- 五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 十 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸

出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることににより可能とする用途に供するために行うものに限る。）

十一 他人が特定の者以外の者に映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録（以下この号において「映像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることににより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることににより可能とする用途に供するために行うものに限る。）

十二 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものという。）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

十三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

十四 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

十五 パリ条約（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法 条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。）を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

2～10 （略）

（差止請求権）

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

(損害の額の推定等)

第五条 第二条第一項第一号から第九号まで又は第十五号に掲げる不正競争（同項第四号から第九号までに掲げるものにあつては、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）に関するものに限る。）によって営業上の利益を侵害された者（以下この項において「被侵害者」という。）が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。

3 第二条第一項第一号から第九号まで、第十二号又は第十五号に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

一 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用

二 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用

三 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用

四 第二条第一項第十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係るドメイン名の使用

五 第二条第一項第十五号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用

4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、その営業上の利益を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(具体的態様の明示義務)

第六条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

(書類の提出等)

第七条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限り

でない。

- 2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。
- 3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。
- 4 前三項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（損害計算のための鑑定）

第八条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

（相当な損害額の認定）

第九条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

（秘密保持命令）

第十条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

- 一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第七条第三項の規定により開示された書類又は第十三条第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
- 二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。
- 2 前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
 - 一 秘密保持命令を受けるべき者
 - 二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足る事実
 - 三 前項各号に掲げる事由に該当する事実
- 3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。
- 4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。
- 5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(秘密保持命令の取消し)

第十一条 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十二条第一項の決定があった場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があった旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があった日から二週間を経過する日までの間（その請求の手続を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあっては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の手続を行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

(当事者尋問等の公開停止)

第十三条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該事項を判断の基礎とすべき不正競争による営業上の利益の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。

4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。

5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終

了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。

(信用回復の措置)

第十四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

(適用除外等)

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）及び第二十二條の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一 第二条第一項第一号、第二号、第十三号及び第十五号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第十三号及び第十五号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）

二 第二条第一項第一号、第二号及び第十五号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）

三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

六 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について不正開示行為であること又はその営業秘密について不正取得行為若しくは不正開示行為が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為

- 七 第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる不正競争 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる第二条第一項第十号及び第十一号に規定する装置若しくはこれらの号に規定するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該プログラムを電気通信回線を通じて提供する行為
- 2 前項第二号又は第三号に掲げる行為によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じて当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。
- 一 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）
- 二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）

（罰則）

第二十一条

- 1 （略）
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十三号に掲げる不正競争を行った者
- 二 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争を行った者
- 三 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行った者
- 四 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十号又は第十一号に掲げる不正競争を行った者
- 五 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（第一号に掲げる者を除く。）
- 六 秘密保持命令に違反した者
- 七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者
- 3～7 （略）

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

- 2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第一号、第二号及び第七号並びに第二項第六号の罪に係る同条第三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。
- 3 第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（抄）
（昭和二十八年二月二十八日法律第七号）

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

（酒類の表示の基準）

第八十六条の六 財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。

2 財務大臣は、前項の規定により酒類の表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の規定により定められた酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。

4 財務大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

（酒類の表示に関する命令）

第八十六条の七 財務大臣は、前条第三項の指示を受けた者がその指示に従わなかつた場合において、その遵守しなかつた表示の基準が、同条第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの（以下「重要基準」という。）に該当するものであるときは、その者に対し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができる。

（国税審議会への諮問）

第八十六条の八 財務大臣は、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき、又は前条の規定により重要基準を定めようとするときは、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならない。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十六条の五の規定に違反した者

二 第八十六条の七の規定による命令に違反した者

二の二 第八十六条の九第一項の規定に違反して酒類販売管理者を選任しなかつた者

三 第九十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して偽りの陳述をし、若しくはその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

地理的表示に関する表示基準を定める件

(平成 6 年 12 月 28 日 国税庁告示第 4 号)

改正 平成 17 年 国税庁告示第 23 号

改正 平成 18 年 国税庁告示第 9 号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 86 条の 6 第 1 項の規定に基づき、地理的表示に関する表示基準を次のように定め、平成 7 年 7 月 1 日から適用することとしたので、第 86 条の 6 第 2 項の規定に基づき告示する。

地理的表示に関する表示基準

(定義)

1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「地理的表示」とは、次号から第 4 号に掲げる酒類に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該酒類の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。
- (2) 「ぶどう酒」とは、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 3 条第 13 号及び第 14 条に掲げる果実酒及び甘味果実酒のうち、ぶどうを原料とした酒類をいう。
- (3) 「蒸留酒」とは、酒税法第 3 条 9 号、第 10 号、第 15 号、第 16 号及び第 20 号に掲げる連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー及びスピリッツをいう。
- (4) 「清酒」とは、酒税法第 3 条第 7 号に規定する清酒をいう。
- (5) 「使用」とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいう。
 - イ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付する行為
 - ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、又は輸入する行為
 - ハ 酒類に関する広告、定価表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

(地理的表示の保護)

2 ぶどう酒、蒸留酒及び清酒の地理的表示の保護は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用してはならない。
- (2) 清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用してはならない
- (3) 前各号の規定は、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても同様とする。

(適用除外)

3 次の各号に掲げる場合には、前項の規定は適用しない。

- (1) ぶどう酒又は蒸留酒を特定する世界貿易機関の他の加盟国の特定の地理的表示を、平成 6 年 4 月 15 日前の少なくとも 10 年間又は同日前に善意で、当該加盟国の領域内

- においてぶどう酒又は蒸留酒について継続して使用してきた場合
- (2) 原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示である場合

附則（平成 17 年国税庁告示第 23 号）
この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

酒類の表示の基準における重要基準を定める件

(平成 15 年 12 月 19 日 国税庁告示第 15 号)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）第 86 条の 7 及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和 28 年大蔵省令第 11 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、同法第 86 条の 6 第 1 項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものを次の各号に掲げるとおり定めたので告示する。

- 一 清酒の製法品質表示基準（平成元年国税庁告示第 8 号）第 1 項（本表の適用に関する通則を除く。）、第 2 項、第 3 項及び第 6 項
- 二 未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年国税庁告示第 9 号）第 1 項、第 4 項、第 6 項（表示に使用する文字に係る部分を除く。）及び第 7 項
- 三 地理的表示に関する表示基準（平成 6 年国税庁告示第 4 号）第 2 項
- 四 酒類における有機等の表示基準（平成 12 年国税庁告示第 7 号）第 1 項、第 2 項（第 4 号ロを除く。）、第 3 項、第 5 項（第 1 号ハ及び第 2 号ハを除く。）及び第 6 項

地理的表示に関する表示基準第2項に規定する国税庁長官が指定する
ぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を定める件

(平成7年6月30日 国税庁告示第6号)

改正 平成16年 国税庁告示第5号

改正 平成17年 国税庁告示第31号

改正 平成18年 国税庁告示第9号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」（平成六年十二月二十八日 国税庁告示第四号）第二項に規定する国税庁長官が指定するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を次のように定める。

産地を指定する酒類	指定産地名	産地の地域
単式蒸留しょうちゅう（酒税法第三条第十号に規定するしょうちゅうをいう。以下同じ。）	壱岐	長崎県 壱岐市
単式蒸留しょうちゅう	球磨	熊本県 球磨郡 人吉市
単式蒸留しょうちゅう	琉球	沖縄県
単式蒸留しょうちゅう	薩摩	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）
清酒（酒税法第三条第七号に規定する清酒をいう。）	白山	石川県 白山市

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（抄）

（平成 11 年 6 月 25 日 国税庁長官通達）

第 8 編 酒類行政法令関係

第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係

第 86 条の 6 酒類の表示の基準

2 清酒の製法品質表示基準の取扱い

(4) 任意記載事項の表示

ロ 表示基準 5 の(2)「清酒の産地名」について

(イ) 産地名には、県、市、町、村等の行政区画上の名称のほか、社会通念上、特定の地域を指す名称（例えば、明治前の旧地名等）として一般的に熟知されている名称を含むものとする。

(ロ) 清酒のアルコール分を調整するための加水行為を当該産地以外で行った場合は、「当該産地で醸造（加水調整をする行為を含む。）されたもの」に含まれないから留意する。

従って、A 産地で醸造した清酒を A 産地で加水調整した場合には A 産地の産地名が表示できるが、A 産地で加水調整を行わず B 産地で加水調整した場合には、A 産地、B 産地のいずれの産地名も表示できないこととなるので留意する。

3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等

組合法第 86 条の 6《酒類の表示の基準》第 1 項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」（平成 6 年 12 月 28 日付国税庁告示第 4 号。以下この 3 において「表示基準」という。）第 2 項に規定する日本国で保護するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地のうち国税庁長官が指定する産地（以下この 2 において「長官指定産地」という。）の指定及び我が国で保護する単式蒸留しょうちゅうの地理的表示の取扱い等は、次による。（平 17 課酒 1－77 改正）

(1) 表示基準の意義

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1－C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（平成 6 年 12 月 28 日条約第 15 号、以下「TRIPS 協定」という。）を受け、日本国内において製造、輸入、販売される酒類における地理的表示の適正化を図るものである。

(2) 指定する場合の基本的な考え方

長官指定産地の指定は、次の基本的な考え方で行う。

イ 長官指定産地は、特別な品質特性や社会的評価をもつぶどう酒、蒸留酒又は清酒（以下「ぶどう酒等」という。）を生産し、かつ、その名称が、当該ぶどう酒等の特別な品質特性や社会的評価を明示するものであるぶどう酒等の生産地域であること。

ロ 長官指定産地を表示する地理的表示は、「地理的表示に関する表示基準」第 2 項の規定により、当該指定産地以外の地域を産地とするぶどう酒等について使用できないことから、当該指定産地は、我が国において保護するに値する地理的表示を特定させるものであること。

ハ 日本国以外の世界貿易機関の加盟国（以下「加盟国」という。）における清酒の産地を長官指定産地に指定する場合には、当該加盟国において、当該清酒の産地が地理的表示として保護されているものであること。

なお、加盟国で保護されている清酒の地理的表示については、(2)のイ及びロの規定を満たすものとする。

(注) ぶどう酒及び蒸留酒については、TRIPS 協定により地理的表示の追加的保護が規定され、加えて、当該保護を促進するための通報及び登録に関する多数国間制度を設立することが盛り込まれていることから、この制度を利用することにより、加盟

国で保護されているぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示を把握し、保護することができるが、清酒については、これらの規定が TRIPS 協定に規定されていないことから、加盟国で保護されている清酒の地理的表示を把握し、保護することが困難な状況にある。したがって、TRIPS 協定に規定する「内国民待遇の原則」を遵守するためには、日本国以外の加盟国で保護されている清酒の産地についても、国税庁長官指定産地に指定することにより、加盟国で保護されている清酒の産地を把握し、保護する必要がある。

二 産地名には、都道府県、市町村等の行政区画上の名称のほか、社会通念上、特定の地域を指す名称（例えば、明治前の旧地名）として一般的に熟知されている名称を含むものとする。

(3) 我が国で保護する地理的表示

我が国で保護する単式蒸留しょうちゅう又は清酒（以下「単式蒸留しょうちゅう等」という。）の産地は次に掲げるものとし、当該産地以外の地域を産地とする単式蒸留しょうちゅう等についてはこれらの産地を表示する地理的表示を使用してはならない。なお、当該地理的表示を使用する場合には、次のそれぞれの基準に従うものとする。

また、地理的表示を使用するために用いる文字は、日本文字によるか、外国の文字によるかを問わない。

産地	基 準
壱岐	米こうじ及び長崎県壱岐市の地下水（以下この欄において「壱岐の地下水」という。）を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壱岐の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを長崎県壱岐市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「壱岐」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
球磨	米こうじ及び球磨川の伏流水である熊本県球磨郡又は同県人吉市の地下水（以下この欄において「球磨の地下水」という。）を原料として発酵させた一次もろみに米及び球磨の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを熊本県球磨郡又は同県人吉市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「球磨」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
琉球	米こうじ（黒麹菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させた一次もろみを沖縄県において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「琉球」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
薩摩	米こうじ又は鹿児島県産のさつまいもを使用したさつまいもこうじ及び鹿児島県産のさつまいも並びに水を原料として発酵させたもろみを、鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「薩摩」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
白山	白米、米こうじ及び石川県白山市の地下水、又はこれらと醸造アルコールを原料とし、石川県白山市において発酵させ、こし、かつ、容器詰めしたものでなければ「白山」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。ただし、白米、米こうじに用いる原料米は、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく農産物規格規程（昭和 26 年農林水産省告示第 133 号）に定める醸造用玄米の 1 等以上に格付けされたもので、かつ精米歩合 70 % 以下のもの、こうじ米の使用割合 20 % 以上のものに限る。酒母は、「生」、「山廃」又は「速醸」とし、もろみは、「増醸」、「液化仕込み」を除く。 （注） 白米、米こうじ、醸造アルコール、精米歩合、こうじ米の使用割合の各用語の意義は、「清酒の製法品質表示基準」（平成元年 11 月国税庁告示第 8 号）に掲げるところによる。

商標法（昭和三十四年四月十三日法律第百二十七号）（抄）

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

（定義等）

第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）
- 2 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。
- 3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 商品又は商品の包装に標章を付する行為
 - 二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為
 - 三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。）に標章を付する行為
 - 四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為
 - 五 役務の提供の用に供する物（役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。）に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為
 - 六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為
 - 七 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次号において同じ。）により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為
 - 八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為
- 4 前項において、商品その他の物に標章を付することには、商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすることが含まれるものとする。
- 5 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。
- 6 この法律において、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。

第二章 商標登録及び商標登録出願

(商標登録の要件)

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品又は役務について慣用されている商標

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

二 パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

四 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標

五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの

- 六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標
- 七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標
- 八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）
- 九 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）
- 十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十二 他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの
- 十三 削除
- 十四 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）
- 十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標
- 十七 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの
- 十八 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標
- 十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

- 2 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは、同号の規定は、適用しない。
- 3 第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

(地域団体商標)

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）又はこれに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定（同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

- 一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
 - 二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
 - 三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標
- 2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。
 - 3 第一項の場合における第三条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。
 - 4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

(存続期間)

第十九条 商標権の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。

- 2 商標権の存続期間は、商標権者の更新登録の申請により更新することができる。

- 3 商標権の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、存続期間は、その満了の時に更新されるものとする。

(商標権の移転)

第二十四条の二

1～3 (略)

- 4 地域団体商標に係る商標権は、譲渡することができない。

(商標権の効力)

第二十五条 商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(商標権の効力が及ばない範囲)

第二十六条 商標権の効力は、次に掲げる商標（他の商標の一部となつているものを含む。）には、及ばない。

- 一 自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標
 - 二 当該指定商品若しくはこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。次号において同じ。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又は当該指定商品に類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標
 - 三 当該指定役務若しくはこれに類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期又は当該指定役務に類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標
 - 四 当該指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について慣用されている商標
 - 五 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標
- 2 前項第一号の規定は、商標権の設定の登録があつた後、不正競争の目的で、自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を用いた場合は、適用しない。

(専用使用権)

第三十条 商標権者は、その商標権について専用使用権を設定することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権及び地域団体商標に係る商標権については、この限りでない。

2～4（略）

（団体構成員等の権利）

第三十一条の二 団体商標に係る商標権を有する第七条第一項に規定する法人の構成員（以下「団体構成員」という。）又は地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員（以下「地域団体構成員」という。）は、当該法人又は当該組合等の定めるところにより、指定商品又は指定役務について団体商標又は地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有する。ただし、その商標権（団体商標に係る商標権に限る。）について専用使用権が設定されたときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

2 前項本文の権利は、移転することができない。

3 団体構成員又は地域団体構成員は、第二十四条の四、第二十九条、第五十条、第五十二条の二、第五十三条及び第七十三条の規定の適用については、通常使用権者とみなす。

4 団体商標又は地域団体商標に係る登録商標についての第三十三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員若しくは地域団体構成員」とする。

（先使用による商標の使用をする権利）

第三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際（第九条の四の規定により、又は第十七条の二第一項若しくは第五十五条の二第三項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出した時にしたもの）とみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際）現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

第三十二条の二 他人の地域団体商標の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

- 2 当該商標権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

(差止請求権)

第三十六条 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

- 一 指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用
- 二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のために所持する行為
- 三 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為
- 四 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為
- 五 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為
- 六 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為
- 七 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し、又は輸入する行為
- 八 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し、譲渡し、引き渡し、又は輸入する行為

(損害の額の推定等)

第三十八条 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用

権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、その譲渡した商品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額を超えない限度において、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を商標権者又は専用使用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

- 2 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額と推定する。
- 3 商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
- 4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

（特許法の準用）

第三十九条 特許法第百三条（過失の推定）、第百四条の二（具体的態様の明示義務）、第百四条の三第一項及び第二項（特許権者等の権利行使の制限）、第百五条から第百五条の六まで（書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）並びに第百六条（信用回復の措置）の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

（侵害の罪）

第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者（第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十八条の二 第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（両罰規定）

第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第七十八条、第七十八条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑
 - 二 第七十九条又は第八十条 一億円以下の罰金刑
- 2～3 (略)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（抄）
（昭和二十五年五月十一日法律第百七十五号）

最終改正：平成二一年六月五日法律第四九号

（法律の目的）

第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律で「農林物資」とは、次の各号に掲げる物資をいう。ただし、酒類並びに薬事法（昭和三十一年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品を除く。

一 飲食料品及び油脂

二 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（前号に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの

2 この法律で「規格」とは、農林物資の品質（その形状、寸法、量目又は荷造り、包装等の条件を含む。以下同じ。）についての基準及びその品質に関する表示（名称及び原産地の表示を含み、栄養成分の表示を除く。以下同じ。）の基準をいう。

3 この法律で「日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容とするものをいう。

一 品位、成分、性能その他の品質についての基準（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二 生産の方法についての基準

三 流通の方法についての基準

4 前項第二号又は第三号に掲げる基準に係る日本農林規格は、生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について制定することができる。

5 この法律で「登録認定機関」又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第十七条の二第一項又は第十九条の十において準用する同項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。

（日本農林規格の制定）

第七条 農林水産大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。

2 前項の規格は、当該規格に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように制定しなければならない。

3 農林水産大臣は、第十九条の十三第一項に規定する飲食料品又は同条第三項に規定する農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めないものとする。ただし、同条第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

4 農林水産大臣は、需要者がその購入に際し容易にその品質を識別することができると認められる農林物資について、第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めないのである。

- 5 農林水産大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとするときは、あらかじめ審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）の議決を経なければならない。

（格付の表示の禁止）

第十八条 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 農林物資の製造業者等が第十四条第一項又は第五項の規定に基づき、その製造、加工、輸入若しくは販売に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - 二 農林物資の生産行程管理者が第十四条第二項又は第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - 三 農林物資の流通行程管理者が第十四条第三項又は第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - 四 農林物資の小分け業者が第十五条第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合
 - 五 指定農林物資の輸入業者が第十五条の二第一項の規定に基づき、その輸入に係る指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - 六 外国製造業者等が第十九条の三第一項又は第十九条の六第一項において準用する第十四条第五項の規定に基づき、その製造、加工若しくは輸出に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - 七 外国生産行程管理者が第十九条の三第二項又は第十九条の六第一項において準用する第十四条第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - 八 外国流通行程管理者が第十九条の三第三項又は第十九条の六第一項において準用する第十四条第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - 九 外国小分け業者が第十九条の四の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合
- 2 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

（製造業者等が守るべき表示の基準）

第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
 - 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項
- 2 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政

令で指定するものについては、その指定のあつた後速やかに、その品質に関する表示について、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前三項の規定により品質に関する表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。
- 7 第七条第二項並びに第十三条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項から第三項までの場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準について準用する。この場合において、同条第一項から第四項までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項中「その改正について審議会の審議に付さなければ」とあるのは「その改正をしなければ」と、同条第五項中「農林水産省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。）は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

- 2 第十九条の十三第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣は、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。
- 3 次の各号に掲げる大臣は、単独で前二項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。
 - 一 内閣総理大臣 農林水産大臣
 - 二 農林水産大臣 内閣総理大臣
- 4 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 農林水産大臣は、第一項又は第二項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

第十九条の十四の二 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

(指定農林物資に係る名称の表示)

第十九条の十五 何人も、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資であつて、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの（以下「指定農林物資」という。）については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 農林物資の輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格による格付の表示が当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されておらず、かつ、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示が付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）でその輸入に係るものを販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列してはならない。

(名称の表示の除去命令等)

第十九条の十六 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。

第二十三条の二 第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～七（略）

八 第十九条の十四第四項の規定による命令に違反した者

第二十九条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十三条の二又は第二十四条（第八号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第二十四条（第八号に係る部分を除く。）、第二十五条又は前二条 各本条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

生鮮食品品質表示基準

制定 平成12年 3月31日農林水産省告示第 514号
改正 平成16年 9月14日農林水産省告示第1706号
改正 平成18年 2月28日農林水産省告示第 210号
改正 平成20年 1月31日農林水産省告示第 126号

(適用の範囲)

第1条 この基準は、生鮮食品に適用する。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生鮮食品	加工食品（加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第2条に規定するものをいう。）以外の飲食料品として別表に掲げるものをいう。
業務用生鮮食品	生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものをいう。
小売販売業者	販売業者のうち、一般消費者に生鮮食品を販売するものをいう。

(生鮮食品の表示事項)

第3条 生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この条及び次条において同じ。）の品質に関し、販売業者（販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。）が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

(1) 名称

(2) 原産地

2 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条に規定する特定商品であって密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。）されたものについては、販売業者がその容器又は包装に表示すべき事項は、前項各号に掲げるもののほか、内容量、販売業者の氏名又は名称及び住所とする。

(生鮮食品の表示の方法)

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。

(2) 原産地

次に定めるところにより事実即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあっては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア 農産物

国産品にあっては都道府県名を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、都道府県名又は原産国名の記載を省略することができる。

イ 畜産物

(ア) 国産品（国内における飼養期間が外国における飼養期間（2以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。）より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。）にあっては国産である旨を、輸入品（国内における飼養期間が外国における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したものを含む。）にあっては原産国名（2以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名）を記載すること。ただし、国産品にあっては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

- (イ) 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載しなければならない。

ウ 水産物

- (ア) 国産品にあっては生産した水域の名称（以下「水域名」という。）又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる。
- (イ) (ア)の規定にかかわらず、国産品にあっては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあっては原産国名に水域名を併記することができる。

(3) 内容量

計量法（平成4年法律第51号）の例により表示すること。

- 2 前条第1項に規定する事項の表示は、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等（製品に添付されるものに限る。以下同じ。）に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所にしなければならない。
- 3 前条第2項に規定する事項の表示は、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。
- 4 容器又は包装に印刷する表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。

（業務用生鮮食品の表示事項及び表示の方法）

第4条の2 業務用生鮮食品の品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、製造又は加工された場所で一般消費者に販売される加工食品の原材料となる業務用生鮮食品又は飲食料品を調理して供与する施設において飲食させる加工食品の原材料となる業務用生鮮食品については、この限りでない。

(1) 名称

(2) 原産地

- 2 加工食品品質表示基準第3条第5項に規定する対象加工食品の主な原材料となるもの以外のものにあっては、前項の規定にかかわらず、原産地の表示を省略することができる。
- 3 第1項第2号の原産地の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。

ア 農産物にあっては、都道府県名その他一般に知られている地名

イ 畜産物にあっては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名

ウ 水産物にあっては、水域名、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名

- (2) 輸入された水産物にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。

- (3) 業務用生鮮食品の原産地が2以上ある場合にあっては、当該業務用生鮮食品に占める重量の割合の多い順がわかるように記載すること。

- (4) 加工食品品質表示基準第4条第1項第8号エの規定により原産地が「その他」と記載される加工食品の主な原材料となるものについては、その原産地を「その他」と記載することができる。

- 4 小売販売業者以外の販売業者は、第1項に規定する事項の表示を、容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等又は規格書等（製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。）にしなければならない。

- 5 第3条第2項及び前条第3項の規定は、業務用生鮮食品について準用する。

- 6 前条第1項第1号の規定は第1項第1号の名称の表示について、前条第1項第3号の規定は前項において準用する第3条第2項の内容量の表示について準用する。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 第3条及び第4条の2に規定するもののほか、放射線を照射した製品（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）にあっては、その旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (2) 第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (3) その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、販売業者は、生鮮食品の品質に関し表示する場合には、別に農林水産大臣が定めるところによらなければならない。

2 第3条から前条まで及び前項に定めるもののほか、農林水産大臣が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の13第2項の規定に基づき定める品質に関する表示の基準に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(販売業者の努力義務)

第8条 販売業者は、生鮮食品の品質に関する表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する生鮮食品及び当該販売業者に対して販売された生鮮食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。

別表(第2条関係)

1 農産物(きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。)

(1) 米穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。)

玄米、精米

(2) 麦類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。)

大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦

(3) 雑穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。)

とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀

(4) 豆類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。)

大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

(5) 野菜(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。)

根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜

(6) 果実(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。)

かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実

(7) その他の農産食品(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。)

糖料作物、こんにゃくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

2 畜産物

(1) 肉類(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。)

牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、やぎ肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類

(2) 乳

生乳、生やぎ乳、その他の乳

(3) 食用鳥卵(殻付きのものに限る。)

鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵

(4) その他の畜産食品(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。)

3 水産物(ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身(盛り合わせたものを除く。)、むき身、単に冷凍及び解凍したもの並びに生きたものを含む。)

(1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

(2) 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

(3) 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

(4) 海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

(5) 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

附 則

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 2 ブロッコリー、さといも、にんにく、根しょうが、生しいたけ、ごぼう、アスパラガス、さやえんどう及びたまねぎ以外の生鮮食品については、平成12年7月1日以後に販売されるものから適用する。

附 則（平成16年9月14日農林水産省告示第1706号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 平成17年10月1日以前に一般消費者に販売される生鮮食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の生鮮食品品質表示基準の規定の例によることができる。

附 則（平成18年2月28日農林水産省告示第210号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成20年1月31日農林水産省告示第126号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 平成21年9月30日以前に生産され、販売され又は輸入される緑茶飲料及びあげ落花生の用に供する業務用生鮮食品については、この告示による改正後の生鮮食品品質表示基準第4条の2第1項の規定にかかわらず、原産地の表示を省略することができる。

有田市原産地呼称管理制度について

制度の目的

有田市では、より高い品質の農産物及び農産物加工品を提供していくことで生産情報を消費者へ開示し、消費者の信頼を得ながら地域の振興を図ることを目的とした「有田市原産地呼称管理制度」を創設します。

この制度では、農産物の栽培方法、味覚等による差別化を行い、原産地の個性や背景に係る明確化された基準に基づき公的機関が認定を行います。「有田市で生産されたもの」を自信と責任を持って消費者にアピールすることにより、消費者の信頼を得ながら生産者の生産意欲を更に醸成し、有田市産農産物の更なるブランド化を目指します。

平成22年産の温州みかんの果実を対象に制度をスタートしますが、農産物加工品等についても、順次本制度の導入を検討していきます。



制度導入の考え方

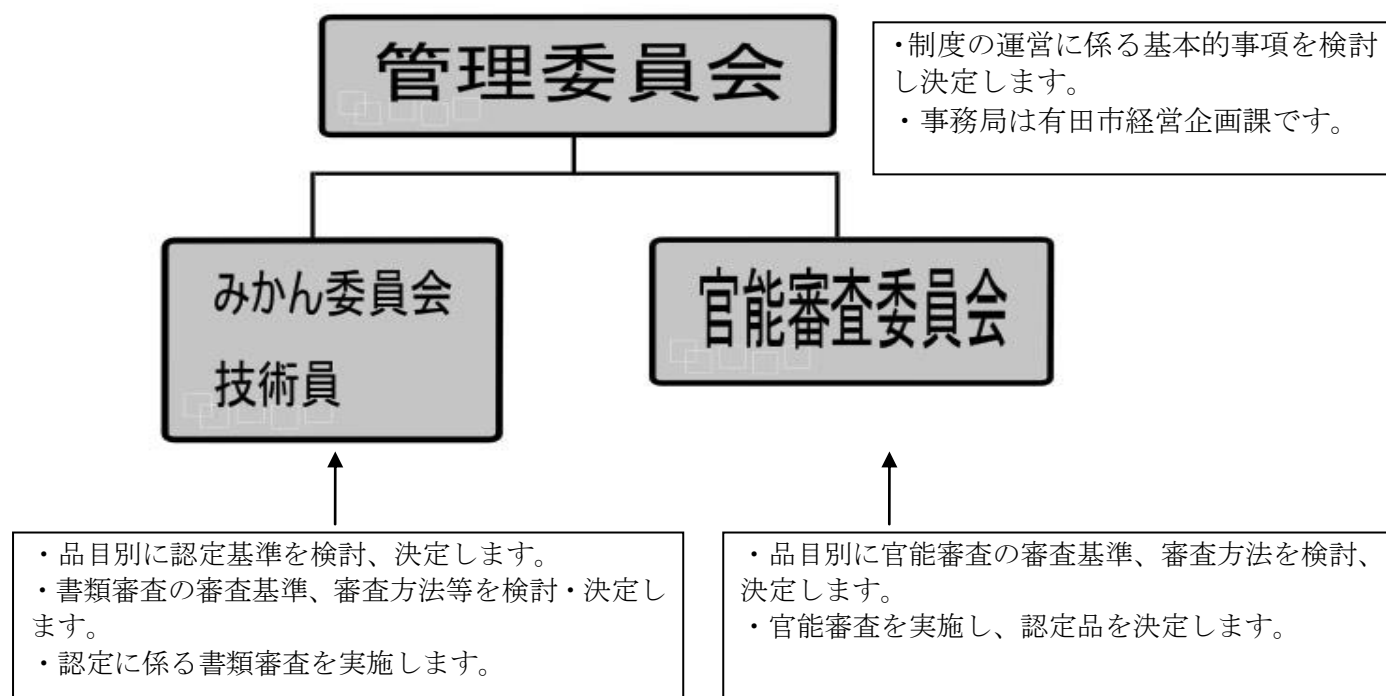
農産物の栽培方法、味覚による差別化

- 認定する原産地の区分を「有田市全体」にする。
原産地の個性・背景による他の地域との差別化を目指す。
- 「大きさ・色・形」等の既存の規格ではなく、価値を計る基準を「味覚・栽培方法・生産方法」等に求める。
農産物の体裁ではなく、味覚や生産過程に着目し、個性のあるものに対してその生産を支援していく方向で運営する。
- 味覚審査は官能審査員が実食することによる「絶対評価方式」にする。
糖酸計測値のみで判断するのではなく、食の専門家等で構成された官能審査員が実食して旨味等も加味した総合評価で判断する。
- 個性のあるものをこの制度の対象とし、長期的な視野でブランド化につなげる。

「有田市で生産されたもの」を自信と責任を持って消費者にアピールすることにより、消費者の信頼を得ながら生産者の生産意欲を更に醸成し、有田市産農産物の更なるブランド化を推進することで、将来的には、世界的にも認知されることを目指す。

制度運営の仕組み

制度を運営する組織として、全体を統括する「有田市原産地呼称管理委員会」、認定みかんの基準を検討・決定し、申請から審査までの運営を行う「みかん委員会」、官能審査を実施して認定品を決定する「官能審査委員会」、認定申請されたみかん園地を現地確認する「園地審査技術員」を設置します。各委員は生産者、流通関係者、消費者、学識経験者、食に関する専門家などで構成し、申請のあった商品について基準を満たすものかどうかについて公正厳格に審査し認定します。



認定品への表示

みかん委員会において定めた基準に適合し、官能審査委員会において認定品と認められた農産物等には、

共通表示項目 + **品目別表示項目** が記載されます。

(1) 共通表示項目

記載箇所	表示項目	ラベルへの記載
最も見やすい場所（原則として表面）	認定された旨の証明（ラベルへ印刷等）	「有田市原産地呼称管理委員会認定」 「有田モデル認定品」 又は 「Arida Appellation Control 」 と併記することができる

(2) 品目別表示項目

上記に加えて、品目別に定められた表示項目が記載されます。

有田市原産地呼称管理制度要綱

目次

第一章 総則（第 1 条・第 2 条）

第二章 組織

第一節 有田市原産地呼称管理委員会（第 3 条－第 6 条）

第二節 品目別委員会（第 7 条－第 11 条）

第三節 品目別官能審査委員会（第 12 条－第 16 条）

第三章 認定基準、審査基準等の制定（第 17 条・第 18 条）

第四章 認定手続き（第 19 条－第 21 条）

第五章 原産地呼称認定（第 22 条・第 23 条）

第六章 表示（第 24 条－第 27 条）

第七章 生産者の責務（第 28 条）

第八章 市の責務（第 29 条）

第九章 罰則等（第 30 条－第 32 条）

付則

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、原産地を名乗るために必要な基準等を定める有田市原産地呼称管理制度を運営し、生産情報が消費者へ開示された高い品質の農水産物及び農水産物加工品（以下「農産物等」という。）を提供していくことで、消費者の信頼を得て地域の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 有田市原産地呼称管理制度とは、品目別の認定基準に適合した農産物等に原産地の呼称を認定するものである。

第二章 組織

第一節 有田市原産地呼称管理委員会

（有田市原産地呼称管理委員会の設置）

第3条 制度の運営のために、有田市原産地呼称管理委員会（Arida Appellation Origin Control Committee。以下「管理委員会」という。）を設置する。

（管理委員会の役員）

第4条 管理委員会に会長を1名置く。

- 2 管理委員会に顧問を置くことができる。
- 3 会長が執務を行うことができない場合は、あらかじめ定める職務代理者が執務を代行する。

（管理委員会の構成）

第5条 管理委員会は、委員15名以内で構成する。

- 2 委員は、第7条で設置する品目別委員会委員長、第12条で設置する品目別官能審査委員会委員長、関係機関の職員、学識経験者、農産物等の生産、流通、消費について専門的な知識のある者から、市長が委嘱する。
- 3 委員会の事務局は、市長公室経営企画課に設置する。

（管理委員会の職務及び報酬）

第6条 管理委員会は、この制度の運営に係る基本的事項、品目別委員会及び品目別官能審査委員会に共通する事項について検討し、決定する。

- 2 管理委員会委員の報酬は、別表のとおりとする。

第二節 品目別委員会

（品目別委員会の設置）

第7条 品目毎の制度運営を行うために、品目別委員会を設置する。

（品目別委員会の役員）

第8条 品目別委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。

（品目別委員会の構成）

第9条 品目別委員会は、委員15名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、当該品目の生産、流通、消費について専門的な知識のある者等から、市長が委嘱する。

（品目別委員会の職務及び報酬）

第10条 品目別委員会は、当該品目に係る制度の運営について、必要な事項を決定する。

- 2 品目別委員会は、当該品目に係る制度の運営を行う。

3 品目別委員会委員の報酬は、別表のとおりとする。

(事務局)

第11条 品目別委員会の事務局は、経済建設部に設置する。

第三節 品目別官能審査委員会

(品目別官能審査委員会の設置)

第12条 品目毎の官能審査を行うために、品目別官能審査委員会を設置する。

(品目別官能審査委員会の役員)

第13条 品目別官能審査委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐する。

(品目別官能審査委員会の構成)

第14条 品目別官能審査委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、当該品目の官能審査ができる専門家及び消費者等から、市長が委嘱する。

(品目別官能審査委員会の職務及び報酬)

第15条 品目別官能審査委員会は、当該品目の官能審査を行い、品目別委員会に報告する。

2 品目別官能審査委員会委員の報酬は、別表のとおりとする。

(事務局)

第16条 品目別官能審査委員会の事務局は、市長公室経営企画課に設置する。

第三章 認定基準、審査基準等の制定

(認定基準等の制定)

第17条 原産地呼称の認定の基準、審査の基準、審査の方法、認定された農産物等の表示の基準等については、品目別委員会が検討し、市が決定する。

(認定基準等の公表)

第18条 品目別委員会は、認定の基準及び認定された農産物等の表示の基準を定めたとき、または、改正をしたときは公表するものとする。

2 審査の基準及び審査の方法については、審査に支障のない範囲で公表するものとする。

第四章 認定手続き

(認定手続き)

第19条 認定を受けようとする者は、品目別委員会で別に定める様式に必要事項を記載した申請書を品目別委員会委員長に提出しなければならない。

(審査)

第20条 認定のための審査は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条の申請書類に基づく書類審査
- (2) 申請された農産物等の品質審査
- (3) 申請された農産物等の官能審査

2 前項の審査のほか、必要に応じて現地審査を実施する。

(審査機関)

第21条 審査は、品目別委員会が行う。

第五章 原産地呼称認定

(認定)

第22条 品目別委員会は、審査結果に基づき、農産物等の原産地呼称認定を行う。

2 品目別委員会は、認定結果を管理委員会及び申請者に報告する。

(認定の公表)

第23条 品目別委員会は、認定した農産物等を公表する。

第六章 表示

(表示)

第24条 認定された農産物等（以下「呼称管理農産物等」という。）には、「有田市原産地呼称管理委員会認定」と記載する。

2 前項の記載場所は、原則として消費者にとって最も見やすい場所とし、詳細は品目別委員会で定める。

3 文字の大きさは、日本工業規格に定める8ポイント以上とする。

4 第1項の表記には、「有田市モデル認定品」又は「Arida Appellation Control」を併記することができる。

(内容表示)

第25条 呼称管理農産物等には、第17条に基づき品目別委員会が定めた表示基準により内容を表示しなくてはならない。

2 前項の表示の方法については、品目別委員会で定める。

(表示に関する指示等)

第26条 生産者は、呼称管理農産物等に正確に表示し、消費者に誤解を与えるような表示をしてはならない。

2 品目別委員会は、呼称管理農産物等の表示が不適當であると認めたときは修正を指示することができる。

(排他的利用)

第27条 前項の表示は、呼称管理農産物等以外の農産物等（以下「偽装農産物等」という。）に使用してはならない。

2 品目別委員会は、偽装農産物等の生産者に対して、表示の修正を求めるものとする。

第七章 生産者の責務

(呼称管理農産物等の生産者の責務)

第28条 呼称管理農産物等の生産者は、本要綱の規定に従うとともに、品目別委員会の指示に従い、責任を負うものとする。

第八章 市の責務

(市の責務)

第29条 市は、この制度を広く周知し、地域の活性化につながるよう努めるものとする。

第九章 罰則等

(立入検査及び報告徴収)

第30条 品目別委員会は、この要綱に基づき必要な範囲において、呼称管理農産物等の生産者、販売者等関係者に対して、報告書及び関係帳票類の提出を求め、又は関係箇所の立入調査を求めることができる。

(認定の取り消し及び回収)

第31条 品目別委員会は、前条の調査結果等に基づき、呼称管理農産物等の認定の取り消しを行うことができる。

2 前項により呼称管理農産物等の認定が取り消された場合、品目別委員会は、その回収を求めることができる。

(公表)

第32条 前条第2項の回収を生産者が相当な期間行わない場合は、品目別委員会は、農産物等の名称、生産者を公表することができる。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第6条・10条・15条関係）

区分	報酬額
管理委員会委員	1 回につき 15,000 円
品目別委員会委員	1 回につき 7,500 円
品目別官能審査委員会委員	1 回につき 30,000 円

有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定要領

(目的)

第1条 この要領は、有田市原産地呼称管理要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定により、有田市原産地呼称管理委員会が認定するみかんの基準（以下「認定みかん基準」という。）を定め、有田市原産地呼称管理委員会みかん委員会（以下「みかん委員会」という。）及び有田市原産地呼称管理委員会みかん官能審査委員会（以下「みかん官能審査委員会」という。）がこの基準に適合するみかんを審査、認定することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「認定みかん」とは、認定みかん基準に適合したみかんをいう。

(認定対象)

第3条 認定の対象は、当該年産のみかんとする。

(申請者)

第4条 申請者は、個人・生産組織・その他みかん委員会が認める者で、認定みかんの生産販売を目指す者とする。

2 前項の「その他みかん委員会が認める者」とは、市内に事業所を有する農業協同組合等で、生産者を統括し、かつ、消費者に対して認定みかんについての責任を持つことができるのみかん委員会が認める者とする。

3 第1項の申請者は、前年度に要綱第31条の規定により認定を取り消されていない者であること。

(生産者の基本姿勢)

第5条 生産者は、適切な肥培管理により、食味の向上を目指した栽培を行うよう努めること。

(認定の基準)

第6条 認定みかん基準は別表のとおりとする。

(申請)

第7条 要綱第19条の規定による申請は、みかん委員会が別に定める期日までに有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定申請書（以下「認定申請書」という。）（様式1）をみかん委員会委員長に1部提出するものとする。

2 申請者は、認定みかん基準に規定する審査及び官能審査を受験するため、みかん官能審査委員会が定める審査要領に基づき、審査対象みかんをみかん委員会委員長に提出するものとする。

3 前項の審査対象みかん提出時に、原産地呼称管理制度「認定みかん」栽培実績等報告書（様式2）をみかん委員会委員長に1部提出するものとする。

(申請の取消し)

第8条 申請者は、有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定申請書を提出した後、

有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定申請取下げ書（様式3）をみかん委員会委員長に1部提出することをもって申請を取下げることができるものとする。

（審査基準及び方法）

第9条 要綱第20条の規定による審査は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) みかん委員会は、提出された認定申請書について書類審査を行うものとする。
- (2) みかん委員会は、認定みかん基準の確認及び申請書記載事項の確認のため、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- (3) 現地調査は、みかん委員会のほかみかん官能審査委員会及び市が実施できるものとする。
- (4) みかん委員会は、申請者に審査対象みかんを提出させ、品質検査を行うものとする。
- (5) みかん委員会は、書類審査、現地調査及び品質検査の結果を申請者に通知する。
- (6) みかん官能審査委員会は、みかん委員会が官能審査以外の認定みかん基準に適合したと認めたみかんについて、別に定める規定により官能審査を実施するものとする。

（認定）

第10条 要綱第22条第1項の規定により、みかん委員会及びみかん官能審査委員会は第9条の審査に合格したみかんについて認定を行い、認定書（様式4）を交付するものとする。

（認定みかんの表示）

第11条 要綱第24条及び第25条の規定による認定みかんの表示は、みかん委員会が別に定めるところにより行うこととする。

（認定台帳）

第12条 みかん委員会は、有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定台帳（様式5）を作成し、保管するものとする。

（認定みかんの出荷）

第13条 認定を受けた申請者（以下「認定申請者」という。）は認定みかん基準を満たすみかん以外を認定みかんとして出荷することができない。

2 認定みかんは、収穫後最適な時期に出荷しなければならない。

（認定みかんの調査等）

第14条 みかん委員会は認定を受けた申請者に対し、無作為抽出のうえ、要綱第30条に基づく抜き打ち調査を行うことができる。

2 認定申請者は、要綱第30条に基づく立入調査等が行われる場合これに協力しなければならない。

3 認定申請者は、認定みかんの生産から出荷の情報を確認できる書類を整えておかなければならない。

（認定みかんの出荷結果報告）

第15条 認定申請者は、認定みかんの出荷が終了したときから15日以内に有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」出荷実績報告書（様式6）をみかん委員会委員長に1

部提出するものとする。

(認定品のPR)

第16条 認定申請者は、認定みかんのPRに励むとともに、有田市原産地呼称管理制度のPRに努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年7月21日から施行する。

別表

認定みかん基準

区 分	基準項目	基 準
生産地	栽 培 地	・ 有田市内であること
	地区設定	・ 統一した栽培方法で、委員会が認定した園地であること
	生産面積	・ 基準を満たす園地面積が10 a 以上であること
生 産	品 種	・ 温州みかんであること
	農薬使用	・ 農薬取締法に基づき登録された農薬を、適正に使用し、使用履歴を記録すること
	履 歴	・ 生産から出荷までの履歴が整理されており、必要に応じて開示できること ・ 履歴の裏付けとなる使用した農薬・肥料等の伝票類を、認定日から1年間保管しておくこと
	等級	・ 秀 とする
	階級	・ 2 S、S、M、L とする (ただし、2 Lについては、条件付きで認めるものとする)
	品質検査	・ サンプル検査において、糖度が12度以上、酸度が1.0%以下であること
出 荷	形 態	・ 10 k g 以下の箱詰めとすること
	期 限	・ 認定品としての出荷は、収穫後 最適時期にすること
官 能 審 査		・ 別に設置する「みかん官能審査委員会」が規定する食味等の審査に合格すること

有田市みかん官能審査実施要領

1. 官能審査の目的

この審査は、有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定要領第9条の5の規定により官能審査を行うことで、申請みかんの品質を評価するために実施する。

2. 審査機関

審査は、原産地呼称管理制度みかん官能審査委員会が行う。

3. 官能審査の方法

審査方法は以下のとおりとする。

(1) 官能審査の基本的な考え方

官能審査委員会による食味審査の結果を踏まえた上で、合議により評価を行うこととし、品質が優れているものを認定する。

(2) 評価方法

官能審査項目及び評価尺度は次のとおりとし、様式1により採点を行う。

ア 項目評価

項目	内容
①外観	目でみた傷の有無、形状、色等
②糖度	味わったみかんの甘さ
③酸度	味わったみかんのすっぱさ
④味	味わった時のうまみ等
⑤総合評価	食味の総合的な評価

イ 評価尺度

評価尺度	評価値
優れている	9・10
やや優れている	7・8
並	5・6
品質的に問題がある	3・4
明確な欠点を持ち、不適當	1・2

4. 官能審査の合否判定について

(1) 評価の方法

食味審査では、官能審査員による評価を行う。

(2) 合否の判定

食味審査の結果を踏まえた官能審査委員の合議により決定する。

ア 食味審査の結果は、外観・糖度・酸度・味の各項目の評価も考慮しつつ、総合評価の点数を基本として評価する。

イ 合議の際には、必要に応じて計測器等による測定値も参考とする。

- (3) 官能審査による総合評価の平均点が6.5点以上の申請みかんについて、審査員の合議により可否を決定する。

5. 官能審査の方法及び留意事項

(1) みかんの収穫・保管

区分	実施方法	留意事項
ア 申請みかんの収穫及び提出	審査対象みかんとして、所定の果実をみかん委員会が指定する期日までに収穫し、提出する。	階級Mサイズのみかん果実 3 kg
イ みかんの保管	提出のあった申請みかんは、審査当日までの間、同一の冷暗所に保管する。	

(2) 食味審査

区分	留意事項
ア 同一条件での審査	審査までの経過時間に差がないようにする。
イ 試食	1つのみかんを4等分し、それを審査員が試食する。 試食が変わる都度、ミネラルウォーターで口をすすぐ。
ウ 評価	申請みかんごとに「外観」、「糖度」、「酸度」、「味(バランス)」、「総合評価」の順序で評価し、評価用紙に記入する。
エ 評価用紙の回収	全ての審査対象みかんについての試食・評価が終了した後に、記載漏れのないことを確認して回収する。
オ 合議	総合評価の平均点が基準以上の申請みかんについて、品番順に委員による合議を行い、可否を決定する。

(様式 1)

みかん官能審査票

審査員氏名 _____

○審査項目及び評点基準は次のとおりとする。

項 目	評点基準
① 外観	9・10点 優れている
② 糖度	7・8点 やや優れている
③ 酸度	5・6点 並
④ 味（バランス）	3・4点 品質的に問題がある
⑤ 総合評価	1・2点 明確な欠点を持ち、不適當

品番	外観	糖度	酸度	味	総合評価	コメント (6点以下の評価のある場合には必ず記入する)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

平成 2 4 年 6 月 3 0 日

印刷・発行

行政対応特別研究資料

地理的表示の保護制度について

－ EU の地理的表示保護制度と我が国への制度の導入－

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1

電話 (0 3) 6 7 3 7 - 9 0 0 0

FAX (0 3) 6 7 3 7 - 9 6 0 0

印刷：ミツバ総合印刷株式会社